伊達市地域防災計画

本　　編

伊 達 市 防 災 会 議

令和７年12月修正

伊達市地域防災計画

目　次

第１編　総　　則

第１節　計画の目的・位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
第２節　災害対策の基本理念、計画の基本方針及び活動目標・・・・・・・・・・・　3
第３節　市の概況と災害要因の変化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
第４節　調査研究推進体制の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
第５節　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱　・・・・・・・・・・・　11
第６節　住民等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第２編　一般災害対策編

第１章　災害予防計画

第１節　防災組織・防災拠点の整備・充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
第２節　防災情報通信網の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
第３節　気象等観測体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26
第４節　災害別予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
第５節　火災予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
第６節　建造物及び文化財災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　39
第７節　電力、ガス施設災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
第８節　緊急輸送路等の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43
第９節　避難対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45
第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61
第11節　食料等の調達・確保、防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定
　　及び罹災証明書発行体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63
第12節　航空消防防災体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　66
第13節　防災教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
第14節　防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70
第15節　自主防災組織の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73
第16節　要配慮者対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76
第17節　ボランティアとの連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82
第18節　危険物施設等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　84

第２章 災害応急対策計画

第１節　応急活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
第２節　職員の動員配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　99
第３節　災害情報の収集伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　104

第４節　通信の確保　・・・

第２章 災害予防計画

第１節　防災組織・防災拠点の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
第２節　防災情報通信網の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 266
第３節　市街地の防災対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 267
第４節　上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・ 270
第５節　電力、ガス施設災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
第６節　鉄道施設災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
第７節　電気通信施設等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275
第８節　道路及び橋りょう等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 277
第９節　河川等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 280
第10節　地盤災害等予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
第11節　火災予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
第12節　緊急輸送路等の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 283
第13節　避難対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 284
第14節　医療（助産）救護・防疫体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 285
第15節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・ 286
第16節　航空消防防災体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 287
第17節　防災教育　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 288
第18節　防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
第19節　自主防災組織の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 291
第20節　要配慮者予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 292
第21節　ボランティアとの連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 293
第22節　危険物施設等災害予防対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 294

第３章 災害応急対策計画

第１節　応急活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 295
第２節　職員の動員配備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 297
第３節　地震災害情報の収集伝達　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 300
第４節　通信の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
第５節　相互応援協力　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303
第６節　災害広報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
第７節　消火活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 305
第８節　救助・救急　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 307
第９節　自衛隊災害派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 308
第10節　避難　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 309
第11節　医療（助産）救護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 310
第12節　道路の確保（道路障害物除去等）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
第13節　緊急輸送対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
第14節　警備活動及び交通規制措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
第15節　防疫及び保健衛生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 312
第16節　廃棄物処理対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
第17節　救援対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 317

第18節　被災地の応急対策　・・・

第１節　計画の目的・位置付け

第１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、伊達市防災会議が作成する計画であり、市、消防関係機関、指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関及び市民が、相互に緊密な連絡を取りつつ、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、社会秩序の維持と公共福祉の確保を図り、住民生活の安定に資することを目的とする。

第２　計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、伊達市防災会議が作成する地域防災計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画、そして「福島県地域防災計画」と連携した市の地域に関する計画である。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置付け

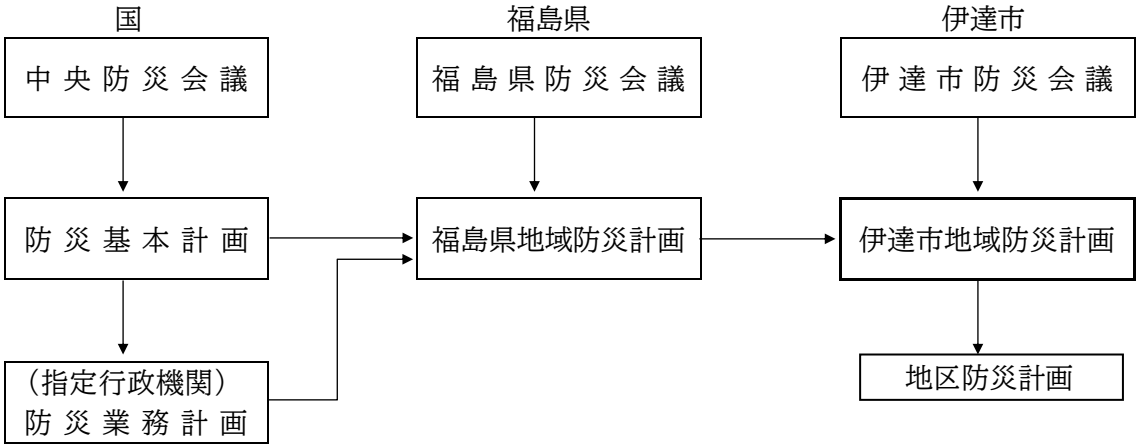

第３　計画の構成

伊達市地域防災計画は次の各編で構成する。

１　一般災害対策編
風水害、及び個別災害（農林業、林野火災、事故災害）等の対策について定める。

２　震災対策編
震災対策について定める。

３　原子力災害対策編
原子力災害対策について定める。

４　資料編
各編に関連する各種資料を掲載する。

第４　計画の修正・推進

この計画は、防災に関する基本的事項を示すもので、災害に即応した防災体制を確立するため、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

また、この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

さらに、災害対策は有機的、一体的でなければならないことから、本計画の修正にあたっては、県地域防災計画との整合性を図るものとする。

第５　他の法令に基づく計画との関係

この計画は、市における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第６　計画の周知徹底

防災関係機関は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

１　防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、防災に関する教育及び訓練や研修を実施するものとする。

２　防災広報の徹底

防災関係機関は、地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会をとらえ、広報の徹底を図るものとする。

第７　地震防災緊急事業五箇年計画

市は、地震防災対策特別措置法に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、福島県が定める第６次地震防災緊急事業五箇年計画により、地震防災対策の強化を図るため、地震防災に関する施設、設備の整備を積極的に推進するものとする。

第８　地区防災計画の作成

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第２節　災害対策の基本理念、計画の基本方針及び活動目標

第１　災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

１　当市の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

２　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

３　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

４　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

５　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

６　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第２　基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、災害対策の基本理念に基づく総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

１　防災事業の推進

治山治水及び地震災害対策をはじめとする各種の防災事業は、防災対策の基本となる事業であるので、その実施すべき責任者を明らかにするとともに、その方針について定め、積極的な防災事業の推進を図る。

２　防災関係機関相互の協力体制の確立

防災関係機関は、防災活動を的確かつ円滑に実施するため、各機関相互の防災活動が総合的、有機的に行われるよう応援協力体制の確立を図る。

３　市民の防災活動の育成強化

「自らの身の安全は自らが守る」のが防災の基本であり、市民自らが災害に備えるための手

段を講ずるとともに、自主的な防災活動に参加するなど、地域の防災に寄与するものとする。
　市は、市内事業所等の防災組織及び自主防災組織の育成強化を図り、防災機能を十分発揮するよう努めるものとする。

４　職員全体の対応能力の強化
　災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、すべての職員がいざという時に防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知することが求められる。
　事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があり、当面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないものと考えられる。このため、防災担当のみならず、全庁的に防災事務を担当する意義を認識する必要がある。

５　防災業務施設、設備資機材等の整備等
　防災関係機関は、災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、資機材等の整備等を図る。

６　関係機関との連携の強化
　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は，防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

７　男女双方の視点に配慮した防災対策
　男女双方の視点に配慮した防災を進めるために防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

８　感染症対策
　感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進することが必要である。

９　水害による死者をゼロにする災害文化の醸成
　台風などの風水害はある程度被害を予想することができる災害であり、事前の備えが極めて重要である。「自助」の意識や地域において助け合う「共助」の意識を高め、災害から身を守る「災害文化」を醸成して台風などによる死者をゼロにすることを目指すものとする。

第３　発災直前及び発災後の活動目標

　風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。
　また、被害の様相は、災害発生後の時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

活動区分	活動目標
直前対応	■災害直前活動 ・気象情報、警報情報等の伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	■初動体制の確立 ・対策活動要員の確保（非常招集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・給食、給水の実施 ・道路警戒、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次被害の防止関連対策
応急対応	■被災者の生活の安定 ・ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等の代替サービスの提供 ・通勤・通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	■地域・生活の回復 ・被災者のケア ・がれき等の撤去 ・都市環境の回復 ・生活の再建
復興対応	■地域・生活の再建・強化 ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の様態、状況に応じた配慮が必要となる。

第３節　市の概況と災害要因の変化

第１　市の自然的条件

１　位置及び面積

本市は、福島県の北東部、県都福島市の北東に隣接しており、北緯 37 度 49 分、東経 140 度 33 分（市役所本庁位置）に位置し、東は相馬市・相馬郡飯舘村に、南は伊達郡川俣町に、西は福島市及び伊達郡桑折町･国見町に、北は宮城県の白石市及び丸森町にそれぞれ隣接している。総面積は 265.1 ㎢である。

２　地勢

本市は阿武隈山系の最北端にあり、霊山の 825m を最高峰に、西には吾妻連峰、北方には宮城県境の山々が遠望できる福島盆地の中にある。

市の北西部を阿武隈川が流れ、この流域に肥沃な平野が広がり、人口が密集する市街地が形成されている。一方東部は阿武隈川に注ぐ広瀬川が山間部を北流し、この流域に沿って細長い平地が形成され、耕地として利用されている。集落は河川流域と山地内に散在している。

３　地質

本市の地質は、阿武隈川流域に広がる低平な沖積地と、東部を占める阿武隈山系の丘陵性山地からなっている。

沖積地は福島盆地の北東部に位置し、地下には沖積層、洪積層の順に重なる未固結堆積物が分布している。丘陵性山地は花こう岩質岩石が基盤として、表層地質には花こう岩質岩石が小規模な変成岩（結晶片岩）と安山岩質岩石を伴いながら分布している。本市東端の霊山と南西の小国地区の丘陵地には、火山砕屑性堆積物が分布している。

広瀬川をはじめとする山間部の河川流域は、礫を中心とする未個結堆積物が堆積し、細長い低地を形成している。

４　気象

本市は、阿武隈山系と奥羽山脈に挟まれた内陸性の気象を示し、夏は高温、冬はやや低温となる。初霜は 10 月下旬にみられ、晩霜は５月下旬までであり、果樹等に大きな被害を及ぼすことがある。

初雪は 11 月下旬頃であるが、積雪日数は比較的少なく、積雪量は山間部でも最大で 30cm 程度である。年間降水量は約 1,100mm と少ないが、７月から９月頃にかけては大雨となることがある。

第２　本市の社会的条件

１　人口

令和７年度当初の本市の住民基本台帳人口は、55,643 人、世帯数 23,342 世帯である。

人口の推移をみると、著しい減少はみられないものの、減少傾向を示している。

世帯数の推移をみると、若干増加傾向にあるものの、概ね横ばいで推移している。また、１世帯当たりの人員は､減少傾向にあり､平成 27 年度は 2.88 人であったものが令和７年では 2.38 人まで減少するなど、核家族化が進行している。

年齢別人口についてみると、年少人口の構成比率は、昭和 50 年以降減少しているが、老齢人口は増加を続け、平成２年 15.6%、平成 17 年 25.25%、平成 27 年 32.64%であったものが、令和２年度では 36.17%になり、高齢化が進んでいる。特に、高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者、日中に高齢者のみになる世帯、虚弱高齢者など要配慮者が増加している。

■人口・世帯の推移　（単位:人）

	人　口				世帯数	伸長率：対前回比	
	総数	男	女	1世帯当たり		人口(%)	世帯(%)
昭和 60 年	74,626	36,460	38,166	4.10	18,245	100.6	102.2
平成２年	74,200	36,143	38,057	3.96	18,888	99.43	103.5
平成７年	73,305	35,701	37,604	3.74	19,737	98.79	104.5
平成 12 年	71,817	34,830	36,987	3.54	20,361	97.97	103.2
平成 17 年	69,289	33,510	35,779	3.35	20,714	96.48	102.0
平成 22 年	67,684	33,022	34,662	3.10	21,830	97.68	105.4
平成 27 年	62,400	30,541	31,859	2.88	21,624	92.19	99.05
令和２年	58,240	28,313	29,927	2.75	21,158	93.33	97.84

（資料：国勢調査）

■年齢３区分別人口の推移　（単位:人）

	年少人口 （0～14 歳）	生産年齢人口 （15～64 歳）	老齢人口 （65 歳以上）	合　計 （不詳含）
昭和 60 年	16,409（21.99%）	48,458（64.93%）	9,759（13.08%）	74,626
平成２年	14,410（19.42%）	48,200（64.96%）	11,589（15.62%）	74,200
平成７年	12,482（17.03%）	46,721（67.74%）	14,102（19.24%）	73,305
平成 12 年	10,813（15.06%）	44,727（62.28%）	16,277（22.66%）	71,817
平成 17 年	9,714（14.02%）	42,070（60.72%）	17,496（25.25%）	69,289
平成 22 年	8,590（12.69%）	40,428（59.73%）	18,666（27.58%）	67,684
平成 27 年	6,712（10.77%）	35,350（56.74%）	20,338（32.64%）	62,400
令和２年	5,961（10.26%）	31,100（53.55%）	21,008（36.17%）	58,240

（資料：国勢調査）

２　土地利用

令和２年の本市における土地利用は、山林原野が 92,982ha と本市総面積の 35.1%を占め、次いで畑、田の順となっている。推移を見ると耕地が減り宅地が増加するなど、都市化が進行している。

■土地利用状況の推移　（単位:ha）

	宅地	田	畑	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
平成 12 年	14,086	22,167	49,144	218	102,712	3,820	3,529	69,424	265,100
平成 17 年	14,313	22,007	48,831	182	101,772	3,073	3,582	71,340	265,100
平成 22 年	14,362	21,927	48,467	182	89,958	3,090	3,409	83,676	265,100
平成 27 年	14,543	21,771	48,242	171	89,944	3,117	3,503	83,799	265,120
令和２年	14,987	21,537	48,025	175	89,869	3,113	3,539	83,846	265,120

（資料：福島県統計年鑑）

３　交通

(1) 交通網

本市の道路網は、市の中心部を東北自動車道と常磐自動車道を結ぶ東北中央自動車道（相馬福島道路）、国道 349 号及び国道 399 号が、市の南部を相馬地方と県都福島市を東西方向に結ぶ国道 115 号が走っており、骨格的な道路網を形成している。そしてさらに、これら基幹道路を補完し、地域住民の日常生活に密着した市道が結びつき、本市の道路網を形成している。

公共交通は、市の西端をＪＲ東北本線が走り、中心部を阿武隈急行線が南西から北東方向に走っており、福島市等への通勤通学の足として定着している。また、路線バスは高齢者や子どもをはじめ、主に山間部に住む市民の移動手段として重要な役割を果たしている。

(2) 道路

① 国道

東北の大動脈である国道４号が市の西端を南北に縦貫しており、これに国道399号が交差し、さらに東西に横断する国道115号、南北に縦断する国道349号による基幹道路網をなしている。また、東日本大震災の復興支援道路として整備された東北中央自動車道（相馬福島道路）には、市内４か所にインターチェンジが設置されており、物流の効率化や救急医療活動の支援に大きな役割を果たしている。

② 地方道（県道）

市内の県道は、主要地方道５路線と一般県道27路線である。主要地方道の福島保原線に関しては改良率、舗装率ともに100％となっている。しかし、交通不能個所や幅員が著しく狭い箇所が残されており、早期の改良整備が待たれている。

③ 市道

本市の市道は、3,950路線、総延長1,323,655mである。市道は、住民生活と深い係わりを持つ社会基盤であり、住民生活の向上と地域振興を図るためにも計画的に整備を推進する必要がある。

第３　市における社会的災害要因の変化

災害、特に地震災害においては、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人口の分布や建築物の状況等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。

第１は、地域間の人口分布の変化である。都市化が進んだことにより、災害時における被災人口の増大と火災の多発、延焼地域の拡大の危険性を高めている。一方、農村部を中心に過疎化と同時に高齢化が進展し、高齢化比率が高くなっている。このために、災害時における農山村部での災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっている。また、急速な高齢化に伴う高齢者の増大や国際化に伴う外国人の増加等、いわゆる要配慮者の増大についても配慮しなければならない。

第２は、通勤・通学や買物行動等の日常活動範囲の拡大による昼夜間人口の変化である。昼間時には市街地中心部に人口が集中し、農村部では夜間に比べ極めて人口が少なくなるので、昼間時に災害が発生した場合には、とくに農村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高い。

第３は、人々の生活様式の変化により、電力、水道、下水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっていることである。これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、行政機関においてもこれらの施設の依存度は高く、場合によっては、初動態勢への影響も考えられる。

第４は、人口減少、生活環境の変化等によるコミュニティ活動の低下、また、コミュニティ意識の低下である。災害による被害を最小限にくい止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成・再編など地域の実情にあわせた防災体制の整備充実が欠かせないものである。

このような本市における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。従って、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくことが必要である。

なお、概ね５年ごとの社会構造の変化を表にして比較すると次のとおりである。

■本市における５年ごとの社会構造変化の比較

区　　分		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
人　口 （65 才以上高齢化率）		69,289 人 （25.25%）	67,684 人 （27.58%）	62,400 人 （32.64%）	58,240 人 （36.17%）
世帯数		20,714 世帯	21,830 世帯	21,624 世帯	21,158 世帯
宅地面積		14,313 ha	14,362 ha	14,543 ha	14,987 ha
自動車保有数	小型二輪車	884 台	864 台	1,063 台	1,206 台
	軽自動車	23,625 台	25,806 台	27,846 台	26,795 台
	乗用車	24,211 台	22,306 台	21,905 台	21,036 台
	貨物車	4,427 台	3,730 台	3,611 台	3,367 台
	乗合車	95 台	93 台	106 台	107 台
	特殊用途車	992 台	849 台	803 台	807 台
	大型特殊車	73 台	67 台	78 台	92 台
水道給水人口と普及率		54,822 人 （93.4%）	55,020 人 （93.0%）	55,878 人 （91.3%）	54,096 人 （93.6%）

（資料：国勢調査、東北運輸支局「福島県内市町村別自動車数調」）

第４節　調査研究推進体制の充実

第１　市による調査研究体制

風水害等の発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、市民の適切な避難や防災活動に役立てるため、ハザードマップ、防災マップ、地区別カルテ等の作成を推進する。

第２　自主防災組織等地域における取り組み

阪神・淡路大震災及び平成 10 年８月末豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかになり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが大切である。

そのため、市民の間で自主防災組織を形成し、自らの手でまち歩きを行い防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加するなど、災害対応を自らの問題として捉えた行動が重要となる。

第５節　防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第１　防災関係機関の実施責任

防災関係機関は、災害対策の基本理念にのっとり、災害対策を実施する責務を有する。

１　市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努める。

２　消防機関

市消防団は、市の要請に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災活動を実施する。

また、伊達地方消防組合は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市、消防団と連携し、救急救助及び防災活動を実施する。

３　県の機関

県は、市町村を包括する広域的行政機関として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び防災関係機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合的な調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　市

①　伊達市防災会議に関すること
②　防災組織の整備及び育成指導
③　防災知識の普及及び教育
④　防災訓練の実施
⑤　防災施設の整備
⑥　防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
⑦　消防活動その他の応急措置
⑧　避難対策
⑨　災害に関する情報の収集、伝達及び広報

⑩　被災者に対する救助及び救護の実施
⑪　保健衛生
⑫　文教対策
⑬　被災施設の復旧
⑭　その他の災害応急対策
⑮　その他災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

２　消防機関

(1) 市消防団
①　消防活動その他の応急措置
②　被災者に対する救助及び救護の実施
③　災害応急対策
④　災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

(2) 伊達地方消防組合
①　防災知識の普及及び教育
②　消防活動その他の応急措置
③　災害に関する情報の収集及び伝達広報
④　被災者に対する救助及び救護の実施
⑤　災害応急対策
⑥　災害の発生の防御及び被害拡大防止のための措置

３　県の機関

(1) 福島県県北地方振興局
①　災害応急対策組織の整備に関すること
②　災害情報の収集及び提供に関すること
③　自衛隊の災害派遣に関すること
④　市及び防災関係機関との連絡調整に関すること
⑤　災害地現地調査に関すること
⑥　災害対策現地報告に関すること
⑦　災害応急対策に必要な応援措置に関すること

(2) 福島県県北保健福祉事務所
①　保健衛生関係の被害状況の収集及びその応急対策に関すること
②　各種消毒の指導に関すること
③　井戸水等の水質検査の指導に関すること
④　感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動の指導に関すること
⑤　り災者の医療、助産その他の保健衛生に関すること

(3) 福島県県北農林事務所
①　農林業等被害調査に関すること
②　農林業災害対策補助事業

(4) 福島県県北農林事務所伊達農業普及所
①　農作物等被害状況の調査に関すること
②　災害の未然防止と災害の軽減及び拡大防止に関する技術指導に関すること
③　農業災害融資に関すること

(5) 福島県県北建設事務所（保原土木事務所）
①　災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
②　所轄公共土木施設の整備と防災管理
③　水防警報等の発表及び伝達
④　土砂災害警戒情報の伝達

⑤　水防活動の支援の及び指導
⑥　災害時における交通規制及び輸送の確保
⑦　被災県公共土木施設の復旧

４　伊達警察署
①　災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関すること
②　災害状況の把握と警備体制の確立に関すること
③　被災者の救出、救護に関すること
④　避難の指示及び誘導に関すること
⑤　緊急輸送の確保・交通規制、その他社会秩序の維持に関すること
⑥　遺体（行方不明者）の捜索及び検視に関すること
⑦　他の機関の行う救助活動及び防御活動の協力に関すること

５　指定地方行政機関
(1) 国土交通省福島河川国道事務所
①　災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
②　所轄公共土木施設の整備と防災管理
③　洪水予警報等の発表及び伝達
④　水防活動の指導
⑤　災害時における交通規制及び輸送の確保
⑥　被災直轄公共土木施設の復旧
⑦　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
(2) 福島森林管理署
①　国有林野の保安林、保安・治山施設等の維持、造成
②　災害時における復旧用緊急資材の供給
(3) 東北農政局福島県拠点
①　農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成
②　農業関係被害情報の収集報告
③　農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病害虫の防除指導
④　被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導
⑤　排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付け
⑥　野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策
⑦　応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
(4) 福島地方気象台
①　気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
②　気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
③　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
④　県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
⑤　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

６　自衛隊（福島駐屯地）
① 自衛隊災害派遣計画の作成
② 市及びその他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力
③ 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

７　指定公共機関及び指定地方公共機関
(1) 日本郵便(株)

①　災害時における郵政事業運営の確保
②　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
③　被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

(2) NTT 東日本(株)福島支店
①　電気通信施設の整備及び防災管理
②　災害非常通信の確保
③　被災電気通信施設の復旧

(3) 東北電力ネットワーク(株)福島電力センター
①　電力供給施設の整備及び防災管理
②　災害時における電力供給の確保
③　被災電力施設の復旧

(4) 東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支店
①　被災地の人員輸送の確保
②　災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
③　災害時における応急輸送対策
④　被災鉄道施設の復旧

(5) 阿武隈急行(株)
①　被災地の人員輸送の確保
②　災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
③　災害時における応急輸送対策
④　被災鉄道施設の復旧

(6) 福島交通(株)（バス機関）
①　被災地の人員輸送の確保
②　災害時における避難者等の緊急輸送の協力

(7) 日本通運(株)福島支店
①　災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

(8) 日本赤十字社福島県支部
①　医療、助産等補助及び救護の実施
②　義援金の募集
③　災害救助の協力奉仕者の連絡調整

(9) 放送機関（テレビ局、ラジオ局）
①　気象予報、警報等の放送
②　災害状況及び災害対策に関する放送
③　防災知識の普及

(10) 新聞社
①　災害状況及び災害対策に関する報道

(11) 運輸業者
①　災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力

(12) 伊達医師会
①　医療助産等救護活動の実施
②　救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
③　防疫その他保健衛生活動の協力

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1)伊達市社会福祉協議会
①　要配慮者に関する情報の共有
②　ボランティア団体等の把握、登録等
③　ボランティアの受け入れ体制の整備

④　被災者への融資

(2)各地域包括支援センター及び市内居宅介護支援事業所等

①　要配慮者に関する情報の共有

②　在宅者への対策

(3)民生児童委員協議会

①　要配慮者に関する情報の共有

②　日常の自主防災活動

③　在宅者への対策

④　要配慮者への広報

(4)町内会等の地域自治組織及び自主防災組織

①　災害情報の収集及び伝達

②　地区防災計画の策定

③　消火器等による消火負傷者の救出救護

④　負傷者の救出救護及び地域住民の避難誘導

⑤　給食・給水活動

(5) JA ふくしま未来農業協同組合

①　市が行う被害状況調査及び応急対策への協力

②　農作物災害応急対策の指導

③　農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん

④　被災組合員に対する融資のあっせん

(6) 伊達市商工会・保原町商工会

①　市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力

②　災害時における物価安定についての協力

③　救助用物資、復旧資材の確保についての協力

④　災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力（まちなかタクシー事業）

(7) 水道工事公認業者

①　市が行う被害状況調査及び応急給水への協力

②　応急給水活動用災害復旧用資機材の整備

(8) 金融機関

災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

(9) 病院等医療施設の管理者

①　避難施設の整備及び避難訓練の実施

②　災害時における収容者の保護及び誘導

③　災害時における病人等の収容及び保護

④　災害時における被災負傷者の治療及び助産

(10) 社会福祉施設等の管理者

①　避難施設の整備及び避難訓練の実施

②　災害時における収容者の保護及び誘導

(11) 学校法人

①　避難施設の整備及び避難訓練

②　災害時における応急教育対策計画の確立と実施

(12) 危険物施設の管理者

①　安全管理の徹底

②　防護施設の整備

③　災害応急対策及びその復旧対策の確立

(13) 高圧ＬＰガス関係（高圧ガス販売業者）

①　安全管理の徹底

②　高圧ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立

(14) ＬＰガス関係（ＬＰガス販売業者）
① 安全管理の徹底
② ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
(15) 火薬類事業者
① 安全管理の徹底
② 火薬類施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
(16) 毒物劇物事業者
① 安全管理の徹底
② 毒物劇物施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
(17) 福島県北森林組合
① 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
② 被災組合員に対する融資の斡旋

第６節　住民等の責務

第１　住民の責務

住民は、災害対策の基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自らの災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するように努めるものとする。

また、「自らの命は自らが守る」意識を持ち、状況に応じて避難行動や命を守る行動をとるものとする。

第２　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、県及び市が実施する防災に関する施策に協力するものとする。

第１節　防災組織・防災拠点の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結び付く自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第１　市の防災組織

１　伊達市防災会議

市は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、関係市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

① 地域防災計画の策定及びその実施を推進すること。

② 市の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。

③ 市の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、市並びに関係指定地方行政機関、県、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

④ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。

⑤ 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を調査審議すること。

⑥ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織

防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

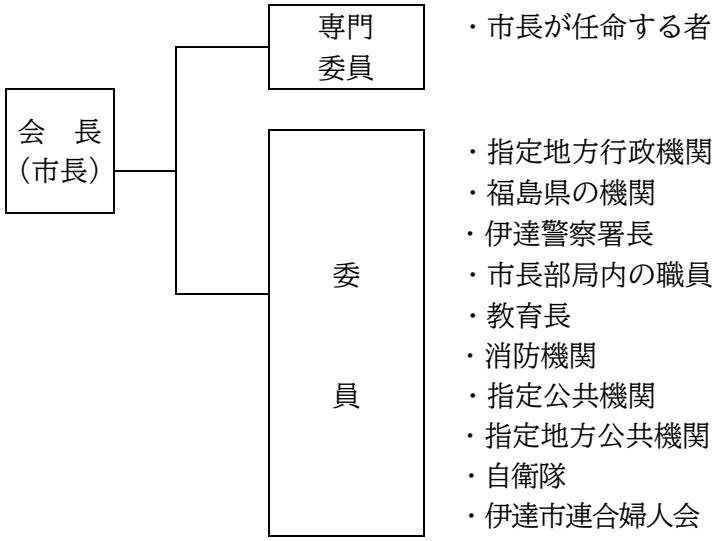

区　　分	防　　災　　機　　関	委員数
第１号委員	東北農政局地方参事官（福島県担当）、福島森林管理署長 福島地方気象台長、東北地方整備局福島河川国道事務所長	４人
第２号委員	福島県県北地方振興局長、福島県県北保健福祉事務所長 福島県県北建設事務所長、福島県県北農林事務所長	４人
第３号委員	伊達警察署長	１人
第４号委員	伊達市副市長、伊達市総務部長、伊達市未来政策部長 伊達市財務部長、伊達市市民生活部長、伊達市健康福祉部長 伊達市産業部長、伊達市建設部長 伊達市教育部長、伊達市こども部長	10 人
第５号委員	伊達市教育委員会教育長	１人
第６号委員	伊達地方消防組合消防長、伊達市消防団長	２人
第７号委員	NTT 東日本株式会社福島支店設備部部長、東北電力ネットワーク株式会社　福島電力センター所長	２人
第８号委員	陸上自衛隊東北方面隊第６師団第４４普通科第２中隊長 伊達市連合婦人会長	２人

２　災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了したときは、本部を解散する。

(2) 設置の根拠

災害対策基本法第23条の２

(3) 所掌事務

防災会議と緊密な連絡をもとに、地域防災計画の定めるところにより市内の災害予防及び応急対策を実施する。

(4) 組織

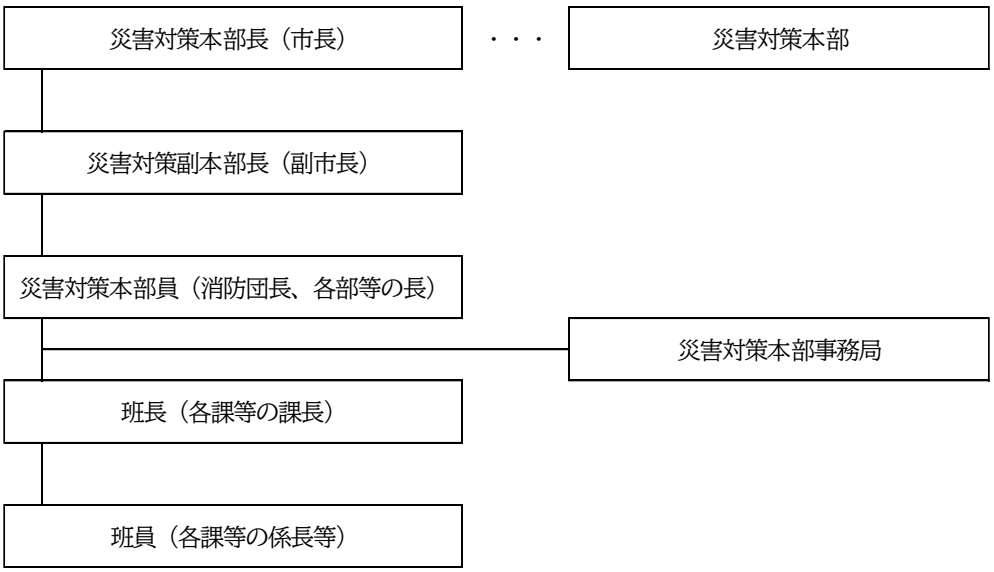

３　水防団本部

(1) 設置の根拠

水防法第5条

(2) 所掌事務

河川の洪水等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画（第２章　災害応急対策計画　第７節）のとおり。

第２　防災関係機関の防災組織

市の区域を所管し、又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

第３　自主防災組織

１　設置の目的

災害対策基本法第５条の規定に基づき、市民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会等の自治組織を単位として設置するものであり、市は、その組織の充実を図る。

２　組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節自主防災組織の整備」のとおりである。

会　長
- 情　報　班：情報収集伝達に関すること。
- 消　火　班：消火器等による消火に関すること。
- 救出救護班：負傷者の救出救護に関すること。
- 避難誘導班：地域住民の避難誘導に関すること。
- 給食給水班：給食・給水活動に関すること。

第４　応援協力体制の整備

１　広域市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、迅速な対応を取ることができるように、予め手続き等の細部的事項について十分な検討を行っておくものとする。

「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」33市町村　平成9年1月16日協定締結

構成	福島地方広域行政圏	４市３町１村	（福島市、伊達市、二本松市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市）
	相馬地方広域行政圏	２市１町１村	（相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村）
	仙南地域広域行政圏	２市７町	（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）
	亘理・名取広域行政圏	２市２町	（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）
	置賜広域行政圏	３市５町	（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町）

また、市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関においても、防災に関する所掌事務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡調整して円滑な組織の整備、運営がなし得るよう努めるものとする。

２ 大規模災害時における相互応援協定

本市は大規模な災害において同時に被災に遭う恐れの少ない遠隔地の自治体の間で大規模災害時における相互応援協定を締結した。大規模災害時における相互応援協定に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努めるものとする。

■ 協定自治体

相互応援協定名称	締結時期	自治体名
姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定書	2012年10月20日	北海道松前町
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2012年11月13日	島根県出雲市
見附市、伊達市災害時相互応援協定	2013年1月28日	新潟県見附市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年1月28日	新潟県三条市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年1月31日	滋賀県草津市
福島県伊達市及び山形県米沢市大規模災害時相互応援協定	2013年2月19日	山形県米沢市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年3月1日	長野県南牧村
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年7月10日	千葉県白井市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2025年2月2日	茨城県筑西市

３　消防の相互応援

市及び伊達地方消防組合は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

４　県、指定地方行政機関、他市町村長からの職員派遣要請に対応するための資料整備

市は、県知事若しくは指定地方行政機関の長又は他市町村長からの職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

５　経費の負担

指定地方公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

６　民間協力計画

市及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に市は、それぞれの所掌事務に関する公共団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第５　その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の管理者は、消防法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第６　防災拠点の整備

市は災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。
また防災拠点施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

１　太陽光発電設備等の整備

災害時に災害対策の拠点となる災害対策本部及び現地対策本部として位置づけられている市庁舎や市が指定する避難所、その他防災拠点となるべき施設等が、防災拠点としての機能が果たせるよう必要な自家発電装置、太陽光発電の再生可能エネルギー利用設備等による非常用電源の確保とバックアップ機能を有する設備の整備を進める。

２　道の駅「伊達の郷　りょうぜん」の防災拠点施設としての位置づけ

平成29年度に完成した霊山小国地区の道の駅「伊達の郷　りょうぜん」を防災拠点施設として位置づけ、被災者の避難スペースの確保、物資の備蓄倉庫や自家発電装置の設置等、必要な施設･設備の整備を図るものとする。

第７　業務継続性の確保

市は災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、庁舎使用不可時の代替庁舎、電気・水・食糧等必要な資機材の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるものとする。

第２節　防災情報通信網の整備

（市民生活部、総務部）

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第１　防災情報通信施設設備の整備

１　伊達市防災行政無線の整備

市では、防災無線基地局１基、半固定型一般局6台、移動系防災無線（車載用37台（公用車37台）、携帯用195台）同報系防災行政無線（屋外拡声子局76局、戸別受信機584台）が整備され、運用している。災害時に迅速、的確な情報を収集するため同報系防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機の増設等も検討し、確実な災害情報の伝達手段の確保や防災拠点施設間の通信網の強化を推進する。

２　福島県総合情報通信ネットワーク

(1)概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時においては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報を収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網は、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局の導入や地上系の画像電送システムの整備など防災通信機能が拡充・強化されている。

(2)情報の提供

市は、県の福島県総合情報通信ネットワークを通じて、福島地方気象台が発表する下記の気象、地象及び水象情報の提供を受ける。

①気象、高潮及び波浪に関する特別警報
②気象、高潮、波浪及び洪水に関する警報及び注意報
③土砂災害警戒情報
④指定河川洪水予報
⑤気象情報
⑥大津波警報、津波警報、津波注意報
⑦地震及び津波に関する情報
⑧噴火警報等
⑨気象通報

(3) 職員参集システム

県では、勤務時間外において、地震の発生、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表及び気象特別警報、気象警報の発表を迅速に伝達するため、福島職員参集システムを整備している。このシステムは、福島地方気象台からの気象情報伝送処理システムによる情報、県震度情報ネットワークシステムによる情報に基づき、災害対策課を始めとする防災関係課職員及び県幹部職員の携帯電話及び加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

市においても、職員参集システムを活用し、勤務時間外においても自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図るものとしている。

３　各種情報手段の活用

(1) 全国瞬時警報システム(J－ALERT)

ア 国民保護関係情報
　弾道ミサイル情報
　航空攻撃情報
　ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
　大規模テロ情報

イ 緊急地震速報

ウ 気象情報
　気象警報
　気象特別警報
　土砂災害警戒情報
　竜巻注意情報

(2) 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話については緊急速報メールサービスを利用し、受信時にはポップアップ表示（配信内容の自動表示）や専用の着信音で速報を行う。

ア 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）

イ 警戒区域情報

ウ 指定河川洪水予報

エ 土砂災害警戒情報

オ 国民保護情報

カ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染防止のための外出自粛要請

キ 緊急地震速報

(3) Ｌアラート

情報通信技術を活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供する。

(4) 国土交通省ホームページ

市は、雨量情報・雪情報・水位情報・気象情報等を、国土交通省ホームページにより、即時に入手し活用するものとする。

(5) 気象庁　予報・警報等の提供　気象庁ホームページ

市は、避難指示等を判断するうえで、「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」等を積極的に入手し活用するものとする。

(6) 伊達市災害監視システム

市は、令和２年度に導入した伊達市災害監視システムを活用し、雨量情報や水位情報等を入手する。また、市民に対して市ホームページや広報誌などを通して、伊達市災害監視システムの活用について情報提供を行う。

(7)伊達市公式アプリ「だてなび」及び登録制メール「だてなび」

市は、上記(1)～(6)のほとんどを一元化、災害等の情報を発信する伊達市公式アプリ「だてなび」及び登録制メール「だてなび」について、市民へ積極的に活用の広報を行う。

(8) 福島県伊達市総合マップ-伊達なデジタルナビ-

指定緊急避難場所、指定避難所、防災無線等の情報を市民がデジタル地図として閲覧、検索することができる福島県伊達市総合マップ-伊達なデジタルナビ-について、各種防災関連情報を盛り込み、市民に対して情報提供を行う。

第２　その他通信網の整備・活用

１　非常通信体制の充実強化

市、及び防災関係機関は、大規模停電時も含め災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑、かつ、効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) 衛星携帯電話の活用

災害時において、電話回線の途絶等により、公衆回線・専用線が使用できない場合には、地域防災拠点との通信を衛星携帯電話により行う。

２　その他通信連絡網の整備・活用

市は、その他災害時の情報伝達手段として、臨時災害放送局及びエリアメールの整備に努めるとともに、既存である伊達地域のＣＡＴＶ、有線放送、アマチュア無線愛好団体及びＭＣＡ無線を利用する運輸業者など民間の無線従事者との協力体制の確保に努める。

市は、消防庁が運用するＪ－ＡＬＥＲＴ（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進するとともに、デジタル放送や携帯端末等を活用した防災情報の提供を行う。

さらに、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末（防災電話等）を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

３ クラウドシステムなどＩＣＴの導入に係る検討

市は、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

令和４年度に導入した災害関連情報オペレーティングシステムは警戒配備等で出動中の職員間での情報共有、国・県・市が管理する雨量・水位情報を一元的に情報閲覧することが可能となっており、災害時情報共有等の際に、積極的に活用することとする。

第３ 通信手段の周知

住民への連絡体制の周知

市は、住民が自ら情報を入手できるよう、テレビのデータ放送を始め、携帯電話やパソコン等の個人情報端末の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

第３節　気象等観測体制

（市民生活部）

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第１　気象観測施設等

市内の気象観測施設等の設置状況は次のとおりである。

１　河川カメラ

河川名	カメラ名	所在地	管理者
阿武隈川	岡沼(阿L17.0k)	岡沼地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	梁川町五十沢岡崎前(阿L4.2k)	梁川町五十沢岡崎前地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	梁川町やながわ工業団地(阿L8.4k)	梁川町やながわ工業団地	福島河川国道事務所
阿武隈川	梁川町舟生桂野(阿R1.4k)	梁川町舟生桂野地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	沼の平	梁川町大字五十沢字寺木地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	五十沢樋門	梁川町大字五十沢字羽山下地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	五十沢樋管	梁川町大字五十沢地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	大正樋門	梁川町栗野字高川原地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	大正橋下流	伏黒地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	伏黒水位観測所	伏黒地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	ふれあいセンター	箱崎地内	福島河川国道事務所
阿武隈川	摺上川合流左岸	一本杉地内	福島河川国道事務所
広瀬川	広瀬川（二村橋）	梁川町地内	福島県
広瀬川	梁川町上川原(広L2.0k+30)	梁川町上川原地内	福島河川国道事務所
広瀬川	西塩野川(広R1.2k)	梁川町西塩野川地内	福島河川国道事務所
広瀬川	伝樋川水門	梁川町字下川原地内	福島河川国道事務所
広瀬川	広瀬川管理センター	梁川町字大町一丁目裏地内	福島河川国道事務所
広瀬川	広瀬川（細布橋）	月舘町地内	福島県
塩野川	塩野川（西塩野川橋）	梁川町地内	福島県
塩野川	塩野川災害監視局	梁川町南町谷川19-2	伊達市
伝樋川	伝樋川（新桐木橋）	梁川町地内	福島県
伝樋川	伝樋川（上大鳥橋）	梁川町地内	福島県
小国川	小国川（下川原大橋）	霊山町掛田字下川原地内	福島県
小国川	小国川（高屋敷橋）	霊山町下小国地内	福島県
東根川	東根川（界橋）	保原町地内	福島県
古川	古川（古川橋）	保原町地内	福島県
古川	古川（猫川橋）	保原町地内	福島県
古川	古川災害監視局	保原町柏町45-1	伊達市
山舟生川	山舟生川（護岸）	梁川町山舟生地内	福島県

２　雨量観測所

						雨量（mm）		累加雨量（mm）		
所管（管理区分）	水系名	河川名	観測所名	所在地	種別※	注意値	警戒値	注意値	警戒値	標高（m）
福島河川国道事務所（国河川）	阿武隈川	広瀬川	月舘（国）	伊達市月舘町布川字中平11番地（月舘幼稚園前）	一種	30.0	50.0	60.0	100.0	130.00
福島河川国道事務所（国河川）		阿武隈川	八幡	伊達市梁川町八幡（梁川橋地点）	二種	30.0	50.0	60.0	100.0	40.00
福島地方気象台（気象庁）		その他	梁川（気象）	伊達市梁川町粟野字作田	－	－	－	－	－	－
福島県（自治体）		広瀬川	月舘（県）	伊達市月舘町月舘字久保田29-2（月舘総合支所西側）	－	15.0	20.0	60.0	80.0	－
福島県（自治体）		東根川	保原	伊達市保原町大泉字大地内124（福島県伊達合同庁舎敷地内（保原土木事務所）	－	15.0	20.0	60.0	80.0	－
福島県（自治体）		大石川	大石	伊達市霊山町大石字湧水1-1（霊山湧水の里敷地内）	－	15.0	20.0	60.0	80.0	－
福島県（自治体）		阿武隈川	舟生	伊達市梁川町舟生字原田42-9（阿武隈急行富野駅敷地内）	－	15.0	20.0	60.0	80.0	－
伊達市（自治体）		阿武隈川	伊達総合支所	伊達市前川原17番地１	－	－	－	－	－	－
伊達市（自治体）		小国川	霊山中央交流館	伊達市霊山町掛田字西裏17番地	－	－	－	－	－	－
伊達市（自治体）		石田川	石田	伊達市霊山町石田字川面5番地1（坂ノ上集会所敷地内）	－	－	－	－	－	－
伊達市（自治体）		塩野川	白根	伊達市梁川町白根字北向15（旧白根地区交流館）	－	－	－	－	－	－

３　水位観測所

所管（管理区分）	水系名	河川名	観測所名	所在地	種別	水防団レベル1	注意水位レベル2	判断水位レベル3	危険水位レベル4	零点高 ELM
福島河川国道事務所	阿武隈川	阿武隈川	伏黒	伊達市伏黒字下大川57（大正橋下流30m）	テ	3.00	4.00	4.50	5.00	45.03
福島河川国道事務所	阿武隈川	阿武隈川	八幡	伊達市梁川町八幡（梁川大橋地点）	テ	－	－	－	－	34.14
福島河川国道事務所	阿武隈川	阿武隈川	滝川合流地点	伊達市やながわ工業団地	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	東根川	保原	伊達市保原町字舟橋22-1（赤橋地点）	テ	1.05	1.50	1.60	2.10	46.84
福島県（自治体）	阿武隈川	広瀬川	月舘	伊達市月舘町月舘字久保田29-2（月舘総合支所西側）	テ	1.10	1.60	2.40	2.60	115.15
福島県（自治体）	阿武隈川	広瀬川	大関	伊達市梁川町大関字砂田（間野橋地点）	テ	2.20	3.25	3.40	3.60	49.63
福島県（自治体）	阿武隈川	伝樋川	東土橋	伊達市梁川町字東土橋73-1（老人福祉施設梁川ホーム東側）	テ	0.80	1.30	1.80	2.00	39.3
福島県（自治体）	阿武隈川	広瀬川	山戸田橋	伊達市霊山町山戸田字成合地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	広瀬川	二村橋	伊達市梁川町大関字上原地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	広瀬川	下手渡橋	伊達市月舘町下手渡字岩崎地内	危	－	－	－	－	－
福島河川国道事務所	阿武隈川	広瀬川	万代橋	伊達市梁川町町裏地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	東根川	下ノ内橋	伊達市保原町富沢字日向前地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	東根川	界橋	伊達市保原町字城ノ内地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	小国川	西陣場橋	伊達市霊山町掛田字西陣場地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	小国川	小国橋	伊達市霊山町下小国字高屋敷地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	石田川	神明前橋	伊達市霊山町石田字中瀬地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	塩野川	南町谷川橋	伊達市梁川町南町谷川地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	塩野川	北新井橋	伊達市梁川町八幡字熊ノ塚地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	塩野川	天神橋	伊達市梁川町希望ヶ丘地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	塩野川	西塩野川橋	伊達市梁川町字西塩野川地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	祓川	阿久津橋	伊達市霊山町大石字桂堂地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	祓川	貴船橋	伊達市霊山町大石字松葉地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	伝樋川	伝樋橋	伊達市保原町金原田字桜下地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	伝樋川	新桐木橋	伊達市梁川町字山城舘地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	伝樋川	上大鳥橋	伊達市保原町仁井田字前原地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	伝樋川	大舘橋	伊達市梁川町大舘地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	古川	猫川橋	伊達市保原町字清水町地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	古川	金山橋	伊達市保原町上保原字金山地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	古川	古川橋	伊達市保原町字泉町地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	布川	鈴懸橋	伊達市月舘町布川字中堀地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	山舟生川	山舟生橋	伊達市梁川町山舟生字雁治平地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	山舟生川	護岸右岸	伊達市梁川町山舟生字鹿野新田地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	上小国川	城戸ノ内橋	伊達市霊山町上小国字城戸ノ内地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	糠田川	中ノ内橋	伊達市月舘町糠田字舘山地内	危	－	－	－	－	－
福島県（自治体）	阿武隈川	大石川	日ノ作橋	伊達市霊山町大石字日ノ作橋地内	危	－	－	－	－	－

国土交通省「川の防災情報」HP 川の水位情報　危機管理型水位計HP　より

第４節　災害別予防対策

（市民生活部、建設部、産業部、教育部、こども部、消防団）

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第１　水害予防対策

１　河川対策

(1) 課題

本市の河川は、市の北西部を北流する阿武隈川をはじめ、広瀬川、塩野川、山舟生川、伝樋川、東根川など１級河川が16河川あり、いずれも阿武隈川に注いでいる。これらの河川は出水期や台風期には度々増水し、溢水等による被害発生の危険性を有している。

これまでの大洪水を受け、阿武隈川平成の大改修事業や広瀬川河川改修事業等により、築堤・堤防の強化が図られ整備が進められているものの、一部の未整備箇所、他河川の未整備地区があり、今後とも改修工事の促進はもとより、予防対策としての各種施策が必要である。

また、近年の都市開発に伴い、一部河川においては洪水頻度の増加、平常時流量の減少、水質の悪化などの問題が顕在化しつつある。特に、近年の都市化現象に伴う流域開発は、より多くの人口、資産の集中が促進されるため、治水施設の整備水準を高めることは、安全な社会基盤の整備を図る上で必要不可欠である。

さらに、この河川以外の用排水路も、農業振興と併せて整備を促進し、災害の予防に努める必要がある。

災害復旧に伴って、河川空間を活用した親水空間の設置が行われているが、今後も治水対策の充実と共にゆとりある快適で安全な生活環境づくりと市民の河川愛護意識を高める必要がある。

(2) 計画

激甚化が懸念される水害に対し、国、県、市町村等の関係機関をメンバーとする協議会で策定した流域治水の理念に基づく「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」について、関係機関との連携による治水対策を推進する。

本市管理の準用河川は、4河川、総延長6,360ｍであり、下流の河川整備計画との整合を図りながら、災害時において大きな被害をもたらす恐れのある箇所から計画的に、無堤防地区の解消、河川改修事業などの整備を図り、安全で快適な生活環境づくりを推進する。

また、河川の治水対策と併せ、災害監視システムや排水ポンプ車の導入、避難情報発令のタイミングの検討、自主防災組織の育成、支援および連携強化のソフト対策の強化･拡充により、水害予防対策を推進する。

２　下水道対策

(1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市集中化は、都市河川流域、特に排水能力の低い所にも住宅化が進み、雨水による浸水被害を増大させている。これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

こうした流れに対し、本市の下水道普及率は令和６年度末で69％となっている。

(2) 計画

市民生活を都市災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な都市施設である下水道を早急に整備する。そのため、市は、既に事業実施中の流域下水道及び公共下水道

については、速やかな供用開始を図るよう努力するとともに、積極的な普及啓蒙活動を推進し、小規模下水道等の活用により、事業着手の促進と普及率の拡大を図る。

さらに、市街化の進展による浸水被害地区に対しては、貯留機能や排水機能の強化に努める。計画的なし尿収集と効率的な処理を行うため、関係機関と連携をとり、適切な指導に努める。

また、水洗化に伴うし尿浄化槽の普及が急速に進んでおり、水質汚染のないよう適切な維持管理についての啓発に努めると共に、関係機関へ指導強化を要請する。今後は、市民生活を都市災害から守り、健康で文化的な生活を確保するため、生活排水も合併処理可能な浄化槽導入を進める。

３　その他施設の維持補修

(1) 現状

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、ため池）は、市内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等が見られる。特に、危険施設については、監視体制を強化するとともに、状況により関係機関と協議し、必要な措置をとることとしている。

(2) 計画

基幹的農業水利施設（農業用河川工作物、ため池）の整備計画は、福島県農林水産業振興計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。

また、豪雨等による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。

４　災害危険箇所

伊達市地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは、「第２章　災害応急対策計画　第25節　水害応急対策(水防計画)」内の「重要水防区域」（県下で河川法を適用する河川及び海岸で、資産、生産力を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域）のとおりである。

５　浸水想定区域における防災対策

(1)警戒避難体制の整備

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲を学校区単位など、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 洪水時の迅速な避難

市は、水防法第 15 条第 1 項に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

本計画で定める要配慮者利用施設の所有者または管理者は関係機関の協力を得て、洪水時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設については資料編に定める。

(3) 洪水予報等の伝達方法

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の地下施設等及び要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(4) 住民への周知

市長は、地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在について住民への徹底周知を図る。

第２　土砂災害予防対策

台風や集中豪雨による土砂災害により被害が発生し、市民の生命、財産に多大の損害を与える可能性のある場所は、土砂災害特別警戒区域土砂災害（特別）警戒区域（土石流）、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜）、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）、落石危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が山間部を中心に存在する。

土砂災害を未然に防止するため、関係機関は以下のような土砂災害に対する対策を講じるものとする。

１　土石流対策

(1) 現状

本市には、山間の河川流域に沿って耕地や集落が散在しており、台風、集中豪雨による河川の氾濫や、がけ崩れの災害を受けやすい地形がある。そのため、土石流の発生する恐れのある渓流は、343ヶ所と数多く存在し、その対策として砂防ダム等により施設整備を図っている。

(2) 計画

本市は、土石流から市民の生命財産を守るため、国、県との協力を得ながら土石流対策事業を推進する。また、土石流災害による被害を軽減するために、県が提供する土石流危険渓流、土石流危険区域、土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を受けるなど情報収集に努める。そしてこれをもとに県と連携し、危険箇所マップ等の配布により、市民等への周知徹底を図ると共に、市長が行う避難の指示に資する雨量情報に関する観測体制の強化等を促進する。

２　地すべり対策

(1) 現状

本市の地すべり危険箇所は4ヶ所あり、その対策として地下水排除工事等により施設整備を図っている。

(2) 計画

本市は、地すべりによる災害から市民の生命財産を守るため、危険箇所マップ等の配布により、市民等への周知徹底を図ると共に、市長が行う避難の指示に資する雨量情報に関する観測体制の強化等を促進する。

３　急傾斜地崩壊対策

(1) 現状

本市の急傾斜崩壊危険箇所は、Ⅰ68ヶ所、Ⅱ101ヶ所、Ⅲ１ヶ所の計169ヶ所と数多く存在する。急傾斜崩壊危険区域としては58ヶ所が指定され、その対策として法面工等による施設整備を図っている。

(2) 計画

崖崩れ災害から市民の生命財産を守るため、被害が予想される地区住民への危険地域の周知を行うとともに、国、県の協力を得ながら地すべり対策事業を推進する。

４　道路落石防止対策

(1) 現状

本市には山間部を中心に落石危険箇所が数多く存在し、落石・法面崩壊等が起こることにより、交通の寸断と市民の生活の安定を損なう恐れがある。その対策としてモルタル吹き付けなどによる施設整備を図っている。

(2) 計画

市は、交通の安全確保と市民生活の安定を図るため、定期的に落石等の恐れのある箇所の点検を実施し、危険度の高い箇所から順次、災害防除工事等を行い、安全の確保に努める。

５　治山対策

(1) 現状

本市には豊かな自然が残されており、特に霊山は県立自然公園に指定され、自然環境保全地域としては石田ブヨメキ、茶臼山が指定され、自然保護のため土地利用規制と保全が図られている。また、保安林として2,289haが指定され、水源涵養や土砂流出、地すべり防止など公益的機能を果たしている。

(2) 計画

市は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策により、山地に起因する災害から市民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いある市土を形成するため、保安林の拡充強化を図ると共に、造林、荒廃林の復旧など自然環境保全を含む総合的な治山事業を推進する。また、崩壊土砂流出危険地区および山腹崩壊危険地区については、被害が想定される地域の住民に対し危険地区の周知を図る。

６　森林整備対策

(1) 現状

豊かな自然が残されている本市の林野面積は13,225haで林野が総面積に占める割合は49.8%となっている。これら森林の持つ水源の涵養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

(2) 計画

市は、森林の持つ水源涵養や土砂流出、地すべり防止など公益的機能に対する期待が一層高まる中で、計画に基づき、市、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備に努めていく。また、乱開発から森林を守るとともに、病害虫防除対策、雪害対策の強化にも努める。

７　宅地防災対策

(1) 現状

宅地造成工事について、法に基づく開発許可申請書等を市に提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性の確保を図るとともに、必要に応じて県が防災工事の勧告改善命令を行う。

(2) 計画

がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む）の災害から市民の生命、財産を守るため、危

険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存不適格住宅の移転を促進するため、本市、国、県が一体となって移転についての指導等を行う。

８　盛土による災害防止対策

市は、危険が確認された盛土等について、対策が完了するまでの間に、地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しを検討する。県は、見直しに伴い適切な助言や支援を行うものとする。

９　災害危険箇所

伊達市地域防災計画に記載する各災害危険箇所は次のとおりである。

(1) 土石流危険渓流
(2) 地すべり危険箇所、山腹崩壊危険地区
(3) 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定、法律指定外）
(4) 落石危険箇所
(5) 崩壊土砂流出危険地区
(6) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

10　土砂災害警戒区域等の指定及び防災対策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）第７条及び第９条の規定に基づき、知事が指定する。

土砂災害警戒区域等の指定状況は、資料編のとおりとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

①　土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は土砂災害防止法第７条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

市は、指定される土砂災害警戒区域等における市民の安全確保対策のため、土砂災害防止法第27条に基づく福島県土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の住民に対し、高齢者等避難、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

また、土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに市民に周知する。

さらに、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、市防災計画において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。

本計画で定める要配慮者利用施設の所有者または管理者は関係機関の協力を得て、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、市は要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。

②　ハザードマップの作成

市は、ハザードマップを作成し、各戸へ配布することにより市民への周知徹底を図る。

なお、ハザードマップには、災害情報の伝達方法、避難所、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

③　避難指示等の発令

(ｱ) 土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地位に分割したうえで、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)

の危険度分布)等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(ｲ) 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

④　発令の時期

(ｱ) 避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における発令に努める。

(ｲ) 避難指示発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

⑤　住民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、広報車、テレビ、ラジオ、電話、アプリ等により、警戒区域内の住民に対し確実に伝達する。

⑥　要配慮者施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域内に、特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、ＦＡＸ等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

11　監視体制の強化

市は、県と連携を図り、危険箇所への標識設置等により市民に対し、周知徹底を図るとともに、警戒・避難に資する規制・監視体制の強化を図る。また、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努めるものとする。

12　二次災害予防対策

市は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等について、あらかじめ検討しておくものとする。

第３　雪害予防対策

降雪積雪期における市民の安全安心な暮らしや円滑な産業経済活動を確保するために、雪害の発生を未然に防止し、雪害や大規模な立ち往生が発生した場合の被害軽減を図るため関係機関が連携し、交通、通信、電力等のライフライン関連施設を確保するなど雪害予防対策の整備を図る。

ただし、短期間の集中的な大雪時は、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避すること」を基本的な考え方として対応する事とし、出控え等の要請と社会全体のコンセンサスの形成、計画的･予防的な通行規制、集中除雪の実施及び立ち往生車両が発生した場合の迅速な対応等に取り組むものとする。

1　雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

2　道路の除雪

道路管理者は、冬期の安全な交通を確保するため、雪害の状況に応じた除排雪を実施する。実施においては、市内の国県道を管理する関係機関と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として市道の除排雪路線とするが、災害時、災害の危険性がある場合等には、私道や公共施設においても除雪を行う。

３　道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される場合は、凍結防止剤の散布による凍結の防止を行う。また、交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

４　除雪体制の整備

(1) 住宅まわりの除雪については、基本的には個人の責任において行うものであるが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

そのため、市としては、地域の実情に応じて自治会･町内会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、PTA、ボランティア団体等へ、除雪の支援を求めていく。

また、大雪時において、支援が必要な要配慮者への支援にも努めていく。

(2) 公共施設の除雪は、それぞれの管理者が予め講じておく。

(3) 通学路の除雪は、除雪機の貸出により市民協働での除雪の支援を求めていく。

５　教育・保育対策

大雪による臨時休業については、災害対策本部設置基準に照らし教育委員会が市校長等の意見を聴取し、関係部局との協議のうえ決定する。

６　要配慮者等の対策

市は、要配慮者等の状況把握及び安否確認が迅速に行えるよう関係機関、関係団体と予め対策を講じておく。

７　通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は、雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図るものとする。

８　国・県、近隣市町村との連携

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、国・県及び近隣市町村と連携して広域的な応援体制を迅速に確立し、必要な場合は、関係指定地方公共機関に対して、職員の派遣を要請する。

９　広報活動

(1) 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるため、市民をはじめ各防災関係機関等は雪の知識と防災対応について日頃から習熟する必要がある。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し被害を回避するため事前の注意喚起が必要である。このため、市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、継続的に啓発活動を行っていくものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

市は住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時に取るべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。

さらに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。

また、市及び各道路管理者は、集中的な大雪が予測される場合には、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要であることの周知に努める。

あわせて、雪道を運転する場合は、気象条件や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくことを心がけるよう周知に努める。 公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備等について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第５節　火災予防対策

（市民生活部、建設部、伊達地方消防組合、消防団）

強風下などにおける火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。なお、林野火災対策については、第４章個別災害対策計画に定める。

第１　消防力の強化

１　消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防資機材等の整備に当たっては、年次計画を立て、各種補助事業を積極的に活用して充実強化を図り、また、消防団員についても組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努めるものとする。

２　消防水利の整備

市は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

３　救助体制の整備

伊達地方消防組合は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、市は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ、訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第２　広域応援体制の整備

市及び伊達地方消防組合は、隣接市町村と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

第３　火災予防対策

１　火災予防思想の普及啓発

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市は伊達地方消防組合とともに春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

２　住宅防火対策の推進

市及び伊達地方消防組合は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護、又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

３　住宅火災警報器の設置の推進

市、伊達地方消防組合は高齢者をはじめ要配慮者等の住宅火災被害の未然防止を図るため、消防法による住宅用火災警報器の設置を徹底する。

4　防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、伊達地方消防組合は防火管理者講習等を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

5　予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、伊達地方消防組合は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入り検査を励行し、関係者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

6　火災原因調査

伊達地方消防組合は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第４　初期消火体制の整備

1　消火器等の普及

市及び伊達地方消防組合は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器等の普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理についても指導する。また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2　自主防災組織の初期消火体制

市及び伊達地方消防組合は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3　家庭での初期消火

市及び伊達地方消防組合は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓蒙指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第５　火災拡大要因の除去計画

1　道路等の整備

市は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2　建築物の防火対策

市は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分にかんがみた上で耐火構造の要否を判断するものとする。公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓蒙指導する。

3　薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、伊達地方消防組合はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第６節　建造物及び文化財災害予防対策

（市民生活部、建設部、教育部、伊達地方消防組合、消防団）

本市においては依然として木造建築物の占める割合が多いものの、中心市街地を中心に建造物の用途や設備が多様化しつつある。このように本市の建造物は、多種・多様であり、建物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、火災等の災害から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第１　不燃性及び耐震性建築促進対策

１　民間の建造物

市は、建築物の不燃性及び安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、事務所、一般個人住宅等について、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

２　公共建築物の対策

市は、公共建築物の地震や火災に対する安全性の確保と、被災を未然に防止するため、必要に応じ耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善等を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第２　特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条及び建築基準法施行規則第６条により、県の指定する特殊建築物の所有者は、県の指導のもと必要に応じ、建築物の防災、特に防火、避難等を重点に補修、補強又は改善を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

第３　文化財災害予防対策

１　文化財保護思想の普及啓発

市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、教育委員会は、文化財保護強調週間（11月１日～７日）や文化財防火デー（１月26日）の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

２　防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

３　火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気・焚火・喫煙の制限区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

４　予防査察の徹底

伊達地方消防組合は、教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に予防査察を実施し、文化財所有者・管理者等に対し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期

するものとする。

５　訓練の実施

市、教育委員会、伊達地方消防組合、消防団及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第７節　電力、ガス施設災害予防対策

（東北電力ネットワーク(株)福島電力センター、(社)福島県エルピーガス協会、
ＬＰガス販売事業者）

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気施設及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第１　電力施設災害予防対策

１　防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策組織及び防災体制を確立しておくとともに、その運営活動方法等についても定めておくものとする。

２　事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所の補強等により対処するものとする。

(2) 電気設備の維持管理

電気事業法第42条に基づき定めた「保安規定」に則り、電気工作物を維持するにあたって必要な巡視、点検及び検査等を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

(4) 災害対策用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材の輸送計画を策定しておくとともに、車両等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア　従業員に対し、災害に対する専門知識の普及、関連法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年１回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策また、本市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第２　ガス施設〔ＬＰガス〕災害予防対策

１　防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、営業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

２　事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) ＬＰガス設備の強化計画

①　容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

② 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、耐震自動ガス遮断機能搭載のＳ型マイコンメーターの設置や集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

③ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速、かつ、的確に行うための情報通信設備を整備しておくもとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

① 修理用工具類
② 車両、機械
③ 点検用工具類
④ 非常食、飲料水
⑤ 救急医薬品
⑥ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）
⑦ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速、かつ、的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第８節　緊急輸送路等の指定

（建設部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所）

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第１　緊急輸送路の指定

災害時に市内をネットワークで結べるように主要幹線道路を緊急輸送道路として県が指定する路線に基づき、緊急輸送道路を指定し、車両及び緊急物資の円滑な輸送を確保する。

１　第１次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な主要幹線道路で最優先に確保すべき路線

種別	路線名	区間	
		始　点	終　点
国道	４号	福島市境	桑折町境
国道	１１５号	相馬市境	福島市境
高規格幹線道路	東北中央自動車道（相馬福島道路）	相馬山上ＩＣ	伊達桑折ＩＣ

２　第２次確保路線

県地方災害対策本部と市災害本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線

種別	路線名	区間	
		始　点	終　点
国道	349 号	川俣町境	五十沢国見線
国道	399号	国道349号	福島市境
主要地方道	福島保原線	福島市境	国道349号
主要地方道	浪江国見線	桑折町境	国道349号
一般県道	飯坂保原線	国道13号	福島保原線
一般県道	五十沢国見線	国見町境	国道349号
一般県道	伊達霊山線	国道349号	伊達霊山線
一般県道	梁川霊山線	国道349号	伊達霊山線
伊達市道	梁川駅前線	梁川霊山線	伊達市役所梁川総合支所
伊達市道	大地内舟橋線	霊山伊達線	伊達市役所

３　第３次路線

第１次、第２次確保路線以外の緊急輸送路

種別	路線名	区　　間
一般県道	保原伊達崎桑折線	伊達地方消防組合西分署を結ぶ
一般県道	丸森梁川線	国道349号～伊達中央消防署北消防署
伊達市道	西陣場北町線	国道349号～伊達市役所霊山総合支所
伊達市道	舘ノ腰西原線	国道349号～舘ノ腰町線
伊達市道	舘ノ腰町線	舘ノ腰西原線～伊達市役所月舘総合支所

第２　ヘリコプター臨時離着陸場

所在地	名称	管理者	ドクターヘリ	福島県防災ヘリ	自衛隊ヘリ
一本松64-１	伊達グラウンド	伊達市	○		
箱崎字沖110	伊達中学校	伊達市	○		
伏黒一本石41-２	伊達東グラウンド	伊達市	○		
梁川町山舟生字高倉17	山舟生農村広場	伊達市	○	○	
梁川町字鶴ヶ丘33	伊達高等学校梁川校舎グ	福島県	○		
梁川町五十沢字松林183	ラウンド五十沢運動広場	伊達市	○		
保原町中瀬字上松27-２	中瀬グラウンド	伊達市	○		
保原町大泉字宮脇265	保原総合公園	伊達市	○	○	○
保原町字元木23	伊達高等学校グラウンド	福島県	○		
保原町富沢字羽山５-３	旧富成小学校	伊達市	○		
霊山町掛田字荷鞍廻１-４	霊山運動広場	伊達市	○	○	○
霊山町石田字宝司沢９-１	霊山こどもの村駐車場	伊達市	○	○	
霊山町石田字焼枯沢８	大霊山線ヘリポート	伊達市	○	○	
霊山町下小国地内	霊山防災ステーション	国交省	○		
月舘町糠田字舘山１	月舘運動場	伊達市	○	○	○

福島県消防防災ヘリについては、砂・芝地への着陸は原則不可

第３　緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る

第９節　避難対策

（市民生活部、未来政策部、建設部、健康福祉部、こども部、教育部、伊達地方消防組合、消防団）

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、市及びその他の防災関係機関等において適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)、難病患者及び外国人等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第１　避難計画の策定

市は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとし、避難先の伝達方法、避難の長期化についても考慮するものとする。

特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。

また、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難等がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

さらに、市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を上げた体制の構築及び実践的な訓練の実施に努めるものとする。

市は、医療・保険・福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位を付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるとする。

なお、健康福祉部は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平時から防災担当部局と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、自宅療養者等の避難の確保に向けた検討・調整を行い、必要に応じて避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

１　避難指示等を発令する基準

(1) 避難指示等の判断基準の策定について

市は、避難指示等の要否を検討すべき情報（第２章第９節第１１(2)）について、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））の設定例等を踏まえ以下により定量的かつわかりやすい指標を用いた避難指示等の判断基準を策定するものとする。

また、市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。避難指示等の発令対象区域については、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市に対し、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

ア 市は、避難指示等の発令について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域、避難指示等の発令のタイミングや判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮する。

イ 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を策定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

ウ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対し、これらの基準並びに範囲の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

(2) 指定行政機関等による助言

市は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県（危機管理部、河川港湾総室）に対し助言及び策定に関する支援（以下、「助言等」という。）を求めることができる。この場合、助言等を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言等を行う。

各災害に関する避難指示等の判断基準を策定する場合に、主に助言等を求める機関は以下のとおり。

水害	福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等）、県（危機管理部）
土砂災害	福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、各建設事務所等)、県（危機管理部）

(3) 留意事項

ア 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しなが

ら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
イ 駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

２ 避難指示等の伝達方法
このことについては、「第２章 第９節 第１」を参照するものとする。

３ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区等対象人口及び責任者
このことについては、「第１章第９節第２・第３・第４・第５」を参照するものとする。

４ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
避難路については、「第１章 第９節 第６」を参照するものとする。
誘導方法については、「第２章 第９節 第３」を参照するものとする。

５ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項
（1）給水・給食措置
ア 飲料水・食料の備蓄
飲料水・食料は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料の備蓄に努めるものとする。また、指定避難所に飲料水・食料を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、飲料水・食料の供給計画を作成するものとする。
その際、アルファー米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等も備蓄し、必要な方に確実に届けるなど、食物アレルギーを有する避難者など要配慮者の利用にも配慮するものとする。
イ 生活用水の確保
飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要となることから、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めるものとする。
ウ 食物アレルギーの防止等食料や食事に関する配慮
食物アレルギーを有する避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにするものとする。また、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するものとする。
なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料８品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの２０品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。食物アレルギーを始めとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合においては、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、保健衛生関係部局が管理等の専門職種に相談できるよう努めることとする。
文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合は、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。
エ 一定期間経過後の食事の質の確保
一定期間経過後の避難所での食事の提供にあたっては、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する避難者に対する配慮など、質の

確保についても配慮するものとする。

(2) 毛布、寝具等の支給

避難所の寝床については、初動は避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、地域、時期等により個々の実情において、タオルケット、毛布、布団等の寝具を確保し、暑さ寒さの緩和に努めるものとする。次いで、就眠環境改善のため、マットや段ボールベッド等簡易ベッドの確保に努めるものとする。

(3) 衣料、日用必需品の支給

ア 生活必需品等の備蓄

生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、避難者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示したもの等を備蓄して置くことが望ましい。

(ｱ) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ・パンツ等の下着
(ｲ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
(ｳ) 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品
(ｴ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
(ｵ) 茶碗、皿、箸等の食器

イ 避難者一人一人のニーズの違いへの配慮

女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資(プライバシーを十分に確保できる間仕切り、生理用品、女性用下着、授乳用品、液体ミルク、離乳食用品、紙おむつ、体温計、消毒液等)を備蓄するものとする。

また、公的な備蓄だけでは対応できない事態が生じることも想定し、倉庫業者、運送業者、コンビニエンスストア、スーパー等の関係団体・企業等および、他の地方公共団体と災害援助協定を締結することに努めるものとする。

生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配付したり、女性専用のスペースや女性トイレに常備しておくなど、配付方法の工夫に配慮するものとする。

(4) 負傷者に対する応急救護

大規模災害の発生直後の避難所には、負傷者や急に病気が悪化した住民が運びこまれることが予想されるため、応急的に避難者や当該地域の中で医療機関や医療関係者に協力を求めるとともに、直ちに救護所の設置や救護班の派遣に努めるものとする。(可能な限り医療機関に対応を求める)

(5) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援

家庭動物との同行避難の受入れ等については、被災者支援等の観点から重要であることから、飼養のための資器材の準備を行うとともに、避難所における家庭動物の飼養スペースの確保や家庭動物の預け先の確保(避難所で飼養できない場合等の預け場所)、支援者(獣医師会や愛護団体等)との災害時の対応に係る調整に努めるものとする。

(6) 在宅避難者への支援

避難所の運営にあたり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の実情によりその地域において在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とするものとする。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者等を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る避難者に対する情報発信の場所となるとともに、当該避難者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置するものとする。

また、在宅等での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、支援物資、医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じるものとする。

特に、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等、必要な薬剤・器材等(水・電気等を含む)を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供については、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮するものとする。

6 指定避難所の管理に関する事項

(1) 指定避難所の管理・運営責任者（原則として本市職員を指定）及び運営方法

ア 運営責任者の配置

避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うものとする。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置すること。その際、運営責任者として予定していた者の配置が困難なこともありうるため、当面本来の施設管理者等を運営責任者に充てることも考えられるので、運営責任者の役割について施設管理者の理解を十分に深めておくこと。

また、災害発生直後から当面の間は、運営責任者について、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮するものとする。

イ 運営責任者の役割

(ｱ) 避難所に避難した避難者の人数、性別、世帯構成、被害状況、必要な支援の内容など支援にあたり特別な配慮を要する者の状況等（例：妊娠、障がい、ＤＶ被害、性的マイノリティなど）を可及的速やかに把握し、当該避難所における避難者の名簿を整備すること。

(ｲ) 避難所に必要な食料・飲料水、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村等の行政機関(災害対策本部)や近接する他の避難所と連絡をとること。

(ｳ) 避難所の運営にあたって、例えば次のような班を設置し、避難者自身の役割分担を明確化することにより、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整えること。また、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターを置くこと。

【構成班の参考例】

班名	役割
調整班	各班の業務の調整
情報班	市町村等との連絡・調整の窓口、情報収集と情報提供
管理班	避難者数等の把握、施設の利用管理
相談班	避難者のニーズ把握、避難者からの相談対応
食料班	食料配給、炊き出し
物資班	物資の調達・管理、配給
環境班	生活衛生環境の管理、避難所内の清掃
保健班	避難者の健康状態の確認、感染症予防
要配慮者支援班	要配慮者の支援
巡回警備班	避難所の防火・防犯対策
避難者交流班	避難者の生きがいづくりのための交流の場の交流
ボランティア班	ボランティアの要請、調整

(ｴ) 発達障がいを含む障がい特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、分かりやすくまとめた紙媒体などを活用し、避難所に滞在する避難者への周知に努めること。

(ｵ) 避難者名簿に基づき、常に避難者の状態やニーズを把握すること。なお、女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。また、救助にあたり特別な配慮を要する者を把握した場合は、必要に応じて、ホームヘルパーの派遣、社会福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への避難等を行う。特に、当該施設が定員を超過して要配慮者を受け入れる必要が生じた場合等においては、市と福祉サービス等事業者等との間で緊密な連絡を取ることが望ましいこと。

(ｶ) 要配慮者支援のための全体のコーディネートを行うために、要配慮者支援連絡会議を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における

要配慮者のニーズを把握し、共有に努めること。また、関係機関等に、支援活動の状況把握や調整を担当できる者の派遣を要請する等、外部からの人材の活用に努めること。

(2) 避難受入中の秩序保持

ア 住民による自主的運営避難所

(ｱ) 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やＮＰＯ・ＮＧＯ・ボランティアの協力を得るなどして、その立ち上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるように支援するとともに、避難者による自発的な避難所での生活のルール作りを支援するものとする。

(ｲ) 住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズや、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにするものとする。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること。

(ｳ) 住民による自主的な運営を進めるにあたっては、炊事や清掃などの役割分担が、一部の住民に負担が偏らないよう配慮するものとする。

イ 防火・防犯対策

(ｱ) 防火担当責任者の指定、喫煙場所の指定、石油ストーブ等からの出火防止、ゴミ集積場所等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を図るとともに、火災発生時に安全に避難するため、避難所の防火安全に係る遵守事項を、避難所の出入り口等に掲示するものとする。また、避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性の製品、防炎品など）を使用するなど、適切な防火対策に努めること。

(ｲ) 避難所の環境について、犯罪を誘発・助長する面もあることから、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、女性からも危険箇所・必要な対応についても意見を聞き、照明の増設など環境改善を行うものとする。また、警察とも連携し、巡回や被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に対して、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するものとする。避難所の治安・防犯等の観点からは、必要に応じて、警備員等の雇用も検討すること。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回することが望ましい。

(ｳ) 指定避難所等において、避難者やその支援者が、性暴力やＤＶ、ハラスメントの被害者及び加害者にならないよう、「暴力は許されない」という意識の普及・徹底を図るものとする。

(3) 避難者に対する災害情報の伝達

避難者が必要とする情報は、1）避難誘導段階、2）避難所設置段階、3）避難所生活段階、4）応急仮設住宅設置段階、5）応急仮設住宅生活段階など、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するものとする。

また、市から避難所や地域への情報提供ルートを確立するものとする。一方で被災地の避難所の状況、被災者数、避難所内の問題等を市から県へ情報提供できるような体制を確立しておくことが望ましい。

(4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

災害発生から一定の時間が経過した段階においては、被災者支援制度に関する情報や、恒久住宅の建設計画等に関する情報等、避難者が将来に希望を持って安心して生活ができるような情報を提供するものとする。

また、生活再建に必要な多様な相談支援を行うことができるよう、就労支援等の相談窓口を提供することに努める。

(5) 避難者に対する各種相談業務

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者、性的マイノリティの方や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するものとする。その際、女性の要配慮者等が安心して相談できるようにするため、窓口には女性も配置することが適切であること。

また、そうして把握した避難者のニーズについて、避難所において対応できない場合は、必要に応じ、避難所の責任者から市へ、市でも対応できない場合は、県へと適切に伝えていく仕組みを構築するものとする。

外国人については、ボランティア等の協力も得ながら、必要に応じて、可能な限り通訳を配置した外国人向けの相談体制について配慮することが望ましい。

7 指定避難所の整備に関する事項

(1) 受入施設

避難所としての開放範囲(避難スペース及びその他の必要スペース)については、あらかじめ施設管理者と協議し定めておくものとする。

体育館等の大空間においては、避難の長期化が見込まれる場合には、地域の実情等も十分に踏まえながら、早急に仮設間仕切り等によりプライバシーの確保に努めるものとする。また、学校の多目的室など、既に冷暖房施設が整った部屋や小部屋、仕切られた小規模スペース等については、要配慮者の避難場所にあてるなどの配慮が必要である。

また、感染症を発症した避難者の専用スペースないし個室の確保に努めるとともに、感染症を発症した場合は、感染拡大防止や安静等を目的に、避難者自身の希望に関わらず個室への入室等を要する場合もあるため、避難者の理解に努めるものとする。

加えて、在宅医療患者（医療的ケア児を含む）等で人工呼吸器など生命の維持のための医療機器の使用を必要とする者の避難に備え、医療機器等稼働のための電源を確保するものとする。

(2) 給食・給水施設

一定期間が経過した段階において、避難者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めるものとする。

また、ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮するものとする。

なお、一定期間が経過した段階においては、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに必要な水量が増加することから、水量が確保できるよう早期の水道施設の復旧を進めるものとする。

(3) 情報伝達施設

避難者に対し、各種情報を確実に伝達するとともに、コミュニケーションを確保するための設備の整備が必要であり、被災地の状況把握のためのテレビ・ラジオはもとより、インターネットへ接続できるパソコン等に情報伝達手段を確保しておくものとする。

特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、障がい等の状況に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、発災時から、通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギーを活用した非常用発電設備及び衛星電話が設置されていることが望ましい。

(4) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）

避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理するものとする。なお、感染症等を発症した避難者には、専用トイレを確保することが適切である。

トイレの個数については、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり１基、避難が長期化する場合には約20人当たり１基、トイレの平均的な使用回数は１日５回を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましいものとする。

また、衛生面に配慮した継続的な清掃を行うために、最低限必要な備品等を速やかに確保できるよう、平時から備蓄に努めるとともに、トイレの使い方、手洗いの方法等を周知するための手段についても、あらかじめ準備しておくものとする。

(5) 家庭動物等の保管施設

衛生上の問題等から、避難所内の避難者が生活するスペースには、家庭動物を入れないことを原則とし、災害発生直後は屋外又は別室を充てる等により対応するものとする。また、必要な場合には、獣医師会や愛護団体等の支援者と収容保護等について調整するものとする。

８ 要配慮者に対する救援措置に関する事項

(1) 情報の伝達方法

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者施設等に対して情報が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、伊達市公式アプリ「だてなび」、登録制メール「だてなび」、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 避難及び避難誘導

このことについては、「第１章第16節第１・第５」を参照するものとする。

(3) 避難所における配慮等

このことについては、「第２章第20節」を参照するものとする。

(4) 避難支援体制の整備等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から高齢者、障がい者等の要配慮者と接している民生児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がい者団体、市社会福祉協議会等の福祉関係者並びに町内会等の地域自治会組織と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努めるものとする。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携する。

９　広域避難に関する事項

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

10 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

(1) 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行

このことについては、「第１章第９ 節第７ 」を参照するものとする。

(2) 標識、誘導標識等の設置

市は指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(3) 市民に対する巡回指導
　このことについては、「第１章第９ 節第７」を参照するものとする。
(4) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布
　市は防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難計画の内容について住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第２ 指定緊急避難場所の指定等

市が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。また、市は、災害などの想定に応じて、必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

１　指定緊急避難場所の指定

市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認め るときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。また、市は、災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日頃から市民等への周知徹底に努める。

また、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市は、住民などが主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

(1)　災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

(2)　洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

ア　当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ　洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有すること。

(4) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア　延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。

イ　学校のグランド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
ウ　誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。
エ　都市農地を避難場所とする場合、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

２　管理者の同意等

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

３　知事への通知等

市長は指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

４　管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

５　指定の取消

市長は指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

第３ 指定避難所の指定等

市長が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

１　指定一般避難所及び指定福祉避難所の指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、人口の状況、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他避難者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定するものとする。指定避難所を指定したときは、災害対策基本法施行規則第１条の７の２に基づき、「指定一般避難所」「指定福祉避難所」に分けて、名称及び所在地等を公示することに加え、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、住民へ周知徹底を図るものとする。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担

当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(1) 避難者等を滞在させるために必要十分かつ適切な規模のものであること。

(2) 速やかに避難者を受入れ、又は生活関連物資を避難者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備され主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。

ア　指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね２㎡以上とする。

イ　指定避難所は、周辺地区を含めて要避難地区の住民を受入できるように配置する。

ウ　指定避難所の立地場所については、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定する。やむを得ず指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うこととする。

エ　原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

オ　感染症対策として、避難場所の３つの密（密閉・密集・密接）を避ける配慮がなされている施設とする。

２　管理者の同意

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、あらかじめ当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

３　知事への通知等

市長は指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

４　管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

５　指定の取消

市長は指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

６　指定した避難所の運営・管理

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、次の事項に配慮するものとする。

(1) 避難生活の環境を良好に保つために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

(2) 指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通

信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ、スマートフォンの充電器や公衆無線ＬＡＮ環境等の機器の整備を図るものとする。

(3) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布、紙おむつ、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(4) 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(5) 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(6) トイレ、更衣室、入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するよう努めるものとする。

(7) 性暴力やＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するよう努めるものとする。

(8) 性暴力やＤＶ、ハラスメントについての注意喚起のための張り紙を掲示するなど、避難者の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、各支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(9) 避難者への体調管理の呼びかけや、熱中症の予防・対処に関する普及啓発等に努めるものとする。

(10) 感染症対策のため、避難者間のスペース確保のほか、非接触型体温計の配備等適切な対応を講じるよう努めるものとする。

第４　指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

１ 指定緊急避難場所と指定避難所の関係

指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

２ 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、避難者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

３ 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

４ 県有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市から指定避難所として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

５ その他の施設の利用

市は、指定した避難所で不足する場合や避難が長期化する場合又は感染症対策として、内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を開設することも可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておく。

第５　避難所の選定等

１　避難地区分け

(1) 避難地区分けの境界線は、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することが生じないように、地域の実情に応じて定める。

(2) 各地区の歩行負担及び危険負担が均等になるよう配慮して地区分けを行う。

(3) 避難人口は、夜間人口により算定し、昼間人口の増加が見込まれる地区は、増加分を加味して避難場所の受入能力を設定する。

２　避難所の機能強化

市は、避難所施設の整備を推進し、次に掲げる機能の強化に努める。

(1) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能

(2) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

３　福祉避難所の確保

高齢者や障がい者などの要配慮者は、避難生活により病状が悪化する可能性があるため、安心して生活が出来るよう、設備と必要な生活支援が受けられる体制が整っている「福祉避難所」に移動することが必要となる。

福祉避難所は災害救助法の適用対象となるので、市の福祉施設のほか、特別養護老人ホーム、老人保健施設、デイサービスセンターなどを運営する社会福祉法人などと事前に協定を締結のうえ、「福祉避難所」の確保に努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

４　その他の施設の利用

市があらかじめ指定した避難所だけで受入が困難である場合には、県を経由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の施設の借り上げ等により避難所を開設することが可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携に努める。

第６　避難路の選定等

市が策定する避難計画の避難路の選定基準は、概ね次のとおりとする。

(1) 避難路は、概ね８メートル以上の幅員とするが、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。

(2) 避難路が、相互に交差しないように選定する。

(3) 火災、爆発等の危険性の高い工場等が立地する沿線を避けるなど、安全性に配慮する。
(4) 周辺地域の状況、又は災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の避難路を選定する。

第７　避難場所等の居住者等に対する周知

市は風水害等のおそれのない適切な避難場所や避難路等について周知徹底するとともに、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市は、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所にいく必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
(2) 災害に関する情報伝達方法
(3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項
(4) 河川近傍や浸水深の大きい区域について「早期の立退き避難が必要な区域」として明示したもの。

第８　学校、病院等における避難計画

学校、病院、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの消防計画の作成において、次の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

１　学校等の避難計画

多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる。

また市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。加えて、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市の間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(1) 避難実施責任者
(2) 避難の順位

(3) 避難誘導責任者及び補助者
(4) 避難誘導の要領及び措置
(5) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
(6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
(7) 避難者の確認方法
(8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
(9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

２　医療施設等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療施設、又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の避難対策を予め定める。

(1)被災時における医療施設内の保健・衛生の確保
(2)入院患者の移送先施設の確保
(3)転送を要する患者の臨時受入場所
(4)搬送のための連絡方法と手段
(5)病状の程度に応じた移送方法
(6)搬送用車両の確保
(7)周辺の安全な避難場所及び避難所に関する通院患者に対する周知方法

３　社会福祉施設等における避難計画

社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

(1)避難実施責任者
(2)避難の順位
(3)避難誘導責任者及び補助者
(4)避難誘導の要領及び措置(自動車の活用による搬出等)
(5)避難の時期(事前避難の実施等)及びその指示伝達方法
(6)避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
(7)避難者は、他の施設等への措置替えについても検討すること。
(8)避難者の確認方法
(9)家族等への連絡方法
(10)避難時の近隣住民等の協力体制の確保

４　その他の防災上重要な施設の避難計画

駅、店舗等の不特定多数の者が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、避難路、避難の発令時期並びに誘導及び指示伝達の方法について定める。

第９　男女共同参画の視点に基づく避難所運営の推進

市は、男女共同参画の視点に基づく避難所運営のため、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努めるものとする。

第10　平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」の取組の推進

住民が迅速に避難するためには、住民が平時から自分の避難行動について考えておくこと

が重要である。市は住民に対して、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

(1)自宅や職場の自然災害の危険性について、市が作成した水害や土砂災害などのハザードマップ等で確認すること。

(2)指定緊急避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。

(3)避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。

(4)上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備

（健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、市内医療機関）

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

市は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第１　医療（助産）救護体制の整備

１　医療（助産）救護活動体制の確立

市は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、市内医療機関、県と調整し、その受援体制の確立を図るものとする。

また、市内の自主防災組織においても、迅速な医療（助産）救護を実施することができるよう、救護所の指定及び整備と市民への周知、医療救護班の編成体制の整備を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

２　災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき県に調達要請を行う。

また、医師会や市内薬局等に対し、それぞれの専門的見地からの協力を依頼する。

３　血液確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民への普及啓発を図る。

４　後方医療体制の整備

救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷病者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療施設の一層の充実が図られるよう、県、その他関係機関に要請する。

５　傷病者搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市は、消防機関等が現場及び救護所から傷病者を迅速、かつ、的確に後方医療機関へ搬送するための手段を複数確保しておく。

(2) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

第２　防疫対策

１　防疫体制の確立

市は被災地における防疫体制の確立を図る。

２　防疫用薬剤等の備蓄

市は防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

３　感染症患者受入体制の確立

市は被災地において感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されることから、感染症指定医療機関の把握と患者又は病原体保有者の搬送体制の確立を図る。

第３　応援医療体制の整備

災害発生時、市内に多くの負傷者が発生した場合、市内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性があるため、市及び関係医療機関は広域的医療協力を得るための調整、整備を図るとともに、その情報連絡体制について関係機関と協議のうえ整備を図るものとする。

第11節　食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

（市民生活部、財務部、産業部、建設部、ふくしま未来農業協同組合、その他関係機関）

市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備を図る。

また、市民は、最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第１　食料、生活物資等の調達及び確保

１　食料

(1) 市は、市民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の備蓄に努めるとともに、あらかじめふくしま未来農業協同組合、市内商工会等食糧関係機関、生産者等と食料調達に関する協定の締結について検討するものとする。

また、調達に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等にも配慮した食料の確保に努めるものとする。

なお、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料８品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの２０品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

(2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、即席麺及びアルファー米等、保存期間が長く、かつ、調理不要のものとする。

また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者、食物アレルギーを有する者等の利用にも配慮して、備蓄品目の選定や利用に際して創意工夫を講じることも必要である。

(3) 市が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の１日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。

さらに、物資調達・輸送調整党支援システムの活用を図るものとする。

(4) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、最低３日間、推奨1週間分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。

(5) 市は、災害応急対策に従事する職員、消防団員の食料についても確保に努める。

２　生活物資

(1) 市は、必要に応じ生活物資の整備に努めるとともに、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会及びその他小売業者と物資調達に関する協定の締結について検討するものとする。

(2) 備蓄及び調達の品目は、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル、大人・乳児用おむつ）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、ブルーシート、土のう袋、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。

また、避難所での生活が長期化する場合に必要となる備品の調達についても検討を行う必要がある。

(3) 備蓄を行うに当たっては、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄、備蓄拠点を

設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の１日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。

なお、孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとする。

(4) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図る。

第２　飲料水等の確保

１　市は、発災後３日間は避難者１人１日３リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備に努めるとともに、自主防災組織や市民に対しても３日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。

また市は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。

２　市は、平常時から応急飲料水を確保するため、飲料水用濾過器の配備と湧水・井戸水の把握に努める。

３　市は、災害により断水が発生した際、洗濯やトイレ等に使用できる生活用水を確保するため災害時協力井戸の登録を促進するものとする。

第３　防災資機材等の整備

１　防災資機材の整備

市、伊達地方消防組合は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

２　備蓄倉庫等の活用

市は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

第４　災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

１　災害廃棄物処理計画の策定

市は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針(以下、「指針」という。)に基づき、適正処理を確保しつつ円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、市災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

また、市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

２　広域処理体制の確立や民間連携の促進

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。また市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第５　罹災証明書発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第12節　航空消防防災体制の整備

（市民生活部、伊達地方消防組合）

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速、かつ、的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震・洪水等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

第１　消防防災ヘリコプターの活動目的

本市の現況等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動
- 山村地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- 傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- 河川等での水難事故等における捜索・救助
- 山岳遭難事故における捜索・救助
- 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動
- 地震、台風、豪雨・雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- 高速道路等での大規模災害事故時等の状況把握及び応急対策指揮
- 各種災害等における市民への避難誘導及び警報等の伝達

(3) 火災防御活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 火災における情報収集、伝達、市民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- 交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動
- 災害危険箇所等の調査
- 各種防災訓練等への参加
- 市民への災害予防の広報

第２　場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

市は、災害発生時等におけるヘリコプターの緊急要請時において、迅速、かつ、効果的な運航体制を確立するため、県との協力のもとに場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の指定について検討する。

第13節　防災教育

（市民生活部、教育部、伊達地方消防組合）

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、過去の災害の教訓を踏まえ、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、「自らの身の安全は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を理解し、地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識の下、冷静、かつ的確な対応ができるよう、居住地、職場、学校等において、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第１　市民に対する防災教育

１　防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

(1) 実施の時期

ア　風水害予防に関する事項		５月　　～９月
	水防月間	５月１日～５月31日
イ　土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	６月１日～６月30日
	がけ崩れ防止週間	６月１日～６月７日
	山地災害防止キャンペーン	５月　　～６月
ウ　火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	３月１日～３月７日
	秋季全国火災予防運動	11月９日～11月15日
エ　雪害予防に関する事項		12月　　～３月
	雪崩防災週間	12月１日～12月７日
オ　地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	１月15日～１月21日
	防災とボランティアの日	１月17日
	防災週間	８月30日～９月５日
	防災の日	９月１日
カ　火山災害に関する事項	火山防災の日	８月26日

(2) 普及の内容

市は、住民に対し、次の事項について普及啓発を図るものとする。

ア　最低３日間、推奨１週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、感震ブレーカーの設置等の火災対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　伊達市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

ウ　警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

エ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

オ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

カ　平時から自分の避難を考える「マイ避難」の取組

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとする他、ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、ＳＮＳ等のインターネットの活用など広報媒体等の積極的な利用を図るものとする。

(4) 地域防災力の向上

市は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設などに設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図る

また、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供に努めるものとする。

さらに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

第２　防災上重要な施設における防災教育

市及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、旅館等の不特定多数の者が利用する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るとともに、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用するものとする。

第３　防災対策要員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、各機関に属する全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的に開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努め、災害に強い組織を作り上げるものとする。

また、研修等を通じて、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

第４　学校教育における防災教育

１　趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

２　学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施や、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進等、内容を工夫するとともに、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

また、一般市民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

３　教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習（探求）の時間」等を通じて自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うとともに、防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

４　教職員に対する防災研修

防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第５　災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する石碑、モニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、災害に関する各種資料の収取・公開等により住民等が災害教訓を伝承する取組を支援するとともに、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第14節　防災訓練

（市、防災関係機関、市民）

災害発生時に迅速、かつ、的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動を取るべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。
このため、市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、伊達市地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。
なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第１　総合防災訓練

１　概要

市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、県の機関、防災関係機関、他の地方公共団体、町内会等の地域自治組織、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等及び要配慮者も含めた地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。
また、市は、単独あるいは他の市町村と合同で総合防災訓練を毎年実施するよう努める。

２　訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行う。

(1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
(2) 火災、救急・救助等の通報、避難（広域避難を含む）、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
(3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
(4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受け入れ、災害ボランティアセンターの設置
(5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
(6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、ＬＰガス施設応急復旧、
(7) 救援物資緊急輸送及び受け入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第２　個別訓練

１　概要

市及び防災関係機関は、第１に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施する。
また、市は地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るとともに、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

２　個別訓練の種類

(1) 水防訓練

市及び防災関係機関は、水防活動に必要な知識の習得、情報の伝達等を迅速かつ徹底させるため、指定水防管理団体としての水防訓練を実施する。

(2) 通信訓練

市及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速、かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

(3) 動員訓練

市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 避難所設置運営訓練

市は、避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難所設置運営訓練を実施する。

(6) 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(7) その他の訓練

市は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(8) 訓練の評価と伊達市地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては伊達市地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかとするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第３　事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

１　概要

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、市民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

２　事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市、伊達地方消防組合及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

３　自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び伊達地方消防組合等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との

連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動等を支援する。

４　一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的に参加するとともに、家庭においても防災意識の高揚に努める。

第15節　自主防災組織の整備

（市民生活部、伊達地方消防組合）

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、市及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心としての自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

第１　自主防災組織の育成指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、市は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修や、防災士の資格取得の支援を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第２　自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速、かつ、的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

(1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
(2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
(3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づけを図る。
(4) 自主防災組織は、防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第３　自主防災組織の活動

１　自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

① 各自の任務分担
② 地域内での危険箇所
③ 訓練計画
④ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
⑤ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
⑥ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
⑦ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

２　日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速、かつ、的確に対応するため、日ごろから集会等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速、かつ、適切に対処するためには、日ごろから各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市及び防災関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

①　災害情報の収集伝達訓練

災害時における市や防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

②　消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した初期消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

③　救出・応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用方法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、伊達地方消防組合・保健センター・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努める。

④　給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

⑤　避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

⑥　避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、市との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行う。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時に迅速、かつ、適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第４　企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防災、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐

震化、耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、県（関係各部局）及び市が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援及び事業継続マネジメント（ＢＣＭ）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

また企業は、豪雨や暴雨風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第５　地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

第16節　要配慮者対策

（市民生活部、健康福祉部、こども部、社会福祉協議会、医療機関）

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）、難病患者及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において犠牲になる場合が多くなっている。
こうした状況を踏まえ、今後は、「要配慮者」の防災対策を積極的に推進していくことが、重要な課題となっている。

第１　避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

１　避難行動要支援者名簿の作成

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、定期的に更新するものとする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月　内閣府（防災担当））」に基づき、作成済みである「伊達市災害時要援護者支援計画（全体計画）」を見直し、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」として位置づけ、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲

原則として、在宅の者で、避難することに支障があるすべての者（高齢者、障がいのある方、難病患者、乳幼児、妊産婦など）を対象とする。

なお、次の①～⑤の者を「優先把握対象者」と位置づけるものとする。

① ７５歳以上の高齢者のみで生活する世帯の方
② 介護保険の要介護認定が要介護３以上の方
③ 身体障がい者手帳を保有し、障がい程度が１級又は２級の方
④ 療育手帳を保有し、障がい程度がＡの方
⑤ 精神障がい者保健福祉手帳を保有し、障がい程度が１級の方
⑥ 日中一人暮らしとなる高齢者など、上記の①～⑤に該当しない場合でも、避難することに支障がある、または不安のある方

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所
⑤ 電話番号・緊急時家族等の連絡先
⑥ 避難行動要支援者の区分
⑦ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3)避難行動要支援者情報の利用及び取得

① 市内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。

② 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第４９条の１０第４項の規程に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を求めることができる。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも年に一度、避難行動要支援者名簿の情報の確認を行うと共に、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

① 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障がい者等が、新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成･管理を行う部局に連絡する。

② 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障がい者等が、要介護認定等の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成･管理を行う部局に連絡する。

③ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成･管理を行う部局に連絡する。

④ 長期入院･入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成･管理を行う部局に連絡する。

２　避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用すると共に、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。また、市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、名簿の作成等にデジタル技術を活用するものとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

① 消防機関
② 警察
③ 民生委員・児童委員
④ 市社会福祉協議会
⑤ 自主防災組織
⑥ 地域自治組織
⑦ 町内会
⑧ 福祉事業者
⑨ その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(2) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

① 避難行動要支援者名簿の提供には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
③ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
⑤ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導する。
⑥ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること。
⑦ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修会を開催する。

3　避難のための情報伝達

市は災害が発生するおそれがある場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等を適切に発令し、その発令に当たっては避難行動要支援者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 高齢者等避難の発令･伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「高齢者等避難」の発令が重要であるため、適切に「高齢者等避難」を発令する。その発令･伝達に当たっては、高齢者、障がい者等にも分かりやすい言葉や表現を使って行う。

(2)多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は迅速かつ着実に避難指示が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせて情報伝達を行う。

4　避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者があらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うものとする。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

第２　個別避難計画の策定

1　個別避難計画の作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職、民生委員、社会福祉協議会、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するものとする。

個別避難計画には、本節第１の１(2)①から⑥までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(1) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
(3) 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村が必要と認める事項

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

2　個別避難計画の提供と活用

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

3　地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第３　社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第４　社会福祉施設における対策

1　施設等の整備

社会福祉施設の利用者は高齢者、障がい者及び乳幼児で、災害時においては、移動の面などで支障が生じる「避難行動要支援者」であるため、施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

2　組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を整備し周知を図る。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、他の施設並びに近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れする協定の締結を検討し、施設が被災した後の体制の整備に努める。

３　緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への緊急時における情報伝達の手段、方法を確立しておくとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

４　防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所する施設においては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努める。

さらに、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ））の顕在化に備え、症状、対処方法等に関して職員に対する教育を実施する。

なお、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、伊達市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

５ 大規模停電への備え

社会福祉施設等の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第５　在宅者に対する対策

１　情報伝達体制の整備

市は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障害のある知的障がい者）、等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講ずるものとする。

２　防災知識の普及・啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等の配布により防災意識を啓発するとともに、地域の防災訓練等への本人の参加により、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を行うものとする。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

３　支援体制及び避難用器具等の整備

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生児童委員等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者を把握しておくなど、避難誘導体制の整備に努める。

特に発災初期においては、市等の防災関係機関の対応が著しく制限されることが予想されるため、町内会等の地域自治組織、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握し、発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する、避難用器具等の整備に努めるもの

とする。

第６　外国人に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

ア 「やさしい日本語」を含む多言語による広報の充実
イ 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育
エ 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第７　避難所への移送

市は安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第８　避難所における要配慮者支援

１　避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去（ユニバーサルデザイン化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、バリアフリートイレ等の設備を速やかに設置できるよう、あらかじめ施設の整備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

２　福祉避難所の指定

(1) 市は、宿泊が可能な市内の公的施設、社会福祉施設等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等と連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

(2) 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

なお、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

(3) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第17節　ボランティアとの連携

（市民生活部、健康福祉部、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部）

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの受け入れに対して、災害ボランティアセンターを設置の上、市及び市社会福祉協議会などが相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行う。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第１　ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものとがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に行われるよう、支援体制の確立が必要である。

第２　ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアが参集することが予想される。これらのボランティアは、組織化された集団ではない場合が多く、市が個々のボランティア活動を把握することは困難である。

そのため、市と市社会福祉協議会などが連携を図りながら、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第３　ボランティアとの連携体制の整備

１　情報共有

ボランティアは、被災地のどこでどの分野のどのような活動が求められているのか、ボランティアニーズの把握が必要であり、情報なしに効果的な活動を行うことは困難である。

そのため、市と市社会福祉協議会等が連携を図りながら、災害対策本部の指示のもと、災害ボランティアセンターにおいてボランティアニーズを集中管理し、ボランティア活動に関する窓口として、情報の提供に努める。

２　コーディネート体制の整備

市が個々にボランティア活動を把握することは非常に困難であるため、災害時において行政とボランティア間を取り持ち、ボランティアの指導、総合調整にあたるボランティアコーディネーターが有効である。

市と市社会福祉協議会等が連携を図りながら、災害ボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会等との役割分担等を定め、ボランティアコーディネーターを配置して、災害ボランティアセンターのコーディネート体制を確立する。

コーディネートにおいては、災害対策本部の指示のもと、市が行う災害応急対策の支障とならないよう努める。

また、自発性にもとづくボランティアの特性が生かされるよう、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

なお、市は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供について、あらかじめ検討する。

３　ボランティア保険

市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、市社会福祉協議会は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の助成について検討する。

４　ボランティアとの連携体制の構築

市は、市社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、災害廃棄物等の取扱いについて関係部局及び関係機関等と事前に取り決めを行い、住民やボランティアへの広報・周知を進めることで、災害ボランティアが活動しやすい環境整備に努めるものとする。

第４　ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、主として次のものが想定される。災害発生時は、市と市社会福祉協議会等が連携を図りながら必要なボランティア活動内容を精査し、ボランティアの有効な活用を図る。

1　災害・安否・生活情報の収集
2　炊出し、その他の災害救助活動
3　医療、看護
4　高齢者介護、看護補助、外国人への通訳、聞こえない・聞こえにくい方への手話通訳
5　清掃及び防疫
6　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
7　応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
8　災害応急対策事務の補助
9　土砂災害危険箇所の応急危険度判定
10　無線による情報収集及び伝達

第18節　危険物施設等災害予防対策

（市民生活部、伊達地方消防組合、各危険物取扱事業者）

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第１　危険物施設災害予防対策

１　現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物施設に対し、有効な指導ができるよう、県と消防関係機関は、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に、危険物取扱者に対する危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を実施している。

２　防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏えい、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

３　事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏えい、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速、かつ、的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

市及び伊達地方消防組合は、県と協力し関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため必要な措置を講ずるものとする。

４　安全対策の強化

市は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の伊達地方消防組合による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第２　火薬類施設災害予防対策

１　現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、採石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県においては、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

２　防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者（以下「関係事業者」という。）は災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

３　事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア　製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物（以下「施設等」という。）は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ　貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

ア　火薬類取締保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ　関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の推進を図るものとする。

(3) 防災資器材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資器材を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする

(5) 関係事業者の自主保安体制

県は、関係事業者の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア　施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。

イ　危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

第３　高圧ガス施設災害予防対策

１　現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県（生活環境部）においては、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

２　防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

３　事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資器材等の整備等

復旧作業に必要な防災資器材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県（生活環境部）は、高圧ガス製造事業者等及び関係団体の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア　高圧ガス設備の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ　福島県高圧ガス地域防災協議会、（一社）福島県ＬＰガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び（一社）福島県冷凍空調設備工業会の育成及び自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ　高圧ガス危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

エ　災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について、指導を実施するものとする。

第４　毒物・劇物施設災害予防対策

１　防災体制の確立

毒物劇物取扱事業所は、地震による災害の発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危険防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するものとする。

２　事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア　毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物劇物取締法(以下この項目において「法」という。)に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

イ　消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

ウ　毒物劇物配管系については、耐震性の強化等を図るものとする。

エ　毒物劇物設備関連施設の液状化対策を図るものとする(防液堤等の関連設備の液状化対策)。
オ　地震時の災害拡大防止のための安全管理を図るものとする(計装制御系、保安電力系の耐震化対策)。
カ　タンク・搭槽類の耐震性能の維持、管理の徹底を図るものとする(基礎部の補修、不同沈下の測定の確実な実施)。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県(保健福祉部)は、毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア　法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。
イ　予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

第１節　応急活動体制

防災関係機関は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力、かつ、効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策活動に協力するものとする。

第１　災害応急対策の防災行動計画

１　防災行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、市、防災関係機関、並びに県民に周知することにより、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（ＢＣＰ）にも関連するものである。

当然のことながら、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものである。

２　防災行動計画の作成

県、市及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

３　市の防災行動計画

市の防災行動計画（タイムライン）については、別に定める。

第２　市災害対策本部

１　市災害対策本部の設置・解散

(1) 市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく伊達市災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了したときは、本部を解散する。

設置基準

１　大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
２　災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
３　災害救助法を適用する災害が発生したとき。
４　特別警報が発表されたとき。
５　避難情報を発令するとき

※市長不在等の非常時にあっては、市長による設置の決定が困難な場合の順位は下記のとおりとなる。

第一順位；副市長

第二順位；総務部長

第三順位；市民生活部長

(2) 市長は、本部を設置又は解散したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

① 県知事
② 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
③ 陸上自衛隊（第44普通科連隊長）
④ 伊達警察署長
⑤ 伊達地方消防組合消防長
⑥ その他市防災会議委員
⑦ 隣接市町村
⑧ 報道機関

２　現地災害対策本部の設置・解散

本部長（市長）は、特に被害の集中する地域の現地において、災害対策本部の事務の一部を機動的かつ迅速に行うため現地災害対策本部を設置することができる。また、本部長（市長）は、災害復旧の状況により現地災害対策本部を解散する。

(1) 現地災害対策本部の本部長

本部長は、副市長をもって充てる。ただし、副市長が不在等の場合は本部員の中から指名する者とする。

(2) 現地災害対策本部の設置場所

現地災害対策本部は、総合支所庁舎に設置する。

(3) 現地災害対策本部の人員配置

現地災害対策本部を設置した場合の人員については、当該現地災害対策本部を設置した総合支所の職員に加え、全職員のうちから必要人員を動員して配置するものとする。

(4) その他

現地災害対策本部の事務分掌及び運営は、本部長（市長）が別に定めるものとする。

３　県の現地対策本部との連絡調整

県の非常（緊急）災害対策本部による現地対策本部が設置された場合は、当該現地対策本部と連絡調整を図りつつ、県が実施する対策に対して、協力等を行うものとする。

４　災害対策本部等の組織及び事務分掌

災害対策を円滑に運営するため、災害対策本部の組織編成を下記のとおり定める。

(1) 災害対策本部会議

① 災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は本部長、副本部長、本部員、その他本部員が指名するものをもって組織する。
② 本部会議に事務局を置き、会議の開催に関する事務を行う。
なお、各本部員には、部内の連絡調整役として連絡員を配置する。
③ 本部会議は、庁議室または多目的会議室において開催する。
なお、庁舎に本部設置が不可能な場合は、梁川総合支所または設置可能な公共施設等に設置する。

災害対策本部組織

本部長	市長	本部員	健康福祉部長
副本部長	副市長		産業部長
本部員	教育長		建設部長
	消防団長		会計管理者
	総務部長		教育部長
	未来政策部長		こども部長

本部員	財務部長	本部員	議会事務局長
	市民生活部長		

(2) 災害対策本部事務局

①災害対策本部事務局には、総括班、避難支援班、総合相談窓口班、被害調査班を設置する。

②災害の規模に応じて、保健・衛生・医療班、物資管理・供給班、排水ポンプ車班を設置する。

災害対策本部事務局の組織及び各班の役割

班名等	担当業務	担当課
事務局長　市民生活部長	各班の統括	
事務局次長 危機管理担当参事	1　災害対策本部事務局の運営 2　防災関係機関･団体との連絡調整 3　災害応援協定市町村との連絡調整 4　報道関係者等の対応 5　防災対策に係る庁内の調整	
総括班 班　長　防災危機管理課長 副班長　総務課長 人事課長	1　災害対策本部事務局の庶務及び総括 2　災害対策本部の設置･運営 3　災害対策本部会議の開催、進行及び記録 4　避難情報の発令及び解除 5　本部長(市長)の指令伝達 6　防災関係機関との連絡調整 7　自衛隊災害派遣要請 8　気象情報等の把握 9　災害救助法の適用及び救助	防災危機管理課
	10　市民からの問い合わせ対応 11　情報及び記録の整理･保存	総務課
	12　災害対応職員の動員及び調整 13　他自治体等への人的支援要請と受入	人事課
	14　災害広報、避難広報 15　被害状況の記録 16　報道機関の窓口	秘書広報課
	17　情報システムの維持管理	デジタル変革課
	18　災害対応車両の確保及び調整 19　人的被害及び住宅被害の集計 20　ライフライン被害の集計 21　各部の被害取りまとめ	公有財産管理課
	22　その他事務局長の命じること	(共通)
避難支援班 班　長　協働まちづくり課長 副班長　各総合支所長	1　避難所運営の総合調整 2　指定避難所の開設準備、運営支援	協働まちづくり課
	3　住民避難状況の取りまとめ	各総合支所
	4　避難行動要支援者(要配慮者)への情報提供、避難支援	社会福祉課 高齢福祉課 教育総務課
	5　その他事務局長の命じること	(共通)

班名等	担当業務	担当課
総合相談窓口班 班　長　市民課長 副班長　各総合支所長	1　罹災証明書の受付･発行	市民課
	2　各種相談への対応	各総合支所 市民課
	3　その他事務局長の命じること	(共通)
被害調査班 班　長　税務収納課長 副班長　財政課長	1　建物及び工作物の被害調査･確認 2　被害調査データベース作成 3　再調査 4　その他事務局長の命じること	税務収納課 財政課

災害の規模に応じて設置する班

班名等	担当業務	担当課
保健･衛生･医療班 班　長　健幸づくり課長 副班長　ネウボラ推進課長	1　災害時医療チーム、県等との連絡調整･報告 2　保健･衛生･医療に関する状況把握･アセスメント 3　保健･栄養等の生活の指導 4　受入医療機関･医薬品･医療器具･衛生資材等の確保、住民への周知	健幸づくり課 ネウボラ推進課
	5　感染症予防･食品衛生･環境衛生等の対策	健幸づくり課 生活環境課
	6　その他事務局長の命じること	(共通)
物資管理･供給班 班　長　総合政策課長 副班長　商工観光課長	1　支援物資の受入れ 2　支援物資の配分調整 3　物資･食料･燃料の調達及び在庫管理 4　支援金(寄附金)の受入れ	総合政策課
	5　指定避難所への食料･物資供給	商工観光課
	6　その他事務局長の命じること	(共通)
排水ポンプ車班 班　長　建設課長 副班長　産業部選出係長	1　排水ポンプ車の運用 2　伊達市建設業協会との連絡調整 3　その他事務局長の命じること	建設課 建設部各課 産業部各課

5　被害状況の掌握等

(1) 被害の状況は、各部において掌握するものとする。

(2) 各部は被害の状況を災害対策本部事務局に報告する。

(3) 災害対策本部に集まった被害の状況及び災害応急対策の実施状況等は、随時県に報告するとともに報道機関に発表するものとする。

6　被害調査隊

本部長（市長）は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があると認めるときは、関係する課長及び職員による被害調査隊を編成し、現地調査を行わせるものとする。

７　本部組織編成表

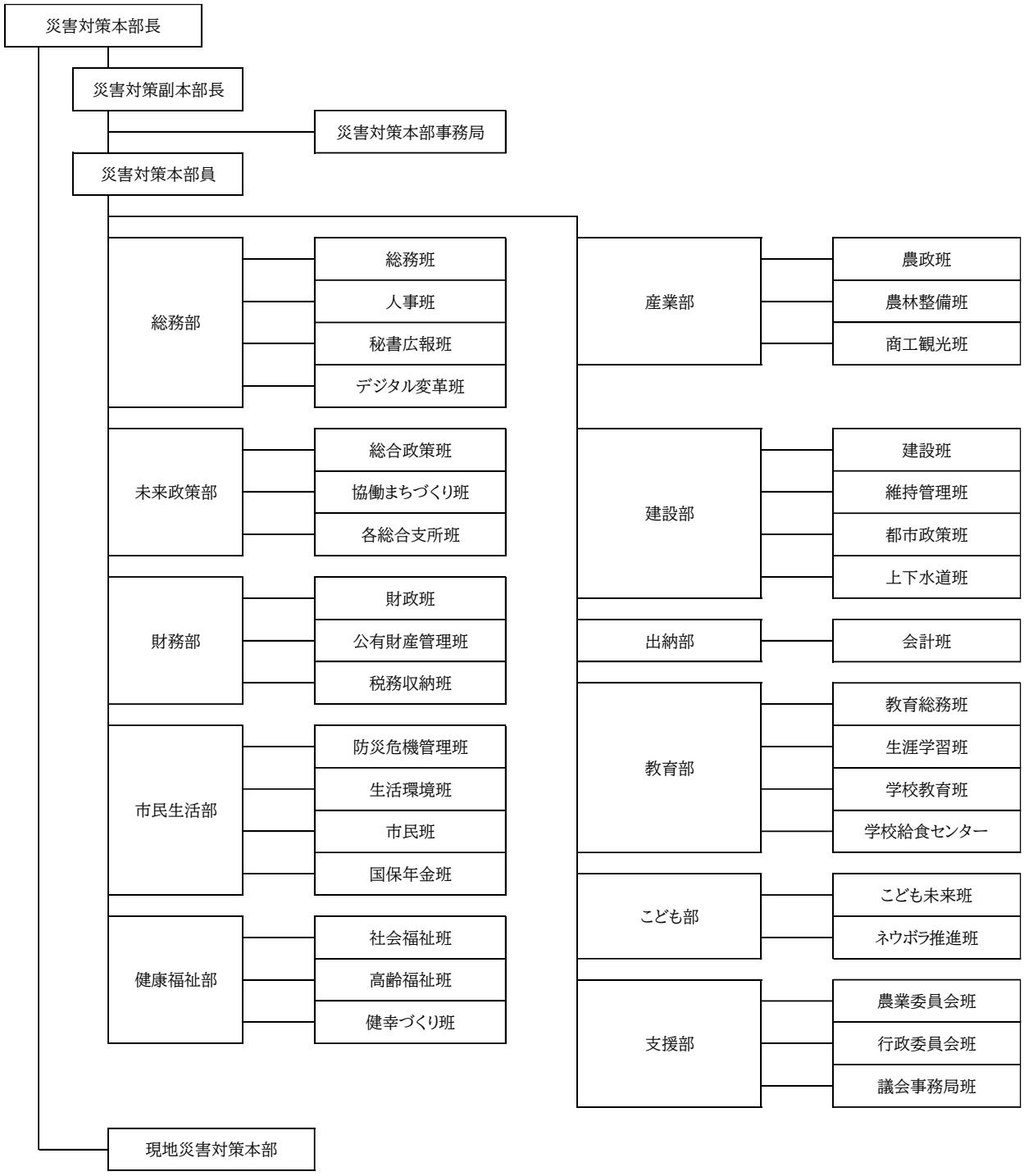

大規模災害時には、被害の実態や時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために目的物に組織編成を変更することができる。

なお、災害の状況に応じて事務分掌にかかわらず、本部長（市長）の命ずるところにより、他部・他班の行う事務について応援するものとする。

８　本部の各部事務分掌

組織名	班名	分掌事務
各部共通		1　所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関すること。 2　所管事項に関する災害応急措置の概要等の本部への報告に関すること。 3　所管事項に関する災害写真（説明書添付）のとりまとめに関すること。 4　他部の応援に関すること。 5　避難所の駐在員を派遣すること。 6　本部事務局の要請に関すること。
総務部	総務班	1　市議会との連絡に関すること。 2　部内各課との連絡調整に関すること。 3　部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	人事班	1　災害時における職員の動員及び調整に関すること。 2　避難所駐在員の動員に関すること。 3　近隣自治体等からの職員派遣受入の調整に関すること。 4　職員の食料確保に関すること。 5　職員の安否確認に関すること。
	秘書広報班	1　本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2　市民への広報活動に関すること。 3　伊達市ＨＰやＳＮＳ等の運用に関すること。 4　報道機関への発表・協力要請に関すること。 5　新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送による広報に関すること。 6　災害写真の撮影、収集及び記録等に関すること。
	デジタル変革班	1　市の情報システムの保全に関すること。
未来政策部	総合政策班	1　国及び県等に対する要望、資料作成の総合調整に関すること。 2　他の自治体等との支援物資に関すること。 3　支援物資の受付及び配布に関すること。 4　災害に係る寄附金・見舞金の受付に関すること。
	協働まちづくり班	1　避難所の調整に関すること。 2　災害対策本部事務局の支援に関すること。 3　各総合支所の支援に関すること。
	各総合支所班	1　災害対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 2　災害情報の収集及び伝達に関すること。 3　避難所の施設確認、開設・運営、閉鎖に関すること。 4　所管施設及び区域内の住宅被害を含む被害状況の収集及び本部への報告に関すること。 5　災害対策用物品、資機材の調達に関すること。 6　埋火葬に関すること。

組織名	班名	分掌事務
未来政策部	各総合支所班	7　市民の相談に関すること。 8　罹災証明、被災証明の受付・発行に関すること。 9　消防団及び自主防災組織との連絡調整に関すること。 10　市民の安否確認に関すること。 11　水防活動に関すること。 12　排水ポンプの運用に関すること。
財務部	財政班	1　災害応急対策経費の予算措置に関すること。 2　市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3　部内各課との連絡調整に関すること。 4　部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	公有財産管理班	1　車両及び燃料の確保及び配車に関すること。 2　庁舎のライフラインに関すること。 3　緊急輸送に関すること。 4　部内他課の支援に関すること。
	税務収納班	1　建物及び工作物の被害調査に関すること。 2　罹災(被災)証明書の調査に関すること。 3　被災者台帳整備の支援に関すること。 4　災害に伴う市税の減免措置に関すること。 5　建物及び工作物の被害調査の支援に関すること。 6　部内他課の支援に関すること。
市民生活部	防災危機管理班	1　防災会議に関すること 2　災害対策本部事務局に関すること。 3　気象情報のとりまとめ及び伝達に関すること。 4　災害情報の収集及び報告に関すること。 5　自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関すること。 6　関係機関及び民間団体への協力要請に関すること。 7　生活再建支援金などに関すること。 8　特別給付金に関すること。 9　災害対策用物品、資機材の調達に関すること。 10　被災者台帳の整備に関すること。 11　排水ポンプ車の管理運用に関すること。 12　放射能対策に関すること。 13　各部との連絡調整に関すること。 14　部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	生活環境班	1　環境衛生に関すること。 2　防疫に関すること。 3　災害廃棄物に関すること。 4　被災家屋等の公費解体に関すること。 5　公共交通機関の運行状況に関すること。
	市民班	1　埋火葬に関すること。 2　罹災証明、被災証明の受付・発行に関すること。 3　被災者台帳整備の支援に関すること。 4　遺体安置所の支援及び身元確認等に関すること。

組織名	班名	分掌事務
市民生活部	国保年金課	1　国民健康保険および後期高齢者医療の一部負担金免除に関すること。 2　国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免に関すること。 3　国民年金保険料の納付免除に関すること。 4　部内他課の支援に関すること。
健康福祉部	社会福祉班	1　被災者に対する援護対策に関すること。 2　民生児童委員との連絡調整に関すること。 3　社会福祉協議会、社会福祉事業団体との連絡調整に関すること。 4　福祉避難所に関すること。 5　災害ボランティアに関すること。 6　災害見舞金等の支給に関すること。 7　災害援護資金の貸付に関すること。 8　災害弔慰金の支給に関すること。 9　災害義援金の受付及び配分に関すること。 10　災害障害見舞金の支給に関すること。 11　避難行動要支援者名簿の提供に関すること。 12　所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 13　遺体安置所の開設及び運営の総括に関すること。
	高齢福祉班	1　高齢者世帯の援護対策に関すること。 2　社会福祉事業団体との連絡調整に関すること。 3　福祉避難所に関すること。 4　所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5　所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6　災害に伴う介護保険料の減免措置に関すること。 7　部内各課との連絡調整に関すること。 8　部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	健幸づくり班	1　保健・衛生・医療の統括に関すること。 2　医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3　医療機関との連絡調整に関すること。 4　感染症の予防に関すること。 5　避難者の健康支援に関すること。 6　部内他課の支援に関すること。
こども部	こども未来班	1　被災ひとり親家庭、児童等に対する援護対策に関すること。 2　園児、児童、利用者の保健管理に関すること。 3　園児、児童、利用者の応急給食に関すること。 4　園児、児童、利用者の避難及び救護に関すること。 5　所管施設の災害対策及び被害の総括に関すること。 6　部内各課との連絡調整に関すること。 7　部内他課の所掌に属さない事項に関すること。
	ネウボラ推進班	1　避難者の健康支援に関すること。 2　部内他課の支援に関すること。

組織名	班名	分掌事務
産業部	農政班	1　農業災害の調査及び応急対策に関すること。 2　農業気象に関すること。 3　農協等関係機関との連絡調整に関すること。 4　被害農業者の支援制度に関すること。 5　部内各課との連絡調整に関すること。 6　部内他課の所掌に属しない事項に関すること。
	農林整備班	1　農業用施設、林道など治山施設等の災害状況調査及びその応急対策に関すること。 2　湛水防除施設の運営に関すること。
	商工観光班	1　災害時における食料品類、生活必需品の調達に関すること。 2　商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3　工業団地との連絡調整に関すること。 4　工業団地排水ポンプの管理運用に関すること。
建設部	維持管理班 建設班	1　道路、橋梁及び河川等の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2　道路関係障害物の除去に関すること。 3　交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関すること。 4　水防活動に関すること。 5　除雪対策に関すること。 6　関係機関との連絡調整に関すること。 7　部内各課との連絡調整に関すること。 8　部内他課の所掌に属しない事項に関すること。
	都市政策班	1　災害復興に係る都市計画に関すること。 2　排水ポンプ車の運用に関すること。 3　部内他課の支援に関すること。 4　市営住宅の被害調査とその応急復旧に関すること。 5　応急仮設住宅の建設とその応急資材の斡旋に関すること。 6　応急危険度判定士に関すること。 7　住宅の応急修理に関すること。 8　県借上げ住宅に関すること。 9　被災者に対する市営住宅等の目的外使用に関すること。 10　宅地関連災害補助に関すること。
	上下水道班	1　水道料金の減免に関すること。 2　関係機関との連絡調整に関すること。 3　水道施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 4　飲料水の供給に関すること。 5　応急給水等の設置、周知に関すること。 6　応急資材の確保、受入、配分に関すること。 7　下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8　内水対策に関すること。 9　部内他課の支援に関すること。
会計課	会計班	1　災害応急対策に係る経理に関すること。 2　建物及び工作物の被害調査の支援に関すること。

組織名	班名	分掌事務
教育部	教育総務班	1　教育施設及び給食施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2　各学校施設を避難所となった場合の連絡調整に関すること。 3　給食センター施設の被害調査と応急復旧に関すること。 4　児童生徒の応急給食に関すること。 5　部内各課との連絡調整に関すること。 6　部内他課の所掌に属しない事項に関すること。
	生涯学習班	1　社会教育施設の被害調査及びその応急復旧に関すること。 2　文化財等の被害調査に関すること。
	学校教育班	1　児童生徒の安否確認、避難及び救護に関すること 2　罹災した児童生徒の教科書支給等に関すること。 3　応急教育、及び教職員の動員に関すること。
支援部	農業委員会班	1　他部他課の支援に関すること。
	行政委員会班	1　他部他課の支援に関すること。
	議会事務局班	1　市議会議員との連絡に関すること。 2　他部他課の支援に関すること。

9　本部等の運営等

(1)本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は災害の状況に応じて、その都度、本部長（市長）もしくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

① 本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること
② 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
③ 災害対策経費の処理に関すること
④ 災害救助法の適用の意見に関すること
⑤ 資金前渡の処理に関すること
⑥ その他災害対策の重要事項に関すること

(2)本部の運営上必要な資機材等の確保

災害対策本部事務局長は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

① 本部開設に必要な資機材等の整備
　ア　市災害対策上必要な図板の設置
　イ　住宅地図等その他地図類の確保
　ウ　携帯ラジオの確保
　エ　テレビの確保
　オ　自主防災組織代表者、町内会代表者名簿その他名簿類の確保
　カ　被害状況連絡票その他の書式類の確保
　キ　その他必要な資機材等の確保

② 通信手段の確保

有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

③自家発電設備の確保

(3)本部及び現地本部職員の食料・飲料水等の確保

第３　災害救助法が適用された場合の体制

市は、災害救助法が適応された場合は、法に基づく救助事務の実施又は、県が行う救助事務の補助をするが、この場合の体制についても同様とする。

第４　特別警戒本部

市内に災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、総合的かつ迅速な災害応急対策を講ずるための本部設置に至るまで、又は本部の設置に至らない程度の災害において、必要と認められた場合には、動員配備体制の定めるところにより特別警戒本部を設置する。

第２節　職員の動員配備

災害発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。
このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第１　配備基準

１　災害対策本部設置前

区分	配備体制・内容	配備時期
事前配備	情報連絡のため、防災危機管理課及び関係課の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	１　大雨、台風等において、気象注意報（大雨注意報、洪水注意報等）が発表され、更に警報の発表が予想される場合。特に夜間から翌日早朝までの期間を対象に警報級の可能性の「高」「中」が発表された場合は、夜間における警報発表に備える。 ２　その他防災危機管理課長が特に必要と認めたとき。
警戒配備	防災危機管理課、各総合支所及び関係課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	１　大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報が発表されたとき。 ２　その他危機管理担当参事が特に必要と認めたとき。
特別警戒配備	防災危機管理課、各総合支所及び建設部・産業部の指定職員及びその他関係部署は指定された課長で災害に関する情報の収集、連絡及び自主避難者の避難所の開設準備や応急対策を実施する。状況に応じて特別警戒本部の体制に移行できる配備とする。	１　土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ２　記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ３　氾濫危険情報が発表されたとき。 ４　その他市民生活部長及び関係部長が特に必要と認めたとき。
特別警戒本部	防災危機管理課、各総合支所及び建設部・産業部の指定職員及びその他関係部署は係長・副主幹以上で災害に関する情報の収集、連絡及び避難所の開設や応急対策を実施する。状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	１　相当規模の災害が予想され、自主避難所を開設するとき。 ２　副市長が特に必要と認めたとき。

※　市長は警戒配備、特別警戒配備時に必要と認めたときは、配備体制を変更せず災害対策本部を設置することができるものとする。

災害対策本部設置後

区分	配備体制・内容	配備時期
非常配備体制（緊急配備）	緊急対応が必要な事象に対して、各部の長を招集する。	1　避難情報を発令するとき。 2　大雪により重大な雪害が起こる恐れが予想されるとき。 3　林野火災、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害及び大規模な火事災害が発生したとき。 4　その他特に市長が必要と認めたとき。
非常配備体制（１号配備）	防災危機管理課、各総合支所及び建設部・産業部の指定職員及びその他関係部署は職員 2 分の 1 以上の体制とする。又は市長の指示により災害事象に応じた、各部、各班の応援ができる体制とする。	1　特定の地域に相当規模の災害が発生し、なお拡大のおそれがあるとき。 2　特別警報が発表されたとき。 3　その他特に市長が必要と認めたとき。
非常配備体制（２号配備）	全職員	1　市域に大規模な災害が発生し、広域的な応急対策が必要と認められるとき。 2　その他特に市長が必要と認めたとき。

第２　職員の配備体制

1　事前配備、警戒配備、特別警戒配備に関わる指揮監督は市民生活部長が、特別警戒本部に関わる指揮監督は、副市長が行う。
2　非常配備体制に関わる指揮監督は、市長が行う。
3　災害対策本部長は、災害対策本部の配備体制を決定したときは、直ちに人員配備計画に基づく配備体制をとるものとする。

第３　各配備基準における配備人員

配備人員は、配備編成計画において配備体制別に定める。また、災害の状況特殊性により、配備編成計画の人員によらない配備計画ができるものとする。

なお、配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の状況を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ各部の部長が指定しておくものする。

■一般災害時の配備編成計画

組織名	班名	配備要員の数				
		警戒配備	特別警戒配備	特別警戒本部	非常配備体制 １号配備	非常配備体制 ２号配備
総務部	総括			部長	部長	部長
	総務班	課長	課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	人事班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	秘書広報班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	デジタル変革班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
未来政策部	総括			部長	部長	部長
	総合政策班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	協働まちづくり班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	総合支所班	課長補佐相当職1名以上及び業務防災係2名以上の3名以上。	全員	全員	全員	全員
財務部	総括			部長	部長	部長
	財政班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	公有財産管理班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	税務収納班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
市民生活部	総括		部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）	部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）	部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）	部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）
	防災危機管理班 （災害対策本部事務局）	2名以上	全員	全員	全員	全員
	生活環境班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	市民班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	国保年金班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
健康福祉部	総括			部長 参事（健康対策担当）	部長 参事（健康対策担当）	部長 参事（健康対策担当）
	社会福祉班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	高齢福祉班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	健幸づくり班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
産業部	総括		部長	部長	部長	部長
	農政班		係長・副主幹以上	係長・副主幹以上	全員	全員
	農林整備班	課長 農村整備係長	全員	全員	全員	全員
	商工観光班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
建設部	総括		部長	部長	部長	部長
	建設班	課長	全員	全員	全員	全員
	維持管理班	課長・維持保全係長	全員	全員	全員	全員
	都市政策班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	上下水道班	課長	課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
会計課	総括			会計管理者兼会計課長	会計管理者兼会計課長	会計管理者兼会計課長
	会計班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
教育部	総括			部長	部長	部長
	教育総務班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	生涯学習班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	学校教育班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
こども部	総括			部長	部長	部長
	こども未来班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	ネウボラ推進班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
議会事務局	総括			事務局長	事務局長	事務局長
	議会事務局班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
行政委員会事務局	行政委員会事務局班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
農業委員会事務局	農業委員会事務局班			事務局長・副主幹以上	職員1/2	全員

第４　非常配備

各部の職員は、災害発生の恐れがあることを知ったときは、直ちにこの計画による応急活動体制のための非常配備指令に即応できる体制をとる。

併せて夜間、休日等の場合、迅速に災害対策本部体制の確立が図られるようにするとともに、本部設置までの間、対策期間の空白を極力なくす体制をとるものとする。

１　夜間・休日等勤務時間外の体制

(1) 休日等日直者等の連絡

本庁に市民生活部職員が在庁していない場合、次に掲げる情報を察知したときは、防災危機管理課長、危機管理担当参事、市民生活部長、副市長、市長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係課長に連絡するものとする。

①　県総合情報通信ネットワークシステムにより気象警報を収受したとき。

② 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
③ 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

(2) 夜間等の連絡
伊達地方消防組合は、気象情報の発表等の内容について防災危機管理課長へ連絡する。

(3) 関係各課の体制
① 防災危機管理課長からの連絡により各部長は、所属課長に連絡するとともに、情報の収集及び連絡体制の確立のために必要な職員の動員を行う。
② 職員は、勤務時間外又は休日等において災害の発生あるいは災害発生の恐れがある情報を察知したときは、所属長と連絡のうえ、又は自らの判断により市役所庁舎に参集するものとする。
なお、庁舎に行けない場合は、最寄りの支所へ参集すること。ただし、職員は、住居若しくは参集先又はその経路上において、気象特別警報が発表されている又は避難指示や緊急安全確保が発令されているなど、直ちに参集することが危険と判断される場合は、所属長は、職員の安全が確保されるよう参集時期を指示するものとする。

2 災害対策要員の動員
(1) 災害対策要員の動員伝達は、それぞれの配備決定に基づき、本部事務局が電話、職員参集システム等によって行うものとする。
(2) 各部の動員に関しては、「動員系統図」によるものとする。又、各部においても部内の「動員系統図」を整理しておくものとする。

【動員系統図】

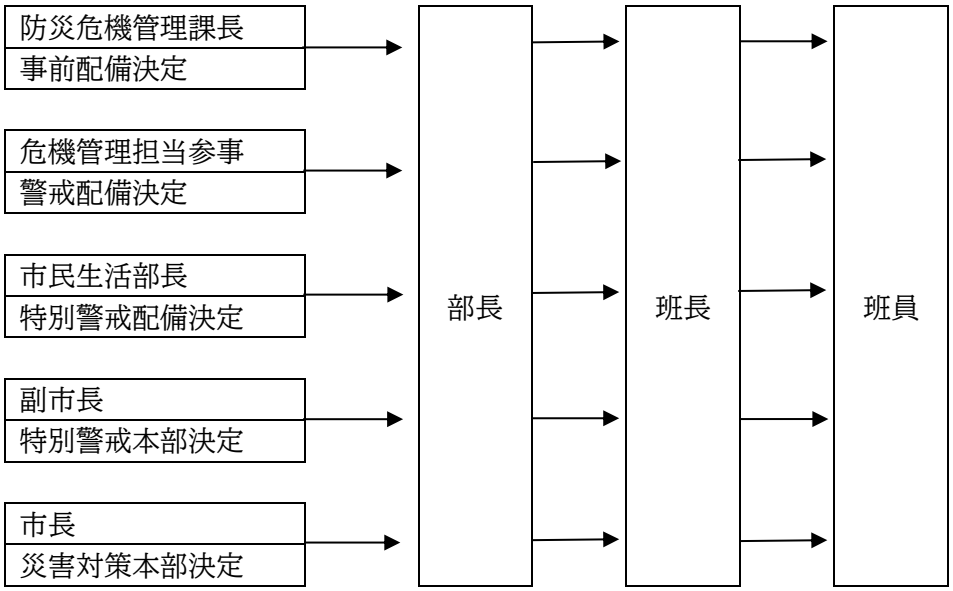

第５　職員配備状況の報告と安否確認の実施

各部長は、所属職員の配備状況及び所属職員以外の参集状況を災害対策本部事務局に報告する。災害対策本部長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認める時は、関係部長を通じて各班長に応援の指示を行う。

また、各班長は、すぐ参集メール等を活用して職員や家族の安否確認を併せて行うこととし、その状況を災害対策本部に報告する。

第３節　災害情報の収集伝達

（市民生活部、建設部、産業部、伊達警察署、福島地方気象台、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の防災関係機関）

市内に風水害等の災害が予想されるとき、予・警報等の関係情報を、災害の切迫度に応じて５段階の警戒レベルにより迅速、かつ、確実に伝達する。

また、市内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第１　気象注意報・警報・特別警報等の伝達について

１　定義と種類について

(1) 定義

予　　報：観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

注 意 報：大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

警　　報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報。

特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報。

(2) 種類

① 注意報

・気象注意報
- 風雪注意報
- 強風注意報
- 大雨注意報【警戒レベル２】
- 大雪注意報
- その他の気象注意報（現象名を冠した注意報）
  - 濃霧注意報
  - 雷注意報
  - 乾燥注意報
  - なだれ注意報
  - 着氷（雪）注意報
  - 霜注意報
  - 低温注意報
  - その他の異常現象（例：融雪注意報）

・洪水注意報【警戒レベル２】

・水防活動用気象注意報（大雨注意報をもって代える）

・水防活動用洪水注意報（洪水注意報をもって代える）

・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水注意報（阿武隈川上流（広瀬川を含む）：氾濫注意情報の表題で発表）

② 警報

・気象警報
- 暴風警報
- 暴風雪警報
- 大雨警報【警戒レベル３相当情報】
- 大雪警報

・洪水警報【警戒レベル３相当情報】

・水防活動用気象警報（大雨警報または大雨特別警報をもって代える）

・水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える）

・福島河川国道事務所と福島地方気象台が共同して行う水防活動用洪水警報（阿武隈川上流（広瀬川を含む）：氾濫警戒情報及び氾濫危険情報並びに氾濫発生情報の表題で発表）

③　特別警報

・気象特別警報 ― 大雨特別警報【警戒レベル５相当情報】
　　― 大雪特別警報
　　― 暴風特別警報
　　― 暴風雪特別警報

（注）土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

④　情報

(ｱ) 福島県気象情報

気象の予報等について、特別警報･警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報･警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。

なお、大雨特別警報が発表された場合は、その内容を補足する「記録的な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

(ｲ) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となった場合、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村(湯川村を除く)を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県(河川港湾総室)と福島地方気象台から共同で発表される。

市で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(ｳ) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

崖や川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

(ｴ) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

(ｵ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で気象庁から発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その

周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で発表される。

(ｶ) 早期注意情報(警報級の可能性)

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(会津、中通り、浜通り)で、２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(ｷ) キキクル(危険度分布)

大雨による土砂災害・浸水害・洪水災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)がある。

(ｸ) 流域雨量指数の予測値

各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

⑤　その他

火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険と認められる場合、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、気象概況通報の一部として福島地方気象台が福島県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達される。

２　注意報・警報・特別警報等の伝達の発表基準と発表要領等

(1) 注意報

強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が12m/s以上
風雪	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想される場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 平均風速が12m/s以上
大雨	大雨により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 表面雨量指数基準　8　　土壌雨量指数基準　62
洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 流域雨量指数基準　東根川流域6.4、伝樋川流域5.2、小国川流域10.4、古川流域4.6、塩野川流域7.2、山舟生川流域7.7、上小国川流域5.7、大石川流域7.9 祓川流域5.8 複合基準　広瀬川流域(5,　24.1)、東根川流域(6　5.1)、伝樋川流域(6　4.2)、小国川流域(5　10.4)、古川流域(5　4.5)、阿武隈川流域(6　42.4)、塩野川流域(5　7.2)、山舟生川(6　6.2)、上小国川流域(6　4.6)、大石川流域(6　6.3)、祓川流域(6　4.6)

大雪	大雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ　平地10cm以上、山沿い20cm以上
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想される場合。視程が陸上で100m以下
雷	落雷等により災害が発生するおそれがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥	空気の乾燥により火災が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。 ・実効湿度60%以下、最小湿度40%以下、風速8m/s以上。 ・実効湿度60%以下、最小湿度30%以下。
なだれ	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想される場合。 ・山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上。 ・積雪が50cm以上で、日平均気温3℃以上の日が継続。
着氷・着雪	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合。
霜	霜により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがある場合に発表される。 早霜期、晩霜期に最低気温が概ね2℃以下。 注：早霜期は農作物の成育を考慮し実施する。
低温	低温により災害が発生すると予想される場合。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 (夏期)最高、最低または平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く。 (冬期)最低気温-8℃以下、または-5℃以下の日が数日続く。
融雪	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合に発表される。

※平地：標高が概ね300ｍ未満、山沿い：標高が概ね300ｍ以上

(2) 警報

暴風	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 平均風速が18m/s以上
暴風雪	雪を伴う暴風により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 平均風速が18m/s以上 雪を伴う
大雨	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 表面雨量指数基準　13　土壌雨量指数基準　94
洪水	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 流域雨量指数基準　東根川流域8、伝樋川流域6.6、小国川流域13、古川流域7、

	塩野川流域9.1、山舟生川流域9.7、上小国川流域7.2、大石川流域9.9 祓川流域7.3 複　合　基　準　広瀬川流域(6　27.1)、東根川流域(6　7.2)、伝樋川流域(6　5.9)、小国川流域(6　11.6)、古川流域(6　5.9)、阿武隈川流域(6　59.6)、塩野川流域(6　8.1)、大石川流域(6　8.9)、祓川流域（6　6.5）
大雪	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。 12時間降雪の深さ　平地25cm以上、山沿い35cm以上

※平地：標高が概ね300ｍ未満、山沿い：標高が概ね300ｍ以上

<参考>土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。解析雨量と降水短時間予報をもとに、洪水危険度の高まりを指数化したもの。

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。

複 合 基 準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

(3) 特別警報

市は、特別警報の情報を受けたときは、直ちに市民等へ伝達を行う

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(4)指定河川洪水予報

警戒レベル	水位の名称	洪水予報の標題	市に求める行動	市民に求める行動
レベル５相当	（氾濫の発生）	氾濫発生情報	・逃げ遅れた市民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域の市民の避難誘導	・命を守る行動
レベル４相当	氾濫危険水位	氾濫危険情報	・避難指示を発令	・市民は避難開始
レベル３相当	避難判断水位	氾濫警戒情報	・高齢者等避難を発令	・要配慮者は避難開始
レベル２相当	氾濫注意水位	氾濫注意情報	・水防団出動	・市民は氾濫に関する情報に注意
レベル１相当	水防団待機水位		・水防団待機	

※水位についてはP.28ページを参照

(ｱ) 氾濫注意情報（洪水注意情報）は、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表される。

ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

(ｲ) 氾濫警戒情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する警戒レベル３に相当。

(ｳ) 氾濫危険情報（洪水警報）は、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している場合、または３時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれる場合に発表される。

いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要がある警戒レベル４に相当。

(ｴ) 氾濫発生情報（洪水警報）は、氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。

新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり、直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測（当該区域に係る60分雨量及び土壌雨量指数の予測）に基づく予測雨量が、１kmメッシュごとに設定した土砂災害発生危険基準線を超過し、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で発表する。

(6) 顕著な大雨に関する気象情報

現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下(ｱ)～(ｴ)すべての条件を満たした場合。

(ｱ) 解析雨量(5kmメッシュ)において前３時間積算降水量が100mm以上の分布域の面積が500㎢以上

(ｲ) (ｱ)の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）

(ｳ) (ｱ)の領域内の前３時間積算降水量最大値が150mm以上

(ｴ) (ｱ)の領域内の土砂キキクル（大雨警報(土砂災害)の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を実況で超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過。

※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

(7) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。雨量による発表基準は、１時間100ミリ以上の降水が観測又は解析された場合である。

３　警報等の伝達

市は警報等を住民に伝達する体制を整備するものとする。

別図　防災気象情報の伝達系統図

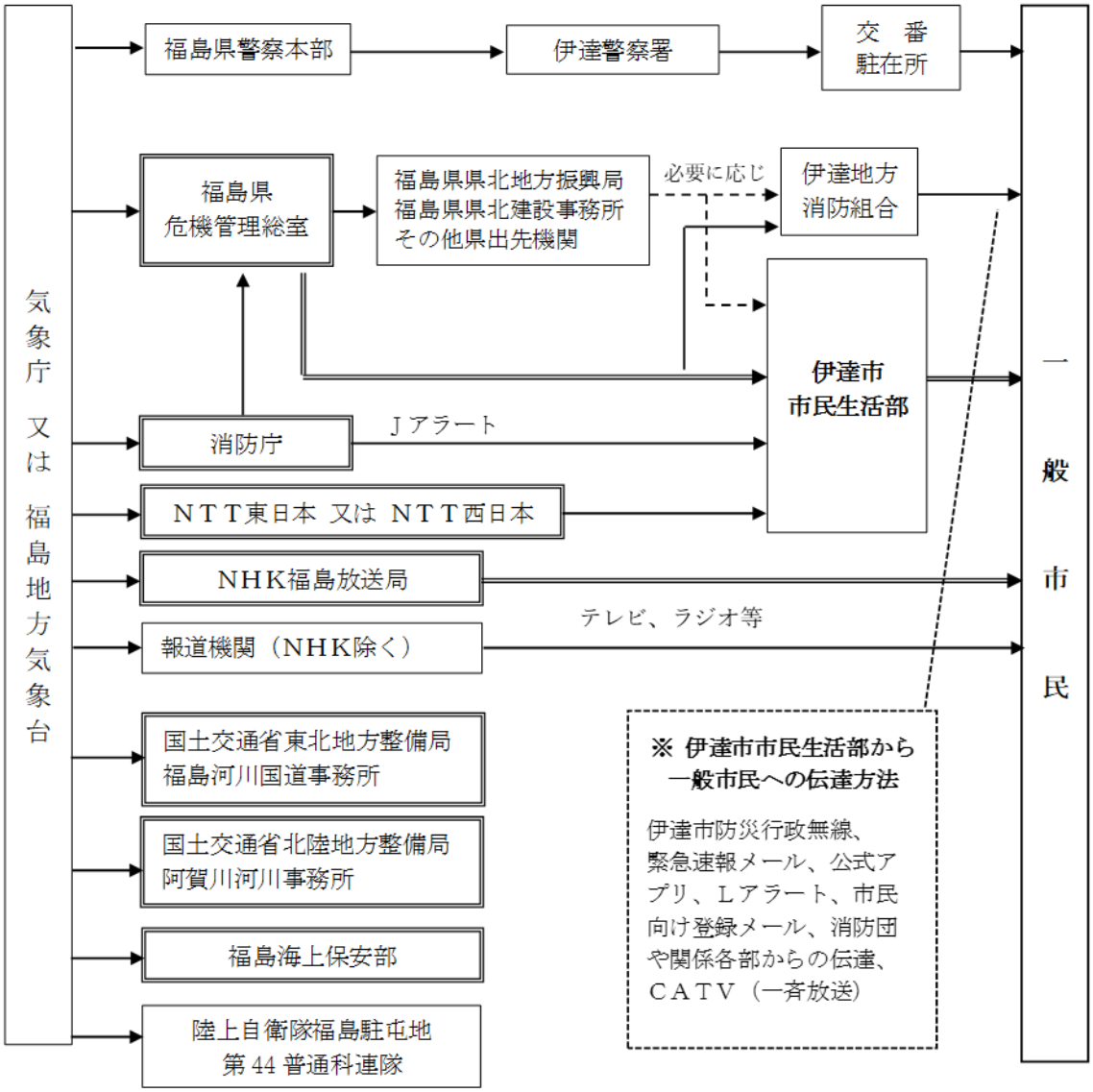

(注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の 規定に基づく法定伝達先。

(注)二重線の経路は、気象業務法第 15 条の二によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が 義務づけられている伝達経路。

(注)NTT東日本が被災等で受信できない場合は、NTT西日本が代わりに受信して伝達。

第２　被害状況の収集、報告

１　被害調査

市及び防災関係機関は、災害が発生した場合、直ちに市内の被害状況について調査を行う。

特に大規模な災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、職員の安全確保の観点から危険性の有無を勘案しながら、必要に応じ目視、撮影及びビデオ等の映像情報を活用し、早期、かつ、適切な情報の収集に努める。

市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるものとする。

なお、被害状況の収集に当たっては、下記の点に留意して行う。

(1) 被害報告の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び市民の生活維持に直接関係する住家、医療・衛生施設、電力・上下水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集するものとする。

(2) 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集するものとする。

(3) ＳＮＳ、スマートフォンやドローンなど、ICT（情報通信技術）を活用して効率的な情報収集を行うものとする。

(4) 災害関連情報オペレーティングシステム(令和４年度より導入)を活用し、被害調査結果について一元的に把握し、共有を行うものとする。

２　被害状況等の報告

市及び防災関係機関は、災害発生後に調査収集した被害状況等について、以下の経路のとおり、速やかに報告する（別表「報告の系統図」参照）。

この場合において、市が県へ報告することができない場合は、直接国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。また、福島県県北地方振興局へ報告することができない場合においては、直接、危機管理部に報告を行うものとする。

また、大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、市は、その状況を直ちに電話により総務省消防庁及び危機管理部に報告するものとする。

３　被害状況等の報告方法

(1) 県への被害状況等の報告は、「福島県総合防災情報システム」により行うことを基本とする。被災等により福島県総合防災情報システムが使用できない場合は有線（電話、ＦＡＸ、電子メール等）により報告を行う。

その他機関への報告については有線（電話、ＦＡＸ、電子メール等）により行う。

(2) 有線が途絶した場合は、市防災行政無線、警察無線、又はその他の無線局を利用する。

(3) 通信が不通の場合は、通信が可能な地域まで伝令を派遣する等の手段を尽くし報告する。

別図　報告の系統図

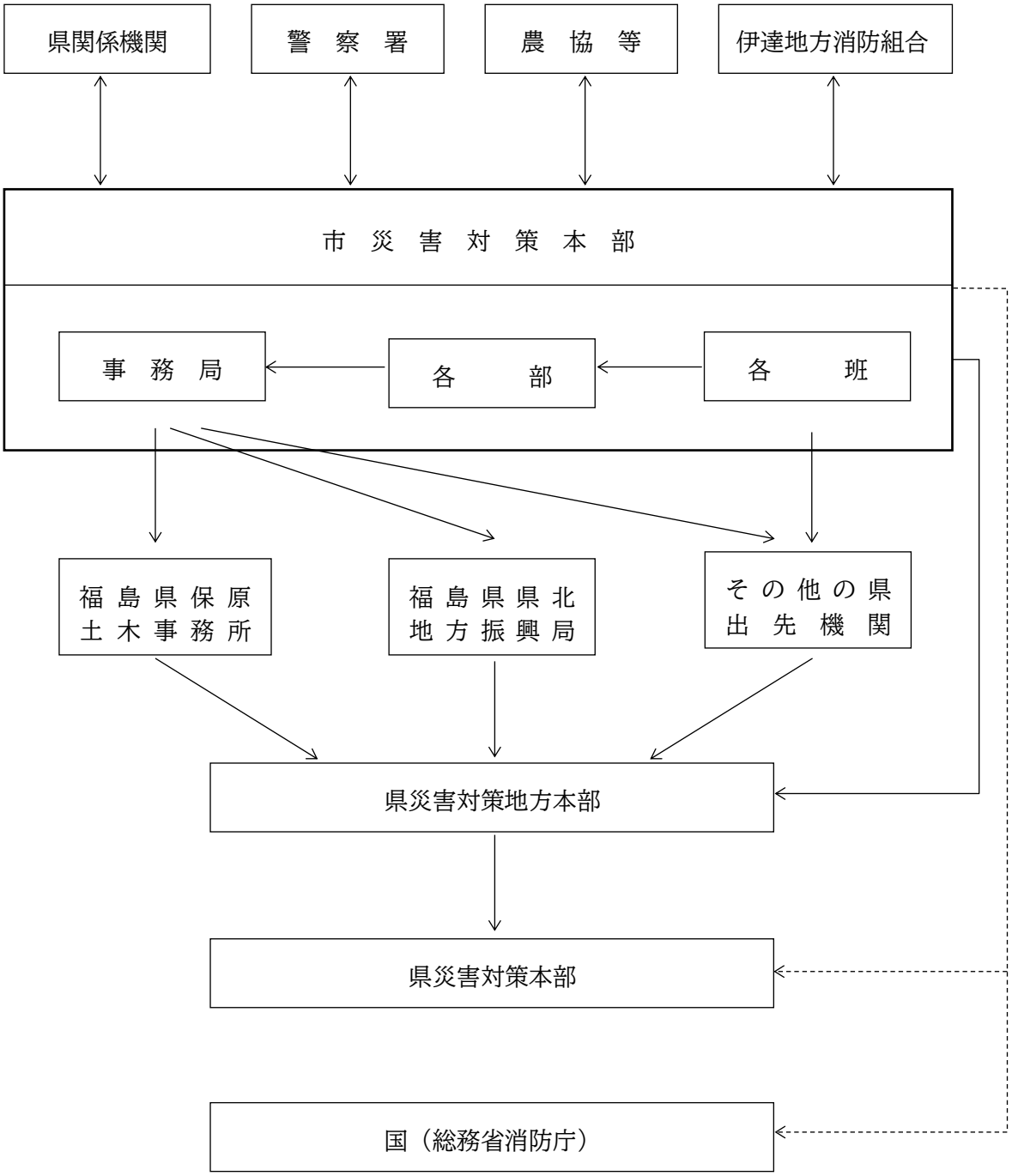
県関係機関
警　察　署
農　協　等
伊達地方消防組合
市　災　害　対　策　本　部
事　務　局
各　　部
各　　班
福島県保原土木事務所
福島県県北地方振興局
その他の県出先機関
県災害対策地方本部
県災害対策本部
国（総務省消防庁）

４　被害区分別報告系統

（1）人的被害、建物被害等

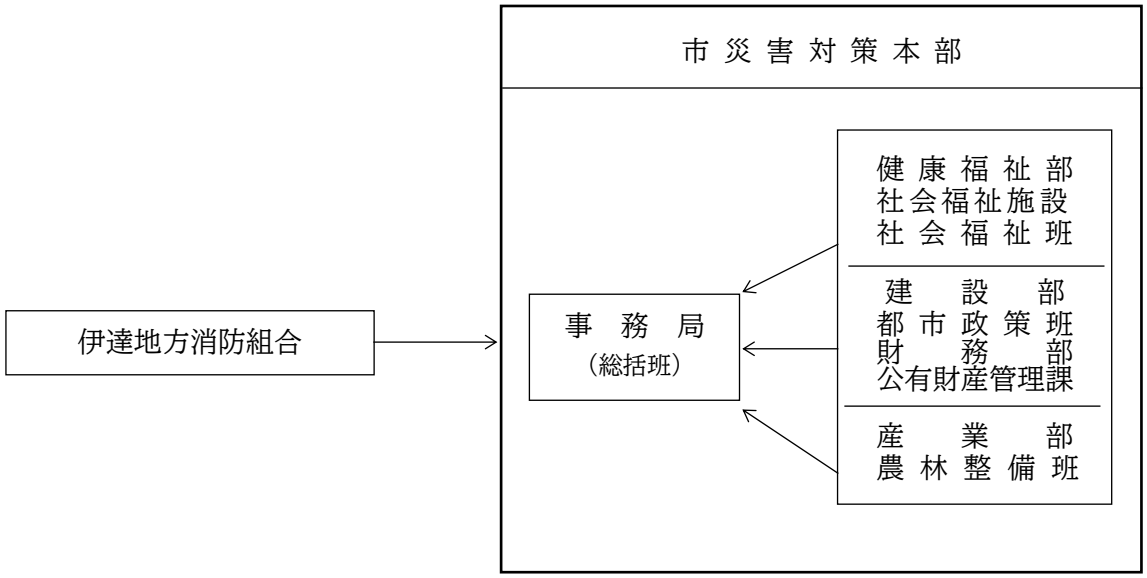

（2）文教施設被害

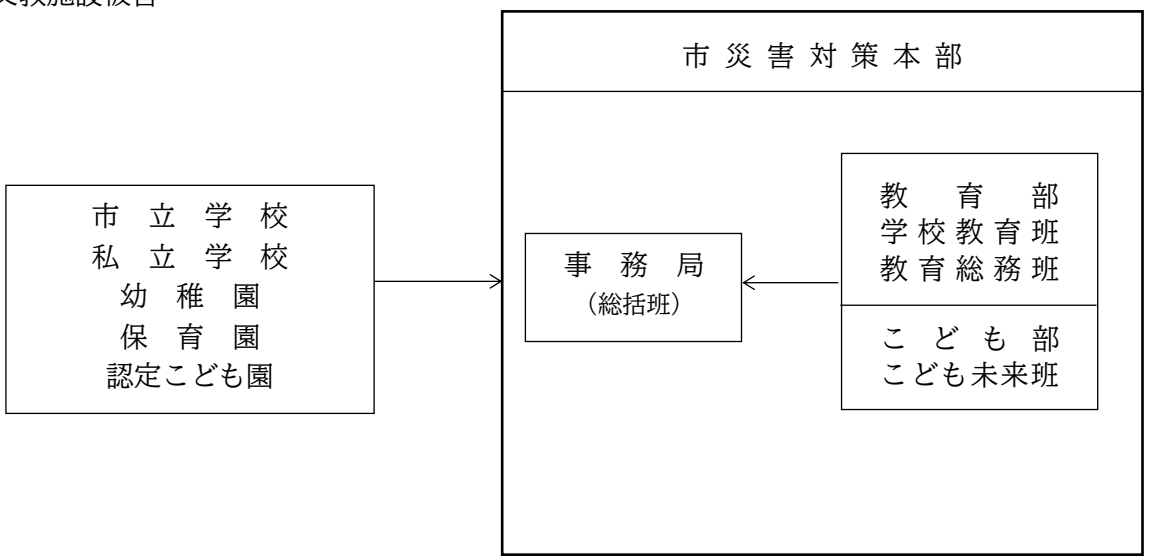

（3）医療施設等被害

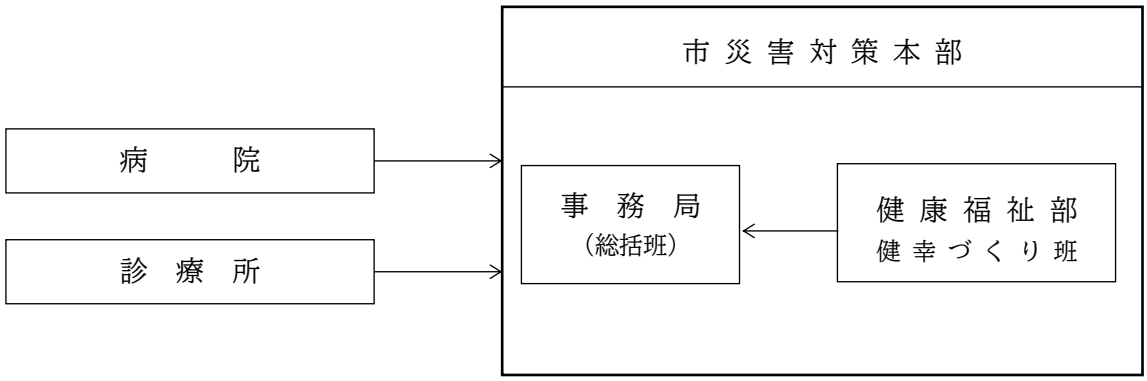

(4) 道路、橋りょう被害

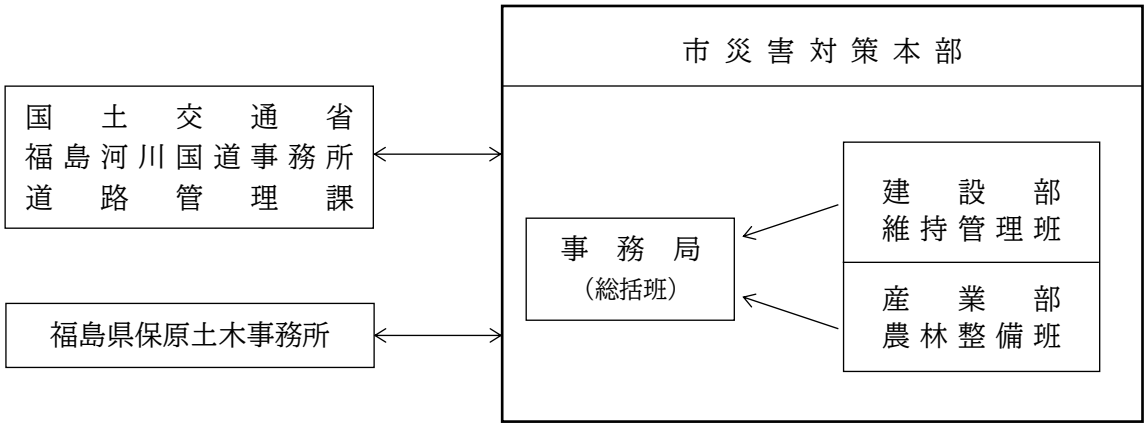

(5) 河川被害、その他水害被害

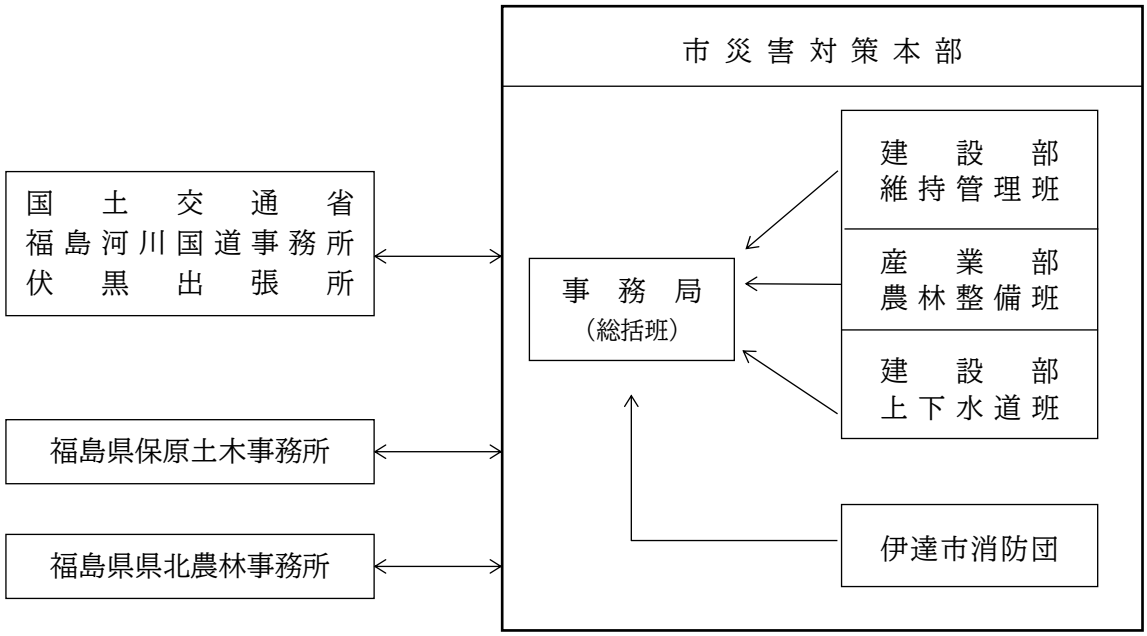

(6) 農産被害、畜産被害

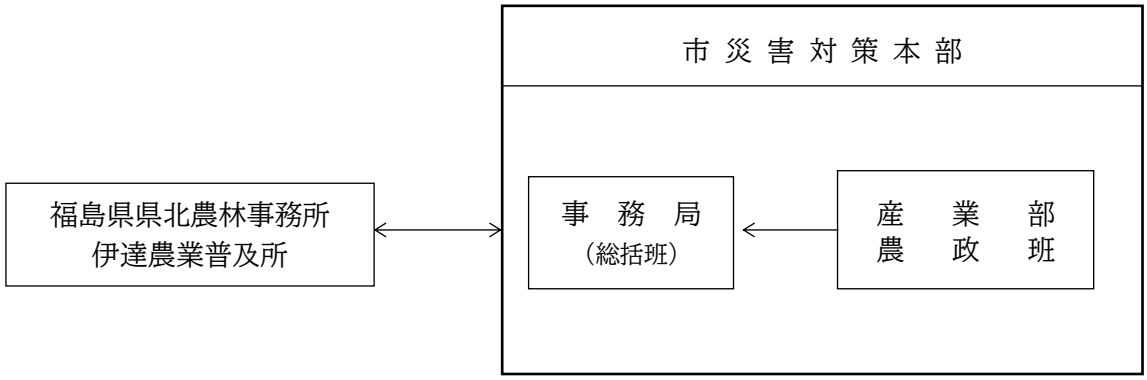

(7) 砂防、がけ崩れ被害

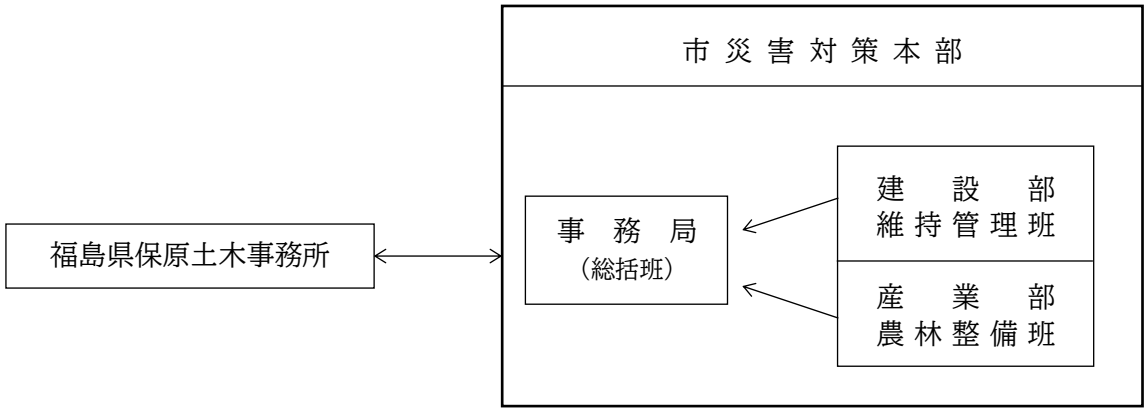

(8) 林地・林道被害、林野火災、地すべり（農林分）

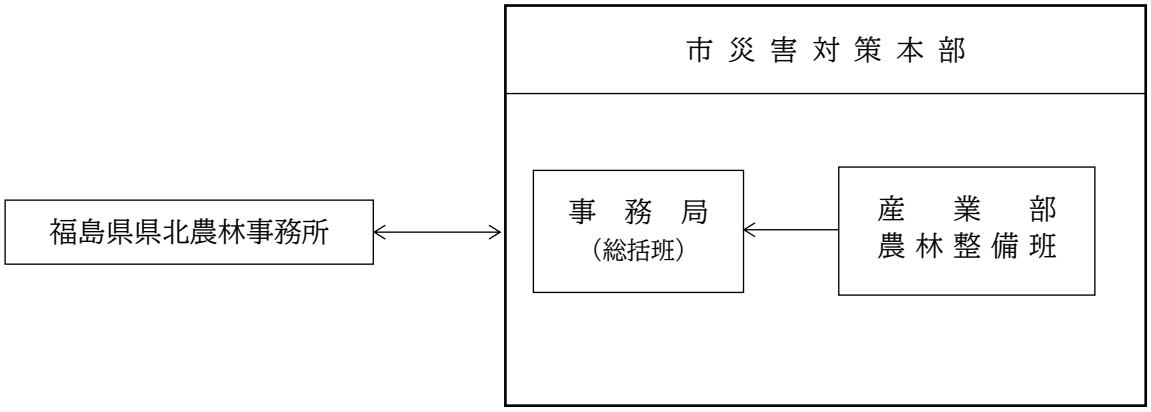

(9) 上水道施設被害

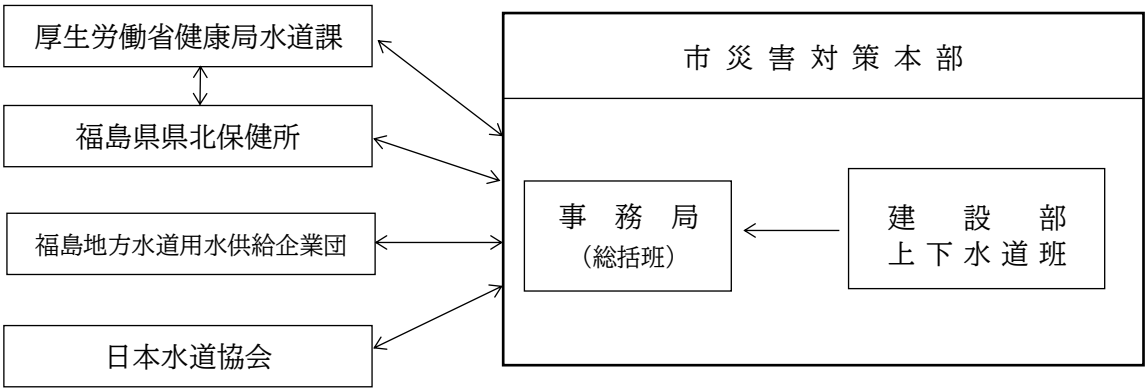

（10）電話・電力施設被害

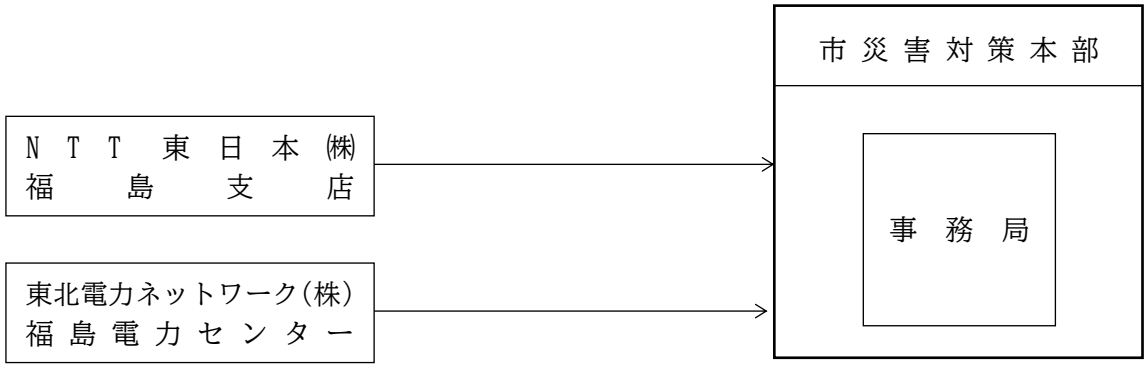

(11)ガス施設被害

５　報告の内容と種類

（1）市から県への報告

市（災害対策本部事務局総括班）は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

市からの報告の種類及び様式は、次のとおりとする。

1）報告の種類

①　第１報から最終報告

被害の有無に係わらず指定の時刻までに報告

②　確定報告

被害の状況が確定した場合に行う報告。

2）報告の様式

①　報告様式は、別に定める被害報告書様式によるものとする。

第４節　通信の確保

（市民生活部、総務部、NTT 東日本(株)福島支店、伊達警察署、伊達地方消防組合）

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報連絡体制を最優先とし、連絡責任者を配置するなど、迅速、かつ円滑な通信連絡体制の整備に努めるものとする。

第１　通信手段の確保

１　災害時の通信連絡

(1) 市（災害対策本部事務局総括班）及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関が行う災害に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、電話、無線通信及び市防災行政無線により速やかに行う。

(3) 電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。

２　通信の統制

災害発生時においては、電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、各通信施設の管理者は、必要に応じ適切な通信規制を実施し、円滑な通信の疎通に努める。

３　各種通信施設の利用

(1) 非常無線通信の利用

市及び防災関係機関等は、電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、民間アマチュア無線局の協力を得て、情報の伝達を図るものとする。

(2) 通信施設所有者の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連絡を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行う。

(3) 伊達警察署及び伊達地方消防組合の通信無線の利用

市は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定書」（昭和39年５月28日締結）により、電話及び市防災行政無線が使用不能になったときは、伊達警察署あるいは伊達地方消防組合の通信設備に要請するものとする。

第２　市防災行政無線の運用

１　災害時の通信連絡

災害時における災害情報の伝達若しくは被害状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、市防災行政無線を活用し行う。

２　市防災行政無線の運用

(1) 被害時の通信連絡

市内に災害が発生した場合の災害情報の収集、その他応急対策に必要な災害対策本部からの現地職員への指示、命令は市防災行政無線を活用して行う。

(2) 市防災行政無線の運用

市防災行政無線については、「伊達市防災行政無線局運用管理規程」に基づき運用する。

第３　県総合情報通信ネットワークの運用

１　災害時の通信連絡

市内に災害が発生した場合における県への被害状況の報告、その他応急対策に必要な応援要請、また、県内隣接市町村への応援要請等については、県内各市町村、伊達地方消防組合消防本部等に配備されている県防災行政無線を活用し行う。

２　県総合情報通信ネットワークの運用

市における県総合情報通信ネットワークの運用については、「福島県防災行政無線運用規程」に基づき運用するものとする。

第４　NTT東日本(株)福島支店の措置

１　加入電話輻輳時の緊急通話の確保

災害が発生した場合、又は通信の著しい輻輳が発生した場合等においては、通信不能区域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、次の措置を行う。

(1) 交換機又は伝達路の被災に伴って発生する通話輻輳、あるいは災害時における電話網の復旧に当たっては、交換機の迂回中継機能を活用し最大の疎通を確保する。

(2) 回線の規制又は迂回を行う場合の措置の程度は、規制回線又は迂回回線のサービスレベルが、管理限界内に維持される程度までとする。ただし、重要回線を確保するための回線規制又は迂回措置はこの限りではない。

(3) 専用線等は、原則として規制の対象としない。

(4) 災害の発生直後等に生ずる電話の輻輳とその影響を極力防止するため、関係事業所においてトラヒック状況（呼量）を監視するとともに、迅速に必要措置を講じる。

(5) 電気通信設備の被災により、疎通に著しく支障がある場合には、被災地からの発信通話の疎通を優先する。ただし、この場合においては、電話網における異常の波及を防止するために、着信通話の疎通を考慮して行う。

(6) 非常・緊急通話の疎通確保及び手動台の異常輻輳防止のため、必要により利用制限、通話時間の制限等、各種措置を講じる。

(7) 災害時における被災者との相互連絡をメッセージ録音・再生により伝達する災害用伝言ダイヤル（１７１）、災害用伝言板（web１７１）、災害用伝言板（スマートフォン）、災害用音声お届けサービス（スマートフォン）を活用し、被災地に集中するトラヒックを分散する。

２　NTT東日本(株)の無線の運用

ポータブル衛星通信システムの配備

災害等によって交換機、伝送路及び加入者ケーブルなどが故障した場合、通信の孤立を防止するためにポータブル衛星通信システムを使用し、通話（最大８回線及びインターネット１回線）を確保する。

第５節　相互応援協力

（市民生活部、防災関係機関）

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

第１　県との相互協力

１　市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあっせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

ア 災害対策基本法第３０条
イ 災害対策基本法第６８条
ウ 地方自治法第２５２条の１７

２　市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

ア 災害対策基本法第３０条
イ 災害対策基本法第６７条
ウ 地方自治法第２５２条の１７

３　市長が県知事又は他の市町村長に職員の派遣、職員の派遣のあっせん若しくは応援を求め、災害応急対策の実施を要請する場合、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理するものとする。

(1) 災害の状況及び応援を求める理由
(2) 応援を要請する機関名
(3) 応援を要請する職種別人員、物資等
(4) 応援を必要とする場所、期間
(5) その他必要な事項

第２　国に対する応援要請

１　市長の応援要請

(1) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条第２項）。

(2) 市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

２　手続き

市長は、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

また、市長が県知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるときも同様とする。

(1) 派遣を要請する理由
(2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
(3) 派遣を必要とする期間・場所
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第３　市と防災関係機関との事前協議

災害時において、医療・報道・救援救助など他機関の円滑な協力が得られるよう、指定地方公共機関等をはじめ防災関係機関と協定等を締結し、あるいは事前協議を整えて協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

第４　市と公共的団体等との協力

市は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

なお、これら団体等の協力業務及び協力方法について、地域防災計画の中で明確にするとともに、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図るものとする。

① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
② 災害に関する予・警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
③ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
④ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
⑤ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
⑥ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
⑦ 被害状況の調査に協力すること。
⑧ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
⑨ り災証明書交付事務に協力すること。
⑩ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

第５　他の地方公共団体との相互協定

他の地方公共団体において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等により、被災地方公共団体から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

また、市長は、大規模な災害等に際し、応援を受ける必要があると判断した場合は、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

１　消防相互応援協定

消防相互応援協定については、消防組織法第21条に基づき、隣接市町と相互応援のための協定を締結し、広域消防体制の推進を図っている。

２　福島地方拠点都市地域構成市町村による相互援助協定等の締結

平成７年８月１日に、地域指定を受けた本市を含む17市町村（現在は合併により９市町村）が、災害時における応急対策の万全を期し、物資等の相互援助を行うことを趣旨とする協定を締結することにより、広域的な連携体制、応援体制の確立を図るとともに、効果的な支援のシステムについて構築していく。

また、「福島地方拠点都市地域基本計画」に定める国土の保全、災害防止等のための施策を地域が一体となって進めていく。

３　「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」締結

平成９年１月16日に、本市を含む「福島地方広域行政圏」（福島地方拠点都市地域）の17市町村（現在は合併により８市町村）と、「相馬地方広域市町村圏」の６市町村（現在は合併により４市町村）、さらに「仙南広域行政圏」の９市町、「亘理・名取広域行政圏」の４市町、さらに「置賜広域行政圏」の８市町、計５広域行政圏44市町村（現在は33）による、災害時における応急対策の万全を期し、物資等の相互援助を目的に協定を締結した。

４　大規模災害時における相互応援協定等の締結

市は「大規模災害時における相互応援協定」に基づき、平常時より連絡を密にし、円滑に応援活動ができるよう体制を整えておくものとする。

■「大規模災害時相互応援協定」　計８市町村（北海道松前町、島根県出雲市、新潟県見附市、新潟県三条市、滋賀県草津市、山形県米沢市、長野県南牧村、千葉県白井市）

第６　緊急消防援助隊の派遣要請

市長又は消防本部の長は、大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、「福島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事（福島県災害対策本部総括班）に連絡し、応援を要請するものとする。

第７　市における受援体制

市は、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、役割分担・連絡調整体制等について必要な準備を整えるなど、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制（受援計画）を整備するものとする。

また、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

第６節　災害広報

（市民生活部、総務部、防災関係機関、報道機関）

災害時において、被災地住民、市民及び市外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するために、市及び防災関係機関は災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

第１　市の広報活動

市は、所管区域内の防災関係機関と調整を図り、市民に対して広報車あるいは防災行政無線（戸別受信機含む）、ラジオ・テレビ、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス、携帯電話への緊急速報メール等特性の異なる複数の手段により、以下の事項について広報活動を行う。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に伝達するよう心掛けることが必要である。

１　広報内容

(1) 地域の被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動に関する情報

(2) 火災及び水害等の防止に関する情報

(3) 市における避難に関する情報

① 避難指示等に関すること。

② 避難場所に関すること。

③ 指定された避難場所以外に避難した被災者への支援情報

(4) 地域の応急対策活動に関する情報

① 救護所の開設に関すること。

② 交通機関及び道路の復旧に関すること。

③ 電気、水道の復旧に関すること。

(5) 安否情報に関する情報

(6) その他市民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む）

① 給水及び給食に関すること。

② 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。

③ 防疫に関すること。

④ 臨時災害相談所の開設に関すること。

⑤ 災害ボランティアに関する情報

⑥ 義援物資・義援金に関する情報

⑦ 要配慮者の支援に関する情報

⑧ 被災者への支援策に関すること。

⑨ 犯罪の防止、流言飛語の防止に関する情報

⑩ その他必要と認められる情報

２　広報の方法

(1) 広報車による広報

災害の状況に応じて、被害状況が不明な地域、被害甚大な地域等の救援情報が必要な地域へ広報車を出動させ、広報を実施する。なお、広報を実施する場合には、各地区の被害状況の把握にも努めるものとする。

(2) インターネットによる広報
　インターネットによる広報は、ホームページとソーシャルネットワークサービスを利用し、被害情報や避難情報、注意事項等の広報を行うものとする。
(3) 広報紙による広報
　「臨時広報紙」を状況の変化に応じて作成し、配送、ＦＡＸ送信などにより避難所に配布・貼り出しを行い、情報の提供に努めるものとする。
　また、印刷物の配布については、町内会等の組織を通じて行うものとする。
(4) 放送媒体による広報
　放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得て行うものとする。
(5) 災害用伝言ダイヤルの活用
　災害発生時には、被災者が家族などに安否を伝言できる「災害用伝言ダイヤル」等が開設されるため、利用方法について臨時災害相談所、広報紙、掲示板等により市民に周知させるものとする。
(6) 防災無線による広報
　防災無線を利用し、避難情報等を発信する。
(7) エリアメールによる広報
　災害・避難情報等を、市域内の携帯電話へ一斉に配信する。
(8) 災害情報共有システム（Ｌアラート）による情報伝達
　市は、災害情報共有システム（Ｌアラート）に被害情報や避難指示等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達することができるようにする。
(9)伊達市公式アプリ「だてなび」及び登録制メール「だてなび」による広報
　市は、伊達市公式アプリ「だてなび」及び登録制メール「だてなび」に災害・避難情報等を発信する。

３　要配慮者及び外国人への広報
　災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び外国人等に対しての広報については、十分配慮して行うものとする。
(1) 高齢者等の在宅要配慮者への広報
　町内会等の自治組織、民生委員、福祉ボランティア、地域住民等の協力を得て、市の広報内容を周知させるものとする。
(2) 外国人への広報
　外国人に対して「やさしい日本語」を含む多言語による広報を行うものとする。

４　災害記録映像の撮影及び収集と提供
(1) 情報収集班は、災害現場の映像を撮影するものとする。
　また、各班は被害状況調査に際して撮影した映像を同班に提供するものとする。
(2) 秘書広報班は、収集した映像、記録及び資料作成の総合調整を図り、報道機関等から求めがあったときは、これを提供するものとする。

第２　報道機関への発表

　災害対策本部は、共同会見所を設置し、災害に関する情報の発表及び協力の要請を行うものとする。
　また、発表については原則として本部長の決定に基づき共同記者会見方式で行うものとする。
　その際、内容の相違を避けるため、関係機関とあらかじめ連絡協議して被害状況の確認と発表事項の統一に努めるものとする。

第３　防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があるときは、市及び報道機関に広報を要請するものとする。

第７節　救助・救急

（市民生活部、伊達地方消防組合、消防団、防災関係機関）

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、発災当初の７２時間は救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、市民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第１　自主防災組織、事業所等における救助活動

１　自主防災組織、事業所の防災組織及び市民は、次により自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。

(3) 自主救助活動が困難な場合は、伊達地方消防組合又は伊達警察署等に連絡し、早期救助を図る。

(4) 救助活動を行うときは、可能な限り市、伊達地方消防組合、伊達警察署と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

２　風水害及び土砂災害による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助技術、救助活動の習熟

(2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施

(3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第２　市（消防機関を含む）による救助活動

１　市は、伊達地方消防組合と協力し、救助対象者の状況に応じた救助班を編成し、人員及び重機の資機材を優先的に投入して救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するものとする。なお、その状況について逐次、県に報告するものとする。

２　市は、自ら被災者等の救助かつ活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

(1) 応援を必要とする理由

(2) 応援を必要とする人員、資機材等

(3) 応援を必要とする場所

(4) 応援を希望する期間

(5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

３　市は、予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立

建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めていくこと。

(2) 大雨による土砂崩れ等により孤立化が予想される地域について、孤立者の救助方法、当該地域と市との情報伝達手段の確保、救助にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立
(3) 自主防災組織、事業所及び市民等に対し、救助活動についての指導及び意識啓発
(4) 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
(5) 救助技術の教育、救助活動の指導

第３　伊達地方消防組合による救助・救急活動

１　救助・救急活動

(1) 救助・救急は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者に対しては、できる限り、消防団員、自主防災組織及び付近住民の協力を求めて、自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急・救助活動を実施する。
(2) 同時に小規模な救助・救急を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救助・救急活動を行う。

２　救助・救急における出動

(1) 救助・救急の必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救助隊と救急隊が連携して出動する。
(2) 救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

３　救急・救助体制の整備

消防署等における救助・救急資機材の整備を行い、消防団員及び市民等に対する救助・救急訓練を行って、消防団等を中心とした各地域における救助・救急体制の整備を図る。

第４　広域応援

大規模な災害が発生し、伊達地方消防組合のみでの救助・救急活動が困難である場合は、隣接協定及び「福島県広域消防相互応援協定」による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて、市は、県を通じて消防庁長官に対して、緊急消防援助隊及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター等の応援を要請するものとする。

第８節　自衛隊災害派遣要請

（市民生活部、陸上自衛隊第44普通科連隊）

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

第１　災害派遣要請の要求

１　災害派遣要請の要求

市長は、市内に災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊災害派遣の要請を求めることができる。

なお、市長不在等の非常時における自衛隊災害派遣要請などの緊急を要する判断については、第１順位副市長、第２順位総務部長、第３順位市民生活部長の順に判断するものとする。

２　災害派遣要請の要求要領

(1) 市長が県知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、福島県県北地方振興局長を経由して、県知事（危機管理部）へ要求するものとする。

要求に当たっては、次の事項を明記した文書を持って行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接県知事（危機管理部）に要求し、事後、文書を送達するものとする。この場合、速やかに福島県県北地方振興局長へ連絡するものとする。

1）提出（連絡）先　　県危機管理部災害対策本部総括班

2）提出部数　　２部

3）記載事項

① 災害の状況及び派遣を要する事由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

④ その他参考となるべき事項

(2) 市長は、前項の要求ができない場合は、第44普通科連隊長に対して災害の状況を通知することができるものとする。この場合、市長は、速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は、特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

■自衛隊の災害派遣担当区域及び担当窓口

陸上自衛隊福島駐屯地

担当区域	福島県全域
担当窓口	陸上自衛隊第44普通科連隊　第３科 電　話　024-593-1212　内 235　（県総合情報通信ネットワーク　811-280-01） 時間外　福島駐屯地当直司令　内 302　（県総合情報通信ネットワーク　811-280-02）

第２　災害派遣要請の基準及び災害派遣要請の範囲

１　災害派遣要請基準

本部長は、災害を予防し、又は災害が発生した場合に、人命及び財産を災害から保護するために自衛隊の派遣を要すると認めるときは、要請者である県知事に対して、部隊の派遣を要請するよう要求するものとする。

２　災害派遣要請の範囲及び活動内容

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、概ね次によるものとする。

区　　分	活　動　内　容
(1)被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
(2)避難の救助	避難者の救援等
(3)遭難者等の捜索救助	遭難者等の捜索、救助
(4)水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
(5)消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
(6)道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等（ただし、放置すれば人命財産の保護に影響あると考えられる場合）
(7)診察、防疫、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市が準備）
(8)通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
(9)人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救急活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）
(10)炊飯及び給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
(11)救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第１３条、第１４条」による
(12)交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする
(13) 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
(14) 予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合
(15) その他	県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する

第３　災害派遣の受入体制

１　市、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用に関して緊密に連絡協力するものとする。

２　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

３　作業計画及び資材等の準備

市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を策定するとともに、諸作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

(1) 作業箇所及び作業内容
(2) 作業の優先順位
(3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

４　市における自衛隊との連絡体制の確立

市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、市役所庁舎又は災害現場に市と自衛隊共同の連絡所を設置するものとする。

５　派遣部隊の受入れ

市長は、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、県知事と協議の上、次の事項について自衛隊受入れの体制を整備するものとする。

(1) 本部事務室

現地における派遣部隊の本部は、原則として市役所庁舎又は、市と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。

(2) 宿舎
(3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
(4) 駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）
(5) 臨時ヘリポート（１機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

第４　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、市長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
② 他人の土地等の一時使用等
③ 現場の被災工作物等の除去等
④ 市民等を応急措置の業務に従事させること

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

第５　派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、災害派遣の目的を達し、部隊が派遣の必要がなくなったと認めた場合に行うものとする。

ただし、撤収に当たっては、関係機関と十分な事前調整を実施するものとする。

第６　経費の負担区分

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、県、市、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

１　県、市の負担

災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費

２　部隊の負担

部隊の露営、給食及び装備、器材、被服の整備、損料、更新並びに災害地への往復等の経費

第９節　避　難

（市民生活部、未来政策部、健康福祉部、教育部、こども部、伊達警察署、伊達地方消防組合、陸上自衛隊第44普通科連隊、防災関係機関、社会福祉協議会）

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「自らの命を自ら守るための行動」である。

災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、妊婦、傷病者、障がい者（児）、難病患者及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められる。

第１　避難指示等の発令

市長は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要があると認められるときは、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、高齢者等避難（警戒レベル３）、避難指示（警戒レベル４）を発令する。

また、災害が発生し、又は発生しようとしている状況下で、指定緊急避難場所等への立退き避難をすることがかえって危険なおそれがある場合等において、市長は必要な地域の必要な居住者等に対して、緊急安全確保（警戒レベル５）を発令し、いまだ危険な場所にいる居住者等に対して緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

１　避難の実施機関

(1)実施の責任者及び基準

避難指示等発令の実施責任者は次のとおりであるが、避難指示等を発令したとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生があると予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、安全な場所へ市民を避難させる必要がある。避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を原則とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を指示する必要がある。

このため、特に避難行動や情報面で支援を要する人が早期に避難や安全確保のための行動を開始できるよう情報提供に努め、一般市民に対しても、早期に避難等を指示するとともに、避難の指示等をあらゆる手段を用いて各住民に周知徹底する。

この際、市は、危険の切迫性に応じて雨量や河川の水位なども踏まえながら、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する５段階の警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

市は、避難指示等について、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合には、日中の明るい時間帯に高齢者等避難や避難指示の発令に努めるものとする。また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難に係る情報の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

	実施責任者	措　　置	実施の基準
高齢者等避難 （警戒レベル３）	市　長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する。	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
避難指示 （警戒レベル４）	市　長 （災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。
	県知事 （災害対策基本法第60条）	立退き及び立退き先の指示	災害の発生により、市がその全部又は一部の事務を行うことができなくなったとき。
	県知事及びその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	県知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水、雨水出水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 （災害対策基本法第61条）	立退き及び立退き先の指示	市長が避難のため立ち退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。
	警察官 （警察官職務執行法第4条）	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 （自衛隊法第94条）	警告及び避難等の措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。
緊急安全確保 （警戒レベル５）	市　長 （災害対策基本法第60条）	高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等緊急安全確保措置	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。

市長が不在で、かつ連絡がとれない場合は、下記により直ちに次順位のものが避難指示等を発令するものとする。

第一順位：　副市長
第二順位：　総務部長
第三順位：　市民生活部長

(2)避難指示等の要否を検討すべき情報

ア 浸水・洪水

浸水・洪水に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報、大雨警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報、洪水警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に福島県気象情報、顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯）、記録的短時間大雨情報、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値、国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難指示等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と 60 分雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する避難指示等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）があり、このほかに土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）がある。

ウ その他

市で定める基準に達したとき。

【参考】キキクル（警報の危険度分布）等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「警戒」（赤）、「危険」（紫）：避難情報の発令の検討も必要。

種 類	概 要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と６時間先までの雨量分布の予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。 水位周知河川やその他の河川（洪水予報河川を除く）においては、水防団待機水位（又は氾濫注意水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、流域雨量指数の予測値が警報基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。

(3) 指定行政機関等による助言

市は、避難指示等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。この際、県は、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、県は、時期を失することなく避難指示等が発令されるよう、避難情報発令状況をリアルタイムで把握し、必要な情報がもれなく発令されるよう市町村に積極的に助言するものとする。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

２　避難のための指示の内容

避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

(1) 避難対象地域
(2) 避難先
(3) 避難経路
(4) 避難指示等の理由
(5) その他必要な事項

３　避難措置の周知等

避難指示等を実施した者は、概ね次により必要な事項を通知するものとする。

(1) 市の措置

ア 県知事への報告

市長は、避難のための立退き並びに立退き先を指示したときは、次の事項について速やかにその旨を県知事に報告しなければならない。

また、市民が自主的に避難した場合も同様とする。

① 避難指示等の有無
② 避難指示等の発令時刻
③ 避難対象地域
④ 避難場所及び避難経路
⑤ 避難責任者
⑥ 避難世帯数、人員
⑦ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を県知事に報告しなければならない。

イ 住民への周知

市は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他機関からその旨通知を受けた場合は、地域防災計画に基づき迅速に住民に周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

(2) 警察官の措置の報告系統

① 災害対策基本法に基づく措置
警察官→警察署長→市長→県知事（災害対策本部情報班）

② 職権に基づく措置
警察官→警察署長→県警察本部長→県知事→市長

(3) 自衛官の措置
自衛官→陸上自衛隊第44普通科連隊長→市長

4 避難指示等の解除

市は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第２ 警戒区域の設定

1 指定行政機関等による助言

市は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととなっている。

2 警戒区域の設定権者

(1) 市長（災害対策基本法第63条）
(2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第４条、消防法第23条の２及び第28条）
(3) 消防吏員又は消防団員（消防法第23条の２、消防法第28条）
(4) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条　(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る）
(5) 県知事（災害対策基本法第73条　市が、その全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合）

3 警戒区域設定の時期及び内容

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止す

るために特に必要があると認めたときに、警戒区域を設定することとして、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りの制限、禁止等の措置をとるものとする。

４　警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様、関係機関及び市民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置するものとする。

第３　避難の誘導

１　実施機関

避難は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、市民が自主的に避難するほか、災害応急対策の第１次的責任者である市長又は避難指示等を発した者がその措置に当たるものとする。

２　避難指示等の伝達

市は、防災行政無線(戸別受信機を含む)と併用して、広報車による伝達やＬアラート、携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

３　避難誘導の方法

避難誘導は次の事項に留意して行うものとする。

(1) 避難経路はできる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

(2) 危険な地点には標示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。

(3) 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。

(4) 誘導中は事故防止に努めること。

(5) 避難誘導は収容先での救援物資の支給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。

(6) 避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

４　避難順位及び携行品の制限

(1) 避難順位

避難順位は概ね次の順序によるものとする。

① 傷病者
② 高齢者
③ 歩行困難な者
④ 幼児
⑤ 学童
⑥ 女性
⑦ 上記以外の一般住民
⑧ 災害応急対策従事者
⑨ 家庭動物

(2) 携行品の制限

避難に当たっては、３日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類１組、雨具又は防寒具、マスク・消毒液等、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等、危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5　避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努める。

第４　広域的な避難対策

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、都道府県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

1 被災市町村の役割

被災した市町村は、広域避難の際、同一市町村及び同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県（災害対策本部避難支援班）と協力し輸送手段を調達する。

また開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

2 受入元市町村の役割

広域避難を受け入れる市町村は、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

第５　避難所の設置

1　実施機関

(1) 避難所の設置は、市長が実施するものとする。

(2) 市限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

2　市長の措置

市長は、市地域防災計画にあらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、収容すべき者を誘導し、保護にあたる。

なお、市は、あらかじめ避難所の開設や運営方法等を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市は、災害予防計画 第９節 避難対策に基づき、別途資料編に定める避難所等に、また、

災害の態様に配慮し、安全な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。

市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め，可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

市は，特定の指定避難所に避難者が集中し収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

この場合、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を設置した場合は、原則として各避難所に市職員等を維持、管理のための責任者として配置し、施設管理者や避難住民等と連携して避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、開設報告及びその受入状況を毎日県（災害対策本部避難支援班）に報告し、必要帳簿類を整理するものとする。

開設報告事項

①　避難所開設の日時及び場所

②　箇所数及び受入人員

③　開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

市は、避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県（災害対策本部避難支援班）をはじめ伊達警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における市長の実施する救援措置は、概ね次のとおりとする。

①　被災者の受入

市は避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れ、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるとともに、県等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

②　被災者に対する給水、給食措置、清掃等

避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

③　負傷者に対する医療救護措置

④　被災者に対する生活必需物資の供給措置

⑤　被災者への情報提供

必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、ファクシミリ、インターネット等の通信機器や携帯電話充電器の設置を図る。

⑥　感染症対策

市は、防災担当部局と健康福祉部局が連携して、感染症対策として、避難所のレイアウトや動線等に十分に配慮するとともに、感染症患者が発生した場合の対策を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

⑦　その他被災状況に応じた応援救援措置

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、さらに必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女共同参画の視点等に配慮するものとする。

(4) 県有施設の利用

県（災害対策本部避難支援班、関係各部・班）は、市長の要請に応じ、被災者を一時受け入れるため、県有施設の一部を提供するものとし、施設管理者は、市長が行う受入活動に協力する。

なお、施設管理者は、受入の用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、収容した被災者の管理は、市長が実施する。

(5) その他の施設の利用

市長は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合又は感染症対策として、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に対して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

３　避難所の運営

１　避難所運営の主体

(1) 避難所には、避難所等の運営を行うために必要な市職員を派遣する。また、避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官を配置する。

(2) 市は、町内会等の地域自治組織、婦人会、自主防災組織、防災士、ＮＰＯ・ボランティアの協力を得て避難所の運営を行う。

なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行う。

(3) 町内会等の地域自治組織、婦人会、自主防災組織、日赤奉仕団等ボランティア等は、避難所の運営に関して市に協力するとともに、男女共同参画の視点に基づき役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るように努める。

また、避難所での生活が長期化する場合は、子育て家庭のニーズや女性のプライバシー確保等、被災者自身による自発的な避難所での生活ルールづくりを支援する。

(4) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配布拠点となることも考慮して、市は避難所の運営を行う。

(5) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、市や施設管理者が支援を行う。自主運営組織を立ち上げる際には、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するとともに、多様な視点を反映するために、女性、若年、高齢者等様々な立場の方が参画することに留意する。

２　住民の避難先の情報の把握

市は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

３　避難所における情報伝達

避難所に設置した特設公衆電話、Wi-Fi スポット等により、様々な情報を正確に伝えるよう努める。また避難所における通信設備の整備に努める。

４　避難所での生活の長期が見込まれる場合の対策

(1) 設備の整備

市は、必要に応じて、次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等、生活環境の改善対策を講じる。

①畳、マット、カーペット、段ボールベッド
②間仕切り用パーティション
③冷暖房機器
④洗濯機・乾燥機、洗濯干し場
⑤仮設風呂・シャワー
⑥仮設トイレ
⑦テレビ・ラジオ
⑧インターネット情報端末
⑨簡易台所、調理用品
⑩公衆Wi-Fi,携帯電話等充電スペース
⑪その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

市は、避難所における生活環境が、人としての尊厳が守られ、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難所の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、感染症対策として、避難所レイアウトや避難所内の動線を整理するとともに、避難所の３つの密（密閉・密集・密接）を防ぐよう努めるものとする。

冬季における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供 できる体制の構築など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。夏季においては、避難時の熱中症対策として、飲用水の備蓄、冷房設備を備えた避難所の確保、非常用電源・スポットクーラーの確保など、避難生活環境の整備について配慮するものとする。

孤立する恐れのある集落や長期湛水の恐れのある地域では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量、救助のための通信手段等の確保について配慮するものとする。

５　男女共同参画の視点に基づく避難所運営

市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等被災者一人一人の多様な視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所の安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

６　指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅者等及び車中泊避難者への支援

市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅や親戚・知人宅にて避難生活を送る被災者及びやむを得ず車中生活を送る被災者等に対しても、避難者の情報の早期把握に努め、避難所において食料や生活必需品、情報提供を行うほか、トイレ等の設備の利用にも配慮する。

在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

市は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（市庁舎等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めることが必要である。

第６　避難行動要支援者対策

１　情報伝達体制

避難行動要支援者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮の上、避難等の情報を伝達する。

(1) 在宅の避難行動要支援者対策

市は、直接、有線電話、市の防災行政無線、市公式アプリ「だてなび」、防災・行政情報配信サービス（登録制メール）、ホームページ等を活用するとともに、町内会等の地域自治組織、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の情報を伝達する。

(2) 社会福祉施設対策

社会福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者に対し、避難等の情報を伝達する。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(3) 医療施設対策

医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、職員及び患者等に対し、避難等の情報を伝達する。

(4) 外国人に対する対策

市は、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ「やさしい日本語を含む」多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

２　避難及び避難誘導

(1) 在宅者対策

市は、町内会等の地域自治組織、消防機関及び自主防災組織の協力を得て、避難場所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(2) 外国人対策

市は、町内会等の地域自治組織、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て、外国人を避難誘導する。

(3) 社会福祉施設対策

社会福祉施設の管理者は、施設職員に命じて、入所者を避難場所に誘導する。必要に応じて、他の施設及び近隣住民等の協力を得て入所者を避難誘導する。

また、避難誘導に当っては、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いる。

(4) 医療施設入院患者等対策

病院、診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき、職員が患者を避難誘導する。必要に応じて、他の病院、診療所から応援を得て患者を避難誘導する。

また、避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用い、医療・救護設備が整備された病院等を避難先とする。

第７　避難所における配慮等

１　避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、誰もが利用しやすいよう、速やかにバリアフリートイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、一般の避難所に、障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努める。

２　医療・救護、介護・援護措置

医療救護を必要とする者は、医療・救護活動を行う避難所に避難させる。介護や援護を必要とする者は、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

３　メンタルヘルスケアの実施

市は県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者の要配慮者に対した保健師等による巡回健康相談、精神科医等によりメンタルヘルスケア(相談)を行うものとする。

４　保健師、医師等による巡回

病状の進行、障がいの重度化、要介護への変動、合併症の併発等の予防の観点から、保健師等が避難所内を巡回し、健康状態の確認や健康相談を受ける機会を確保する。

また、その結果によっては、福祉避難所や医療機関等への移動を促す。

５　相談窓口の開設

被災体験、避難所での慣れない生活、自宅再建に対する絶望が重なり、体への疲労はもとより、ストレスの蓄積などによる体調の変調や、外傷性ストレス障害（PTSD）への進行が懸念される。市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、相談窓口を開設し、これらを未然に防止できるよう努める。

６　栄養・食生活支援の実施

市の管理栄養士等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県（健康衛生班）や関係団体等と連携して栄養管理に配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等に関する提案、助言を行うもの。

なお、県（災害対策本部避難支援班及び物資班、健康衛生班）及び市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとし、食物アレルギーは、食品への表示が義務となっている特定原材料８品目（えび、かに、くるみ、小麦、蕎麦、卵、乳、落花生）に加え、表示が推奨されている特定原材料に準ずるもの２０品目（アーモンド等）についても配慮することが望ましい。

７　施設・設備の整備

市は、避難所となる施設の要配慮者に配慮したユニバーサルデザインをあらかじめ推進するとともに、通信手段の確保等の施設整備の充実に努める。

第８　安否情報の提供等

１　照会による安否情報の提供

市は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

(1) 安否情報照会に必要な要件

ア　照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項

イ　被災者の氏名、住所、生年月日及び性別

ウ　照会をする理由

エ　アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

ア　被災者の同居の親族である場合、被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先

イ　被災者の親族（ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合、被災者の負傷又は疾病の状況

ウ　被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合、被災者について保有している安否情報の有無

２　被災者の同意又は公益上必要と認める場合

市は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否情報を提供することができる

３　安否不明者の氏名等公表

県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第10節　医療（助産）救護

（市民生活部、健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部）

大規模災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

第１　医療機関の被害状況等の収集、把握

市は、福島県県北保健福祉事務所及び伊達医師会と連携し、医療機関の被害状況及び活動状況を一元的に収集し、県に速やかに報告する。この場合において、医療機関は救急医療情報システムやＦＡＸ等により報告を行うこととし、公衆回線が不通となり福島県県北保健福祉事務所に連絡がとれない場合には、市の防災行政無線により報告を行う。

第２　医療（助産）救護活動

１　市の活動

(1) 市は、医療機関の被災状況、稼働状況及び負傷者など医療を必要とする人を把握するとともに、傷病の状態に応じ、適切な医療機関の案内を行う。

(2) 市は、医療（助産）救護の必要を認めたときは、避難所等に救護所を設置し救護活動を行う。この際、伊達医師会、伊達薬剤師会に救護活動の要請を行う。

(3) 市は必要に応じ、医療機関等の協力を得て構成する医療救護班（医師・看護師・連絡調整員などで構成するユニット）と連携し、救護所の設置場所の決定や医療提供の調整を行い、人員が不足する場合については、県に対し応援要請を行う。

２　日本赤十字社福島県支部

日本赤十字社福島県支部は、市から県を通じて協力要請がある場合、医療（助産）救護班を派遣して、日本赤十字社独自の活動として、積極的な救護活動を行うことができる。

３　医療（助産）活動の原則

医療（助産）救護班による救護活動は、原則として救護所において行う。医療（助産）救護班を出動させる時間的余裕がない等やむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において実施できる。

第３　傷病者の搬送

１　傷病者搬送の手順

(1) 傷病者搬送の判定

①　医療救護班の班長は、医療（助産）救護の処置を行った者のうち、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

①　医療救護班の班長は、市及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

②　重病者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリ又は自衛隊のヘリコプターを要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行う。

① 重病者等の後方医療機関への搬送は、原則として伊達地方消防組合が実施する。
ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、市及び救護班並びに医療機関等で確保した車両により搬送する。
② 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災等のヘリコプターにより実施する。また、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。
③ 傷病者搬送の要請を受けた市及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、収容先医療機関を確認の上、搬送する。

２ 医療スタッフ等の搬送

市は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行う。

第４ 医薬品等の確保

救護活動に必要な医薬品等については、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行う。

第５ 血液製剤の確保

市は、災害発生後、日本赤十字社福島県支部を通して、状況に応じた血液の確保を図るため、次のことを行う。

(1) 被害の軽微な地域に採血車を出動させ、市民の献血による血液の確保に努める。
(2) 近隣市町村及び福島県赤十字血液センターに応援を依頼し、市外からの血液製剤の受入を図る。
(3) 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合には、県消防防災ヘリコプター及び自衛隊に派遣を要請する。

第６ 人工透析の供給確保

市は、被災地内における人工透析医療機関の稼動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努める。

第11節　緊急輸送対策

（市民生活部、建設部、健康福祉部）

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。
このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

第１　緊急輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は下記１のとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

１　災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

(1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む）
(2) 医療及び助産における輸送
(3) 被災者の救出のための輸送
(4) 飲料水の供給のための輸送
(5) 救済用物資の運搬のための輸送
(6) 死体の捜索のための輸送
(7) 死体の処理（埋葬を除く）のための輸送
(8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

２　緊急輸送活動の対象

(1) 第１段階
① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
⑥ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第２段階
第１段階に加え、
① 食料、水等生命の維持に必要な物資
② 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第３段階
第２段階に加え、
① 災害復旧に必要な人員及び物資
② 生活必需品

３　輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

(1) 人命の安全
(2) 被害の拡大防止
(3) 災害応急対策の円滑な実施

第２　緊急輸送路等の確保

１　緊急輸送路の確保

(1) 各道路管理者は、応急対策を円滑に実施するため、第１章 第８節 緊急輸送路等の指定のとおり県指定された第１次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図る。

なお、地域によって第１次確保路線から確保することが困難な場合は、第２次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路を緊急輸送路として確保する。

(2) 各道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、各道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

２　陸上輸送拠点の確保

市は、あらかじめ指定した広域陸上輸送拠点及び市物資受け入れ拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

また、市は、指定避難所等への物資配送を円滑に実施するため、地域内輸送拠点を開設し、輸送体制を確保するものとする。

さらに、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

３　ヘリコプター臨時発着場の確保

市は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

第３　輸送手段の確保

１　市の確保体制

(1) 車両等の確保

① 市保有車両の利用

災害発生時において、輸送に必要な車両は、各担当課において保有する車両を利用するものとする。

② 外部への協力要請

各防災担当課は、協定を締結している福島日産自動車及び日産プリンス福島販売、市内の関係業者（運送会社、建設業者等）に対して、保有する車両等の利用について協力要請を行う。

(2) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

２　防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達を行う。

第４　消防防災ヘリコプターの受け入れ体制の整備

市は、消防防災ヘリコプターによる緊急運行を要請した際は、消防防災航空センターとの連絡連携のもと、必要に応じて以下の受け入れ体制を整備するものとする。

(1)臨時離着陸場の確保及び安全対策の実施

(2)傷病者等の搬送先の臨時離着陸場所の確保や病院等への搬送の手配

(3)空中消火用資機材の資機材集積場所及び水利の確保
(4)その他必要な事項

第12節　災害警備活動及び交通規制措置

（市民生活部、伊達警察署）

大規模災害の発生時においては、道路交通を中心とした交通混乱等様々な社会的混乱が予測される。これに対し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

第１　災害警備活動

１　警備体制

(1) 署員の招集

伊達警察署は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、署員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

(2) 災害警備本部の設置

伊達警察署は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、警察署に所要の規模の災害警備本部等を設置するものとする。

２　災害警備活動

(1) 災害情報の収集

伊達警察署は、多様な手段により災害による被災状況、交通状況等の情報収集活動に当たるものとする。

(2) 救出援助活動

伊達警察署は、把握した被害状況に基づき、災害警備部隊を迅速に被災地へ出動させるとともに、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して救出援助活動を行うものとする。

(3) 避難誘導活動

避難誘導を行うに当たっては、緊急の場合を除き、市と緊密な連携の下、被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上で安全な避難経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。

(4) 身元確認等

伊達警察署は、市と協力し、検視・死体調査の要員・場所等を確保するとともに、遺体の身元確認に資する資料の収集・確保、医師等との連携に配意し、迅速かつ的確な検視・死体調査、身元確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(5) 二次災害防止措置

伊達警察署は、把握した二次災害危険箇所等について、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すなど二次災害の防止を図るものとする。

(6) 社会秩序の維持

伊達警察署は、被災地及びその周辺におけるパトロール等を強化するとともに、地域の自主防犯組織等と連携するなどして、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

(7) 被災者ニーズに応じた情報伝達活動の実施

伊達警察署は、被災者のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等の適切な伝達に努めるものとする。

(8) 相談活動の実施

伊達警察署は、市と連携して、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動に努めるものとする。

(9) ボランティア活動の支援

伊達警察署は、市内防犯協会各支部、ボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行われるボ

ランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

第２　交通規制措置

１　被害状況の把握

伊達警察署は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、道路管理者と連携して、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、交通対策を迅速、かつ、的確に推進するものとする。

２　被災地域への流入抑制と交通規制の実施

伊達警察署は市と連携し、被害状況を把握、必要な交通規制を迅速、かつ、的確に実施し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、危険箇所の表示、迂回路の設定、交通情報の収集及び提供、車両の使用自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

なお、隣接、又は近接する市町村の地域に係る災害が発生した場合においても、交通規制を行う場合がある。

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、伊達警察署及び市は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

① 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。

② 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係市町村と連絡を取りながら広域的に行うものとする。

③ 高速自動車道については、被災地区等を経由する車両を抑制するため、規制区域外におけるインターチェンジ等からの流入を制限するものとする。

(2) 交通規制の方法等

① 標示の設置による規制

伊達警察署と市は、災害が発生し、又は発生が予想される場所及びこれら周辺の区域、又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第５条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知するものとする。

※「標示」の様式は、災害対策基本法施行規則第５条別記様式第２を参照のこと

② 現場の警察官指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行うものとする。

③ 迂回路対策

伊達警察署は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置するものとする。

④ 広報活動

伊達警察署は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、運転手をはじめ居住者に広く周知するものとする。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

① 確認の対象となる車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両（道路交通法第39条第１項の緊急自動車を除く）。

② 確認手続き

上記対象車両の所有者は、災害応急対策に従事するとき、災害対策基本法施行令第32条の第２項に掲げる緊急車両であることの確認を県知事又は公安委員会に申し出し確認を得て、同法施行規則第６条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の見やすい箇所に標示するものとし、証明書については、当該車両に備え付けるものとする。

※「標章」の様式は災害対策基本法施行規則第６条別記様式第３を参照のこと

※「証明書」の様式は災害対策基本法施行規則第６条別記様式第４を参照のこと

(4) 緊急通行車両等の事前届出・確認手続

① 伊達警察署は、緊急通行車両等の需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を「大規模災害に伴う交通規制の実施及び緊急通行車両等事務取扱要領」に基づき行うものとする。

② 緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第１項に定める確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略することができるものとする。

③ 伊達警察署は、緊急通行車両等の事前届出・確認手続について、防災関係機関等に対し、その趣旨、対象、申請要項等の周知徹底を図るものとする。

④ 市においても、市保有の自動車で災害応急対策に使用する自動車は、緊急通行車両として「緊急通行車両の事前届出・確認手続等要綱」に基づき、伊達警察署に対し、事前に確認申請を行い事前届出済証の交付を受けることとする。

３　交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域、又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

４　警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) 前記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) 前記(1)及び(2)を警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

第13節　防疫及び保健衛生

（市民生活部、健康福祉部）

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所、仮設住宅等における生活上の保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健活動を行い、被災者の健康の維持を図る。

第１　防疫活動

１　市の業務

(1) 防疫組織

災害が発生した場合、その規模又は状況に応じて防疫班を設置し、防疫対策の企画、推進にあたる。

(2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、市は町内会等の地域自治組織、その他関係団体を通じて市民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際、特に社会不安の防止に留意する。

(3) 消毒の実施

①　県の指示に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

②　薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(4) ねずみ族昆虫等の駆除

①　県の命令に基づき実施する。実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行う。

②　薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

(5) 生活の用に供される水の供給

①　県の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。

②　生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適切な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

③　生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(6) 臨時の予防接種

予防接種法第６条の規定による県の命令に基づき実施する。実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県の防疫職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

(8) 報告

①　被害状況の報告

伊達警察署、市内の各消防署等の関係機関、町内会等の地域自治組織、その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに福島県県北保健福祉事務所長を経由して県あて報告する。

② 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年５月10日衛発第 302号公衆衛生局長通知様式５）に記載する事項を毎日県へ報告する。

第２　食品衛生監視

１　食品衛生監視班の編成及び指揮

福島県県北保健福祉事務所長は、県から派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

２　食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、福島県県北保健福祉事務所長の指揮下で以下の活動を行う。

(1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査

(2) 飲料水の簡易検査

(3) その他食品に起因する危害発生の防止

第３　栄養指導

１　栄養指導班の編成及び派遣

災害発生時の被災地における栄養指導は、炊き出し等の管理指導、患者給食に対する指導等、市・県が共同で行う必要があるため、必要に応じ県に協力要請する。

２　栄養指導活動内容

(1) 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行う。

(2) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(3) 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物ｱﾚﾙｷﾞｰ等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

(4) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないよう指導し、給食の早期平常化を支援する。

第４　保健指導

市の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては、避難所等を巡回し、被災者の健康管理面からの保健指導・栄養指導を行う。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、民生児童委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努める。

第５　精神保健活動

１　被災者のメンタルヘルスケア

市は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、必要に応じ災害派遣精神医療チーム（DPAT）に避難所等を巡回させ、メンタルヘルスケアを実施する。

２　精神科入院病床及び搬送体制の確保

市は入院医療及び保護を必要とする被災者のために、精神科病床及び搬送体制を確保する。

第６　防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達について、計画をあらかじめ策定する。

１　防疫及び保健衛生機材の備蓄対策

(1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。

(2) 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

２　調達計画

(1) 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を調査し、その機能の活動範囲を把握する。

(2) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、防疫資材の調達に努める。

第７　動物（家庭動物）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。

このため、市（生活環境課）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、福島県動物愛護センター、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。

また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会、獣医師会等の協力を得ながら必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第８　防疫及び保健衛生協力体制の確立

災害時、多くの被災者が発生した場合、医療チーム不足のおそれが生じるため、県、関係機関との協力体制の整備を図る。

第14節　廃棄物処理対策

（市民生活部）

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下、「災害廃棄物」という。）の処分等を迅速・的確かつ適正に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第１　災害廃棄物処理

１　排出量の推計

災害時には通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

市においては、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、平常時に策定している災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場や中間処理施設、最終処分場等を確保し、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

２　収集体制の確保

市は、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。さらに、必要に応じて近隣市町村からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、近隣市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講ずるものとする。

このため、市は、あらかじめ民間の清掃関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速、かつ、積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

加えて、ボランティア・NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行うものとする。

３　処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性のある廃棄物

生ごみ等腐敗性のある廃棄物については、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるよう体制の確立を図る。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、無計画な処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、市は必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が処理収集を行う。

建築物等の解体等によるがれきの処理にあたっては、県（環境保全班）及び市（生活環境課）は有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体

等を行うよう指導・助言するものとする。

県（環境保全班及び救護班）及び市（生活環境課）は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他都道府県及び市町村への協力要請を行うものとする。

第２　し尿処理

１　し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り下水道機能を活用するとともに、市は水洗化の状況、地域住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておく必要がある。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があるので、一時的には処理量が増加すると考えられる。そのため、緊急時においては、民間の収集委託業者をはじめ収集体制の確立を図るとともに、近隣の処理施設、流域下水道施設の利用調整を図る。

２　収集体制の確保

市の被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から７日間を限度として、また、処理場の搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては、近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講ずることとする。

このため市は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに近隣市町村間の応援体制を整えておく。

３　処理対策

(1) 避難所等のし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、原則として水を確保することにより下水道機能を活用して、処理することを原則とする。

また、必要に応じて仮設トイレを早期に設置し、避難所の衛生環境の確保を図るとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努める。

し尿の収集は、避難所を優先的に行う。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあっては、洗浄水の断水に対処するため、普段より水の汲み置き等を指導しておくこととする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により水洗トイレが使用不可能となった場合に対処するため、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずることとする。

第３　廃棄物処理施設の確保及び復旧

１　事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境汚染を引き起こす恐れがあるので、普段より施設の管理を十分に行う。

２　復旧対策

災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図る。また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他の市町村等の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとる。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県（環境保全総室）に報告するなどの対応をする。

第４　応援体制の確保

市は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県（環境保全総室）に支援を要請するものとする。また、県は、市からの要請あるいは客観的な判断をもとに近隣市町村、民間の廃棄物処理関連業者及びし尿処理関連業者からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

また、市は、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県（地方本部）に支援を要請するものとする。県（救援班）は、仮設トイレ等を取り扱うリース　業者及び他都道府県からの応援が得られるよう、その連絡調整及び指導を行う。

第15節　救援対策

（健康福祉部、教育部、建設部、産業部、会計課、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会）

災害により生活に必要な物資が直接被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難になることが予想される。そのような状況において、市民の基本的な生活を確保し、人心の安定を図るため、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

また、指定避難所に避難している被災者だけでなく、指定避難所以外への避難者又は在宅被災者への供給にも配慮する。

これら救援対策の実施に当たっては、県の広域的総合的な援助のもと、市民に最も身近な行政主体である市が主体となって救援に当たる。

第１　給水救援対策

１　飲料水供給の概要

市は、県及び国の協力を得ながら災害による避難者に対して、概ね当初、最低１人１日３リットルの飲料水を供給し、発災後４日から７日は 10 リットル、２週目は 50～100 リットル、３～４週目は 150～200 リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。発災後、４週を目途に復旧し、通水を開始するよう努める。

また、市販の容器入り飲料水の確保と供給に努める。

２　飲料水の応急給水活動

(1) 市の対策

①　市は、給水班を組織し応急給水を実施する。

②　市は、水道事業者が確保した飲料水の他、井戸水、湧き水等、飲料水として適当と判断される水を活用して応急給水を実施する。

③　応急給水は下記の方法により実施する。

ア　給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

イ　指定避難所等における「拠点給水」

ウ　通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

(2) 県への応援要請

市は、必要に応じて、他の市町村の水道事業者及び国の救援について県に応援要請を行う。

(3) 水道事業者等の対応

市及び水道事業者は、応急飲料水の確保に努めるとともに、市が行う応急給水活動に対して可能な限り支援する。

３　生活用水の確保

市及び水道事業者は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努める。

第２　食料救援対策

１　対応の概要

市は、県と連携し備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食糧、副食・調味料等を調達し、避難者等に対して供給する。

２　調達及び供給

(1) 食料の調達先

市は、調達計画に基づき地元小売業者等保有の米穀等を調達し、備蓄食糧と併せて避難者に供給する。

食料の供給にあたっては、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮するものとする。

市において調達が困難な場合は、状況に応じて県に応援要請をする。

米穀販売業者及び米飯提供者等は、資料編「業種別商店名簿」による。

(2) 炊き出しその他による食品の給与

市は、炊き出しを行う場合、必要に応じ炊き出しのできる米穀業者、旅館等に協力を求める。災害救助法が適用された場合は県知事が炊き出しを行うため、県知事から市が委任された場合には、県知事の補助機関として県の指示を受けて市が行う。その場合の実施基準は、福島県災害救助法施行細則による。

３　食品給与対象者の把握

市は、災害救助法による炊き出しその他による食品の給与は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障の起こった者に応急的な炊き出しを行い、また住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し、必要な食糧を支給し、一時的に被災者の食生活を保護することを目的とするものである。

そのため、迅速に給与対象者を把握して、災害救助法の適用の場合の給与体制が確立できるよう、その状況を県に報告する。

４　整備帳簿類

・炊き出し給与簿
・食料品現品給与簿
・炊き出しその他による食品給与物品受払簿
・炊き出し用物品借用簿
・炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類、物品受払証拠書類

第３　生活必需物資等救援対策

１　供給方針

市は、県と連携し、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等をあっせん又は調達し、供給する。

２　生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需物資等の供給を行うものとする。

(1) 被服や寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、マスク、消毒液等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

３　生活必需物資等の調達及び供給

市は、備蓄生活必需物資等及び調達計画に基づき、地元小売業者等から調達し、被災者等に供給する。ただし、市において調達が困難な場合は、状況に応じて県に応援要請をする。

４ 避難者への給与

避難所においては、避難者個々人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができる。

５　協定に基づく応急物資の調達

市は、「福島、宮城、山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき、関係市町村に対して食料、生活必需物資等の供給、及びそれに必要な資機材提供等を要請する。

第４　支援物資等の支援体制

市は、避難者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとし、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

また、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第５　義援物資及び義援金の受入れ

１　義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先を市の災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。

２　義援金の受入れ

市は、あらかじめ義援金の受入れ体制を確立しておくものとする。

第16節　被災地の応急対策

（市民生活部、建設部、健康福祉部、市指定金融機関等、日本郵政グループ）

被災地内の市民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。
また、市民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

第１　障害物の除去

１　住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

1) 浸水、がけ崩れ等によって宅地内に運ばれた障害物等の除去で、次のいずれかに該当する場合は、市がその障害物の除去を行う。

①　市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
②　緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
③　その他、公共的立場から除去を必要とする場合

2) 第一次的には市が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県に派遣（応援）要請を行うものとする。

(2) 災害救助法を適用した場合の除去

①　対象

障害物の除去の対象となるのは、日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、便所等）に土石、竹木等の障害物が運びこまれたもので、しかも自分の資力では障害物の除去ができないものとする。

なお、第２章災害応急対策計画第17節第２に規定する「応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等」との併給は認められない。

②　除去の方法

作業員あるいは技術者を動員して行うものとする。

③　費用

費用の限度額は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

④　実施期間

災害発生の日から10日以内とする。

２　道路における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

①　道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行うものとする。

②　道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

③　緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して、以下の措置を実施することができるものとする。

（ア）　緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
（イ）　運転者の不在時は、道路管理者自ら車両を移動
（その際、やむを得ない限度において、破損することができるものとする）

④　緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができるものとする。

３　河川における障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

①　河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者・水防団長、消防組織法に規定する消防機関の長（伊達地方消防組合消防長）が行うものとする。

②　河川管理者は、河川法第22条第１項の規定による緊急措置を行うものとする。

③　水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、水防法第28条の規定による緊急措置を行うものとする。

４　除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、市内関係業者へ委託して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、次の点を考慮して確保する。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、市有地等の公共用地を選定する。

(2) 公共用地に適当な場所がないときは、民有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

５　関係機関との連携

(1)　市は、国、県の出先機関、市内の建設業者等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努める。

(2) 市は、市民の生命、財産の保護のため、障害物の除去について国、県の出先機関に対し応援、協力要請を行う。

第２　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等

１　建設型応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関等

①　応急仮設住宅の建設に関する計画の策定と実施は、市長が行う。

②　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は原則として県知事が行うが、県知事の職権の一部を委託された場合は市が行う。

③　市は平時においてあらかじめ二次災害の危険のない建設適地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼及び技術的援助等を行う。

④　市は、応急仮設住宅の建設及び２に述べる住宅の応急修理に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県との応援協定に基づく(社)プレハブ建築協会等への協力要請、あるいは、市建設業者協会に対しあらかじめ締結した協定に基づき協力を要請する。

(2) 災害救助法による応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の建設に関する基本的事項は、次のとおりとする。

1) 対象者

法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。なお、迅速な対応が必要であるが、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等はなじまないし、また、実際に行っていないが、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

ア 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要があ

る場合は、福島県と連絡調整を図ること。

（注）ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り又は火山噴火等により、市長の避難指示等を受け、長期にわたり自らの住居に居住できない者などが考えられる。

イ 特別な事情があり、次のような者等に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるときには、事前に内閣総理大臣に協議すること。

（ア）住宅の被害を受け、居住することが困難となり、現在、避難所にいる者はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用している者や、親族宅等に身を寄せている者

（イ）「半壊」（「大規模半壊」、「中規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

ウ 就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところである。しかしながら、緊急やむを得ない場合については、次の点に留意のうえ、応急的な救助の実施主体である県において、個別に対応して差し支えない

(ｱ) 家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合

(ｲ) 建設型応急住宅への集約等、行政都合による移転など本人の責めによらない場合

(ｳ) 配偶者からの暴力であるＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合

(ｴ) エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低層階への転居などの場合

(ｵ) 入居後の健康悪化（重篤な疾病に限る）により、医療機関近傍への転居が望ましいことが証される場合

(ｶ) 前各号に掲げるほか、緊急やむを得ない場合については、事前に内閣総理大臣に協議すること。

(ｷ) なお、上記(ｱ)～(ｶ)において、住み替えを実施する場合の引越費用は災害救助費の対象経費とはならないことに留意すること。

エ 「障害物の除去」との併給は認められないこと。

また、第２章災害応急対策計画第17節に規定する「障害物の除去」や本節に規定する「住宅の応急修理」との併給は原則認められないが、「住宅の応急修理」をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則６か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。なお、応急修理期間における応急仮設住宅を使用する者に提供する応急仮設住宅は、賃貸型応急住宅とし、新たな建設型応急住宅を建設することは認められない。

2）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定は、県が市の協力を得ながら行うが、状況に応じ、県から事務委任を受けた場合、市長が行う。

3）規模・構造及び費用

① 応急仮設住宅の標準規模は、１戸当たり平均29.7平方メートル（９坪）とする。

② 応急仮設住宅の設計に当たっては、高齢者及び身体障がい者の利用に配慮した住宅の仕様は、全ての入居者にとって利用しやすいものであることから、通常の応急仮設住宅を含め、物理的な障害が除去された（ユニバーサルデザイン）仕様とする。

③ 工事費は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

4）建設場所

応急仮設住宅の建設予定地は、次に掲げるうちから災害の状況により配慮する。

なお、選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水が得やす

く、かつ保健衛生上も好適で、被災者の生業の見通しがつけられることに配慮する。
また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校教育活動に十分配慮するとともに、相当数の世帯が集団的に居住する場合は、交通の便や教育等の問題も考慮する。

① 公園、緑地及び広場
② 市有施設内空地
③ 県有施設内空地
④ 国・県が選定供与する用地
⑤ その他

5）着工及び完成の時期

① 着工の時期
災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに建設する。

② 着工時期の延長
大災害等で20日以内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

③ 供与期間
完成の日から建築基準法第85条第４項の規定による期限内（最長２年以内）とする。

２　賃貸型応急住宅等の提供

(1) 賃貸型応急住宅の提供

県は、必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合や、長期間の避難が予想される場合等の事情がある場合は、公営住宅や(社)福島県宅地建物取引業協会を通して民間賃貸住宅を提供することができる。なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準じるものとするが、入居先の決定にあたっては、行政サービスの提供やコニュニティの維持のため地域単位での入居なども検討する。

(2) 公営住宅等のあっせん

県及び市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

３　住宅の応急修理

(1) 実施機関等

① 被害家屋の応急修理に関する計画と実施は、市長が行う。
② 災害救助法を適用した場合の被災家屋の応急修理は、原則として県知事が行うが、県知事の職権の一部を委託された場合又は県知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

(2) 実施方法等

① 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害救助法が適用された場合の被災家屋の応急修理に関する基本事項は、次のとおりである。

ア　緊急修理対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

(ｱ) 準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある状態にあること。（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(ｲ) 住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。

(ｳ) 発災後の次の降雨までに速やかに実施する必要があることから、対象となる住家の損傷状況は、現場における目視による確認や被災者が申請のため持参した住宅の被害状況写真等に基づき、準半壊以上（相当）か否か判断を行うものとする。

イ　修理の範囲と費用

(ｱ) 緊急修理は、日常生活に必要最小限の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に措置し、住宅の損傷が拡充しないようにするものとし、現物をもって行うものとする。

(ｲ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによるものとする。

ウ　緊急修理の期間

(ｱ) 災害発生の日から 10 日以内に完了する。

(ｲ) 被害認定調査の結果を待つことなく、現場における目視確認や被災者が申請時に持参する写真等に基づき判断を行い、短期間でブルーシートの展張を完了するよう努める。

(ｴ) やむを得ず 10 日以内での救助の適切な実施が困難となる場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

②　日常生活に必要な最小限度の部分の修理

災害救助法が適用された場合の日常生活に必要な最小限度の部分の修理に関する基本的事項は、次のとおりとする。

ア　応急修理対象者

(ｱ) 次の要件をすべて満たす者とする。

ａ　準半壊、半壊中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象として差し支えない。

また、全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。

ｂ　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。住宅のみを対象とし、物置、倉庫や駐車場等は対象とならない。

ｃ　応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。

ただし、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については災害発生の日から原則６か月に限り、応急修理完了までの間、応急仮設住宅の使用が認められる。

(ｲ) 準半壊、半壊又は中規模半壊の被害を受けた者については、自らの資力では応急修理をすることができない者であること。

資力要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断するなど、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

イ　修理の範囲と費用

(ｱ) 応急修理の対象範囲は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(ｲ) 費用は、災害救助法及び関係法令の定めるところによる。

ウ　応急修理の期間

災害発生の日から３か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内）に完了するものとする。

ただし、災害の規模や被災地の実態等により、３か月（又は６か月）以上実施要する場合には、あらかじめ実態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うことができる。

４　応急仮設住宅の運営管理

県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

第３　災害相談対策

１　臨時災害相談所の開設

市は、災害により被害を受けた市民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため必要がある場合には、臨時災害相談所を設け、相談活動を実施するものとする。

市は、被災地及び避難所等に臨時災害相談所を設け、被災市民の相談に対応するとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努める。

２　臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を考慮の上定める。

相談所には、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に対応する。

３　相談業務の内容

(1) 生業資金のあっせん、融資に関すること
(2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関すること
(3) 行方不明者の捜索に関すること（被災者の安否の確認に関すること）
(4) その他市民の生活に関すること

第４　被災地のインフラ復旧等に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

１　建築物応急危険度判定士等の養成、派遣

県は、被災地において被災建築物の余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」の養成を行うとともに、災害時において判定士を迅速かつ効果的に活用するための制度(ボランティア登録制度等)づくりを行うものとする。

２　市は、前述の判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のための住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第17節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

（市民生活部、健康福祉部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団）

市は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

第１　全般的な事項

１　衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ関係との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する必要がある。

２　伊達医師会及び歯科医師会との協力体制の整備

伊達警察署は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認については、あらかじめ伊達医師会及び歯科医師会との協力体制の整備を図る。

３　広域的な遺体処理体制の整備

市は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、棺、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めることが必要である。

第２　遺体の捜索

１　捜索活動

市は、市消防団、伊達警察署、伊達地方消防組合及び自主防災組織等の協力を得て捜体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推測される者の捜索を実施する。

この場合において、市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、この窓口において、安否確認についての情報の一元化に努める。

２　災害救助法適用の場合の捜索活動

災害救助法を適用の場合の遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推測される者に対して行い、以下の基準で実施するものとする。

(1) 救助実施者が遺体の捜索を実施するに当たっては、捜索に要する役務、機械、器具等について現物により給付する。

(2) 費用、期間等は「福島県災害救助法施工細則第５条」による。

第３　遺体の収容

１　遺体の搬送

警察官による検視及び医師による検案を終えた遺体は、市が県に報告の上、遺体収容所に搬送し収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

２　遺体収容所の設営及び遺体の収容

(1) 遺体収容所（安置所）の開設

市は被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 遺体の収容

市は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項をあらかじめ定めておく。

3　災害救助法を適用した場合の遺体対策

災害の際死亡した者についての遺体に関する取扱いは、以下の事項について行う。

(1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理

(2) 遺体の一時保存

(3) 検案・身元確認

4　伊達警察署の対応

(1) 遺体の検視

警察官が、各種法令等に基づいて検視を行う。

(2) 遺体の搬送

市が実施する遺体の搬送活動に協力する。

第４　遺体の火葬・埋葬

1　遺体の火葬・埋葬実施基準

身元が判明しない遺体の火葬、埋葬は、市が実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬、埋葬に当たっては、市は、火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制を整える。

(1) 遺体の火葬

① 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

② 焼骨は、遺留品とともに市の管理する施設又は寺院等に一時保管し、身元が判明次第縁故者に引き渡す。

(2) 火葬場の調整

① 市は、火葬場が被災した場合、又はその処理数が多数になる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理数を調整し、適正な配分に努める。

② 市は、火葬許可に当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2　災害救助法が適用される場合の遺体の火葬・埋葬の基準

(1) 火葬及び埋葬は、原則として、市が実施する。

(2) 費用・期間等

① 以下の範囲内において棺又は棺材等の現物をもって実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

・棺（付属品を含む）
・埋葬又は火葬
・骨つぼ又は骨箱

② 支出できる費用

「福島県災害救助法施工細則第５条」による。

第18節　生活関連施設の応急対策

(建設部、市民生活部、総務部、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター、ＬＰガス販売事業者、阿武隈急行(株)、東日本旅客鉄道(株)、NTT 東日本(株)福島支店、ふくしま未来農業協同組合)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第１　上水道施設等応急対策

市及び水道事業者は、災害発生時における応急給水用飲料水の確保を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

１　被害状況調査及び復旧計画の策定

発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法)、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

２　応急復旧のための支援要請

市は、隣接水道事業者等への支援要請に当たっては、必要とする支援内容を明らかにして要請するものとする。

３　的確な情報伝達・広報活動

市は、県及び他関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について随時速やかに情報を伝達するとともに、市民に対しては、復旧の順序や地区毎の復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を実施し、利用者の飲料水に関する不安の解消に努める。

第２　下水道施設等応急対策

市は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造を勘案し、直ちに施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、損傷その他異常がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他公共下水道の機能を維持するために必要な応急措置や応急復旧を行うものとする。

１　要員の確保

市は、あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。

２　応急対策用資機材の確保

市は、施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

３　復旧計画の策定

市は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

(1)応急復旧の緊急度及び工法
(2)復旧資材及び作業員の確保
(3)設計及び監督技術者の確保
(4)復旧財源の措置

４　広報

市は、施設の使用中止や被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、地域住民に生活水の使用抑制を依頼しながら利用者の不安解消に努めるものとする。

第３　電力施設応急対策

１　災害対策組織の設置

災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準等に基づき、災害の規模、その他の状況に応じ防災体制を発令し、災害対策組織を設置するものとする。

２　要員の確保

(1) 災害の発生に備え、あらかじめ災害対策要員を整備、把握しておくものとする。

(2) 防災体制（第１・第２非常体制）が発令された場合、災害対策要員は速やかに所属する事業所へ出動するものとする。

(3) 従業員以外の復旧要員を必要とする事態が予想され、又は発生した場合は、他電力会社及び工事関係会社との協定等に基づき、要員の応援を要請するものとする。

３　応急復旧用資機材の確保等

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保するものとする。

① 現地調達
② 対策組織相互の流用
③ 納入メーカーからの購入
④ 他電力会社からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請された輸送会社の車両等実施可能な運搬手段により行うものとする。

(3) 資機材置場等の確保

復旧資材置場及び仮設用用地が必要となった場合は、あらかじめ調査していた用地をこれに充てるものとする。

４　災害時における広報

(1) 災害が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通しについての広報を行うものとする。また、住民の感電事故を防止するため、次の事項を中心に広報活動を行うものとする。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。
イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
ウ 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
オ 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
カ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法は、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知するものとする。

５　被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上位機関災害対策組織に報告するものとする。

(1) 一般情報

①　気象、地象情報

②　一般被害情報

一般住民の家屋被害情報、人身災害発生情報及び電力施設を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

③　対外対応状況（市の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

④　その他災害に関する情報（交通状況等）

(2) 会社被害情報

①　電力施設等の被害状況及び復旧状況

②　停電による主な影響状況

③　復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項

④　従業員の被災状況

⑤　その他災害に関する情報

６　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

７　復旧計画

(1) 主管する設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位機関災害対策組織に速やかに報告するものとする。

①　復旧応援要員の必要の有無

②　復旧要員の配置状況

③　復旧資材の調達

④　復旧作業の日程

⑤　仮復旧作業の完了見込み

⑥　その他必要な対策

(2) 上位機関災害対策組織は、上記(1)の報告に基づき、下位機関災害対策組織に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定めた各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、被害復旧の難易を考慮して、電力供給上復旧効果の最も大きなものから復旧を行うものとする。

第４　ガス施設（LPガス）応急対策

１　出動体制

台風等風水害の発生が予想される場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

２　社団法人福島県LPガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 台風等風水害による災害が発生した場合等

台風等風水害により災害が発生し、会員のみで自力措置を行うことが困難な場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県LPガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

3　災害時における広報活動

広報活動を円滑に実施するために、平常時から需要家等に対して注意事項及び協力依頼事項等について PR し、その徹底を図るのはもちろんのこと、災害が発生した場合には、ガス漏れによる火災発生防止、再使用の際の安全対策等二次災害防止に重点をおいて広報を行うこと。

(1) 平常時の広報活動

需要家等に対し、災害時におけるガスの注意事項、協力依頼事項及びガス事業者の保安対策、広報体制について、チラシ、パンフレット、テレビの他、検針票や領収書を利用して直接PRを行うものとする。

(2) 二次災害防止等の広報活動

テレビ、ラジオ、広報車によるほか、ハンドマイク等も活用して、次の事項について広報を行うものとする。

①　ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。

②　LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。

4　被害状況の把握（情報収集）

台風等風水害により災害が発生した場合は、速やかに次に掲げる情報を迅速、かつ、的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討するものとする。また、収集した情報については、速やかに上位対策組織等に報告するものとする。

(1) 需要家からの情報

①　販売区域の被害規模に関する情報の収集

②　需要家の家屋被害状況

(2) 一般被害状況に関する情報

①　人身災害発生情報、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

②　対外対応状況（市の災害対策本部、その他の公共団体、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

③　その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 特定供給設備の被害情報

5　復旧計画等

(1) 協会の現地災害対策本部長は、設備ごとの被害状況を把握し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を立てるとともに、その内容を上位対策組織に速やかに報告するものとする。

①　被害状況の概要

②　復旧応援要員の要請

・救援を必要とする作業内容

・要員数

・資機材及び工具車両

・救援隊の出動日時・集結場所等

③　復旧作業の日程

④　仮復旧の見通し

⑤　その他必要な対策

(2) 復旧作業計画の策定については、原則として現地災害対策本部が行うものとするが、上位対策組織は上記(1)の報告に基づき、災害対策本部に対し復旧対策について必要な指示を行うものとする。

(3) 復旧計画の策定及び実施に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位によることを原則とするが、被害状況、被害復旧の難易等を考慮して、供給復旧効果の最も大きいものから復旧を行うものとする。

第５－１ 鉄道施設〔東日本旅客鉄道株式会社〕応急対策

1 災害応急体制の確立

(1) 災害対策組織

災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて東北本部及び各支社・現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

ア 東北本部対策本部、水戸支社対策本部、新潟支社対策本部

(ｱ) 本部長は東北本部長及び各支社長とし、各支社対策本部の業務を統括する。

(ｲ) 東北本部長及び支社長が不在の場合は､先着した部長が本部長の職務を代行する。

イ 現地対策本部

(ｱ) 東北本部及び各支社対策本部長は、被害甚大な災害が発生した場合、地区駅長に対して現地対策本部の設置を指示する。

(ｲ) 現地対策本部長は、地区駅長又は地区駅長が指定した者とする。

(2) 通信設備等の整備

関係防災機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

ア　JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話及びFAXを整備する。

イ　列車無線及び携帯無線機を整備する。

ウ　風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

ア　施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常（降雨、強風、降雪、地震、津波等）の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係箇所に伝達する。

イ　輸送指令は、時間雨量、連続雨量、風速及びＳＩ値（カイン）が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。

(4) 旅客及び公衆等の避難

ア　駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

イ　駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

ア　災害により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

イ　災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ウ　大規模災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。

(6) 列車の運転方法

列車の運転方法はその都度決定するが、概ね次により実施する。

ア　迂回又は折り返し運転

イ　臨時列車の特発

ウ　バス代行又は徒歩連絡

２ 乗客の救援、救護

(1) 乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を車内放送等により案内を行い、乗客の動揺・混乱の防止に努める。

(2) 駅長等は、災害時の動揺・混乱を防止するために掲示、放送等により案内を行い、旅客の不安感を除き鎮静化に努める。

(3) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救援に必要な器具を整備する。

(4) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示等があった時及び自駅の避難場所も危険な場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

第５－２ 鉄道施設〔阿武隈急行株式会社〕応急対策

阿武隈急行株式会社は、重大事故その他風水害、火災等の災害発生時における旅客の安全確保と円滑な輸送を図るため、各事業者の災害応急処理規程等の定めるところにより、東日本旅客鉄道㈱に準じて応急対策を実施するものとする。

第６　電気通信施設等応急対策

災害時における電信電話サービスの基本は、公共機関等の通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するために、応急作業を迅速かつ的確に実施して通信の疎通を図る。

１　電話（通信）の確保

(1) 災害対策本部の設置

非常災害が発生した場合、その状況により災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策ができる体制をとる。

この場合、県、市の災害対策本部及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(2) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

２　災害時の応急措置

(1) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検を行う。

① 電源の確保
② 災害対策用機器（無線機器、移動電源装置等）の発動準備
③ ビル建築物の防災設備の点検
④ 工事用車両、工具等の点検
⑤ 保有する資材、物資の点検
⑥ 所内、所外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(2) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は通信集中等による障害の事態により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

① 通信の利用制限
② 非常電話、緊急通話の優先・確保
③ 無線設備の使用

④　非常用公衆電話の設置
⑤　臨時電報、電話受付所の開設
⑥　回線の応急復旧

(3) 応急復旧対策

1) 災害により被災した電気通信設備の状況により、復旧は次のとおりとする。

①　応急復旧工事
ａ　電気通信設備を応急的に復旧する工事
ｂ　原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

②　原状復旧工事
電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復する工事

③　本復旧工事
ａ　被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
ｂ　電気通信設備がまったく消滅した場合に復旧する工事

2) 災害等により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた以下の順位にしたがって実施する。

第１順位
〇気象機関に設置されるもの
〇水防機関に設置されるもの
〇消防機関に設置されるもの
〇災害救助機関に設置されるもの
〇警察機関に設置されるもの
〇防衛機関に設置されるもの
〇輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
〇通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
〇電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの

第２順位
〇ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの
〇水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
〇選挙管理機関に設置されるもの
〇別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの
〇預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの
〇国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第１順位となるものを除く）

第３順位
〇第１順位及び第２順位に該当しないもの

３　災害時の広報

市及びNTT東日本(株)福島支店、ふくしま未来農業協同組合は、災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときは、音声案内装置による案内、広報車、窓口提示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

①　通信途絶、利用制限の理由・内容
②　災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込み時期
③　通信利用者に協力を要請する事項
④　その他の事項

第19節　文教対策

（教育部、こども部）

教育部及びこども部、学校長等は、災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

第１　児童生徒等保護対策

１　学校の対応

(1) 学校長等は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮に当たる。

(2) 児童生徒等については、教職員の指導の下に全員を直ちに帰宅させることを原則とし、屋外の移動が危険な場合は学校等が保護する。

ただし、児童生徒等のうち障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。

また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。

(3) 初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行う。

２　教職員の対応、指導基準

(1) 災害発生の場合、児童生徒等を教室等に集める。

(2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

(3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

(4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

(5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行う。

(6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を把握し、引き続き保護する。

(7) 児童生徒等の安全を確保したのち、本部の指示により防災活動に当たる。

第２　応急教育対策

１　応急教育の実施

教育部及びこども部は、災害時において学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

２　被害状況の把握及び報告

学校長等は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育部等に報告する。

３　児童生徒等・教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

(1) 教育部及びこども部は、各校の児童生徒等・教職員の心身の健康状態について調査し実態を把握する。

(2) 教育部及びこども部は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を総括している機関との連絡体制の確立等の措置を講ずる。

(3) 教育部及びこども部は、必要のあるときに、児童生徒等・教職員の心の健康に関する相談窓口を開設する。

(4) 教育部及びこども部は、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等・教職員の心身の健

康に関する実態を把握する。

４　教育施設の確保

教育部は、教育施設の被災により授業が長期間に渡って中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

(1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理

被害箇所及び危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

(2) 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。

(3) 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図る。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた交流館、体育設備、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図る。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1　校舎の一部が使用不能の場合	a　特別教室、屋内体育館等を使用すること。 b　二部授業を行うこと。	ア　欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 イ　管内隣接校からの応援要員の確保を考えること。 ウ　管内隣接校の協力を求めること。 エ　短期、臨時的にはＰＴＡ等の適当なものの協力を求めること（退職教員等）。 欠員(欠席)が多数のためイ、ウの方途が講じられない場合には県教育部に要請して県において配置するよう努めること。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合は直ちに対処できるよう調査しておくとともにその欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するか考慮しておくこと。
2　校舎が全部被害を受けた場合	a　交流館等の公共施設を利用すること。 b　市内の他地区の校舎を利用すること。 c　神社､仏閣等を利用すること。 d　黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	
3　特定の地域全体について相当大きな被害を受けた場合	a　校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること b　ａの場合は市内の他地区の校舎又は交流館等の公共施設の使用計画をつくること。 c　応急仮校舎の設置を考えること。	
4　市内全域に大被害を受けた場合	a　避難先の最寄りの学校、交流館等の公共施設を利用すること。	

５　教員の確保

教育部は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

(1) 臨時参集

教員は原則として各所属に参集するものとする。

ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。

① 参集教員の確認

各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の氏名、学校名、職を確認し、人員を掌握する。

② 参集教員の報告

学校で掌握した参集教員の人数等については、市教育部へ報告し、県教育庁総務課に報告する。

③ 臨時授業の実施

通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える体制を整える。

(2) 退職教員の活用

災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職職員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

6　学用品の確保のための調査

教育部は、県教育委員会の指示の下、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、その結果を報告する。

7　避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、市の防災担当部局、教育部は、事前に教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について、事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、市担当者、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営にあたっていくものとする。

8　授業料の減免

被災によって授業料の減免が必要と認める者については、関係条例及び規定の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講ずる。

9　私立学校等（私立保育園・幼稚園・高校）

私立学校等においては、この応急教育対策を参考に、私立学校等の設置者がそれぞれの責任の範囲において実施する。

第３　文化財の応急対策

建築物が被災した場合には、教育部は、市内の文化財について調査を行い、被害状況結果を県教育委員会に報告する。そして、県教育委員会の指導の下、応急措置を行う。

なお、美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。

1　被害が小さいときは、地元と連絡をとりあって応急修理を行う。
2　被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設ける。
3　被害の大小に関わらず、防護柵を設け、現状保存を図れるようにする。

第20節　要配慮者対策

（市民生活部、健康福祉部、こども部、社会福祉協議会）

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）、難病患者及び外国人等いわゆる「要配慮者」」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、「要配慮者」への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな「要配慮者」者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

第１　要配慮者に係る対策

非常災害の発生に際しては、平常時より在宅福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。

このため、市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、以下の点に留意し、民生・児童委員や民間事業者等の協力を得ながら、要配慮者対策を実施する。

(1) 避難行動要支援者名簿により、避難行動要支援者の所在の把握に努める。

(2) 避難してない避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て必要に応じ、以下の措置を取るものとする。

① 避難所及び福祉避難所へ移動すること

② 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと

③ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握に努めること

④ 障がい者及び寝たきり高齢者等の避難には、リフト車などの特殊車両が必要となるので、必要に応じ、指定居宅介護支援事業者や指定居宅サービス事業者等に輸送協力を要請する。

(3) 要配慮者に対する福祉サービスの提供を、遅くとも発災１週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後２～３日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を行うこと。また、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の配分、食事提供等の栄養管理に配慮した物資の調達に努めるものとする。

(4) 要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築するものとする。

第２　社会福祉施設等に係る対策

(1) 被災社会福祉施設等においては、「第９節　避難」の避難誘導法により、速やかに入所者の安全の確保を図る。

(2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。

(3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、市町村、県等に支援を要請する。

(4) 市は、以下の点に重点をおいて社会福祉施設等の支援を行う。

① ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。

② 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。

③ ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

第３　障がい者及び高齢者に係る対策

市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

(1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。

(2) 掲示板、広報紙、インターネット通信、ＦＡＸ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに新聞、ラジオ、テレビ放送などを利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。

(3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、医療用機器等の使用が必要とされる者の非常用電源、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。

(4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等、当該物資の確保を図ること。

(5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずること。

(6) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること。

(7) 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること。

第４　妊産婦及び乳幼児に係る対策

１　妊産婦及び乳幼児の把握

妊産婦や乳幼児は、短時間で状況が変化することから、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。そのため、市は、妊産婦や乳幼児の迅速な把握に努めるとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

２　避難所での配慮

(1) 妊産婦や乳幼児は保健上の配慮を要するため、必要に応じて、妊婦、母子専用の休養スペースを確保し、栄養の確保や健康維持のため生活面の配慮を行う。妊産婦や乳幼児はそれぞれの時期や月齢、個々人によっても差があることから、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行う。

(2) 授乳スペースやおむつ交換のできるスペースを確保するとともに、哺乳瓶やお湯の衛生管理ができる環境を整える。

第５　児童に係る対策

１　要保護児童の把握

市は、次の方法等により、被災により保護者（親族を含む養育者）を失った児童（以下、この節において「孤児」という。）、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、市に対し通報がなされるような措置を講ずること。

(2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこ

と。

(3) 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。

(4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、最寄りの年金事務所等における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2　児童のメンタルヘルスケアの確保

市は、被災児童の精神不安定に対応するため、県の協力を求め、必要に応じ、児童相談所においてメンタルヘルスケアを実施する。

3　児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

第６　外国人に係る対策

1　避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行う。

2　安否確認

市は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、調査班を編成し外国人の安否確認に努める。

3　情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配付を行う。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信、ＳＮＳ等を活用して、外国語や「やさしい日本語」による情報提供に努める。

4　相談窓口の開設

市は、語学ボランティアの協力を得て、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。

第21節　ボランティアとの連携

（市民生活部、健康福祉部、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会）

市内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。
このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。
なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

第１　ボランティア団体等の受入れ

１　ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、市は、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れるものとする。

また、被災地域外からのボランティアの受入れ、活動調整等について、日本赤十字社福島県支部、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県内のボランティア団体、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを、市に設置し対応に当たるものとする。

なお、市は、共助のボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができることに留意する。

２　情報提供

市は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受入れるために、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、明確にする。また、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携の取れた支援活動を展開できるよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

特に、発災直後においては、県及び隣接市町村や報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

３　活動拠点の提供

市は、災害時において、必要に応じてボランティア活動の拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

第２　ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、主として次のものが想定される。

① 災害・安否・生活情報の収集・伝達
② 炊き出し、その他の災害救助活動
③ 医療、看護
④ 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳、聞こえない・聞こえにくい方への手話通訳
⑤ 清掃及び防疫
⑥ 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
⑦ 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業

⑧　災害応急対策事務の補助
⑨　土砂災害危険箇所の応急危険度判定
⑩　無線による情報収集及び伝達

なお、組織化されていないボランティアの受け入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村が社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行ったうえ、被災地へボランティア派遣の申し出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、効率的な活用を図るものとする。

また、市は、被災地における災害廃棄物の撤去等にボランティアが従事する場合において、石綿を含有する災害廃棄物の発生が想定されるときには、一般のボランティアの受入れは行わないものとする。

第３　ボランティア保険の加入促進

市及び社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入を広報等を通じて呼びかけるとともに、市は災害の態様、積極的なボランティア募集の有無等に応じて、保険料の助成を検討するものとする。

第22節　危険物施設等災害応急対策

（市民生活部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団、市内危険物取扱事業者）

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

第１　危険物施設応急対策

１　出動体制

危険物取扱事業者は、危険物の漏えい又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた職員が出動するとともに、被害拡大を防止するため、状況に応じ、作業の中止、伊達地方消防組合及び近隣営業所・市民への連絡等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう出動態勢を整えるものとする。

２　人員の確保

対策要員の確保については、あらかじめ従業員の動員基準を定めて対応するものとする。なお、動員基準の策定にあたっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、各要員の出動方法、出動に要する時間等を考慮して定めるものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

危険物取扱事業者は、災害の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置の必要の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況
(2) 施設等の周辺の火災状況
(3) 一般被害状況に関する情報
　① 事業所周辺区域における人身災害発生情報
　② 対外対応状況（市の災害対策本部、その他公共団体、官公署、報道機関への対応状況）
　③ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

４　災害時における緊急措置

危険物取扱事業者及び危険物取扱者は、伊達地方消防組合、伊達警察署等の関係機関と連携を密にし、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 危険物の漏洩や類焼等、取扱施設が危険な状態になった場合は、ただちに取扱う危険物の性質に応じた応急の措置を行う。
(2) 災害の状況に応じ、付近住民、近隣企業へ連絡して被害拡大に対する警戒を喚起する。
(3) 周囲への被害拡大のおそれが生じた場合は、速やかに付近住民に対し避難するよう警告し、避難誘導を行う。

５　市その他防災関係機関の対応

(1) 災害情報の収集及び報告

市長は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

(3) 救急医療

被災地において傷病者等が発生した場合は、当該事務所、警察、市、消防機関、県、医療

機関、その他関係機関の協力のもとに救護医療業務を実施する。

(4) 社会混乱防止対策

市は、県の機関及び報道機関と協力し、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行う。

(5) 避難

市長は、伊達警察署と協力し避難のための付近住民への立退きの指示、避難所への収容を行う。

(6) 交通応急対策

道路管理者、伊達警察署その他関係機関は、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期する。

第２ 火薬類施設応急対策

１ 出動体制

製造業者、販売業者及び消費者（以下この項目において「関係事業者」という。）は、水害等発生による土砂崩れや火災等により、製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所（以下「施設等」という。）が危険な状態となった場合又は爆発等の災害が発生した場合は、二次災害防止のための製造設備の停止、存置火薬類の安全措置等緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、出動体制を整えるものとする。

２ 人員の確保

緊急措置等の対策を実施する要員の確保については、あらかじめ社員等の動員基準を定めて対応するものとする。

３ 被害状況の把握

水害等の発生を覚知した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急の措置等の有無を検討する。

(1) 施設等の被害状況

(2) 施設等の周辺の火災状況

(3) 一般被害状況に関する情報（交通状況等）

４ 災害時における緊急措置

関係事業者は、消防署、警察等との連絡を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 製造、保管、貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人を配置し関係者以外の者が近づくことを禁止する。

(2) 通路が危険な状態である等火薬類を移す余裕がない場合は、貯水槽に沈める等安全な措置を講じる。

(3) 火薬庫内の火薬類を移す余裕がない場合は、入口窓等を目塗土で完全に密閉し、木部にあっては、適切な防火措置を講じる。

(4) 火薬類の爆発等のおそれがある場合は、付近の住民に避難するように警告し避難誘導を行う。

(5) 吸湿、変質等により原性質若しくは原形を失った火薬類等は、火薬類取締法に基づき廃棄を行う。

(6) 水害等により、火薬類が流出した場合には、直ちに県（災害対策本部各班）、消防署、警察に連絡するとともに付近住民に対して火薬類が埋没しているおそれのある地域には近づかないように広報活動を行う。

復旧が可能になったら、直ちに流出した火薬類の回収を行う。流出量が多く関係事業者のみで回収が困難な場合は、消防署、警察等に応援を要請する。

第３ 高圧ガス施設応急対策

１　出動体制

高圧ガス製造者（貯蔵所を含む）は、ガス漏洩又は火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた社員・職員が出動するとともに被害状況に応じ、二次災害防止のための製造中止等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、災害対策本部を設置するものとする。

なお、災害対策本部には、災害対策活動の拠点として有効に機能し得るために自社構内にあらかじめ、対策本部となるべき場所を定め、その場所を社員、職員及び関連会社社員に周知するとともに、二次災害防止のために必要な備品等を通常から整備しておくものとする。

２　人員の確保

(1) 対策要員の確保については、あらかじめ社員の動員基準を定めて対応するものとする。

なお、基準策定にあっては、出動が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ各要員に対し、出動する方法・場所を考慮して定めるものとする。

(2) 社員以外の緊急措置要員を必要とする事態が予測され、又は発生した場合は、「福島県医療ガス・工業ガス等災害時供給体制要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

災害が発生した場合には、速やかに次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、被害状況により緊急措置等の必要の有無を検討する。

(1) 製造設備、消費設備等の被害情報

(2) 一般被害状況に関する情報

① 人身災害発生情報及びガス施設等を除く電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋りょう、鉄道等の公共施設をはじめとする当該区域全般の被害状況

② 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

③ その他災害に関する情報（交通状況等）

(3) 気象に関する情報

① 福島地方気象台からの気象情報

② 事業所等、周辺の状況の把握

４　災害時における緊急措置

災害が発生した場合において、緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう具体的な措置を次のとおり定めておくものとする。

(1) 製造施設等が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに製造等の作業を中止する。

(2) 製造等設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中等に安全に放出する。

(3) 災害の状況に応じ、付近の住民に避難するよう警告し、避難誘導を行う。

第４ 毒物劇物施設応急対策

１　出動体制

毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が災害による火災等により危険な状態となった場合は、毒物・劇物が取扱施設等から飛散し、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害を防止するため、直ちに毒物・劇物の製造等の作業を中止し、緊急の措置が迅速かつ的確に実施できるように出動体制を整えるものとする。

２　人員の確保

毒物劇物取扱事業者の危害防止規定等で定める組織体制に基づき、緊急措置の対策を実施する要員を確保するものとする。

３　被害状況の把握（情報収集）

毒物劇物取扱事業者は、災害発生を覚知した場合は、速やかに次に掲げる情報を把握し、被害状況により緊急措置等の必要性を検討する。

(1) 製造、販売、貯蔵等の取扱施設の被害情報及び事業所内での人身災害発生情報

(2) 一般被害状況に関する情報

① 事業所周辺区域における人身災害発生情報

② 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関への対応状況）

③ その他災害に関する情報（電気、水道、交通、通信等）

４　災害時における緊急措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、消防署、警察署、保健所等との関係機関と連携を密にして、速やかに次の措置を講じるものとする。

(1) 毒物・劇物の漏れ発生の場合

① 漏洩箇所を調査し、付近のバルブを閉止する等の措置を講じ、漏洩拡大防止措置を講じる。

② 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すか又は除害装置に引き込み、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

③ 漏洩した毒物・劇物は土砂等への吸着、希釈、中和等により、速やかに処理する。

④ 毒物劇物漏洩箇所が不明、あるいは漏洩停止が困難であると判断される場合は、バルブ操作等により漏洩を最小限にするとともに、施設外への飛散、流出等を防止する措置を講じる。

⑤ 毒物劇物の施設敷地外への飛散、流出等又は毒性ガスの発生の場合は、周辺住民に広報し、周辺の道路交通を遮断する等の措置を講じる。

また、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(2) 火災発生の場合

① 直ちに消火設備等を移動させ、初期消火を行う。

② 直ちに自衛消防隊を編成し、活動に入る。

③ 設備内の毒物・劇物を安全な場所に移すとともに、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。

なお、毒物劇物の移動が困難な場合は、作業員全員を退避させる。

④ 毒物劇物貯蔵設備への延焼を防止するため、周囲に散水する等冷却する措置を講じる。

なお、毒物・劇物への直接の散水については、金属ナトリウムや濃硫酸のように激しく発熱し爆発のおそれがあるもの、また、シアン化ナトリウムのように酸又は湿気により毒性ガスを発生させるおそれがあるもの等、危険な状態を引き起こす場合があるものについては、毒物・劇物の性質を考慮した適切な方法により消火活動を行う。

⑤ 構内の毒物劇物運搬車両への延焼防止に努め、可能であれば構外へ退避させる。

⑥ 毒物劇物貯蔵設備が危険な状態になった場合は、速やかに退避するとともに、周辺住民に危険状態であることを周知し、状況により周辺住民の避難誘導を行う。

(3) その他必要な措置

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、災害状況について関係機関に報告するとともに、被災を免れた貯蔵設備等の応急点検を講じるものとする。

第23節　災害救助法の適用等

（市民生活部）

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に国の責任において行われ、都道府県知事は、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。市長は、本市の被害が第２の１又は４に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、直ちにその旨を県知事（災害対策本部被災者支援班）に情報提供しなければならない。

第１　災害救助法の適用

１　災害救助法の概要

(1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わったあとのいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。

(2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の二大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。

(3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。

(4) 都道府県知事が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととされている。

(5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な強制権が与えられている。（法第７条～第10条）

① 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

② 被災者その他近隣のものを救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

③ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、前記①の従事命令又は②の協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、③の保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第９条第２項の規定に基づき、補償しなければならない。

２　災害救助法適用における留意点

(1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、県知事が市町村の区域単位で適用するものであるので、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。

(2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるので、適正に行わなければならない。

(3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である市においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要である。

第２　災害救助法の適用基準

１　適用基準

災害救助法施行令第１条に定める適用基準は、次のとおりである。

区　分	住家滅失世帯数	摘　　要
１号適用	80 世帯	
２号適用	40 世帯	・県下の被害世帯数が 1,500 世帯以上に達し、本市の被害世帯数が、左記の世帯数に達した場合
３号適用	－	（適用にあたっては厚生労働大臣への協議が必要） ・県下の被害世帯数が 7,000 世帯以上に達し、かつ本市の被害世帯数が多数であるとき ・災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき
４号適用	－	・多数の者が生命又は身体に危害を受ける恐れが生じた場合

２　住家滅失世帯の算定等

(1) 住家滅失世帯の算定

災害救助法適用基準における住家滅失世帯数の算定に当っては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により、以下のとおりみなし換算を行う。

・滅失住家　１世帯＝住家全壊（全焼・全流失）　１世帯
・　〃　　１世帯＝　〃　半壊・半焼等著しく損傷した世帯　２世帯
・　〃　　１世帯＝床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家　３世帯

(注)床下浸水、一部破損は換算しない。

(2) 被害の認定基準

資料編「被害の認定基準一覧」による。

３　大規模な災害における速やかな適用

大規模な洪水、土砂災害、豪雪、地震災害等が発生した場合など、住民の避難が続き継続的に救助を必要なことが明らかな場合は、市から被害の情報が入手できなくても数値基準によらず速やかに県は１(5)の第４号基準を適用し、救助を行う。

４　災害が発生するおそれ段階の適用〔法第２条第２項〕

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第２３条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第２４条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第２８条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第２３条の３第２項（同法第２４条第２項又は第２８条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域として県が告示されたとき、市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがある場合には、県は災害救助法による救助を行うことができる。

第３　災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、本市における被害が第２の１又は４に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときには、市長は直ちにその旨を県知事に報告しなければならない。

第４　災害救助法による救助の種類及び職権の委任等

１　救助の種類

救助の種類は、次に掲げるとおりであり、「救助の対象」、「費用の限度額」、「期間」等については、「福島県災害救助法施工細則第５条」によるものとする。

①　避難所の設置
②　応急仮設住宅の供与
③　炊出しその他による食品の給与
④　飲料水の供給
⑤　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
⑥　医療
⑦　助産
⑧　被災者の救出
⑨　被災した住宅の応急修理
⑩　生業に必要な資金の給与又は貸与
⑪　学用品の給与
⑫　埋葬
⑬　死体の捜索
⑭　死体の処理
⑮　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
⑯　応急救助のための輸送
⑰　応急救助のための賃金職員等

なお、災害発生のおそれ段階での救助として国費負担の対象となるのは、上記の内、①避難所の設置、⑯応急救助のための輸送、⑰応急救助のための賃金職員等となる。

２　救助費の繰替支弁

災害救助法第 30 条の規定により、市長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

３　迅速な救助の実施

市は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

第24節　被災者生活再建支援法に基づく支援等

（市民生活部）

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。
また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

第１　被災者生活再建支援法の適用

１　支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第２条第１号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害（同条第２項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第１条第１号）
(2) 10 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（支援法施行令第１条第２号）
(3) 100 以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（支援法施行令第１条第３号）
(4) (1)又は(2)の被害が発生した市町村を含む都道府県で５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万未満に限る。）における自然災害（支援法施行令第１条第４号）
(5) (3)又は(4)の都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口 10 万未満に限る）で、(1)～(3)の区域のいずれかに隣接し、５以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（支援法施行令第１条第５号）
(6) (3)又は(4)に規定する都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）の区域であって、５（人口５万未満の市町村にあっては、２）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第１条第６号）

２　支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は下記のとおり。

ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第２条第２号イ）
イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第２条第２号ロ）
ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第２条第２号ハ）
エ 居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第２条第２号ニ）
オ 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であることが認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。以下「中規模半壊世帯」という。）（支援法第２条第２号ホ）

３ 支援法の適用手続き

(1) 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事（災害対策本部情報班）に対して報告するものとする。

(2) 県の被害状況報告及び公示

知事（災害対策本部被災者支援班）は、市町村長からの報告を精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合は、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。

４ 支援金支給の基準

対象世帯と支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第２条第２号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第２条第２号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第２条第２号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（法第２条第２号二）	50万円	37.5万円
中規模半壊世帯（法第２条第２号ホ）	－	－

(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

ア　住宅の被害程度が全壊世帯、解体世帯、長期避難世帯又は大規模半壊世帯の場合

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第３条第２項第１号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯（法第３条第２項第２号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第３条第２項第３号）	50万円	37.5万円

イ　住宅の被害程度が中規模半壊世帯の場合

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第３条第５項第１号）	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯（法第３条第５項第２号）	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第３条第５項第３号）	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が２以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

５ 支給申請書等の提出

(1) 支給申請手続き等の説明

市は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明するものとする。

(2) 書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要のある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行するものとする。

① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

② 住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書（住宅に半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、やむを得ず解体した場合も同様）

③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

(3) 支給申請書等の送付

市は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県（災害対策本部被災者支援班・危機管理部・避難地域復興局）に送付するものとする。また、平時から申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

県（災害対策本部被災者支援班、危機管理部・避難地域復興局）は、市町村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付するものとする。

(4) 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

(5) 支援金支給事務の基本的な流れ

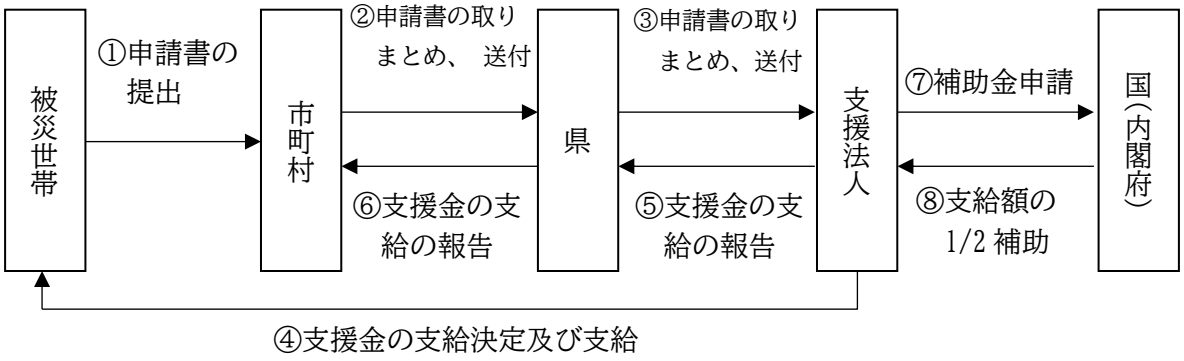

第２ 罹災証明書の交付

１ 市は、災害が発生した場合において、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付しなければならない。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するよう努めるものとする。

２ 市は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

３ 罹災証明書の交付にあたっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

その際、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査等、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について説明するものとする。

４ 消防本部は、火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努める。

５ 県（災害対策本部被災者支援班）は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

第３ 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成するよう努めるものとする。

１ 被災者台帳に記載する内容

(1) 氏名
(2) 生年月日
(3) 性別
(4) 住所又は居所
(5) 住家の被害その他市町村が定める種類の被害の状況
(6) 援護の実施の状況
(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
(8) 電話番号その他の連絡先
(9) 世帯の構成
(10)罹災証明書の交付の状況
(11)台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
(12)台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
(13)被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）
(14)その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

２ 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

市長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。なおこの場合、被災者に係る個人番号（ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ）は含まないものとする。

ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関し必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を台帳情報を保有する市長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
オ 台帳情報の提供に関し市長が必要と認める事

第４ 被災者の生活再建支援

県及び市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

また、市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第25節　水害応急対策（水防計画）

（市民生活部、建設部、保原土木事務所、伊達地方消防組合、伊達市消防団）

この計画は、洪水に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、水防管理団体相互間における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備と運用等の実施要領を示したものである。

第１　総則

１　目的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号、以下「水防法」という）第４条の規定に基づき福島県知事から指定された指定水防管理団体である伊達市が、水防法第 33 条の規定に基づき、伊達市の地域にかかる河川の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減することを目的とする。

２　水防の責任

水防の責任は、水防法等で次のように規定されている。

(1)県の責任（水防法第３条の６）

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(2)市の責任（水防法第３条）

市は、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(3)市民等の水防義務（水防法第 24 条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむをえない必要があるときは、市内に居住する者、又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

(4)異常な現象発見者の通報義務（災害対策基本法第 54 条）

①　災害の発生するおそれのある異常な現象を発見したものは、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

②　通報を受けた警察官は、その旨速やかに市長に通報する。

③　前各号により通報を受けた市長は、その旨速やかに次の機関に通報する。

知事（災害対策課経由）・警察署・国土交通省福島河川国道事務所・保原土木事務所等、予想される災害に関係がある機関

３　水防組織

（1）水防組織の概要と構成

県や市は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下図に示す水防組織を設置し、相互の組織間で正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施を行う。

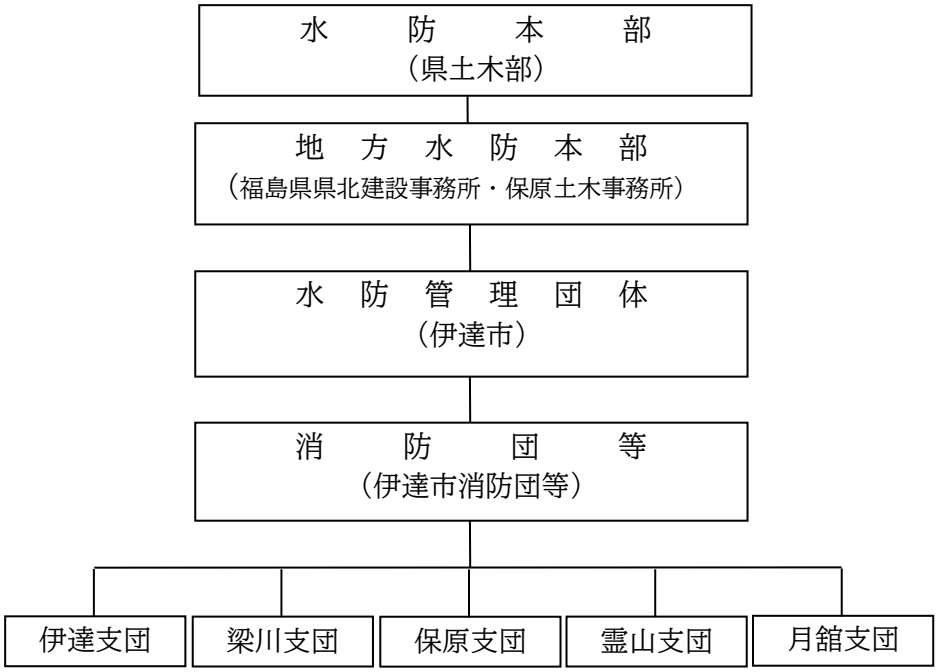

《消防団の構成》

（団員数は令和７年４月１日現在）

地区名	担当消防団	団員数	消防団詰所	要水防河川	河川国道事務所又は土木事務所
（本団）		８			（消防団の指揮および総等）
伊達	伊達支団	１４６	各屯所	阿武隈川 摺上川	福島河川国道事務所 保原土木事務所
梁川	梁川支団	３２１		阿武隈川 伝樋川 広瀬川 塩野川 東根川 山舟生川	福島河川国道事務所 保原土木事務所
保原	保原支団	３２０		阿武隈川 東根川 伝樋川 古川	福島河川国道事務所 保原土木事務所
霊山	霊山支団	１９４		広瀬川 小国川 上小国川 祓川 大石川 石田川	福島河川国道事務所 保原土木事務所
月舘	月舘支団	１４２		広瀬川 布川 糠田川	福島河川国道事務所 保原土木事務所
計	全５支団	１１３１			

(2)各水防本部の役割

水 防 本 部	県内の水防事務を総括する
地方水防本部	地方の水防事務を総括する
水防管理団体	各市町村の水防事務を総括する
水　防　団	伊達市では消防団をもってあてる。

※以降、本計画における表記は水防団とする。

第２　市の水防組織

１　市水防本部の設置基準

以下の(1)から(4)に示す事態が生じたときに設置する。

(1)以下に示す気象業務法の定めに基づく警報が発表されたとき。ただし、各注意報の場合は諸状況を判断の上、水防本部長が必要であると認めた場合に限り設置する。

警　報：大雨、洪水

注意報：大雨、洪水

(2)水防法第 10 条第２項、及び第 11 条第１項による洪水予報が発表されたとき。

(3)水防法第 16 条第１項による水防警報が発表されたとき。

(4)その他、水防本部長が必要であると認めたとき。

２　市水防本部の設置・解散

(1)市水防本部の組織

市は、県（保原土木事務所）及び関係機関と連携し、円滑な水防活動を執行できる体制を確立するため、水防本部を設置する。

なお、市水防本部の組織は、別に定める水防本部組織表（表－１）及び各総合支所水防本部組織表（表－２）による。

また、災害対策基本法の規定による災害対策本部が設けられた場合は、水防本部はこの本部に入り水防事務を処理する。

(2)水防本部事務局

水防本部事務局は、市民生活部防災危機管理課危機管理係に置く。

なお、構成は下記のとおりである。

事　務　局　長	防災危機管理課長
事　務　局　員	防災危機管理課職員 その他、事務局長が指名する職員

(3)水防非常配備体制

水防本部が設置された場合は、通常の勤務体制から水防配備体制への切り替えを迅速確実に行う。なお、長時間にわたる非常勤務活動の完遂を期すため、本部員の交代要員について配慮し的確な非常配備を行う。

市における水防本部配備基準は、（表－３）のとおりである。

(4)水防本部解散基準

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

３　現地対策本部の設置・解散

このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　２」を参照するものとする。

４　市水防本部の役割

市水防本部は、気象、被害、水防活動などに関する情報の収集、連絡、広報などの水防事務を総括する。

また、国、県の各機関等との密接な連絡のもとに水防団への出動命令（水防法第 17 条）、他の水防管理団体の応援要請（水防法第 23 条）、決壊の通報（水防法第 25 条）、避難立ち退きの指示（水防法第 29 条）等の業務を実施する。

５　水防活動

(1)水防巡視（監視、警戒活動）

市は、水防警報等の通知を受けたときは、ただちに水防団長に対しその通報を通知し、必要団員に河川の巡視を行うように指示するものとする。

また、異常を発見した場合には、ただちに保原土木事務所及び福島河川国道事務所伏黒出張所に報告するものとする。

(2)出動及び水防作業（水防活動の実施）

市は、監視及び警戒活動により水防活動が必要と認められた場合は、水防団により水防活動を実施するとともに、水防活動の内容をただちに保原土木事務所長へ報告するものとする。

(3)水防通報及び避難場所

市水防本部からの連絡は、原則として県地方水防本部（保原土木事務所）を通じ、県水防本部（県土木部）へ連絡する。ただし、やむをえない場合は、この限りではない。

また、市水防本部は、水防団の活動状況を常に把握し、隣接市町村との連携を図りながら的確な水防連絡体制をとるものとする。

(4)水防解除

気象に関する警報及び水防警報が解除され、かつ水防上の危険が解消されたと認められる場合に、水防本部を解散する。

(5)水防活動の報告

各水防分団長は、水防活動を実施するとき、又は実施したときは、速やかに水防団支団長に次の報告をするものとし、支団長は、水防本部長にその旨報告するものとする。

- 出水の状況
- 水防活動状況（水防実施箇所、出動人員、水防作業の概況及び工法等）
- 避難状況等（避難場所、避難者数、食料・飲料水・被服生活必需品の状況）

６　水防本部の設置場所

本部は、市役所庁舎被災時などの特別な場合を除き、庁舎内に置くものとする。

設置予定場所には、平常時から通信施設等を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できるようにしておくものとする。

７　水防本部の所掌事務

水防本部の所掌事務は、別に定める「水防本部　任務分担表」による。

８　水防本部会議

水防本部長は、水防活動の重要な事項を協議決定するため、必要に応じて本部会議を招集できる。本部会議は次の者により構成される。

- 水防本部長：市　長
- 副 本 部 長：副市長
- 本　部　員：各部長、その他本部員が指名するもの、水防団副団長、水防団各支団長

■（表－１）　水防本部組織表

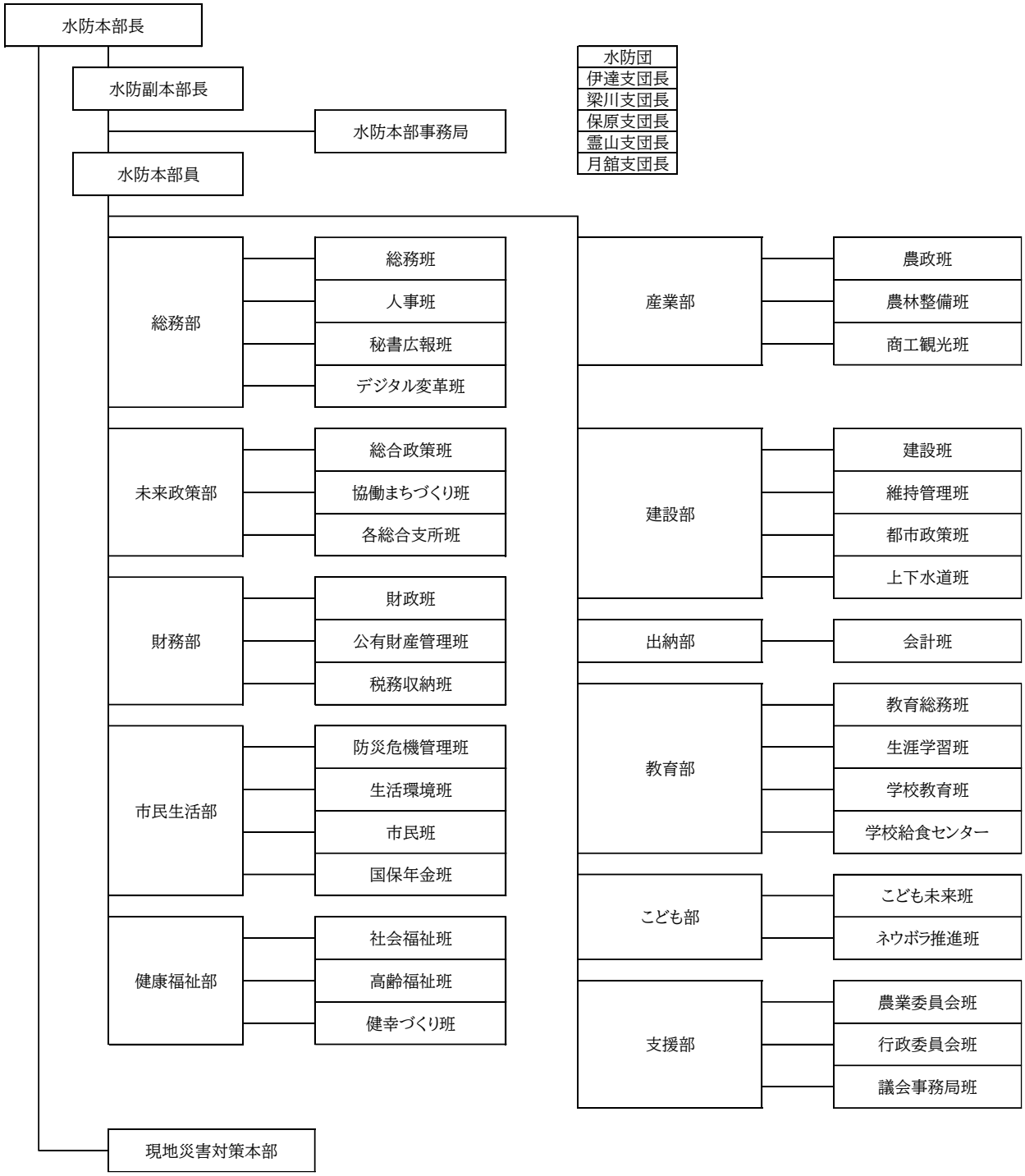
水防本部長
水防副本部長
水防本部事務局
水防本部員
水防団
伊達支団長
梁川支団長
保原支団長
霊山支団長
月舘支団長
総務部
総務班
人事班
秘書広報班
デジタル変革班
未来政策部
総合政策班
協働まちづくり班
各総合支所班
財務部
財政班
公有財産管理班
税務収納班
市民生活部
防災危機管理班
生活環境班
市民班
国保年金班
健康福祉部
社会福祉班
高齢福祉班
健幸づくり班
産業部
農政班
農林整備班
商工観光班
建設部
建設班
維持管理班
都市政策班
上下水道班
出納部
会計班
教育部
教育総務班
生涯学習班
学校教育班
学校給食センター
こども部
こども未来班
ネウボラ推進班
支援部
農業委員会班
行政委員会班
議会事務局班
現地災害対策本部

９　水防本部任務分担表

このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　８」を参照するものとする。

■（表－２）　各総合支所水防本部組織表

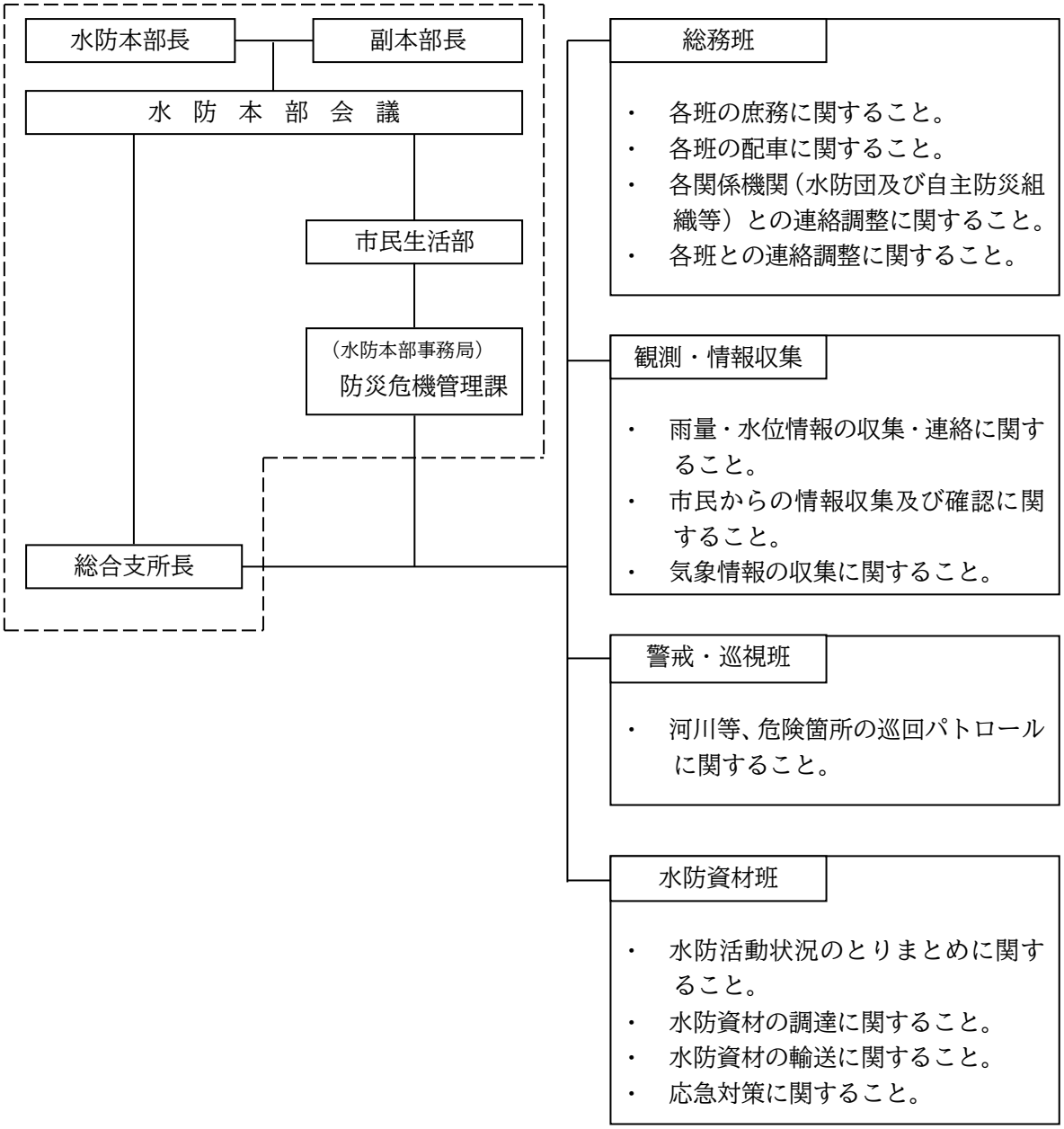

■（表－３）　水防本部配備基準

種別	配備体制	水位目安	活動段階	配備時期
水防 事前配備体制 （水防１）	情報連絡のため、防災危機管理課、総合支所及び関係課の少数の人員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。	水防団待機水位	待機準備	１　今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。 ２　その他防災危機管理課長が特に必要と認めたとき。
水防 警戒配備体制 （水防２）	防災危機管理課、総合支所及び関係課の所要人員で、水（災）害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に実施できる体制とする。 水防活動が発生したとき、対応可能な体制とする。	氾濫注意水位（警戒水位）	出動	１　水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。 ２　その他市民生活部長及び関係部長が特に必要と認めたとき。
水防 特別警戒配備体制 （特別警戒本部） （水防３）	関係部等の長及び所要人員で、水（災）害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況に応じて災害対策本部（特別警戒本部）に移行できる体制とする。 完全な水防体制とする。	避難判断水位		１　甚大な被害の発生の恐れがあり、水防警戒配備態勢では処理しがたいと考えられるとき。 ２　副市長が特に必要と認めたとき。

第３　水害危険箇所

１　重要水防区域

重要水防区域は、河川において、人命、財産等を守るために、特に水防上警戒または防御の重要性を有する箇所で、福島県水防計画に定める「重要水防区域評定基準」に基づき指定されるものである。

市における重要水防区域は、（資料４－１）のとおりである。

２　阿武隈川水防計画における危険箇所（重要水防箇所）

重要水防箇所は、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所で、「重要水防箇所認定基準（案）」（平成 31 年 2 月改定）により指定される。

市における重要水防箇所は、（資料４－２）のとおりである。

３　市が定める水害危険箇所

これまでの大雨時等における災害経験を踏まえ、上記以外で特に市が警戒すべき箇所として、次の箇所を定める。

(1)内水氾濫・低地浸水・路面冠水箇所

番号	地区	住　　所	備　　考
1	伊　達	伊達市岡沼　付近	内水氾濫・低地浸水
2	伊　達	伊達市前川原　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
3	伊　達	伊達市一本杉　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
4	伊　達	伊達市箱崎字遠西　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
5	伊　達	伊達市箱崎字山岸　付近	内水氾濫・低地浸水
6	伊　達	伊達市箱崎字前畑　付近	内水氾濫・低地浸水
7	伊　達	伊達市箱崎字滝前、字岩ノ下、保原町上保原字小岐　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
8	伊　達	伊達市伏黒字八反田　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
9	伊　達	伊達市伏黒字平前　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
10	伊　達	伊達市伏黒字沼端　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
11	梁　川	伊達市梁川町やながわ工業団地　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
12	保　原	伊達市保原町字泉町古川橋　付近	内水氾濫・低地浸水
13	保　原	伊達市保原町大立目西川原及び中瀬下松　付近	内水氾濫・低地浸水
14	保　原	伊達市保原町二井田字前原　付近	内水氾濫・低地浸水・路面冠水
15	霊　山	伊達市霊山町掛田字清水内　付近	内水氾濫・低地浸水

(2)ガード下等冠水危険箇所

番　号	地　区	名　　称	所　在　地	路　線　名
1	保原	西向ガード	保原町上保原字西向　付近	
2	保原	上保原ガード	保原町上保原字採芝崖　付近	県道福島保原線
3	保原	大木田ガード	保原町上保原字大木田　付近	
4	保原	京門ガード	保原町字京門　付近	
5	保原	舟橋ガード	保原町字舟橋　付近	
6	保原	大地内ガード	保原町字大地内　付近	
7	保原	高野ガード①	保原町大泉字高野　付近	
8	保原	高野ガード②	保原町大泉字高野　付近	
9	保原	北原ガード	保原町金原田字北原　付近	
10	保原	上大鳥ガード①	保原町二井田字上大鳥　付近	
11	保原	上大鳥ガード②	保原町二井田字上大鳥　付近	
12	保原	前原ガード	保原町二井田字前原　付近	
13	保原	漆内ガード	保原町二井田字漆内　付近	
14	保原	東畑ガード	保原町二井田字東畑　付近	
15	梁川	小松林ガード	梁川町新田字小松林　付近	
16	梁川	大正寺ガード	梁川町新田字大正寺　付近	
17	梁川	台ガード	梁川町新田字台　付近	
18	梁川	町通ガード	梁川町新田字町通　付近	
19	梁川	屋敷通ガード	梁川町新田字屋敷通　付近	
20	梁川	五反田ガード	梁川町字五反田　付近	
21	梁川	壱丁田ガード	梁川町字壱丁田　付近	
22	梁川	四日市ガード	梁川町字四日市　付近	
23	梁川	下台ガード	梁川町八幡字下台　付近	
24	梁川	二ツ堂ガード	梁川町舟生字二ツ堂　付近	
25	梁川	寺下ガード	梁川町舟生字南　付近	

第４　水防施設

１　水防倉庫の資機材備蓄基準

(1)市の水防倉庫

市は、重要水防区域周辺に（資料 20－１）のとおり水防倉庫を設置し、福島県水防計画が定める次の基準により、重要水防区域の実態に即応した必要な資機材を備蓄するものとする。

また、必要に応じてそれ以外の箇所（臨時備蓄場等）にも、これに準じて備蓄するよう努めるものとする。

《水防管理団体における水防倉庫の資機材備蓄基準》

器材品名・規格	単位	数量	資材品名・規格	単位	数量
スコップ	丁	60	杭木（長 0.6～1.0m、末口 5～9cm） または鉄筋杭（径 16mm 以上）	本	1000
掛矢	丁	10	土のう袋	袋	1000
おの	丁	10	ビニールシート	袋	160
鋸	丁	10	縄（110～140mm/巻）	巻	40
鎌	丁	10	鉄線（＃10）	kg	100
片手ハンマー	丁	10	ロープ（200m/巻）	巻	5
ペンチ	丁	10	大型土のう袋 （r1.0m×h1.1m 程度）	袋	100

（福島県水防計画　第５章第１節　水防倉庫の資器材備蓄基準）

２　水防倉庫の資機材備蓄状況

市内水防倉庫の最新の水防資機材備蓄状況は（資料 20－２）による。

３　調達可能水防資材

水防に必要な資機材調達可能施設は下表のとおりである。

名称	電話番号	所在地
寺田金物店	583-2365	伊達市右城 19-17
佐藤金物㈲	577-0140	梁川町字上町 25-3
角庄商店㈱	577-0018	梁川町字大舘 142
宮島金物店	577-0392	梁川町字中町 29-1
㈱ﾀﾞｲﾕｰｴｲﾄ梁川店	527-2420	梁川町字八筋 79
ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞ＆ｸﾞﾘｰﾝ梁川店	527-2434	梁川町字広瀬町 153
佐々木製材所	577-0230	梁川町字北本町 3-28
佐藤産業㈲	577-0753	梁川町字中久保 24-1
ふくしま未来農業協同組合	575-0100	保原町字七丁目 33-3
滝澤分店	576-2711	保原町二丁目 1
丸義金物店	576-3407	保原町三丁目 10
㈲中屋長治郎商店	576-2316	保原町字磐前通 15-2
㈱ﾀﾞｲﾕｰｴｲﾄ保原店	574-2635	保原町上保原字正地内 21-1
ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞ＆ｸﾞﾘｰﾝ保原店	574-2735	保原町字栄町 66-1

名称	電話番号	所在地
ｸﾞﾗﾝﾄﾏﾄ保原店	576-3812	保原町字東野崎 15-1
野田製材所	576-3017	保原町所沢字安住内 77
㈲菅野製材所	576-3082	保原町所沢字河部 66
㈱酒井東栄ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	575-3117	保原町大泉字前原内 160
㈱たていわ	586-2165	霊山町掛田字新町 12
㈱クリエートワカマツヤ	586-1044	霊山町掛田字金子町 30
㈲掛田木工所	586-1038	霊山町掛田字西裏 52
大沼製材	586-2314	霊山町掛田字西陣場 87-1
ｺﾒﾘﾊｰﾄﾞ＆ｸﾞﾘｰﾝ霊山店	564-2080	霊山町下小国字夫婦清水 10-1
ﾄﾏﾄ掛田店	586-3451	霊山町掛田字西陣場 10-1

４　水防資機材の輸送

市は、水防資機材等の輸送のため、トラック等の運搬車両を整備し、必要に応じて緊急輸送に当たらせるものとする。

なお、緊急のため運搬車両の不足を生じ、やむを得ない場合は、災害時における応急対策業務の支援に関する協定に基づき、伊達市建設業協会等に連絡応援を求めるものとする。

５　公用負担と費用負担

(1)公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防法第 28 条の定めにより次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価によりその損失を補償しなければならない。

①　必要な土地の一時使用
②　土石・竹木・その他の資機材の使用
③　車両その他の運搬具または器具の使用
④　工作物、その他の障害物の処分

(2)公用負担権限委任証明書

水防管理者、水防団長又は消防機関の長が、水防法第 28 条により公用負担の権限を行使する場合は、その身分を示す証明書を提示しなければならない。その他、上記の者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示しなければならない。

公用負担権限委任証明書

受任者
身分
氏名

上の者に伊達市の区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年　月　日
水防管理者　氏名　印

(3)費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、水防法第 41 条の定めにより、当該水防管理団体が負担する。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間の協議により定める。

6　水門、樋門及び樋管

市内における水門、樋門及び樋管の設置状況は（資料 21－１）のとおりである。

7　排水施設

市内における排水施設等の状況は（資料 21－２）のとおりである。

第５　水位、雨量の観測所

このことについては、「一般災害対策編　第１章第３節」を参照するものとする。

第６　気象情報、水防情報の連絡

１　水防時の通信連絡

水防時における水防情報の伝達若しくは活動状況の収集、その他応急対策に必要な指示、命令、応援要請等は、市防災行政無線、携帯電話及びＦＡＸ通信によるほか、近距離連絡は、各水防分団に伝令を配置し、水防倉庫、水防作業現場等の連絡をあたらせる。

２　通報と伝達の系統図

(1)伝達の系統図（気象情報・水防情報）

このことについては、「一般災害対策編　第２章第３節第１　３」を参照するものとする。

(2)報告の系統図

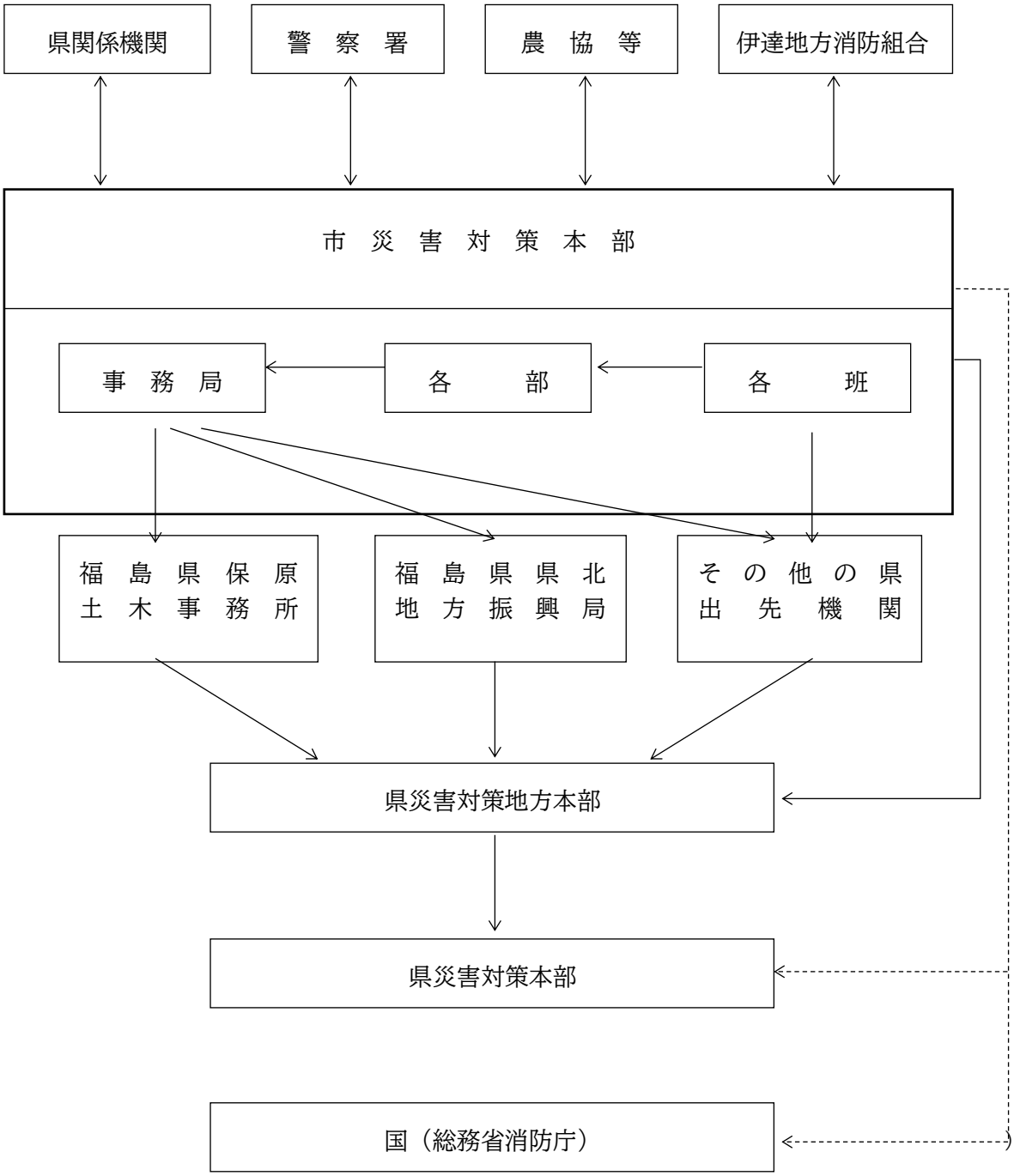

第７　洪水予報

国土交通省福島河川国道事務所は、阿武隈川上流において洪水のおそれがあると認められるときは、水防法第 10 条第２項及び第 11 条第１項の規定に基づき、下記により福島地方気象台と共同して洪水予報を発表するものとする。

１　阿武隈川上流洪水予報

（発表パターン文は資料 57－１を参照）

水系名	河川名	予報区間	基準地点	担当官署名
阿武隈川	阿武隈川	左岸　福島県西白河郡矢吹町中沖 727 番１地先の県道橋下流端 右岸　福島県石川郡玉川村大字小高字石場 37 番７地先の県道橋下流端　から 福島・宮城県境　まで	玉城橋 須賀川 阿久津 本　宮 二本松 福　島 伏　黒	福島河川国道事務所 福島地方気象台 【共同発表】
	摺上川	福島県伊達市字諏訪前１番地先（道路橋）　から 阿武隈川合流点　まで	福　島	
	広瀬川	左岸　福島県伊達市梁川町字上川原 16 番の１地先 右岸　福島県伊達市梁川町字鶴ヶ岡 16 番の１地先　から 阿武隈川合流点　まで	伏　黒	

（福島県水防計画　第８章第２節　洪水予報）

第８　水位周知

国土交通大臣、または都道府県知事は、洪水予報以外の河川のうち、洪水により相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、水防法第 13 条第１項及び第２項の規定により避難判断水位（避難の目安となる水位）を定め、周知する。

河川名	観測所名	水防団待機水位（m）	氾濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	氾濫危険水位（m）	計画高水位（m）
東根川	保原	1.05	1.50	1.60	2.10	－
伝樋川	東土橋	0.80	1.30	1.80	2.00	－
広瀬川	大関	2.20	3.25	3.40	3.60	－
広瀬川	月舘	1.10	1.60	2.40	2.60	－
滝川	森山	1.15	1.75	2.05	2.35	－
産ヶ沢川	万正寺	1.30	1.80	2.30	2.55	－

（阿武隈川上流重要水防計画書　Ⅷ．洪水予警報の基準）

第９　水防警報

国土交通大臣、または河川管理者たる都道府県知事は、洪水または災害が起きるおそれがあるときは、水防法第 16 条第 1 項の規定により水防警報を発表し、水防の必要がある旨を警告するものとする。

なお、国土交通大臣及び都道府県知事が水防警報を行う指定河川は以下のとおりであり、国土交通大臣が発表する水防警報は福島県が受報し、関係市町村へ通報する。

市では、常に阿武隈川上流の水防警報発令状況も踏まえ、適切な水防活動を行うこととする。

	河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水防警報の対象となる観測所	阿武隈川上流	玉城橋	玉川村大字小高	3.60m	4.80m	5.20m	6.10m	6.500m
		須賀川	須賀川市江持	3.50m	4.50m	7.10m	7.70m	7.991m
		阿久津	郡山市大字阿久津町	4.00m	5.50m	6.80m	7.90m	8.675m
		本　宮	本宮市字下町	4.00m	5.00m	6.30m	7.90m	9.293m
		二本松	二本松市安達ケ原	5.50m	6.50m	10.10m	10.40m	13.179m
		福　島	福島市杉妻町	3.00m	4.00m	5.10m	5.40m	6.559m
		伏　黒	伊達市伏黒	3.00m	4.00m	4.50m	5.00m	7.269m
	釈迦堂川	西　川(国)	須賀川市西川	2.70m	3.10m	4.50m	5.40m	5.40m
	荒川	八木田	福島市那須町	0.50m	1.20m	1.30m	2.00m	3.46m

（阿武隈川上流重要水防計画書）

福島県知事指定河川

(1)東根川

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	FAX
保原土木事務所長	伊達市長		防災危機管理課	024(575)1197	024(573)5865

河川名		区間		
東根川	左岸	伊達市保原町大泉字道城場(東根橋下流)	から	伊達市保原町字岡代(鳥内橋) まで
	右岸	伊達市保原町大泉字菖蒲沢(東根橋下流)	から	伊達市保原町字岡代(鳥内橋) まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m3/s）
	保原水位	伊達市保原町字船橋22-1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.05 m	1.50 m	1.60 m	2.10 m	

水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
	保原水位	水位1.05mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.05mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.50mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(2)伝樋川

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	FAX
保原土木事務所長	伊達市長		防災危機管理課	024(575)1197	024(573)5865

河川名	区	間		
伝樋川	左岸	伊達市梁川町新田字鈴竹(鈴竹橋)	から	広瀬川合流点 まで
	右岸	伊達市梁川町新田字鈴竹(鈴竹橋)	から	広瀬川合流点 まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m3/s）
	東土橋水位	伊達市梁川町字東土橋73-1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	0.8 m	1.30 m	1.80m	2.00 m	

水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
	東土橋水位	水位0.80mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位0.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(3)広瀬川（大関）

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	FAX
県北建設事務所	伊達市長		防災危機管理課	024(575)1197	024(573)5865

河川名	区	間		
広瀬川	左岸	伊達市霊山町山戸田字平田石	から	伊達市梁川町字上川原 まで
	右岸	伊達市霊山町山戸田字土堰	から	伊達市梁川町字鶴ヶ岡 まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m3/s）
	大関水位	伊達市梁川町大関字間野	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	2.20 m	3.25 m	3.40m	3.60 m	

水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
	大関水位	水位2.20mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位2.20mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位3.25mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(4)広瀬川（月舘）

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	FAX
県北建設事務所	伊達市長		防災危機管理課	024(575)1197	024(573)5865

河川名	区	間		
広瀬川	左岸	伊達郡川俣町大字小島字西町	から	伊達市霊山町山戸田字平田石まで
	右岸	伊達郡川俣町大字小島字北成沢	から	伊達市霊山町山戸田字土堰 まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m3/s）
	月舘雨量水位	伊達市月舘町月舘字久保田29-2	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.10 m	1.60 m	2.40m	2.60 m	

水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
	月舘雨量水位	水位1.10mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.10mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.60mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(5)滝川

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	FAX
保原土木事務所長	伊達市長		防災危機管理課	024(575)1197	024(573)5865
	国見町長		住民防災課	024(585)2158	024(585)2181

河川名	区間		
滝川	左岸	伊達郡国見町山崎字上川前(川前橋) から	伊達郡国見町西大枝字市兵衛前(欠下橋) まで
	右岸	伊達郡国見町山崎字上川前(川前橋) から	伊達市梁川町二野袋字滝尻(欠下橋) まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m3/s）
	森山	伊達郡国見町森山字別当46-1	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.15 m	1.75 m	2.05m	2.35 m	

水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
	森山	水位1.15mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.15mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.75mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

(6)産ヶ沢川

発表者	受報者	備考	受報担当部署	電話	FAX
保原土木事務所長	伊達市長		防災危機管理課	024(575)1197	024(573)5865
	桑折町長		生活環境課	024(582)2123	024(582)2479

河川名	区間		
産ヶ沢川	左岸	伊達郡桑折町大字南半田字駿河舘(東北自動車道) から	伊達市伏黒字東本場(阿武隈川合流点) まで
	右岸	伊達郡桑折町大字万正寺字石薬師(東北自動車道) から	伊達市伏黒字東本場(阿武隈川合流点) まで

水防警報の対象となる観測所	観測所名	地先名	種別	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（危険水位）	計画洪水量（m3/s）
	万正寺	伊達郡桑折町植田32-2	ﾃﾚﾒｰﾀｰ	1.30 m	1.80 m	2.30m	2.55m	

水防警報の範囲	観測所名	待機	準備	出動	解除	水位	その他特に必要な事項
	万正寺	水位1.30mに達し、氾濫注意水位以上に達すると思われるとき	水位1.30mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位1.80mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位を下り水防作業の必要がなくなったとき	水位は1時間毎に数字を以て行う	適宜、出水情報を以て状況を通知する

第 10　水門等の操作

１　水門等の操作

水門等の操作責任者は、ゲート等の操作を確実に実施し、水害の発生を未然に防止するものとする。

２　操作に関する連絡系統

水門等の管理者は、操作内容について、下表に定める連絡系統図により各関係機関に連絡するものとする。

なお、洪水警報等が発表された場合等洪水のおそれがある場合は、市長及び水門等操作責任者は、水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にし、水門等操作責任者は、水門等の操作体制にはいるものとする。

(1)国管理関係

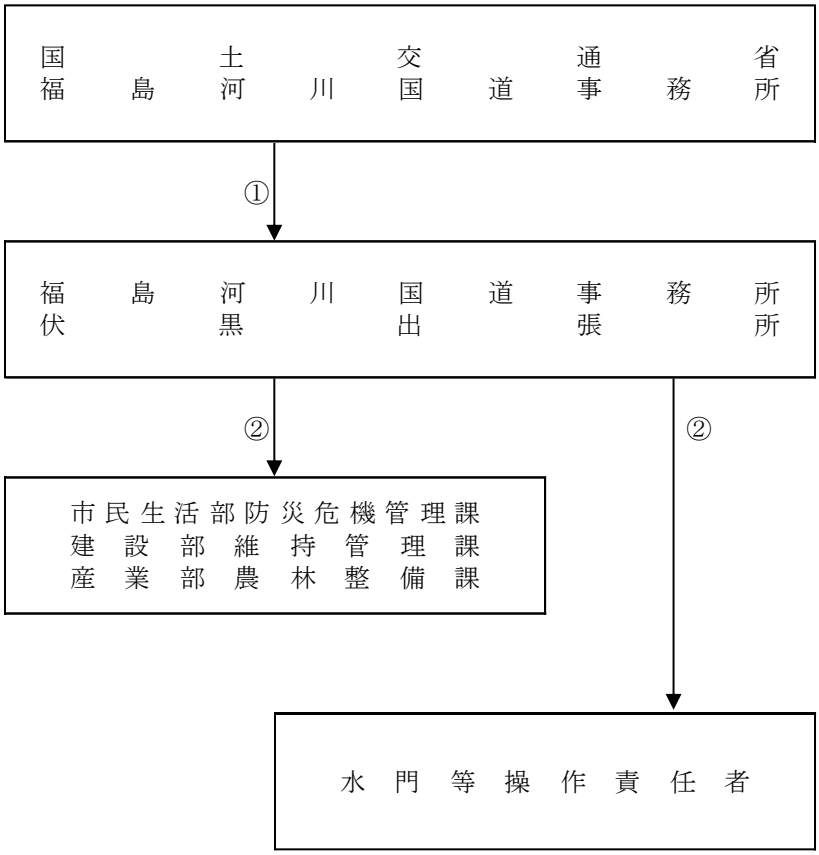

(2)県管理関係

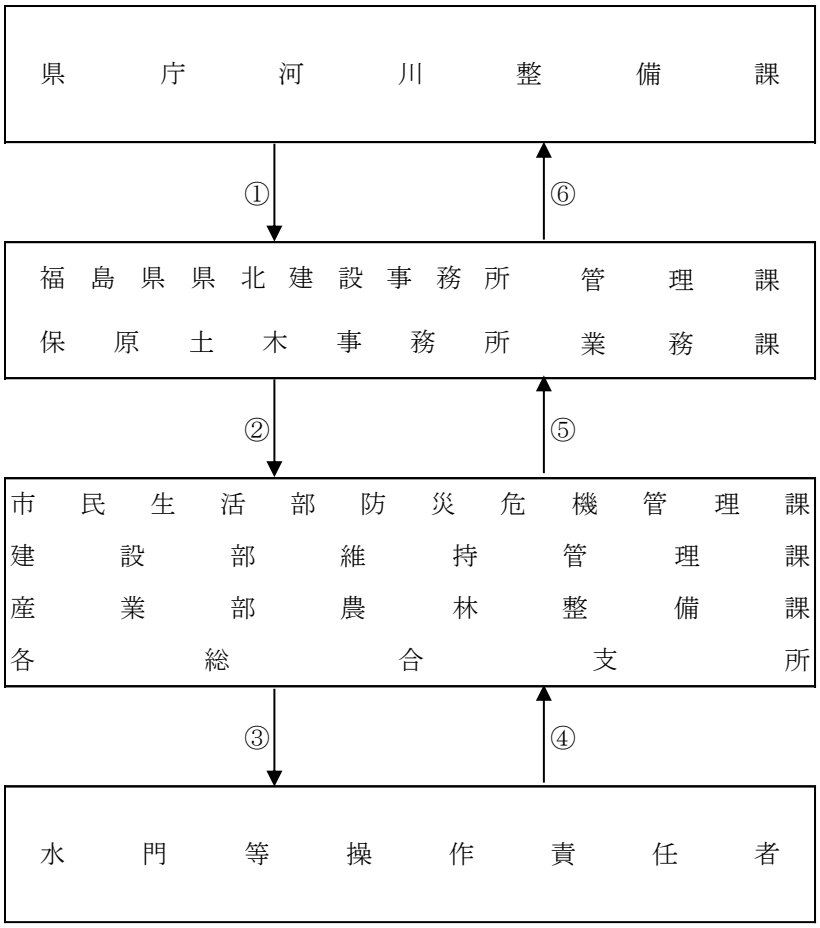

① 県庁河川整備課の判断による必要事項の問い合わせ
② 警戒態勢の指示及び操作状況の問い合わせ、その他必要な指示
③ ②に同じ
④ ゲート開閉の報告、事故その他必要な事項の報告及び問い合わせに対する回答
⑤ ④に同じ
⑥ 問い合わせに対する報告及び事故等の報告

３　異常時の対応

水門等の管理者は、機器の異常等により操作が不可能または著しく困難となったときは、水防団等の応援を要請し、適切な処置を講ずる。

第 11　協力及び応援

１　河川管理者の協力

河川管理者東北地方整備局及び福島県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1)水防管理団体に対して、河川に関する情報（水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
(2)重要水防箇所の合同点検の実施
(3)水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
(4)水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
(5)水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員派遣

第 12　水防訓練

指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない（水防法第 32 条）。

市は、水防体制の充実化を図り、適切な水防活動を実施するため、伊達市水防訓練実施計画を作成し水防訓練を実施する。

実施期日及び実施内容は、伊達市水防訓練実施計画による。

第 13　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

国土交通省又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

現在、本市に関係する浸水想定区域は次のとおりである。

河川等の名称	阿武隈川水系阿武隈川	阿武隈川水系摺上川ダム下流	阿武隈川水系広瀬川	阿武隈川水系東根川・古川	阿武隈川水系伝樋川	阿武隈川水系摺上川	阿武隈川水系小国川
作成主体	国土交通省東北地方整備局　福島河川国道事務所	国土交通省東北地方整備局　摺上川ダム管理所	福島県	福島県	福島県	福島県	福島県
指定（公表）年月日	令和 2 年 3 月 27 日	令和 2 年 8 月 31 日	令和 3 年 10 月 12 日	令和 3 年 10 月 12 日	令和 3 年 10 月 12 日	令和 6 年 3 月 29 日	令和 6 年 3 月 29 日
指定（算出）の前提となる降雨	福島流域の 2 日間の総雨量 323 ㎜、岩沼流域の 2 日間の総雨量 317 ㎜	摺上川流域の 48 時間の総雨量 677 ㎜	広瀬川流域の 24 時間の総雨量 522 ㎜	東根川流域の 48 時間の総雨量 917 ㎜	伝樋川流域の 24 時間の総雨量 747 ㎜	摺上川流域の 48 時間の総雨量 677.3㎜	小国川においてピーク時の 2 時間に 200㎜ の降雨がある場合

２　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

洪水予報河川及び水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、当該次に掲げる事項について定めることとなっている。

伊達市における洪水予報河川及び水位周知河川は本計画第７、第８のとおりである。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合は、これらの施設及び所在地

ア　要配慮者利用施設（又は主として高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するもの（以下「災害時要配慮者」という。）が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地は資料 30 のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

３　防災マップ・防災マップ（Ｗｅｂ版）

本市では、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、防災マップを作成し、印刷物を各世帯に配布している。

また、防災マップ（Ｗｅｂ版）を、市のホームページや伊達市公式アプリ「だてなび」からも閲覧できる状態にしており、市民が常時デジタル地図を閲覧することができるサービスを提供している。

これらの防災マップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

４　要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法の改正により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成と当該要配慮者利用施設の利用の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施が義務化となり、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市から要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法は次のとおりである。

○洪水予報等の伝達方法

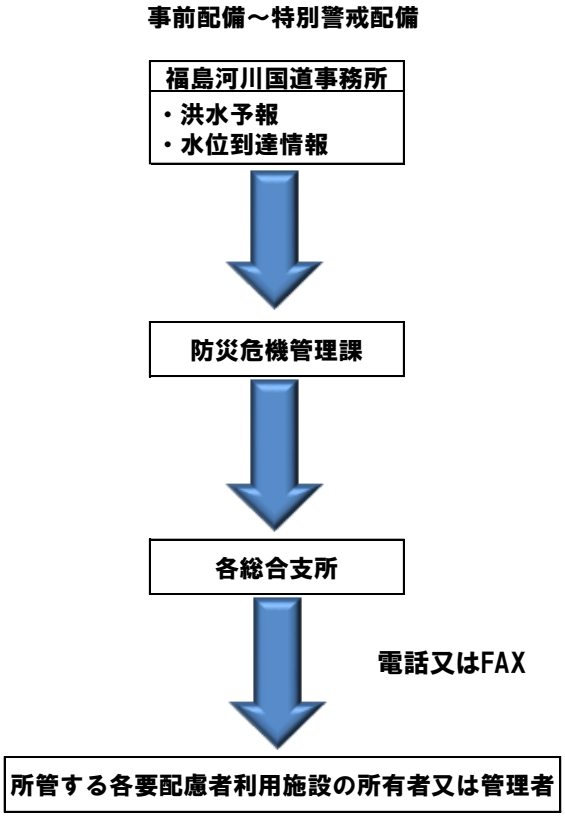
事前配備～特別警戒配備
福島河川国道事務所
・洪水予報
・水位到達情報
防災危機管理課
各総合支所
電話又はFAX
所管する各要配慮者利用施設の所有者又は管理者

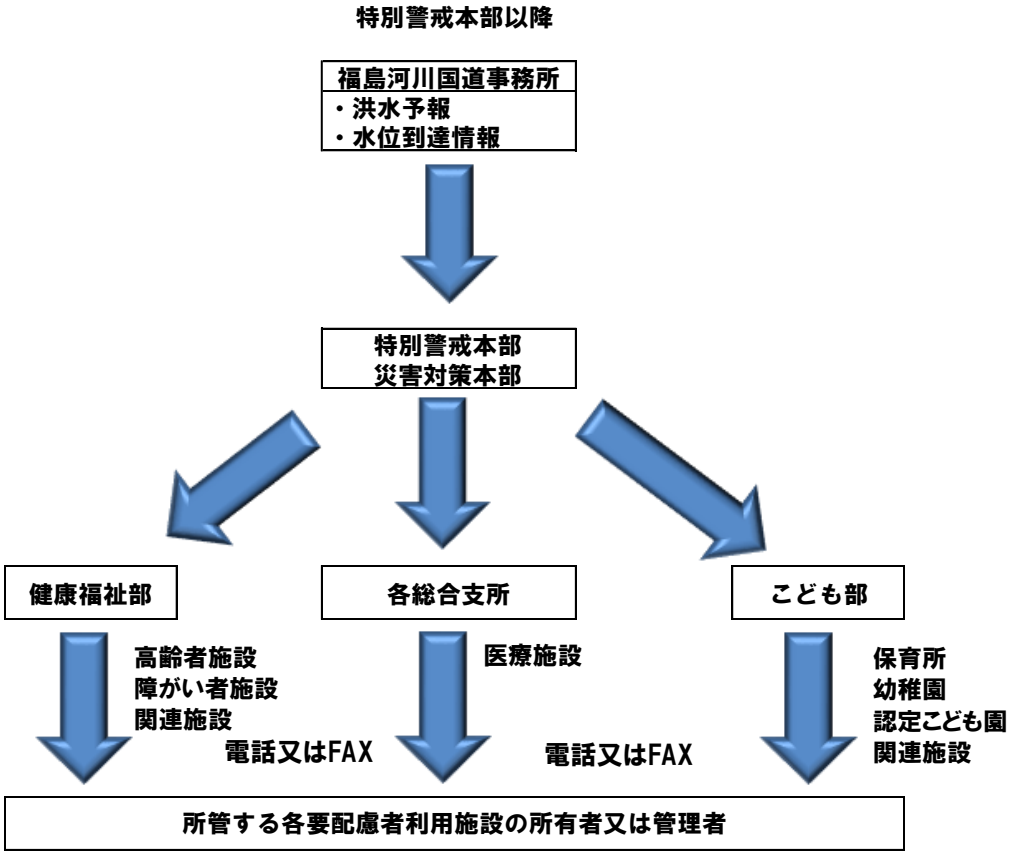
特別警戒本部以降
福島河川国道事務所
・洪水予報
・水位到達情報
特別警戒本部
災害対策本部
健康福祉部
各総合支所
こども部
高齢者施設
障がい者施設
関連施設
電話又はFAX
医療施設
電話又はFAX
保育所
幼稚園
認定こども園
関連施設
所管する各要配慮者利用施設の所有者又は管理者

第26節　土砂災害応急対策

（市民生活部、建設部、保原土木事務所、伊達地方消防組合、伊達市消防団）

第１　土砂災害応急対策

１　土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報とは

１kmメッシュ毎に、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準線（以下「CL」という。）を設定し、大雨警報（土砂災害）の発表後、当該区域に係る60分間 雨量及び土壌雨量指数の予測がCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、避難指示等の判断に資するため、県は、福島地方気象台と共同して、市に土砂災害警戒情報を発表する。また、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、福島県「土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）」、気象庁「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」がある。

(2) 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報等に基づき、市民への避難指示等発令の時期や区域等を判断し、迅速かつ的確に伝達する。特に、夜間や早朝に突発的に局地的大雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

また、市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報を発表した際には、福島地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市へ伝達する。

(4) 土砂災害警戒情報の発表

① 目的

大雨による土砂災害のおそれが高まったときに、市長が災害対策基本法第60条第１項の規定による避難のための立退きの指示の判断や市民の自主避難の参考となることを目的とする。県は、土砂災害警戒情報を市長に通知するとともに、広く一般に周知する

② 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害防止対策の推進に関する法律及び気象業務法により福島県と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

③ 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 市長が避難指示等を発令する際の判断基準や市民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

イ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

ウ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

エ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

オ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県や国土交通省が設置した雨量観測所の雨量情報等を活用する。

④ 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報（土砂災害）の発表後、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（CL）に達したとき、又は達するおそれがあるときに県（河川港湾総室）と気象台が発表対象地域ごとに発表する。

イ 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再びCLを超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議の上CLを下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合及び土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。

⑤ 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 市長が行う避難指示等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、避難指示等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして避難指示等の発令を行うものとする。

⑥ 情報の伝達体制

県は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）、第55条（県知事の通知等）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条により市長その他関係者に伝達する。気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を県に伝達することが義務づけられている。土砂災害警戒情報の伝達系統は大雨警報と同様の経路で行う。

ア 県と気象台が土砂災害警戒情報を発表した場合は、気象台は、土砂災害警戒情報を関係機関、ＮＨＫ福島放送局へ伝達する。

イ 県は、県地域防災計画に基づく大雨警報の伝達先と同じ関係機関及び市町村等へ土砂災害警戒情報を県総合情報通信ネットワーク等により伝達する。

また、県は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、建設事務所を経由して電話・FAXによる伝達確認を行う。

ウ 市は、地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び市民その他関係のある公私の団体等へ伝達する。

エ その他関係機関は、必要な伝達等の措置をとる。

２ 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

① 県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、市及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。

② 市は、市民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

③ 市民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく市長、警察署等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

① 市は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある

場合は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

② 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(3) 土砂災害等の調査

① 国、県、市は、土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づく緊急調査を実施する。

② 国、県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、市を含めた関係機関等に連絡する。

緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として市に通知する。

③ 市は、土砂災害緊急情報、被害概要調査結果及び状況の推移を関係市民等に連絡する。

(4) 応急対策工事の実施

国、県、市は、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係市民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難指示等の実施

① 国、県は、迅速かつ円滑な避難誘導等が実施されるように、市へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。

② 市は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係市民にその調査概要を報告するとともに避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

3 土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報

国、県は、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立退きの指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を市に通知する。

(2) 市の情報伝達について

市は、国、県からの土砂災害緊急情報に基づき、市民への避難指示等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、市民は、市が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、市や近隣市民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

(3) 土砂災害緊急情報の伝達フロー

① 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

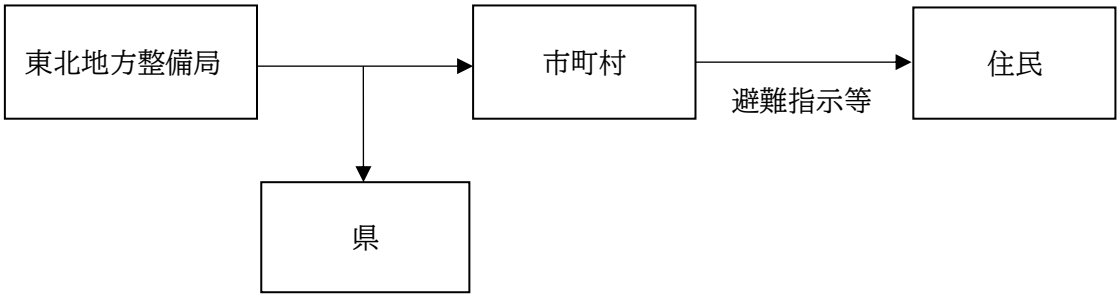

② 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

(4) 調査結果の通知

① 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、市に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、市に通知する。

② 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を市に通知する。

また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認める時についても、この結果を市に通知する。

第１節　施設の復旧対策

（市民生活部、総務部、財務部、健康福祉部、産業部、建設部、教育部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

第１　災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

１　復旧事業計画の基本方針

復旧事業計画の基本方針については次のとおりである。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況等を的確に把握し、速やかに効果が上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

２　災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
(2) 農林水産施設災害復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 上・下水道災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 復旧上必要な金融その他資金計画
(11) その他の計画

第２　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧国庫負担法その他に規定する緊急査定が、実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされている。

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助して行う、災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に、基づき援助される事業は、以下のとおりである。

１　法律に基づき一部負担又は補助するもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
(2) 公共学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法
(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(7) 予防接種法
(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助する。
(9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
(10)市が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

２　激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合には、市は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速、かつ、円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定については第３に示すとおりである。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
　① 公共土木施設災害復旧事業
　② 公共土木施設災害関連事業
　③ 公共学校施設災害復旧事業
　④ 公営住宅災害復旧事業
　⑤ 生活保護施設災害復旧事業
　⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
　⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
　⑧ 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
　⑨ 知的障がい者援護施設災害復旧事業
　⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
　⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
　⑫ 感染症予防事業
　⑬ 堆積土砂排除事業
　　・公共施設の区域内の排除事業
　　・公共的施設区域外の排除事業
　⑭ たん水排除事業
(2) 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
　① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
　② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
　③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

④　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥　土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
⑦　森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成
①　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
②　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成
①　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
②　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
④　母子、父子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
⑤　水防資材費の補助の特例
⑥　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
⑦　公共土木施設、公共学校施設、農地農業用施設、林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
⑧　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３　激甚災害の指定

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

第４　災害復旧事業の実施

市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

第２節　被災地の生活安定

（総務部、市民生活部、健康福祉部、産業部、財務部、建設部、社会福祉協議会
日本赤十字社福島県支部、市内郵便局、福島公共職業安定所、市内商工会）

大規模災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

第１　災害見舞金の支給

伊達市災害見舞金交付要綱の規定に基づき、災害により被害を受けた居住世帯の世帯主に対し災害見舞金を支給する。

第２　義援金の配分

１　伊達市災害義援金の配分

市に寄託された義援金は、義援金配分委員会を組織して協議の上、被災者に配分する。

２　国義援金の配分

日本赤十字社、中央共同募金会、ＮＨＫなどに寄託された義援金は、国の義援金配分委員会において配分基準などが決定され、福島県を通じて市に送金されるので、市義援金と併せて被災者に配分する。

３　県義援金の配分

福島県に寄託された義援金は、県の義援金配分委員会において配分基準などが決定され、市に送金されるので、国義援金と同様に市義援金と併せて被災者に配分する。

第３　災害弔慰金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第３条第１項に該当する場合に、条例（伊達市災害弔慰金の支給に関する条例[平成 18 年１月１日条例第 85 号]）に基づき、死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(1) 対象災害

①　住家が５世帯以上滅失した災害

②　県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害

③　①及び②と同等と認められる特別の事情がある場合の災害

(2) 支給限度額

死亡時において、支給を受ける遺族の生計を維持していた者の場合 500 万円、その他の場合 250 万円を限度として支給する。

第４　災害障害見舞金の支給

市長は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給に関する条例の規定に基づき、災害障害見舞金を支給する。

第５　被災者の生活確保

１ 市営住宅等の一時使用

(1) 実施機関等

ア 市が管理する公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「市営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、市長が行うものとする。

イ 市は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な市営住宅等の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の４第74項による目的外使用許可により行う。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者の選定

(ｱ) 市営住宅等の一時使用者の選定は、市長が行う。

(ｲ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件は問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、市長が次の事項に留意し定めるものとする。

(ｱ) 一時使用の期間

(ｲ) 家賃及び敷金の負担に関する事項

(ｳ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担に関する事項

(ｴ) 退去時の原状回復に関する事項

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び伊達市営住宅等条例を準用する。

エ 一時使用させる市営住宅等の戸数

(ｱ) 一時使用させる市営住宅等の戸数は、市営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者については、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第５条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第３項に基づく特定入居として正式入居とする。

２　職業あっせん計画

市は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、必要に応じ相談窓口を設置するとともに、福島公共職業安定所長が行う以下の措置に対して協力し、離職者の早期再就職のあっせん等を行う。

① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

④ 災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

３　雇用保険の失業給付に関する特例措置

福島公共職業安定所長は次の措置を行う。

(1) 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業のために賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

4　租税の徴収猶予等の措置

市は、被災者の納付又は納入すべき市民税、固定資産税等の地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出及び納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

5　郵便関係措置等

日本郵政グループは、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 小包郵便物等の料金の免除

総務大臣が公示した場合は、当該災害地の被災者の援助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に宛てた救助用物資を内容とする小包郵便物、現金書留等の料金を免除する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

当該災害地の被災者（法人を除く）が、日本郵便株式会社東北支社長の指定した郵便局へ差し出す第一種郵便物、通常はがき又は盲人用点字郵便物の料金を免除する。

(3) 郵便はがきの無償交付

災害救助法の適用時に、被害世帯当たり通常郵便はがき５枚以内及び郵便書簡１枚を交付する。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請をもって、被災者救援を目的とする寄付金を郵便振替により送金する場合における通常払込及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

(6) 災害ボランティア口座の取扱い

災害ボランティア口座の取扱いを行うこととした場合には、非常災害時におけるボランティア活動を支援するため、郵便振替口座を利用して寄付金を募集し、被災地で活動するボランティア団体に配布する。

6　生活必需品等の安定供給の確保

市は、市内商工会及び関係機関と協力し、生活必需品等の安定供給の確保を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 大規模な災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。

(2) 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定等を行い、適正な価格で売り渡すよう指示する。

(3) 関係機関等への協力要請

生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰を防ぐことを目的として、国、県及び事業者団体等に対し必要に応じ次の協力要請を行う。

①　情報提供
②　調査
③　集中出荷
④　その他の協力

第６　被災者への融資

１　農林業関係

市は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金を無利子又は低利で融資し、農林業経営の維持・安定を図る。

また、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と密接な連絡を取りつつ、農業協同組合に対し、機を逸せずに必要と認められる範囲内で、以下に掲げる措置を適切に運用する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便益を考慮した的確な措置を講ずる。

(2) 貯金の払戻し及び中途解約に関する措置

① 貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した貯金者については、り災証明書の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者の貯金の払戻しの利便を図る。

② 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定額貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずるなどの措置を講ずる。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮する。

２　商工関係（中小企業への融資）

市は、市内商工会と協力し、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融通が円滑に行われ、早期の経営安定が図られるよう、措置を講ずる。

３　住宅関係

市は、天災により住宅に被害を受けた市民に対し、住宅金融支援機構から低利で融資を受けるための認定業務及びあっせんを行い、り災者の住宅再建を支援する。

４　福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

社会福祉協議会は、被災した低所得世帯（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く）に対し、災害を受けたことによる困窮から、自立更生するのに必要な資金を融資する。

(2) 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第１節　農林業対策計画

（産業部）

この農林業対策計画は、市内の主要産業である農業及び林業にかかる災害が発生した場合の応急対策を中心とし、関係機関との連携を保ちながら被害の軽減を図ることを目的とする。
なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　農業災害対策計画

１　防災対策

福島地方気象台をはじめ関係機関・団体との密接な連携の下に、気象や農作物生育等に関する情報の迅速かつ的確な把握に努め、適切な農作物等管理技術対策を講じ、被害の未然防止を図る。

また、台風発生及び異常気象時等に県より発行される農作物等の技術対策を随時ホームページに掲載し、天気予報及び技術対策の周知徹底を図る。

２　被害の把握

災害が発生したときは、福島県農業等災害対策基本要綱に基づき、被害を迅速かつ的確に把握する。

３　災害対策

(1) 被害拡大防止及び復旧対策

災害が発生したときは、技術対策指導を徹底し、被害の拡大防止及び復旧を図る。

また、災害の種類、規模、範囲等により必要と認めたときは、福島県農業等災害対策基本要綱に基づき、市農業災害対策本部を設置し、総合的な災害対策に当たる。

(2) 農業資材の確保

被害の未然防止及び被害の拡大防止並びに復旧対策のために、農薬、肥料、飼料、その他の農業資材を大量に必要とする場合には、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農薬卸商業協同組合等の販売業者に対して、その確保を要請する。

(3) 助成措置

災害が一定規模以上になり、かつ被害の拡大防止や農業施設の復旧対策が必要になった場合は、福島県農業災害対策基本要綱に基づき下記の助成を行う。

・農作物等生産確保対策事業
・農業施設復旧対策事業
・その他市長が必要と認めた事業

(4) 金融措置

天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく、経営資金等及びその他の制度資金の円滑な融通を図るための対策、並びに特に被害農家の農業経営上緊急に資金が必要とされる場合に、これらの制度金融の措置がとられるまでの間において、つなぎ資金の融通を円滑にするための措置等を行う。

第２　林業災害対策計画（林野火災を除く）

１　防災対策

気象災害による林業災害を未然に防止するため、林業関係機関及び各団体との連携を図りながら、適正な植栽密度、適正な立木密度を維持する除間伐を促進し、災害に強い山づくりを推進する。

２　被害の把握

市内に林業にかかる災害が発生したときは、関係機関、団体の協力を得ながら、被害を迅速かつ的確に把握する。

３　災害対策

(1) 復旧対策

林業関係機関、関係団体とともに、被害木の除去等の適切な実施と成林のための技術指導を徹底する。

(2) 助成措置

災害が一定規模以上になった場合は、農林業振興事業補助金交付要綱に基づき下記の助成を行う。

・天災利子補給事業
・その他市長が必要と認めた事業

第２節　林野火災予防対策計画

（市民生活部、産業部、森林組合、伊達地方消防組合、消防団）

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、林業関係機関、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　林野火災予防対策

１　林野火災の特性

本市の林野は、市土の35.1％にあたる92,982haという広大な面積を占める。林野火災は、その発生地点、延焼速度及び拡大化等の諸条件、火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消防活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水源涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等を招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

２　林野火災に強いまちづくり

(1) 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有する本市は、県と協議の上、その地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

(3) 市は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行うものに対する適切な指導、消防機関の警戒態勢の強化等を行うものとする。

３　林野火災防止のための情報の充実

市は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

４　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

① 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

① 市及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第１章第１節第４　応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

② 市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

① 市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第１章第５節第１　消防力の強化」及び「同章第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、

被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

② 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

① 市のとるべき措置

ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。

イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ 伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

② 関東森林管理局のとるべき措置

ア 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。

イ 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。

ウ 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

(5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第１章第９節　避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「第１章第14節　防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携し、消火・救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取り扱いに関する講習等を実施するものとする。

5 防災知識の普及・啓発

(1) 市は、福島県山火事予防運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

(2) 伊達地方消防組合は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し関係者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。

(3) 関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

6 要配慮者対策

市は、「第１章第９節　避難対策」及び「同章第16節　要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第２　林野火災応急対策計画

1 災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関のとるべき措置

① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２章第３節　災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

② 市及び伊達地方消防組合から県（危機管理部）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集　報告系統－１　林野火災」により連絡するものとする。

２ 活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(2) 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、伊達警察署等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

(3) 相互応援協力

① 市は、林野火災の規模が本市の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第２章第５節　相互応援協力」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

② 伊達地方消防組合は、林野火災の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「第２章第９節　自衛隊災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊に災害派遣の要請を求めるものとする。

３ 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

① 市は、「第２章第８節　救助・救急」及び「同章第11節　医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

② 消防機関は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

③ 伊達警察署は、「２章第13節　災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の消防機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

① 市は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

ア　出動部隊の出動区域
イ　出動順路と防ぎょ担当区域（地況精通者の確保）
ウ　携行する消防機材及びその他の器具
エ　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
オ　応援部隊の集結場所及び誘導方法
カ　応急防火線の設定
キ　食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
ク　交代要員の確保
ケ　救急救護対策
コ　市民等の避難
サ　空中消火の要請
シ　空中消火資機材の手配及び消火体制

② 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

③ 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

④　市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

⑤　関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努める。

4　交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第２章第13節　災害警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5　避難誘導

(1) 市のとるべき措置

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第２章第10節　避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第２章第10節　避難」「同章第21節　要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 森林内の滞在者

市、防災関係機関等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

6　災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第２章第６節　災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

7　二次災害の防止

(1) 市は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 市は、必要に応じ国・県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

(3) 市は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。

第３　林野火災復旧対策計画

１　復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第３章　災害復旧計画」の定めによるものとする。

２　市は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

■林野火災情報伝達系統

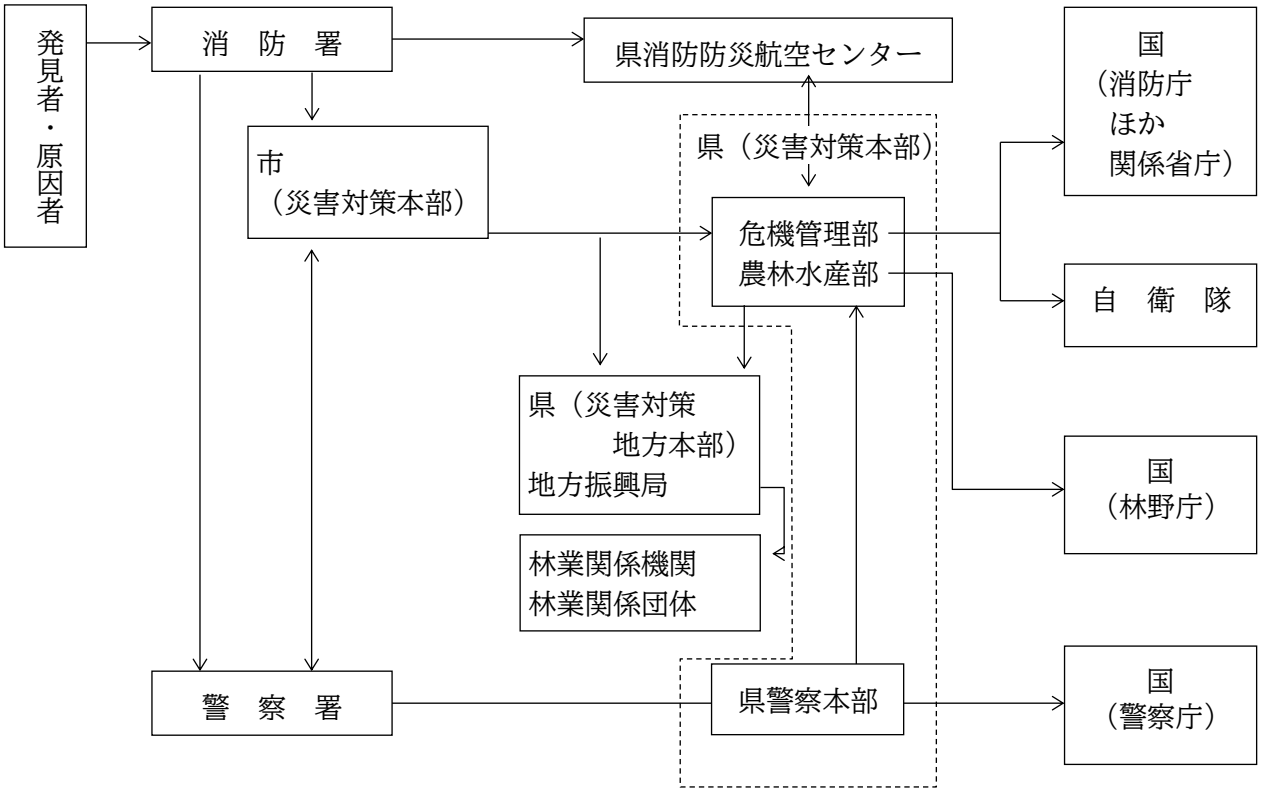

※　この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第３節　航空災害予防対策計画

（市民生活部、総務部、伊達警察署、伊達地方消防組合等防災関係機関、伊達医師会）

この計画は、航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　航空災害応急対策への備え

１　防災情報通信網等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

２　応援協力体制の整備

(1) 市及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第１章第１節第４　応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

３　捜索、救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 市、県、防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第１章第５節　第１消防力の強化」及び「同章第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

４　消防力の強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

５　防災訓練の実施

市、防災関係機関は、「第１章第14節　防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、空港関係者、航空輸送事業者等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第２　要配慮者対策

市は、「第１章第９節　避難対策」及び「同章第16節　要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第３　航空災害応急対策計画

１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関のとるべき措置

① 市及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統」及び「第２章第３節　災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

② 市及び消防本部から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集　報告系統－２火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集　報告系統－６　航空災害」により連絡するものとする。

２　活動体制の確立

(1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

① 市は、航空災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第２章第５節　相互応援協力」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

② 伊達地方消防組合は、航空災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

市は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第２章第９節　自衛隊災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

① 伊達警察署は、「第２章第13節　災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

② 市は、「第２章第８節　救助・救急」及び「同章第11節　医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

③ 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 消火活動

① 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

② 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

③ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

４　交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第２章第13節　災害警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

５　災害広報

市は、県、航空運送事業者及び防災関係機関は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制措置等の正確かつきめ細かな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第２章第６節　災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第４　航空災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第３章　災害復旧計画」の定めによるものとする。

■航空災害情報伝達系統

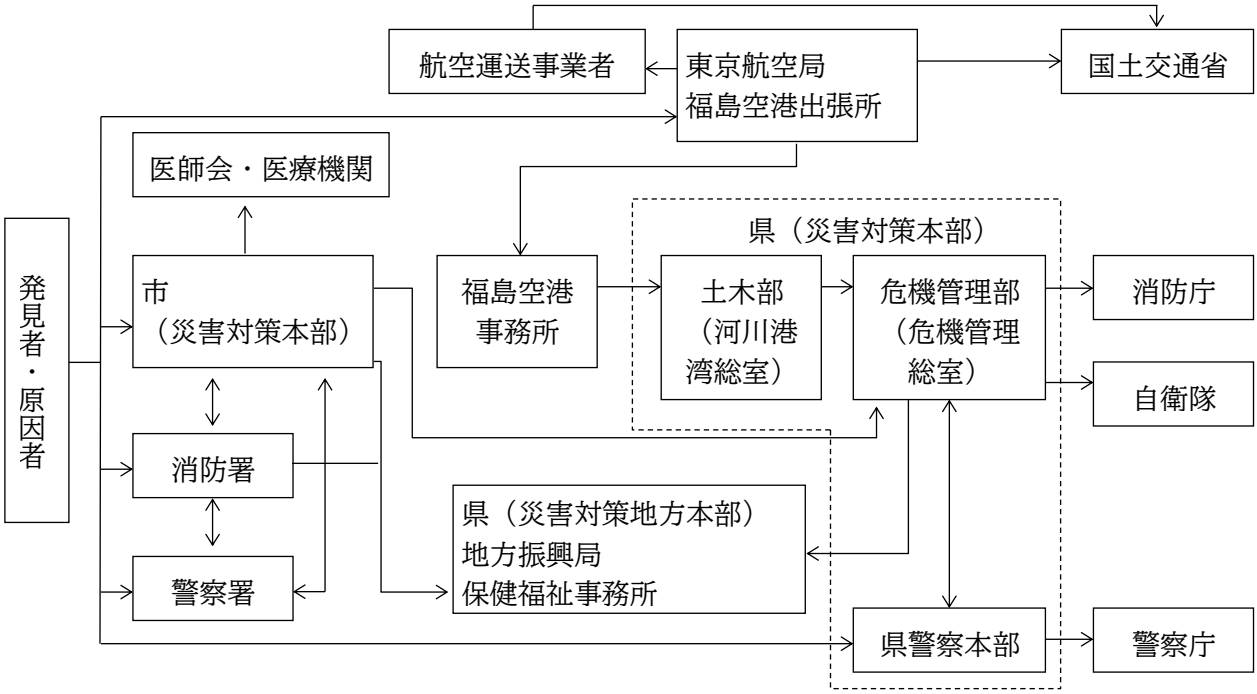

※　この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第４節　鉄道災害予防対策計画

（市民生活部、伊達警察署、伊達地方消防組合、
阿武隈急行(株)、東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支店）

この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　鉄道災害予防対策

１　鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄道交通の安全確保のため、気象庁と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

２　鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

①　鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

②　市、県、道路管理者、鉄軌道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

①　鉄軌道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

また、市及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずるものとする。

②　市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

①　市、県及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第１章第１節第４　応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

②　市、防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

①　鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。

②　市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第１章第５節第１

消防力の強化」及び「同章第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

③　市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

①　鉄軌道事業者のとるべき措置

火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関などとの連携を強化しておくものとする。

②　市のとるべき措置

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「第１章第14節　防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

４　要配慮者対策

市は、「第１章第９節　避難対策」及び「同章第16節　要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第２　鉄道災害応急対策計画

１　災害情報の収集伝達

(1) 鉄軌道事業者のとるべき措置

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに「鉄道災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関のとるべき措置

①　市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２章第３節　災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

②　市及び伊達地方消防組合から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集　報告系統－２　火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

２　活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

①　市は、鉄道災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第２章第５節　相互応援協力」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援

又は応援のあっせんを求めるものとする。

② 伊達地方消防組合は、鉄道災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市町村との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市は、鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第２章第８節　自衛隊災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

3　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

① 鉄軌道事業者は、消防機関、伊達警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

② 市は、「第２章第７節　救助・救急」及び「同章第11節　医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

③ 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

④ 伊達警察署は、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

① 鉄軌道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力し、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。

② 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

③ 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

④ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4　交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5　災害広報

市、防災関係機関及び鉄軌道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第２章第６節　災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３　鉄道災害復旧対策計画

1　鉄軌道事業者は、市及び関係機関と連携し、事故災害に伴う正接及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

また、鉄軌道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

２　復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第３章　災害復旧計画」の定めによるものとする。

■鉄道災害情報伝達系統

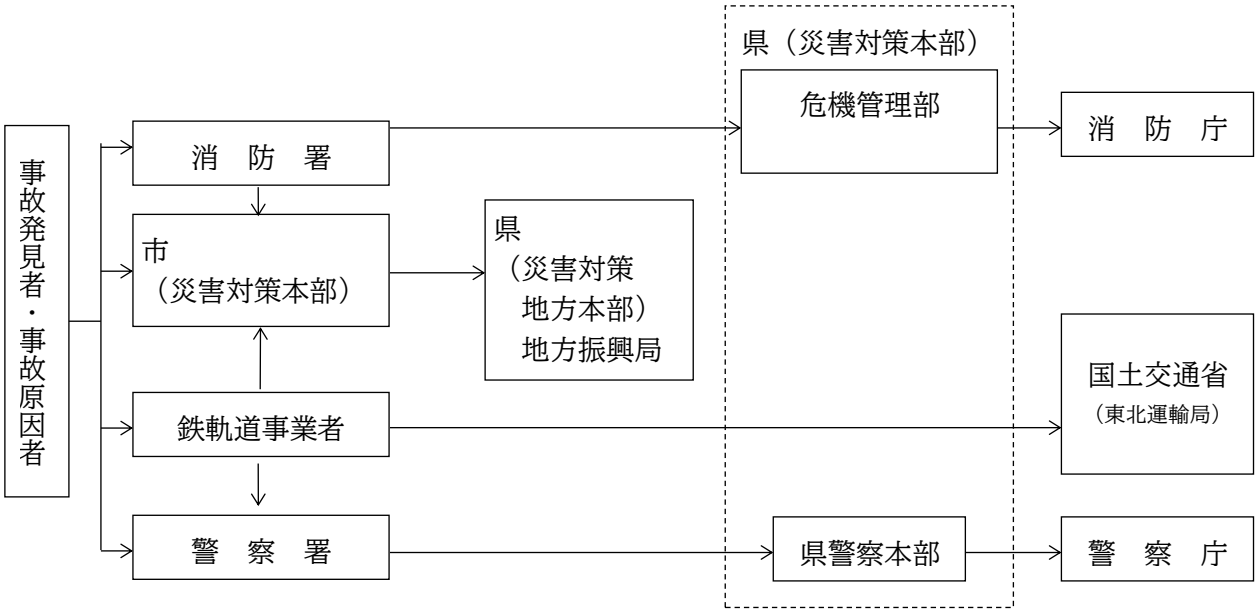

※　この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第５節　道路災害予防対策計画

（市民生活部、建設部、伊達警察署、伊達地方消防組合等防災関係機関）

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　道路災害予防対策

１　道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び伊達警察署は、道路交通の安全確保のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

２　道路施設等の整備

①　道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。

②　道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

③　道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面対策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

①　道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制整備に努めるものとする。

②　市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

①　市、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第１章第１節第４　応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

②　市、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

①　市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第１章第５節第１消防力の強化」及び「同章第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

②　市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

③　道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

(4) 消防力の強化

① 道路管理者のとるべき措置

消防活動について、平常時から伊達地方消防組合などとの連携を強化しておくものとする。

② 市のとるべき措置

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

市、防災関係機関は、「第１章第14節　防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

４　防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路を守る月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

５　要配慮者対策

市は、「第１章第９節　避難対策」及び「同章第16節　要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第２　道路災害応急対策計画

１　災害情報の収集伝達

(1) 道路管理者のとるべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関のとるべき措置

① 市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２章第３節　災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

② 市及び伊達地方消防組合から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集　報告系統-２　火災、危険物にかかる事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

２　活動体制の確立

(1) 道路管理者の活動体制

① 道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

② 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、進路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じた県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

① 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

② 市は、道路災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第２章第５節　相互応援協力」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

③ 伊達地方消防組合は、道路災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

市は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第２章第８節　自衛隊災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

3　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

① 道路管理者は、消防機関、伊達警察署等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

② 市は、「第２章第７節　救助・救急」及び「同章第10節　医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

③ 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

④ 伊達警察署は、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

① 道路管理者は、伊達地方消防組合等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

② 伊達地方消防組合等の消防機関は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

③ 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

④ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4　交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5　危険物の流出に対する応急対策

道路災害により、危険物が流出し、又はその恐れがある場合、消防機関、伊達警察署、道路管理者は、相互に協力して、「第５節　危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

6　道路施設・交通安全施設の応急復旧

① 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

② 伊達警察署は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場

周辺等の施設について緊急点検を行うものとする。

7　災害広報

市、県、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第２章第６節　災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３　道路災害復旧対策計画

1　道路管理者は、国、県、市町村等関係機関と連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

2　復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第３章　災害復旧計画」の定めによるものとする。

■道路災害情報伝達系統

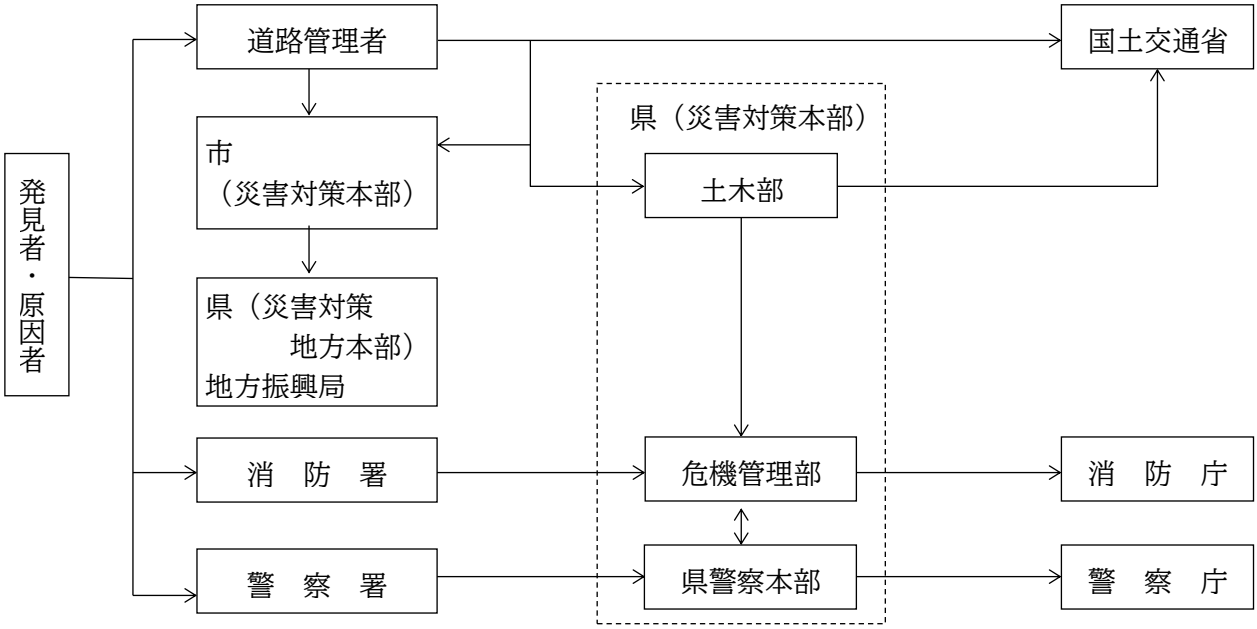

※　この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第６節　危険物等災害予防対策計画

（市民生活部、建設部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団、各危険物取扱事業者）

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　危険物等災害予防対策

１　危険物等の定義

①　危険物

消防法第２条第７項に規定されているものとする。

②　高圧ガス

高圧ガス保安法第２条に規定されているものとする。

③　毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第２条に規定されているものとする。

④　火薬類

火薬取締法第２条に規定されているものとする。

２　危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、市は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

(1) 危険物

①　事業者のとるべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第１章第18節第１　危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

②　市のとるべき措置

市は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

また、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

(2) 高圧ガス

①　事業者のとるべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(3) 毒物・劇物

①　事業者のとるべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設

等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(4) 火薬類

① 事業者のとるべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

3　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 防災情報通信網等の整備

① 市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

① 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

② 市、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第１章第１節第４　応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

③ 市、県及び防災関係機関及び事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

① 市、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第１章第５節第１　消防力の強化」及び「同章第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

② 市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

③ 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(4) 消防力の強化

① 事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておくものとする。

② 市のとるべき措置

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。また、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 危険物等の大量流出時における防除活動

① 市は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援するものとする。

② 伊達地方消防組合、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

(6) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第１章第９節　避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 防災訓練の実施

市、防災関係機関は、「第１章第14節　防災訓練」の定めにより、大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

4　防災知識の普及・啓発

市及び県、防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

5　要配慮者対策

市は、「第１章第９節　避難対策」及び「同章第16節　要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第２　危険物等災害応急対策計画

1　災害情報の収集伝達

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物災害が発生した場合、速やかに「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

(2) 市及び防災関係機関のとるべき措置

①　市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２章第３節　災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

②　市及び伊達地方消防組合から県への危険物災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集　報告系統－２　火災、危険物に係る事故・救助事故」及び「同集　火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

2　活動体制の確立

(1) 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、災害対策本部設置等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(3) 相互応援協力

①　市は、危険物等災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第２章第５節　相互応援協力」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

②　伊達地方消防組合は、危険物等災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協

定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

③　事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な危険物等災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止する必要があると認められる場合には、「第２章第８節　自衛隊災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

3　災害の拡大防止

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「第２章第22節　危険物施設等災害応急対策」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

(2) 市、消防機関等のとるべき措置

市、伊達地方消防組合等は、関係法及び「第２章第22節　危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

4　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

①　市は、「第２章第８節　救助・救急」及び「同章第11節　医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

②　消防機関は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

③　伊達警察署は、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

①　伊達地方消防組合等の消防機関、自主防災組織等は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

②　市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

③　市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

5　交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6　危険物等の流出に対する応急対策

(1) 事業者、消防機関、警察機関等のとるべき措置

事業者、消防機関及び伊達警察署等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(2) 市のとるべき措置

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

７　避難誘導

(1) 市のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第２章第９節　避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第２章第10節　避難」「同章第21節　要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

８　災害広報

市、防災関係機関及び危険物取扱事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第２章第６節　災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３　危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第３章　災害復旧計画」の定めによるものとする。

■危険物等災害情報伝達系統

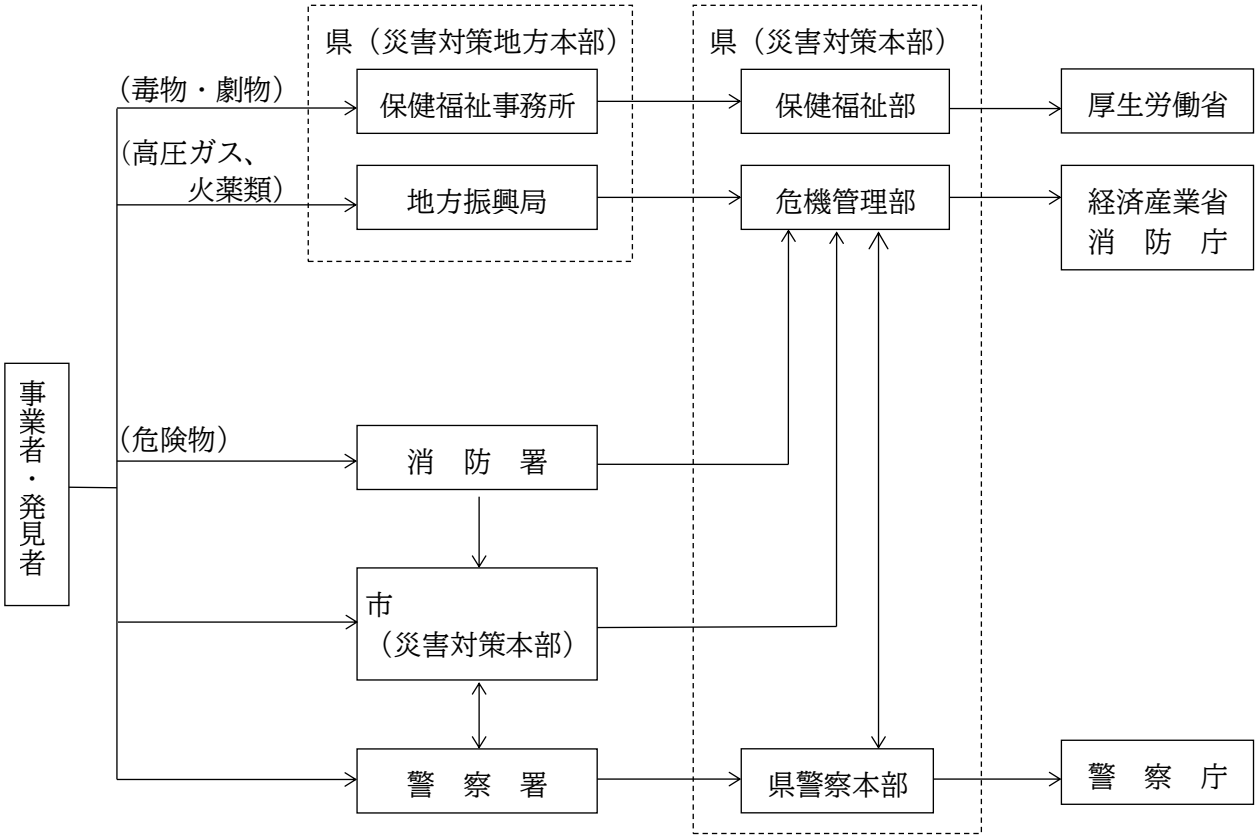

※　この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第７節　大規模な火事災害予防対策計画

（市民生活部、建設部、伊達地方消防組合、消防団）

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、第１章　災害予防計画、第２章　災害応急対策計画、第３章　災害復旧計画の定めによるものとする。

第１　大規模な火事災害予防対策

１　災害に強いまちづくりの形成

(1) 災害に強いまちの形成

市は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

①　市街地の整備

市は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

②　防災空間の整備

市は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

③　建築物の不燃化の推進

市は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

(2) 火災に対する建築物の安全化

①　消防用設備等の整備、維持管理

市、伊達地方消防組合、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

②　建築物の防火管理体制

市、伊達地方消防組合、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限に止めるため、学校、病院、工場等の防火対象物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制に努めるものとする。

伊達地方消防組合は、「第１章第５節第４　防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

③　建築物の安全対策の推進

ア　市は、「第１章第６節第２ 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

イ　伊達地方消防組合は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行うものとする。

２　大規模な火事災害防止のための情報の充実

(1) 気象情報の収集及び伝達

市は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市町村防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

(2) 火災気象通報の伝達及び火災警報等

① 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県知事に通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。

② 県知事は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市長に伝えるものとする。

③ 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市の区域内に在る者は、市条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 災害情報通信網等の整備

市は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

(2) 応援協力体制の整備

①　市及び防災関係機関は、大規模な火事災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第１章第１節第５　応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

②　市及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

(3) 救助・救急及び医療（助産）救護

①　市及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第１章第５節第１　消防力の強化」及び「同章第10節　医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

②　市は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

(4) 消防力の強化

①　市のとるべき措置

ア　大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ　「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

ウ　消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

(5) 避難対策

市は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第１章第９節　避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、「第１章第14節　防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、市、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火・救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

４　防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

５　要配慮者対策

市は、「第１章第９節　避難対策」及び「同章第16節　要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

第２　大規模な火事災害応急対策計画

１　災害情報の収集伝達

(1) 市及び防災関係機関のとるべき措置

①　市及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第２章第３節　災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

②　市及び伊達地方消防組合から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集　報告系統−２　火災、危険物にかかる事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

２　活動体制の確立

(1)市の活動体制

市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

(2) 相互応援協力

①　市は、火事災害の規模が本市の防災体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第２章第５節　相互応援協力」の定めにより県知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

②　伊達地方消防組合は、火事災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、市との調整のうえ、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に対し応援を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣

市は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認められる場合には、「第２章第８節　自衛隊災害派遣要請」の定めにより県知事に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

３　捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 救助・救急及び医療（助産）救護活動

①　市は、「第２章第７節　救助・救急」及び「同章第11節　医療（助産）救護」の定めにより、伊達地方消防組合、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

②　伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、市、伊達警察署、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

③　伊達警察署は、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、伊達地方消防組合等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

① 伊達地方消防組合等の消防機関、自主防災組織等は、速やかに災害の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

② 市は、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等の実施を県に要請することができる。

③ 市は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

4　交通規制措置

伊達警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第２章第12節　災害警備活動及び交通規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

5　避難誘導

(1) 市のとるべき措置

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に「第２章第９節　避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者対策

市は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第２章第９節　避難」及び「同章第20節　要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

6　災害広報

市、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第２章第６節　災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第３　大規模な火事災害復旧対策計画

1　市及び関係機関は、県・国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

2　復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第３章　災害復旧計画」の定めによるものとする。

■大規模な火事災害情報伝達系統

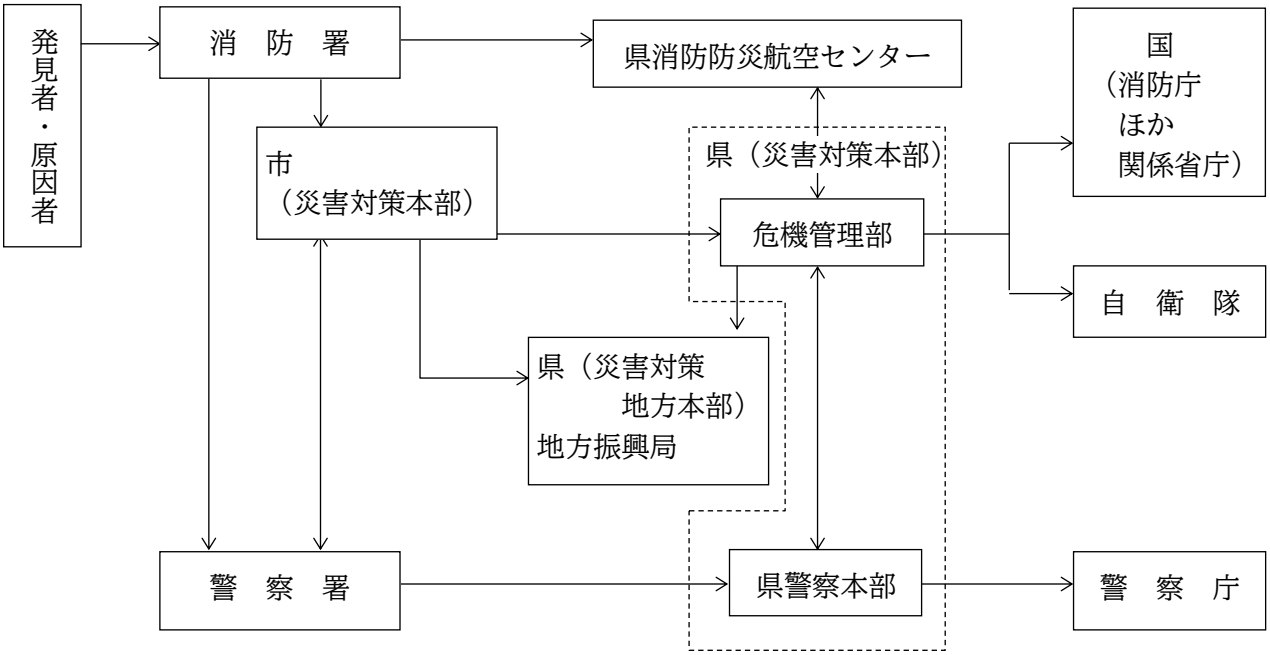

※　この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第１節　福島県の地震災害と地震想定調査

第１　既往の地震災害と本県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて二つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の二つである。

１　直下の地震(内陸部の断層の破壊によって発生する地震)

(1) 活断層分布特性

福島県内の顕著な活断層は、阿武隈高地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部及び東縁部に認められる。

阿武隈高地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、このあたりには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものとして注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側(盆地側)に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。東縁部は断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

この４つの断層以外に、南会津地域には大内－倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より 300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。さらに、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により 1956 年の白石地震(M6.0)が発生したといわれている。

(2) 地震発生履歴

ア　1611 年(慶長 16 年)９月(会津地方)　M6.9

会津地方に強い地震があり、特に河沼、大沼、南会津の３郡で被害が多かった。会津若松城をはじめ、神社仏閣の堂塔倒壊・大破が多く、民家も多く潰れ又は大破し(２万余戸)死者 3,700 名余りとなった。日橋川、大川などがせき止められ、耶麻郡山崎・慶徳付近では 16 平方キロメートルほどの山崎湖が出現した。

イ　1659 年(万治２年)４月(会津地方)

会津地方で大地震があり 39 名が死亡し、家屋 409 戸が倒壊した。

ウ　1821 年(文政４年)12 月(大沼郡)　M=5.5～6.0

大沼郡大石村の狭い範囲に強震。130 戸壊れ、大小破 300 余、死若干。

２　海溝型地震(プレート境界部を震源として発生する地震)

(1) 本県沖における地震発生特性

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。本県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、本県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

(2) 地震発生履歴

ア　1677 年(延宝５年)11 月(磐城地方)　M≒8.0

磐城地方に強い地震があり、500 余名が死亡した。また、午後８時ごろ小名浜に地震があ

り、家屋 1,000 余戸が流出し、80 余名が溺死した。

イ　1696 年(元禄９年)６月(磐城地方)　強震地域－磐城小名浜

磐城地方に強い地震があり、小名浜に高潮が発生。この地震と高潮のため、2,450 名が死亡した。

ウ　1793 年(寛政５年)２月(陸前・陸中・磐城、震源は宮城県沖)　Ｍ＝8.0～8.4

余震が多く、相馬では 10 ヶ月も続いた。また、津波は相馬・いわきで発生しており、この地震による人的被害は相馬で死者８名、矢祭で死者３名となっている。

エ　1938 年(昭和 13 年)５月　塩屋崎沖地震　Ｍ＝7.0

県下全域に強震があり、家屋や土蔵の壁にはく離や亀裂 250 ヶ所、煙突の倒壊や折損箇所、橋や堤防の亀裂６ヵ所等の被害があった。

オ　1938 年(昭和 13 年)11 月　福島県東方沖地震　Ｍ＝7.5

県下地域に強い地震があった。震源は塩屋崎の東北東約 70km の沖合で、県内の被害は死者１名、負傷者９名、住家全壊４、半壊 29 戸、非住家全壊 16 棟、半壊 42 棟となっている。

また、同日にＭ＝7.3、翌日にＭ＝7.4 の強い余震を観測している。

カ　1964 年(昭和 39 年)６月　新潟地震　Ｍ＝7.5

16 日午後１時１分ごろ、県下全域に震度４～５の強い地震があった。このため、会津坂下町、喜多方市周辺に多くの被害を出し、県内では、負傷者 12 名、住家全壊８棟、住家半壊６棟、一部破損 83 棟、非住家被害 86 棟、道路破損 15 ヶ所、山・崖崩れ 17 ヶ所等の被害があった。

キ　1978 年(昭和 53 年)６月　宮城県沖地震　Ｍ＝7.4

12 日午後５時 14 分頃地震があり、福島が震度５、若松、小名浜、白河が震度４であった。国見町で死者１名、負傷者 19 名を出し、重傷者は福島市、桑折町で計３名報告されている。住家全壊は福島市で５棟、相馬市で１棟報告されており、福島県内では計 800 強の住家が何らかの被害を受けている。そのほか、道路破壊９ヶ所、山(崖)崩れ 26 ヶ所等の被害も発生している。

ク　2005 年(平成 17 年)８月　宮城県沖の地震　Ｍ＝7.2

16 日午前 11 時 46 分ごろ地震があり、国見町などで震度５強、福島、白河、小名浜が震度４、若松が震度３であった。福島県内で負傷者５名が発生した。

ケ　2011 年(平成 23 年)３月　東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)　Ｍｗ＝9.0

11 日午後２時 46 分頃、三陸沖を震源とした地震があり、県内全域で大きな揺れが発生し、11 市町村で最大震度６強を観測した。浜通り沿岸が大津波に襲われ、沿岸を中心に大きな被害が発生した。

また、４月 11 日には浜通りを震源として余震と思われるＭ＝7.0 の地震が発生し、いわき市、古殿町、中島村で震度６弱を観測した。

コ　2021 年(令和３年)２月　福島県沖の地震　Ｍ＝7.3

13 日午後 11 時 08 分頃、福島県沖を震源とした大きな地震が県内全域で観測され、伊達・梁川地域で震度６弱、保原・霊山・月舘地域で震度５強を観測した。伊達市内の人的被害では負傷者５名、住家被害では半壊 49 棟、一部損壊 1,713 棟の大きな被害が発生した。

サ　2022 年(令和４年)３月　福島県沖の地震　Ｍ＝7.4

16 日午後 11 時 36 分頃、前年に続き、福島県沖を震源とした大きな地震が県内全域で観測され、伊達・梁川地域で震度６弱、保原・霊山・月舘地域で震度５強を観測した。伊達市内の人的被害では負傷者４名、住家被害では全壊５棟、半壊 166 棟、一部損壊 2,970 棟の大きな被害が発生した。

３　東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(東日本大震災)の発生

(1) 地震、津波の被害

平成 23 年３月 11 日 14 時 46 分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード 9.0 という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても

建物や灌漑ダム等への被害が生じた。

(2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が発生し、炉心溶融により放射性物質が漏洩する国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16 万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

東日本大震災の規模、被害の概要

発生日時	平成 23 年３月 11 日　14 時 46 分
震源	三陸沖(震源の深さ 24km)
規模	モーメントマグニチュード 9.0
県内の観測震度	震度６強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町 震度６弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯館村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度５強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
津波規模	計測値：相馬港 9.3m以上※、小名浜港 333cm (※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性がある)
人的被害	死者：4,174 人(直接死 1,605 名、関連死 2,343 名、死亡届等 226 名) 行方不明者：0 人　重傷者：20 人　軽傷者 163 人
建物被害	住家全壊：15,480 棟　住家半壊：83,612 棟 住家一部破損：141,065 棟　住家床上浸水：1,061 棟 住家床下浸水：351 棟　公共建物被害：1,010 棟 その他建物被害：36,882 棟
消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706 人　消防団員：43,776 人

（平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(1795 報)　令和６年３月４日現在）

東北地方太平洋沖地震の推計震度分布図（出典：気象庁）

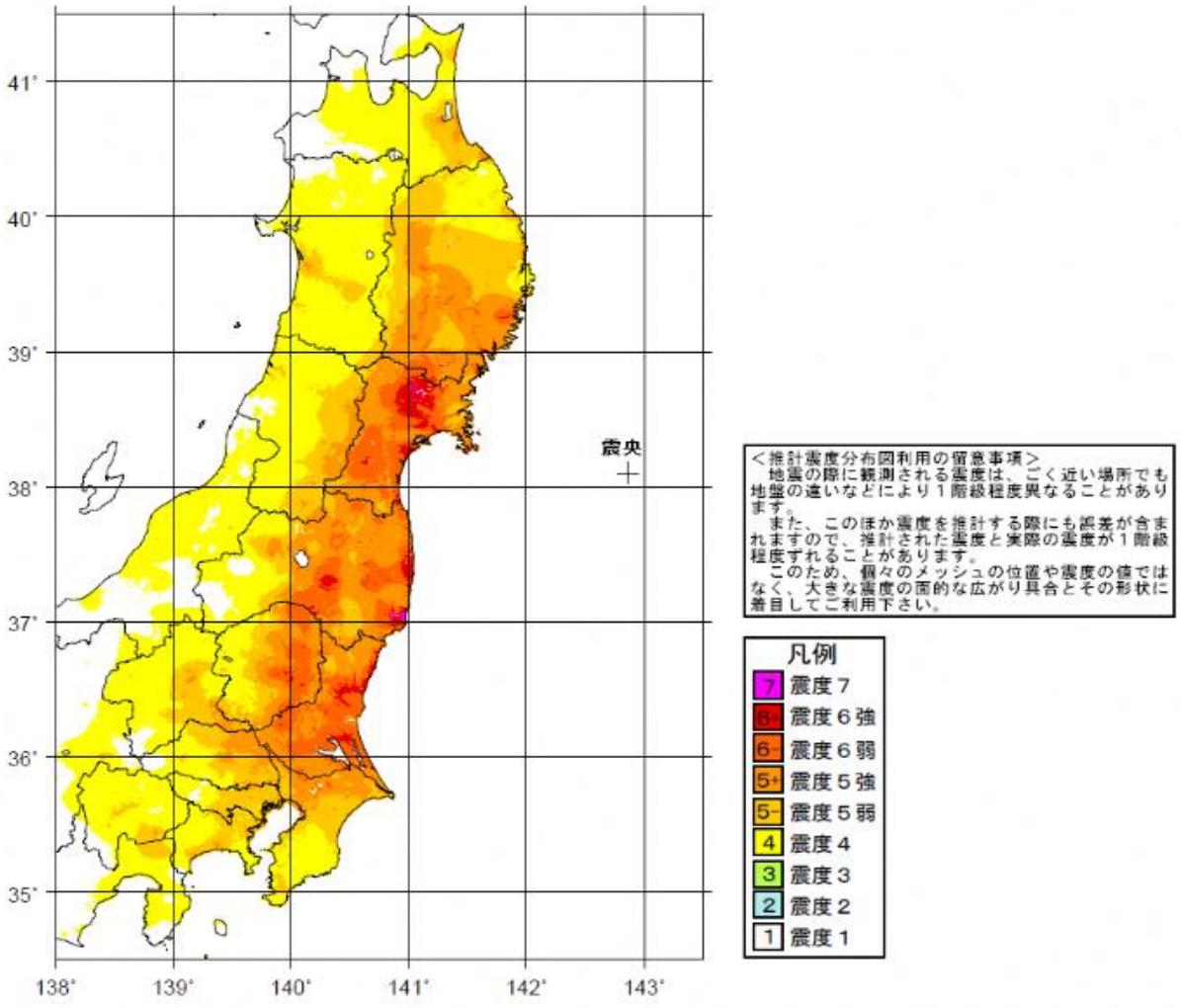

第２節　地震被害の想定

第１　想定地震の基本的な考え方

地震・津波による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。県が令和元年度から４カ年にわたり実施した「地震・津波被害想定調査」を参考に想定地震を設定する。

第２　地震被害の想定

１　想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下のとおりとする。

地震名		マグニチュード
内陸部	福島盆地西縁断層帯 を震源とする地震	Ｍｊ7.8 Mw7.1

※マグニチュードについて

活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード（Ｍｊ）を算出しています。モーメントマグニチュード（Mw）は、その断層の長さを用いて震源（波源）断層モデルを作成して求めています。

マグニチュード（Ｍｊ）は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。

震度分布図（福島盆地西縁断層帯を震源とする地震）

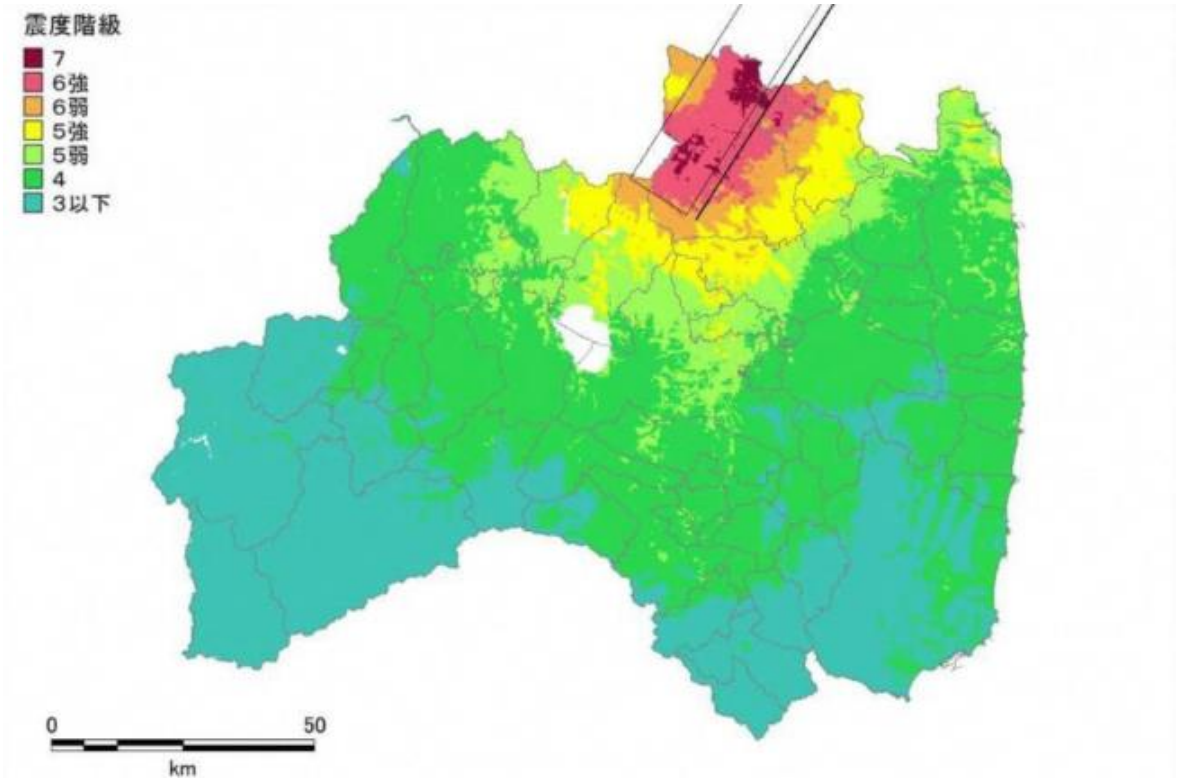

２　想定地震被害発生の特性

(1) 建物被害、人的被害

建物被害は冬 18 時で揺れによって 1,368 棟の建物が全壊、5,822 棟の建物が半壊すると見込まれる。人的被害は冬 5 時で 89 人の死者、約 1,198 人の負傷者（うち重傷者 130 人）の発生が見込まれる。

ブロック塀等による死傷者はわずか、屋内収容物等による死者・重傷者は冬 5 時で 10 人だが、負傷者は 44 人発生すると想定される。

(2) 火災による被害

冬 18 時で 7 件の火災が発生（発災直後だけではなく数日後の出火も含む）する。炎上した火災のうち一部は消防機関や消防団の活動により消火、あるいは自然鎮火するが、3 件の火災が残り、延焼火災に発展する。

(3) ライフライン被害

電力は、発災直後に 49,480 人が停電の影響を受けるが、被災 1 日後には 18,046 人、被災 1 週間後に約 222 人まで停電の影響を受ける人口は減少する。

上水道は、発災直後に 31,290 人が断水の影響を受ける。断水の影響を受ける人口は被災 1 日後には 29,748 人、被災 1 週間後に 20,283 人と減少し、被災 1 か月後に 581 人となるが依然として上水道の復旧には期間を要する。

下水道は、発災直後に 15,854 人が機能支障の影響を受ける。機能支障の影響を受ける人口は被災 1 日後には約 12,814 人、被災 1 週間後に 4,881 人と減少し、被災 1 か月後に 581 人となるが依然として下水道の復旧には期間を要する。

LP ガスの漏洩被害は、783 箇所と想定される。ただし、LP ガスは点検後に、利用を再開できるケースも多く、都市ガスに比べると復旧は早い。

通信は、約８割が不通となる事態が発災直後に発生する。1 日後には通信状況が大きく改善し、1 週間後にはほぼ不通回線は解消する。

(4) 避難者

冬 18 時発災では、被災 1 日後に 3,202 人（うち、避難所避難者は 1,921 人）の避難者が見込まれる。1 週間後には停電や断水の継続によって避難者が増加し、7,473 人（うち、避難所避難者は 3,736 人）となる。1 か月後には避難所避難者は減少（965 人）するものの、依然避難者全体では 3,218 人が避難生活を余儀なくされる。

(5) 廃棄物

災害廃棄物は、446,542 トン（冬 18 時）の発生が見込まれる。

第３　想定調査成果及び過去の経験の活用

第２に示した「地震被害の想定」の成果及び東日本大震災の経験を、市地域防災計画地震･津波災害対策編へ反映させる等、地震災害対策の立案に活用するとととともに、市民の防災意識の向上への活用を図る。

１　市地域防災計画震災対策立案への活用

地震・津波被害想定調査は、本市の地域防災計画へ反映させる等、地震災害の立案に活用する。具体的な検討内容としては、次のものが挙げられる。

①　防災基本方針と具体的な被害軽減目標の検討

被害想定結果を踏まえて、すべての震災対策の拠り所とすべき基本方針を示し、中長期的な被害軽減目標量を具体的に設定する。

②　被害軽減目標の達成に向けた、予防対策や応急対策上の具体的な戦略・戦術と施策優先順位の検討

例えば、定量的な被害量及び対策活動需要量の想定に基づく各種対策活動要員・資機材の配備や緊急必要物資の備蓄・調達等の数量的な整備目標の設定等を行う。

③　災害フェーズに対応した人的・物的資源の効果的な投入方策の検討

発災直後から時系列で起こり得る被害連鎖の様相や対策活動別の活動支障想定等のシナリオ被害想定の検討成果を踏まえ、被害連鎖の鎖を断ち切るための、限られた人的・物的資源の効果的な投入方策を検討する。

２　地震災害及び津波災害対策の検討

市は、地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、地震災害及び津波災害対策の検討、市町村地域防災計画の見直し及び防災アセスメント調査の反映等に活用する。

３　東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで本市が想定してきた地震、津波規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であった。このときの教訓を踏まえて、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波の被害想定を基に、県、市及び防災関係機関は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を策定する必要がある。

４　市民防災意識の向上

地震・津波被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及、啓発を図り、本市の地震・津波被害発生の可能性に関する市民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第４　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策の推進

本市は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されていることから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第５条第２項の規定に基づき、同地震への防災対策も本計画を準用し、対策の推進を図る。

第１節　防災組織・防災拠点の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結び付く自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

このことについては、「一般災害対策編　第１章　第１節」を参照するものとする。

第２節　防災情報通信網の整備

（市民生活部、総務部）

地震災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第１章　第２節」を参照するものとする。

第３節　市街地の防災対策

（建設部）

市街地において地震が発生した場合、市民の生命、財産の被害が大きくなる恐れがあることから、市は、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、さらには既成市街地の再開発等による総合的な都市防災の整備に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。

第１　建築物防災対策

１　既存建築物総合防災対策推進計画の策定

市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連付けた総合的な防災対策計画を策定する。

(1) 耐震診断及び耐震改修対策
(2) 窓ガラス等の落下物対策
(3) ブロック壁等安全対策
(4) 定期調査報告
(5) 生垣の普及促進

２　一般建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により必要限度の基準が定められているが、昭和 55 年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないのが現状である。このため市は、県の関係機関等と連携し、耐震工法及び耐震補強等の重要性についての啓発を図り、一般建築物の耐震性の強化を図る。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努める。

３　被災建築物の応急危険度判定制度

市は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」により、判定活動体制の構築を図る。

４　窓ガラス等の落下物防止対策

市は、地域防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が３階以上のものを対象に落下物の実態調査を行うとともに、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、県の関係機関と連携し、建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

５　ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(1) 市は、県の関係機関と連携し、市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用して啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。
(2) 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険個所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
(3) 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀を設置している市民に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
(4) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6　建築物の防火の促進

市は、新築、増改築の建築物については、建築基準法に基づき防火指導を行い、建築物の耐震、不燃化を進める。また、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

(1) 既存建築物に対する改善指導

市は、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

また、大規模な既存特殊建築物等に対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度

市は、消防機関が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じて、消防機関と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

第２　防災上重要な建築物の耐震性確保

1 市有施設の耐震性確保

市（各施設管理者）は、大規模な地震による災害時に、応急活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じて耐震性を確保する。

(1) 防災上重要な建築物の指定

市は、次の施設を防災上重要建築物として指定する。

①防災拠点施設：市役所、梁川総合支所、伊達総合支所、霊山総合支所、月舘総合支所

②避難施設：市立中学校、市立小学校、市立体育館、交流館・集会所等、社会福祉施設

(2) 耐震診断・耐震補強工事の実施

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、当面必要に応じ耐震補強工事を行う等、耐震性の確保を図る。

(3) 建築設備の耐震性確保

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の不測の事態に備え、非常用設備の整備に努める。

(4) ロッカー、書架等の転倒防止対策

市（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。特に、災害対策本部及び災害対策地方本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行う。

(5) 建築物の非構造部材の減災化対策

市（各施設管理者）は、大規模な地震発生時の利用者の安全及び施設の機能維持のため、「福島県県有建築物の非構造部材減災化計画」に基づき建築物の非構造部材について減災化を図る。特に、防災上重要建築物については、優先的に非構造部材の減災化を図る。

2 市及び公共的施設管理者による施設の耐震化

市及び公共的施設管理者は、県の耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

3 民間施設管理者による施設の耐震化

民間施設管理者は、「福島県耐震改修促進計画」に指定された建築物について、耐震診断・耐震改修の促進を図る。

第３　防災空間の確保

１　公園等の整備

公園等は、市における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力ある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツ・レクリェーション活動等、市民の多様なニーズに対応する都市生活の根幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生には、延焼防止、避難地あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。市は、都市計画マスタープランに基づき、計画的に整備を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

２　都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は、人が歩き、車が走るためばかりではなく、コミュニティの形成等、市民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には、避難路や防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

市は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の救急活動に効果を発揮する幹線道路のネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

３　オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、市は定期的に調査を実施し、その把握に努める。

４　住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等は災害時に被害の拡大が懸念される。これらの地区を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防災性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

５　土地区画整理事業の推進

市は、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

市は、土地区画整理事業の計画を概ね次の基準により策定する。

(1)施行地区は、道路、公園、緑地等の新設を含む地区で、地震災害時においては、当該区域内の施設が防災効果を発揮するよう整備する。

(2)施行地区が、主要駅付近又は中心市街地にある場合は、交通の円滑化を図るとともに、地震災害時においては、避難路や延焼防止帯となる幹線道路、区画道路等を整備する。

(3)施行地区は、非常時の防災拠点を形成するため、避難地となる公園や医療・福祉・行政施設等を集積した街区を持った市街地として整備する。

第４節　上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防対策

（建設部）

上水道、下水道及び工業用水道施設の耐震性を強化して、地震時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

第１　上水道施設予防対策

１　水道施設等の整備

市は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

(1) 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震性診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。

(2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。

(3) 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備・自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。

(4) 水道施設の耐震化事業は多額の設備投資費用を必要とすることから、補助事業による財政負担の軽減や、市からの財政的支援などにより、必要経費の確保を図るものとする。

２　応急復旧用資機材の確保

市は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

３　相互応援

(1) 市は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

(2) 市は、広域的な応援活動の連絡・調整のための体制の整備を図るものとする。

４　福島県水道地震対策推進計画書

震災による水道施設の被害の軽減、あるいは被災後の水の供給及び施設の復旧を効率的に進めることを目的に県が定めた「福島県水道地震対策推進計画書」には、市町村の事前対策、災害時対策、恒久復旧対策等の行動指針が定められている。市は、この行動指針を基本に、本市の現状にあわせることにより実際の行動に役立てるものとする。

第２　下水道施設予防対策

１　下水道施設の整備

市は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施するものとする。

(1) ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。

(2) ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮するものとする。

(3) 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。
(4) 液状化対策として、主要な管渠工事にあたっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。
(5) ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏洩、その他の二次災害が発生しないよう考慮するものとする。
(6) 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

2 応急復旧用資機材の確保等

市は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

第３ 工業用水道施設予防対策

工業用水道施設等の整備

市は、災害時における工業用水の安定供給を確保するため、次により工業用水道施設等の耐震化等に努めるものとする。
(1) 工業用水道施設設計指針に基づき、基幹施設等の耐震化を図る。
(2) 機械・電気設備における予備電源の整備等により安定給水に向けた機能の強化を図る。
また、工業用水使用企業に対し、災害時の対策として受水槽の設置等の指導に努める。
(3) 施設の維持管理については、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図る。

第５節　電力、ガス施設災害予防対策

（東北電力ネットワーク(株)福島電力センター、（社)福島県エルピーガス協会、各 LP ガス販売事業者）

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給を図るため予防措置を講ずるものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第１章　第７節」を参照するものとする。

第６節　鉄道施設災害予防対策

（東日本旅客鉄道（株）仙台支社福島支店、阿武隈急行（株））

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設毎に予防措置を講ずるものとする。

第１　災害予防対策

１　防災体制の確立

(1) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

(2) 災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、市及び関係機関と密接な情報連絡を行うための必要な措置等についても定めておくものとする。

２　事業計画

(1) 施設の耐震性の強化計画

①　土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、気象異常等の線路巡回計画を定める。

②　線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

(2) 地震計の設置

地震計を設置するとともにあらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

(3) 要員及び資機材の確保

①　災害復旧に必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要項を定めておくものとする。

②　災害復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品を備蓄している関係箇所長は、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。

③　災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察関係機関に行い、事前承認を受けておく。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

①　関係気象官署（福島地方気象台等）との連絡を緊密に行い、情報の収集、観測施設相互間の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

②　大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。

(5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配付を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

①　予想される災害及び対策に関する知識

②　風水害及び地震発生時にとるべき初動措置

③　事故処理要領に関する知識
④　社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う合同防災訓練に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

①　非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
②　消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
③　旅客等の避難誘導訓練

第７節　電気通信施設等災害予防対策

（総務部、NTT 東日本(株)福島支店）

電気通信施設等の予防対策は、災害時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、災害が発生した場合に備えてNTT東日本㈱福島支店に災害対策内規を制定し、迅速かつ適確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

第１　施設の現況

１　建造物・設備等の現況

(1) 交換機設置箇所

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造の設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

(2) 所内設備

① 所内に設備する通信用機器は、地震動による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、脱落防止等の措置を行っている。

② 通信機械室に装備してある器具・工具、試験器等は、耐震対策を施し、棚等は不燃性のものを使用している。

(3) 所外設備

① 地下ケーブル

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。

② 橋梁添架ケーブル

二次的災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強を実施している。

２　災害対策用機器

所外設備応急用資機材

所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等を配備している。

第２　実施計画

１　施設・設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために次の諸施策を計画し、実施中である。

(1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの２ルート化と回線の分散収容を図る。

(2) 通信が途絶えるような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般市民の使用に供する。

(3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次的災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を促進する。

(4) 交換機設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。

(5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備発電機を常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備している。

(6) 災害時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

２　防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう、次の訓練を単独又は共同するなどして実施する。

(1) 気象に関する情報伝達訓練
(2) 災害時における通信疎通訓練
(3) 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
(4) 消防及び水防の訓練
(5) 避難及び救助訓練

３　防災関係機関との相互協力、連携強化

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

(1) 物資対策

県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請。

(2) 電源対策

商用電源の供給要請。

(3) お客様対策

お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請。

第８節　道路及び橋りょう等災害予防対策

（建設部、産業部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所、伊達警察署）

市をはじめ施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく対策工事並びに橋りょうの補強等を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

第１　市管理の道路及び橋りょう災害予防計画（建設部）

１　現況

地震による道路の被害は、高盛土部分の路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂、陥没、沈下、隆起にともなう道路施設の破壊が予想される。

本市には、土砂崩落等の危険箇所が数多く存在している。また、橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないものなどがある。

２　計画目標

法面崩落、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、国、県の協力を得ながら架替、補強を推進、検討し、落橋防止対策を行う。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施するものとする。

３　実施計画

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩落が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について調査するとともに、その対策工事を実施検討する。

(2) 橋りょうの整備

既存橋りょうについては、国、県の指導に基づき震災点検調査を実施し、震災対策の必要な橋りょうについては、架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強の実施を検討する。

また、新設橋りょうについては、国、県の基準を準用し、構造設計上のみではなく、全体の地形、地質等を含めた橋全体の構造を耐震的に配慮するものとする。

第２　国・県管理の道路及び橋りょう災害予防計画

１　現況

地震による道路の被害としては、洪積層地域では亀裂、陥没、沈下、隆起が、高盛土部分においては地滑り、地割れ等が、また切土部や山間部においては、土砂崩れ、落石等が予想され、軟弱地盤地帯では地震による液状化も予想される。また、橋りょうについては損傷等も予想される。

２　計画目標

土砂崩壊、落石等の危険個所については、法面防護工の設置、また、老朽橋については架換え、補強等を行い、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

３　実施計画

(1) 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について必要な点検・調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

① 道路切土法面、盛土法面等の点検調査
道路路面等への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。
② 道路の防災対策工事
上記に基づき道路の防災対策工事が必要な箇所について、工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備
震災時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて必要な点検・調査を実施し、補強等対策工事を推進する。
① 橋りょう耐震点検調査
所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。
② 橋りょうの耐震補強の実施
上記①に基づき道路の補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。
③ 耐震橋りょうの建設
新設橋りょうは、道路橋示方書に基づき建設する。

(3) 道路啓開用資機材の確保
事故車両、倒壊物、落下物等を排除し、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、民間との応援協定等に基づき、道路啓開用資機材の緊急配備ができるよう体制の整備を図る。

第３　農道、林道及び橋りょう災害予防計画（産業部）

１　現況
地震による農道、林道の被害は、切土部及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが高盛土部分の路体の破壊が予想される。
橋りょうについては、経年により老朽化しているもの、耐震上不十分なもの等が見受けられる。

２　計画目標
市内各地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護等の措置、また老朽橋については架損補強等を推進し、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

３　実施計画
(1) 農道、林道の保全整備
法面の崩落、落石等の危険箇所については、調査のうえその箇所を把握するとともに、県と協議のうえ計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

(2) 橋りょうの整備
農道・林道橋りょうについては、耐震基準により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを定期的に点検し、耐震上不十分であれば県と協議のうえ対策を実施する。

第４　道路付帯施設災害予防計画（伊達警察署）

１　現況
地震による交通安全施設の被害は、施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。従って、特に軟弱地盤地帯における施設、老朽施設については主要交差点の信号が滅灯する箇所がある。

２　計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

３　実施計画

(1) 地盤軟弱地帯の調査と補強

施設の設置場所について調査を行うとともに、住家や道路上に倒壊する恐れのあるものについては、補強、補修を実施する。

(2) 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、県の定める交通安全施設等整備計画により計画的に更新、整備する。

(3) 信号機電源付加装置の整備

管内の主要交差点に信号機電源付加装置等の整備を検討する。

(4) 災害時応急可搬式信号機の整備

災害により信号機に障害が発生した場合、重要交差点の交通処理を行うための応急可搬式信号機の整備を検討する。

(5) 道路交通情報、提供装置の整備

道路障害発生時における道路交通情報の収集、提供を図るため、道路交通情報収集、提供装置の整備を検討する。

第９節　河川等災害予防対策

（建設部、産業部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所）

河川、ため池、砂防施設等は地域住民の生命・財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては国、県及び関係機関と連携し、耐震性に十分配慮し、計画的に予防対策を実施する必要がある。

第１　河川管理災害予防対策

１　現状

本市の河川は、市の北西部を北流する阿武隈川をはじめ、広瀬川、塩野川、山舟生川、伝樋川、東根川など１級河川があり、いずれも阿武隈川に注いでいる。

広瀬川や阿武隈川は河川改修事業により築堤・堤防の強化が図られ、整備が進められているものの、依然として未整備箇所もあり、さらに地震による堤体等の被災が生じた場合には、大きな被害が発生するおそれがある。

２　計画

河川改修については、国、県の協力を得ながら計画的に改修を図る。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備える。

第２　砂防施設災害対策

１　現状

本市には、山間の河川流域に沿って耕地や集落が散在し、台風、集中豪雨による河川の氾濫や、がけ崩れの災害を受けやすい地形がある。そのため、土石流の発生する恐れのある渓流が数多く存在し、その対策として砂防ダム等により施設整備を図っている。

２　計画

地震により、土砂災害が甚大になると想定される土石流危険渓流について土石流対策事業の促進を図るとともに、老朽化した砂防ダム等においては、その施設の安全性の検討を行い、その結果により国、県の協力を得ながら補強等の整備を行う。

第３　ため池施設災害対策

１　現状

本市には貯水量 1,000m^3 以上のため池が 87 カ所あり、大半が明治時代以前に築造され老朽化したため池である。このような老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合は、下流域に大きな二次災害を発生させる恐れがある。

２　計画

土地改良事業長期計画により、県の協力を得ながら緊急性の高い地区から順次整備を進める。

第10節　地盤災害等予防対策

（建設部）

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。従って、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性や災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後適正な土地利用を推進するとともに災害時の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

第１　地すべり災害予防対策

１　現状

地震により地すべり危険箇所では、地すべりが誘発助長され、地域の住家・公共施設等に被害を与えることが予想される。

本市の地すべり危険箇所は3ヶ所あり、その対策として地下水排除工事等により施設整備を図っている。

２　計画

地すべりによる災害から市民の生命財産を守るため、被害が予想される地区住民への危険地域の周知を行うとともに、国、県の協力を得ながら地すべり対策事業を推進する。

第２　急傾斜地崩壊対策

１　現状

本市の急傾斜崩壊危険箇所は、Ⅰ68ヶ所、Ⅱ100ヶ所、準ずる斜面１ヶ所の計169ヶ所と数多く存在する。急傾斜崩壊危険区域としては156ヶ所が指定され、その対策として法面工等による施設整備を図っている。

２　計画

本市は、崖崩れ災害から市民の生命財産を守るため、被害が予想される地区住民へ危険地域の周知を行うとともに、地震により崖崩れが助長、誘引されないよう国、県の協力を得ながら急傾斜地対策事業を促進する。

第３　二次災害予防対策

市は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導体制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

また、市は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し点検する体制の整備に努めるものとする。

第11節　火災予防対策

（市民生活部、建設部、伊達地方消防組合、消防団）

地震発生による被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

第１　出火防止対策

１　防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、市、伊達地方消防組合及び消防団は、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気ブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

２　住宅防火対策の推進

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第２　２」を参照するものとする。

３　住宅火災警報器の設置の推進

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第３　３」を参照するものとする。

４　防火管理者制度の効果的運用

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第３　４」を参照するものとする。

５　予防査察指導の強化

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第３　５」を参照するものとする。

第２　初期消火体制の整備

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第４」を参照するものとする。

第３　火災拡大要因の除去計画

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第５」を参照するものとする。

第４　消防力の強化

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第１」を参照するものとする。

第５　広域応援体制の整備

このことについては、「一般災害対策編　第１章第５節第２」を参照するものとする。

第12節　緊急輸送路等の指定

（建設部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所）

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行なうため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

このことについては、「一般災害対策編　第１章第８節」を参照するものとする。

第13節　避難対策

（市民生活部、建設部、健康福祉部、教育部、伊達地方消防組合、消防団）

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、市において適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者及び障がい者(児)、難病患者及び外国人等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第１章第９節」を参照するものとする。

第14節　医療（助産）救護・防疫体制の整備

（健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、市内医療機関）

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

市は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 10 節」を参照するものとする。

第15節　食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

（市民生活部、産業部、建設部、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会）

市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、地震災害発生時における応急対策活動を円滑に行なうため、防災資機材等の整備を図る。

また、市民は、３日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第１章第 11 節」を参照するものとする。

第16節　航空消防防災体制の整備

（市民生活部、伊達地方消防組合）

大規模地震発生時においては、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想されるため、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者運搬等の消防防災活動が極めて有効である。

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 12 節」を参照するものとする。

第17節　防災教育

（市民生活部、教育部、伊達地方消防組合）

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、市民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、地域の中で積極的な防災活動を展開することが重要である。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるものとする。

第１　一般市民に対する防災教育

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 13 節第 1 」を参照するものとする。

第２　防災上重要な施設における防災教育

市及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、ホテル、旅館、その他不特定多数の人々が集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性が高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

１　病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、災害発生時において自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、管理者等に対し、地震に対する防災教育を徹底するものとする。

特に、災害の発生情報の伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的に実施するとともに、利用者等に対しても、災害発生時の避難方法等について、パンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

２　ホテル及び旅館等における防災教育

(1) 避難誘導訓練等の実施

ホテル、旅館等の不特定多数の者を収容する施設等においては、地震発生時の情報伝達及び避難誘導が最も重要であり、従業員に対する避難誘導訓練等を定期的に実施するものとし、管理者等に対し、講習会、研修会等を通じて防災教育を徹底するものとする。

(2) 防火管理体制の強化

地震に伴う出火による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に行える体制を確立する必要がある。そのため、消防本部は防火管理者講習等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとするこのことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 13 節第２」を参照するものとする。

３　その他不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

ターミナルビル、大規模小売店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者等は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実に実施できるように、従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

第３　防災対策要員に対する防災教育

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 13 節第３」を参照するものとする。

第４　学校教育における防災教育

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 13 節第４」を参照するものとする。

第５　災害教訓の伝承

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 13 節第５」を参照するものとする。

第18節　防災訓練

（市、防災関係機関、市民）

災害発生時に迅速、かつ、的確な行動を行なうためには、災害時にどのような行動を取るべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等やボランティアの参加についても配慮するものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 14 節」を参照するものとする。

第19節　自主防災組織の整備

（市民生活部、伊達地方消防組合）

地震災害の発生防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、市及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心としての自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

特に、地震災害においては倒壊家屋からの早期救出・出火時の初期消火が最も重要であり、人命確保の主役としての自主的防災組織の役割は極めて大きい。

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 15 節」を参照するものとする。

第20節　要配慮者予防対策

（市民生活部、健康福祉部、こども部、社会福祉協議会、医療機関）

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）、難病患者及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、「要配慮者」の防災対策を積極的に推進していくことが、重要な課題となっている。

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 16 節」を参照するものとする。

第21節　ボランティアとの連携

（市民生活部、健康福祉部、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部）

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの受け入れに対して、災害ボランティアセンターを設置の上、市及び市社会福祉協議会などが相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行う。

また、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

このことについては、「一般災害対策編　第 1 章第 17 節」を参照するものとする。

第22節　危険物施設等災害予防対策

（市民生活部、伊達地方消防組合、各危険物取扱事業者）

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第１章第 18 節」を参照するものとする。

第１節　応急活動体制

防災関係機関は、市内に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速、強力、かつ、効率的に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、災害応急対策に協力するものとする。

第１　市の活動体制

１　市災害対策本部の設置

(1)　市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めたときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了したときは、本部を解散する。

■設置基準

1　市内において震度６弱以上を観測したとき。
2　市内において震度５弱、５強を観測し、市内に大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときで市長が必要と認めたとき。
3　気象庁の発表にかかわらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで市長が必要と認めたとき。

※市長不在等の非常時にあっては、市長による設置の決定が困難な場合の順位は下記のとおりとなる。

第一順位；副市長
第二順位；総務部長
第三順位；市民生活部長

(2)　市長は、本部を設置又は廃止したときは、速やかに次に掲げる者のうち必要と認めるものに通報する。

①　県知事
②　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
③　陸上自衛隊（第44普通科連隊長）
④　伊達警察署長
⑤　その他市防災会議委員
⑥　隣接市町村
⑦　報道機関

２　現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　２」を参照するものとする。

３　県の現地対策本部との連絡調整

このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　３」を参照するものとする。

４　災害対策本部等の組織及び事務分掌

このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　４」を参照するものとする。

５　被害状況の掌握等
　このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　５」を参照するものとする。

６　被害調査隊
　このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　６」を参照するものとする。

７　本部組織編成表
　このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　７」を参照するものとする。

８　本部の各部事務分掌
　このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　８」を参照するものとする。

９　本部等の運営等
　このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第１　９」を参照するものとする。

第２　災害救助法が適用された場合の体制

　このことについては、「一般災害対策編　第２章第１節第２」を参照するものとする。

第３　特別警戒本部

　市内に地震災害が発生し、又発生するおそれがある場合において、総合的かつ迅速な災害応急対策を講ずるための本部設置に至るまで、又は本部の設置に至らない程度の災害において、必要と認められた場合には、動員配備体制の定めるところにより特別警戒本部を設置する。

第２節　職員の動員配備

地震発生時において、初動体制をいち早く確立することが、その後の円滑な災害応急対策活動を実施するために極めて重要である。
このため、職員の配備基準を明確にするとともに、職員の動員指示伝達方法、自主参集の基準等を明確にしておく必要がある。

第１　配備基準

１　災害対策本部設置前

区分	動員配備体制・内容	配備時期
警戒配備	防災危機管理課、総合支所及び関係課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	１　市内において震度４の地震が観測されたとき。 ２　その他防災危機管理課長及び関係課長が特に必要と認めたとき。
特別警戒配備	防災危機管理課、各総合支所及び建設部・産業部の指定職員及びその他関係部署は指定された課長で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。状況に応じて特別警戒本部の体制に移行できる配備とする。	１　市内において震度５弱の地震が観測されたとき。 ２　その他市民生活部長及び関係部長が特に必要と認めたとき。
特別警戒本部	防災危機管理課、各総合支所及び建設部・産業部の指定職員及びその他関係部署は係長・副主幹以上で災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。状況に応じて災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	１　市内において震度５強の地震が観測されたとき。 ２　副市長が特に必要と認めたとき。

２　災害対策本部設置後

区分	動員配備体制・内容	配備時期
非常配備体制 １号体制	防災危機管理課、各総合支所及び建設部・産業部の指定職員及びその他関係部署は職員２分の１以上の体制とする。又は市長の指示により災害事象に応じた、各部、各班の応援ができる体制とする。	１　市内において震度６弱の地震が観測されたとき。 ２　気象庁の発表に関わらず、市内に地震による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときで市長が必要と認めたとき。
非常配備体制 ２号体制	全職員	１　市内において震度６強以上の地震を観測したとき。

第２　職員の配備体制

このことについては、「一般災害対策編　第２章第２節第２」を参照するものとする。

第３　各配備基準における配備人員

このことについては、「一般災害対策編　第２章第２節第３」を参照するものとする。

■地震災害時の配備編成計画

組織名	班名	配備要員の数				
		警戒配備	特別警戒配備	特別警戒本部	非常配備体制 １号配備	非常配備体制 ２号配備
総務部	総括			部長	部長	部長
	総務班	課長	課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	人事班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	秘書広報班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	デジタル変革班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
未来政策部	総括			部長	部長	部長
	総合政策班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	協働まちづくり班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	総合支所班	課長補佐相当職1名以上及び業務防災係2名以上の3名以上。	全員	全員	全員	全員
財務部	総括			部長	部長	部長
	財政班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	公有財産管理班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	税務収納班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
市民生活部	総括		部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）	部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）	部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）	部長兼放射能対策政策監 参事（危機管理担当）
	防災危機管理班 （災害対策本部事務局）	2名以上	全員	全員	全員	全員
	生活環境班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	市民班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	国保年金班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
健康福祉部	総括			部長 参事（健康対策担当）	部長 参事（健康対策担当）	部長 参事（健康対策担当）
	社会福祉班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	高齢福祉班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	健幸づくり班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
産業部	総括		部長	部長	部長	部長
	農林整備班	課長 農村整備係長	全員	全員	全員	全員
	農政班		係長・副主幹以上	係長・副主幹以上	全員	全員
	商工観光班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
建設部	総括		部長	部長	部長	部長
	維持管理班	課長・維持保全係長	全員	全員	全員	全員
	建設班	課長	全員	全員	全員	全員
	都市政策班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	上下水道班	課長	課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
会計課	総括			会計管理者兼会計課長	会計管理者兼会計課長	会計管理者兼会計課長
	会計班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
教育部	総括			部長	部長	部長
	教育総務班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	生涯学習班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	学校教育班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
こども部	総括			部長	部長	部長
	こども未来班		課長	係長・副主幹以上	職員1/2	全員
	ネウボラ推進班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
議会事務局	総括			事務局長	事務局長	事務局長
	議会事務局班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
行政委員会事務局	行政委員会事務局班			係長・副主幹以上	職員1/2	全員
農業委員会事務局	農業委員会事務局班			事務局長・副主幹以上	職員1/2	全員

第４　非常配備

このことについては、「一般災害対策編　第２章第２節第４」を参照するものとする。

１　夜間・休日等勤務時間外の体制

このことについては、「一般災害対策編　第２章第２節第４　１」を参照するものとする。

２　災害対策要員の動員

災害対策要員の動員伝達は、それぞれの配備決定に基づいて作成した緊急職員出動連絡体制表により防災危機管理課が、電話･職員参集システム等によって行う。

第５　職員配備状況の報告と安否確認の実施

このことについては、「一般災害対策編　第２章第２節第５」を参照するものとする。

第３節　地震災害情報の収集伝達

（市民生活部、伊達警察署、福島地方気象台、防災関係機関）

地震災害が発生したとき、各防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通達等の通信を迅速かつ円滑、さらに確実に伝達する。また、市内に災害が発生した場合、災害状況調査及び災害情報の収集は、その後の災害応急対策の体制整備、災害復旧計画策定の基本となるものであり、迅速・的確に行うものとする。

第１　地震情報等の受理伝達

１　気象庁の地震情報

気象庁・仙台管区気象台及び福島地方気象台が発表する地震に関する情報等の受理伝達は、次のとおり実施する。

（1）地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市長村・地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。

	被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表。
北海道・三陸沖後発地震注意情報	・北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合。 なお、想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	後発地震への注意を促す情報を地震発生後２時間程度で発表。

(2) 福島地方気象台の地震情報等の伝達基準

① 震度１以上の揺れを観測したとき。

② その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。

③ 特に発表が必要と認めた場合。

(3) 地震情報等の受理伝達

市は、地震情報等を受理したときは、直ちに市民等に伝達するとともに、避難指示等の必要な措置を行う。

(4) 緊急地震速報

市及び放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線(戸別受信機を含む)等により、住民等への伝達に努めるものとする。また、市は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。さらに、市は福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

第２　被害状況の収集、報告

このことについては、「一般災害対策編　第２章第３節第２」を参照するものとする。

第４節　通信の確保

（市民生活部、総務部、NTT 東日本(株)福島支店、伊達警察署、伊達地方消防組合）

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報連絡体制を最優先とし、連絡責任者を配置するなど、迅速、かつ円滑な通信連絡体制の整備に努めるものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第４節」を参照するものとする。

第５節　相互応援協力

（市民生活部、防災関係機関）

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各地方公共団体及び関係機関は、相互の応援協力により適切な応急救助等を実施するものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第５節」を参照するものとする。

第６節　災害広報

（市民生活部、総務部、防災関係機関、報道機関）

災害時において、被災地市民、市民及び市外関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに適切な行動を援助するために、市及び防災関係機関は地震災害発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第６節」を参照するものとする。

第７節　消火活動

（市民生活部、伊達地方消防組合、消防団）

地震によってもたらされる二次災害のうち、最も大きな被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害をなくするため、市は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行う。
また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等が重要となる。

第１　伊達地方消防組合による消防活動

伊達地方消防組合は、消防活動機関の最前線にあり、地震火災に対して総力を挙げて消防活動に当たるとともに、消防団と連携し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

１　災害情報収集活動優先の原則
同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行う。

２　避難地及び避難路確保優先の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

３　重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

４　消火可能地域優先の原則
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行う。

５　市街地火災消防活動優先の原則
工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

６　重要対象物優先の原則
重要対象物と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

７　火災現場活動の原則
(1) 出動隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転進・移動のための通路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
(2) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
(3) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第２　消防団による活動

伊達地方消防組合と連携をとりながら以下の活動を行う。

１　情報収集活動

市内の災害情報の収集を積極的に行う。

２　出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には、住民と協力して初期消火を図る。

特に地震により断水となった区域においては、消火栓による消火活動が行えなくなることから、防火広報活動を重点的に行うものとする。

３　消火活動

消防団は、消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行う。

４　救助活動

伊達地方消防組合による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

５　避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合には、市民に伝達し関係機関と連絡をとりながら、市民を安全に避難誘導する。

第３　県内隣接協定及び統一応援協定による応援

伊達地方消防組合は、単独での消火活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行う。

第４　他都道府県への応援要請

１　市長は、地震発生時における他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きによって県知事への応援要請を行う。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

市は他都道府県の消防隊の応援を要請したいときは、原則として次の事項を明らかにして県知事に要請する。

①　火災の状況及び応援要請の理由
②　緊急消防援助隊の派遣要請期間
③　応援要請を行う消防隊の種別と人員
④　市への進入経路及び結集場所

(2) 緊急消防救助隊の受け入れ態勢

他都道府県緊急消防援助隊応援消防隊の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、担当者を明確にし連絡体制を整えておく。

①　緊急消防援助隊の誘導方法
②　緊急消防援助隊の人員、機材数、指導者等の確認
③　緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第８節　救助・救急

（市民生活部、伊達地方消防組合、消防団、その他防災関係機関）

地震災害発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出ることが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を最優先に投入することにより、救助活動を実施する。

市は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、市民及び自主防災組織においても自発的に救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力することが求められる。

第１　自主防災組織、事業所等における救助活動

１　このことについては、「一般災害対策編　第２章第７節第１　１」を参照するものとする。

２　建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

(1) 救助技術、救助活動の習熟
(2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
(3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第２　市（消防機関を含む）による救助活動

このことについては、「一般災害対策編　第２章第７節第２」を参照するものとする。

第３　伊達地方消防組合による救助・救急活動

このことについては、「一般災害対策編　第２章第７節第３」を参照するものとする。

第４　広域応援

このことについては、「一般災害対策編　第２章第７節第４」を参照するものとする。

第９節　自衛隊災害派遣要請

（市民生活部、陸上自衛隊福島駐屯地）

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動が実施されることを目的とする。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第８節」を参照するものとする。

第10節　避　難

（市民生活部、健康福祉部、教育部、こども部、伊達警察署、伊達地方消防組合、陸上自衛隊福島駐屯地、防災関係機関、社会福祉協議会）

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、適切な避難誘導が行われなければならない。

また、高齢者、乳幼児、妊婦、傷病者、障がい者（児）、難病患者及び外国人等のいわゆる「要配慮者」が災害において犠牲になるケースが多くなっている。

こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等について、特に配慮が求められる。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第９節」を参照するものとする。

第11節　医療（助産）救護

（市民生活部、健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部）

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、災害時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療（助産）救護活動を施す必要がある。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 10 節」を参照するものとする。

第12節　道路の確保（道路障害物除去等）

（建設部、産業部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所、陸上自衛隊福島駐屯地）

地震発生直後の道路の被害状況を早急に把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うことは、救助活動を円滑に実施するために必要であり、また、これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関との協議の上、災害応急活動を支える緊急輸送路の開通作業を他の道路に先駆けて実施する。

第１　優先開通道路の選定

１　優先開通道路の選定基準

(1) 選定基準

「第１章第12節　緊急輸送路等の指定」の中で指定された緊急輸送路であること。

(2) 開通作業の優先順位

優先して開通すべき道路の順位は、緊急性の高い順に、第１次確保路線、第２次確保路線、第３次確保路線及び市指定の緊急輸送路線（第１次確保路線、第２次確保路線）とする。

第２　資機材の確保

１　市

市は、障害物除去、応急復旧のための資機材の確保を図るものとする。

なお、市建設業協会等の関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について国、県、他市町村と調整を図るものとする。

２　国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所

国土交通省福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、災害時の応急復旧が可能なように資機材の確保を図る。

第３　道路啓開作業の実施

１　市

市は、市内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査し、所管する国、県に報告する。

県の緊急確保路線については、国、県の関係機関の協力を得、第１次確保路線から順次啓開作業を実施する。また、場所によって第１次確保路線から啓開する事が困難な場合は、第２次確保路線以下の道路から啓開作業を実施する。市の緊急確保路線についても同様に第１次確保路線から順次啓開作業を行うものとする。

なお、被害状況により確保路線の啓開が困難な場合は、確保路線以外の道路で緊急輸送路としての確保が必要な道路を啓開する。

このうち、道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び専用工作物管理者等が協力しあい、交通の確保に努める。

２　国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所

国土交通省福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施すると共に、「＃9910」等による道路情報の収集に努める。被害があった場合には、確保路線の啓開作業を実施する。

第13節　緊急輸送対策

（市民生活部、建設部、健康福祉部）

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の根幹となるものである。
このため、緊急時における輸送路等を確保するとともに、車両等が円滑に調達できるようにしておくことが重要であり、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施に特に配慮して輸送活動を行うことが求められる。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 11 節」を参照するものとする。

第14節　警備活動及び交通規制措置

（市民生活部、伊達警察署）

地震の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測される。これに対し、市民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等の活動が重要となる。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 12 節」を参照するものとする。

第15節　防疫及び保健衛生

（市民生活部、健康福祉部）

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所、仮設住宅等における生活上の保健指導の実施、さらに災害によるストレス等に対する精神保健活動を行い、被災者の健康の維持を図る。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 13 節」を参照するものとする。

第16節　廃棄物処理対策

（市民生活部）

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速・的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る。

第１　ごみ処理

このことについては、「一般災害対策編　第２章第14節　第１」を参照するものとする。

第２　し尿処理

このことについては、「一般災害対策編　第２章第14節　第２」を参照するものとする。

第３　がれき処理

１　がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体さらには地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等（「がれき」という。）など大量の廃棄物が発生することが想定される。

市においては、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの仮置場、リサイクルのための分別を行うための仮置き場の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造１㎡当たり0.35トン、非木造1.20トンを目安とする。

２　処理体制の確保

がれきの処理については、原則として市又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

３　処理対策

がれき等については、原則として排出者自らが市のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し緊急に処理を要する場合には、市が収集処理を行う。

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、市はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保

を検討しておく。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、市外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県や近隣市町とともに広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生する恐れがあるので、県の協力を得てその実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関連機関を指導する。

特に石綿については、市は有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、必要に応じ、事業者に対し、大気汚染防止法及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づき適切に解体などを行うよう指導・助言するものとする。

市又は事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第４　廃棄物処理施設の確保及び復旧

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 14 節　第３」を参照するものとする。

第５　応援体制の確保

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 14 節　第４」を参照するものとする。

第17節　救援対策

（健康福祉部、教育部、建設部、産業部、会計課、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会）

災害により生活に必要な物資が直接被害を受け、又は流通機構の混乱等により物資の入手が困難になることが予想される。そのような状況において、市民の基本的な生活を確保し、人心の安定を図るため、生活の維持に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。

また、指定避難所に避難している被災者だけでなく、指定避難所以外への避難者又は在宅被災者への供給にも配慮する。

これら救援対策の実施に当たっては、県の広域的総合的な援助のもと、市民に最も身近な行政主体である市が主体となって救援に当たる。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 15 節」を参照するものとする。

第18節　被災地の応急対策

（市民生活部、建設部、健康福祉部、市指定金融機関等、日本郵政グループ）

被災地内の市民の生活を復旧させるため、道路や宅地内等の障害物を除去するとともに、自力で復旧できない被災者のために、仮設住宅の建設、住宅の応急修理等を行う。
また、市民の生活上の不安を解消するための各種相談事業を行う。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 16 節」を参照するものとする。

第19節　行方不明者の捜索、遺体の処理等

（市民生活部、健康福祉部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団）

市は災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図る。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 17 節」を参照するものとする。

第20節　生活関連施設の応急対策

(建設部、市民生活部、総務部、東北電力ネットワーク(株)福島電力センター、ＬＰガス販売事業者、阿武隈急行(株)、東日本旅客鉄道(株)、NTT 東日本(株)福島支店、ふくしま未来農業協同組合)

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障をきたすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急復旧を図るための対策を確立するものとする。

第１　上水道施設等応急対策

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 18 節　第１」を参照するものとする。

第２　下水道施設等応急対策

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 18 節　第２」を参照するものとする。

第３　電気施設応急対策

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 18 節　第３」を参照するものとする。

第４　ガス施設（ＬＰガス）応急対策

１　出動体制

震度４以上の地震が発生した場合は、いつでも出動可能な体制をとるものとし、必要に応じ、巡回・点検等を行うとともに、災害が発生した場合は直ちに出動して二次災害の防止等の措置を講じるものとする。

２　社団法人福島県ＬＰガス協会による災害対策本部の設置及び人員の確保

(1) 地震等による災害が発生した場合等

震度５弱以上の地震が発生した場合には、二次災害防止のための初動措置等の緊急措置が迅速かつ的確に実施できるよう、現地又は協会内に災害対策本部を設置するものとする。

(2) 復旧要員を必要とする事態が予想され、又はその事態が発生した場合は、「福島県ＬＰガス災害対策要綱」に基づき要員の応援を要請するものとする。

３　災害時における広報活動

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 18 節　第４　３」を参照するものとする。

４　被害状況の把握（情報収集）

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 18 節　第４　４」を参照するものとする。

５　復旧計画等

このことについては、「一般災害対策編　第２章第18節　第４　５」を参照するものとする。

第５　鉄道施設応急対策

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 18 節　第５」を参照するものとする。

第６　電気通信施設等応急対策

このことについては、「一般災害対策編　第２章第18節　第６」を参照するものとする。

第21節　道路、河川管理施設等及び公共建築物の応急対策

（市民生活部、建設部、産業部、伊達警察署、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所）

地震災害時においては、道路・橋梁施設を災害から防護すると共に、緊急輸送路を最優先に応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、避難及び救助・救援のための交通路を確保する。
また、地震により河川管理施設等の被害を受けた場合は、浸水被害等が拡大する可能性があるため、対策を講じる必要がある。
さらに、公共建築物等の管理者は、その機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図る。

第１　道路の応急対策

１　市管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は、地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察との連携を図りながら直ちに活動に入る。

(2) 応急対策

市は、市の管理する道路について早急に被害状況を把握し、所定の報告を行うほか、障害物除去、応急復旧を行い、道路機能を確保する。

障害物除去について、伊達警察署、伊達地方消防組合、自衛隊は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

また、上水道、電気、ガス、電話等道路占有施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに連絡する。

(3) 復旧計画

市は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、地震による被害施設の早期復旧を図り、併せて地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行う等、将来の地震に備えた事業を行う。

２　国及び県管理道路の応急対策計画

(1) 基本方針

市は、市内の国及び県管理道路に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、早急に被害状況を把握し、県（保原土木事務所）及び国（国土交通省福島河川国道事務所）に連絡し、緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通の確保に努める。

(2) 応急対策

① 道路の被害状況等を速やかに把握し、国及び県の関係機関に連絡する。

② 道路上の車両、道路上への倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急輸送路から優先的に実施する。

③ 上・下水道、電気、ガス、電話等道路占有の施設に被害が発生した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止又は制限、あるいは現場付近の立入禁止、避難の誘導、広報等、市民の安全確保のため必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

３　主要農道、主要林道応急対策計画

（1）基本方針

市は、地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。特に農道のうち生活道路については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

（2）応急対策

①　市は、市内農道、林道の被害状況等を速やかに把握し、県の関係機関へ連絡する。

②　道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

（3）交通規制

市は、通行が危険な農道について、警察と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

また、林道管理者は通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

４　交通安全施設応急対策計画

（1）基本方針

伊達警察署は、地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、迅速に対処し、被災地域内での交通の安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、体制の整備及び交通安全施設の整備を推進する。

（2）応急対策

①　ヘリコプターによる被害状況の把握

テレビカメラ搭載のヘリコプター（ヘリテレ）により、被災地域内の交通安全施設等の被害状況を早急に把握する。

②　信号機等の応急復旧

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、緊急輸送道路を優先して、順次復旧するものとする。

③　交差点における交通整理

被災地内及び関連道路の主要交差点に、交通整理員を配置して交通の安全と円滑化を図り、被災地域住民の不安の解消に努める。

④　交通情報提供装置等による交通（道路）情報の提供

道路利用者に対し、交通管制センターの交通情報提供装置、テレガイド等による情報の提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を抑制する。

⑤　報道機関に対する交通（道路）情報の提供

報道機関へ交通（道路）情報を提供し、ラジオ、テレビ等を通じて被災地域内への一般車両の流入抑制を図る。

第２　河川管理施設等の応急対策

１　河川管理施設応急対策

（1）基本方針

市は、県及び消防関係機関と連携し河川管理施設の地震による被害を軽減するため、消防団の協力を求め水防活動を行う。また、堤防等が破壊、損壊などの被害を受けた場合においては、施設の応急復旧に努める。

（2）応急対策

市は、消防団による水防活動が十分に行われるよう保原土木事務所と十分な情報の交換を図り、水防上必要な器具、資材等の応援要請、技術的支援などを要請する。

（3）復旧計画

① 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、計画に基づき従前の効用を回復させる。
② 被災した状況を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全の向上を図る。

２　国及び県管理河川の応急対策計画

(1) 基本方針

国土交通省福島河川国道事務所及び保原土木事務所は、地震による被害を軽減するため、市及び消防関係機関等の水防活動が円滑に十分行われるよう配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防等の河川管理施設が崩壊などの被害を受けた場合にも応急復旧に努める。

① 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制
② 水門、樋門等に対する遅滞のない操作
③ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

(2) 応急対策

県及び市の水防活動が十分に行われるよう情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な器具、資材等の整備及び技術的な援助を与えるなど調整にあたる。また並行して河川管理施設、特に重要水防区域を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(3) 復旧計画

① 地震による被災箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、計画に基づき従前の効用を回復させる。
② 被災した状況を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては再度災害の防止と治水安全の向上を図る。

３　砂防施設等応急対策

(1) 基本方針

市は、県と連携し、地震により砂防施設等に被害が発生、又は発生する恐れがある場合には、砂防施設の震後点検を速やかに実施する。また、必要に応じ関係機関等と協力し土砂災害危険箇所の点検も実施する。

(2) 応急対策

震後点検により被災状況を把握し、砂防施設の被災、又は斜面崩壊等により二次災害発生のおそれがある場合には、県や関係機関と協力し速やかに応急対策に努めるものとする。

４　ため池施設応急対策

(1) ため池管理者は、一定規模以上の地震が発生した場合は、ため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに市長に報告する。また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止する。

(2) ため池管理者は、地震によりため池被害が生じた場合は、市長の指示のもと、下流域の市民に通報後速やかに緊急放流や応急工事を行い、ため池の安全回復に努める。

第３　公共建築物等の応急対策

１　基本方針

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減を図る。

２　応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに地震災害後における災害復旧を早急に行う。

(1) 避難対策については、特に綿密な計画を策定して万全を期する。
(2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
(3) 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講ずる。
(4) 避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
(5) 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

３　応急修理

(1) 被害状況の把握

施設の管理者は、被害状況を速やかに調査して市長に報告する。

(2) 応急修理

軽易な被害については、施設の管理者において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、市と協議のうえ修理を行うものとする。

第22節　文教対策

（教育部、こども部）

教育部及びこども部、学校長等は、地震災害時において、園児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策計画を定めるものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 19 節」を参照するものとする。

第23節　要配慮者対策

（市民生活部、健康福祉部、こども部、社会福祉協議会）

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）、難病患者及び外国人等いわゆる「要配慮者」」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

　このため、「要配慮者」への情報伝達、避難誘導等において配慮する必要があるとともに、災害発生後、速やかな「要配慮者」の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等が求められる。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 20 節」を参照するものとする。

第24節　ボランティアとの連携

（市民生活部、健康福祉部、日本赤十字社福島県支部、社会福祉協議会）

大規模な地震により大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。

このため、防災関係機関等は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化していくことに留意する必要がある。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 21 節」を参照するものとする。

第25節　危険物施設等災害応急対策

（市民生活部、伊達警察署、伊達地方消防組合、消防団、市内危険物取扱事業者）

危険物等貯蔵施設に係る危険物災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立するものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 22 節」を参照するものとする。

第26節　災害救助法の適用等

（市民生活部）

災害により被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく救助の決定を求める。
これにより、被災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施に伴う財政的・制度的根拠が担保される。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 23 節」を参照するものとする。

第27節　被災者生活再建支援法に基づく支援等

（市民生活部）

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものとする。

また、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書を速やかに交付するものとする。

このことについては、「一般災害対策編　第２章第 24 節」を参照するものとする。

第１節　施設の復旧対策

（市民生活部、総務部、財務部、健康福祉部、産業部、建設部、教育部、
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。この計画の策定に当たっては、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分検討して作成する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努める。

このことについては、「一般災害対策編　第３章第１節」を参照するものとする。

第２節　被災地の生活安定

（総務部、市民生活部、健康福祉部、産業部、財務部、建設部、社会福祉協議会
日本赤十字社福島県支部、市内郵便局、福島公共職業安定所、市内商工会）

大規模災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、防災関係機関と協力し、被災地の生活の安定のため緊急措置を講ずるとともに、適切な情報提供に努める。

このことについては、「一般災害対策編　第３章第２節」を参照するものとする。

第１章　総則

第１　目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置計画等に基づき、廃炉作業が進められる原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入など必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって市民の安全を図ることを目的とする。

第２　計画の性格

１　計画の位置付け

この計画は、伊達市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものである。

２　福島県地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、福島県防災会議が作成する「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に基づいて作成したものである。この計画に定めるもの以外の必要な対策については、「伊達市地域防災計画（一般災害対策編）」に準拠するものとする。

なお、専門的・技術的事項については、「福島県地域防災計画」の「原子力災害対策編」に準拠するものとする。

３　計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

４　計画の周知徹底

市は、この計画について、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

５　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第４０条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の行政組織の見直し等により修正の必要がある場合にはこれを変更するものとする。

第３　原子力災害対策重点区域の範囲

実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに区域の範囲を定める。

(1) 予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、緊急時活動レベルに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。ＰＡＺの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から 3～5Km の間で設定すること（5Km を推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径 5Km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

(2) 緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action planning Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、緊急時活動レベルなどに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。ＵＰＺの具体的な範囲については、国際原子力機関の国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から 5～30Km の間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね 30Km」を目安とする。

市庁舎から、福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約 60ｋｍ、約 68ｋｍとなっており、また、市域の居住地域については緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：原子力施設から概ね 30ｋｍ圏）には含まれていない。

(3) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、下表（表１）のとおりとする。

なお、福島第一原子力発電所におけるＰＡＺについては、指針に基づき設定しない。

また、福島第二原子力発電所に係るＰＡＺについては、原子力施設から概ね半径５㎞を目安として、関係市町村の意見を聴くとともに、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定するものとする。

（表１）重点区域の設定範囲

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的護措置を準備する区域（ＰＡＺ）	―	原子力施設から概ね 半径５㎞を目安に設定
	緊急防護措置を準備する区域（ＵＰＺ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村（各市町村全域）	

（ＰＡＺ： Precautionary Action Zone 、ＵＰＺ： Urgent Protective Action Planning Zone）

(4) 重点区域以外の区域への対応

県は、重点区域以外の市町村に対しても、情報の提供、空間放射線量率の測定、健康診断の実施等の対応を行うものとし、これらの市町村においては、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入など原子力災害発生時に必要となる事項を定めた地域防災計画を作成するものとする。

第４ 計画の前提となる原子力発電所の概要

本県及び隣接する宮城県、新潟県、茨城県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所

市庁舎から福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所までの距離は、それぞれ約 60ｋｍ、約 68ｋｍとなっている。

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型（※）	認可出力
東京電力ホールディングス（株）	福島第一原子力発電所	福島県双葉郡大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0 万 kW
			2号	BWR	78.4 万 kW
			3号	BWR	78.4 万 kW
			4号	BWR	78.4 万 kW
			5号	BWR	78.4 万 kW
			6号	BWR	110.0 万 kW
	福島第二原子力発電所	福島県双葉郡楢葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0 万 kW
			2号	BWR	110.0 万 kW
			3号	BWR	110.0 万 kW
			4号	BWR	110.0 万 kW

※ＢＷＲ＝沸騰水型軽水炉

（2）女川原子力発電所（宮城県）
市庁舎からは約 103ｋｍの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型	認可出力
東北電力㈱	女川 原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石 巻市	１号	BWR	52.4 万 kW
			２号	BWR	82.5 万 kW
			３号	BWR	82.5 万 kW

（3）柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）
市庁舎からは約 178ｋｍの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型（※）	認可出力
東京電力ホールディングス（株）	柏崎刈羽 原子力発電所	新潟県柏崎市 及び 刈羽郡刈羽村	１号	BWR	110.0 万 kW
			２号	BWR	110.0 万 kW
			３号	BWR	110.0 万 kW
			４号	BWR	110.0 万 kW
			５号	BWR	110.0 万 kW
			６号	ABWR	135.6 万 kW
			７号	ABWR	135.6 万 kW

ＡＢＷＲ＝改良型沸騰水型軽

（4）東海第二発電所（茨城県）
市庁舎からは約 149ｋｍの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所 在 地	号機	原子炉型	認可出力
日本原子力発電（株）	東海第二発電所	茨城県那珂郡東海村	１号	BWR	110.0 万 kW

第２章　原子力災害予防対策計画

第１　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　防災情報通信網等の整備

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

市は、携帯電話等の受信環境の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮するものとする。

２　応援協力体制の整備

(1) 市は、原子力災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2)市は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

第２　災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、災害応急体制に係る事項について検討するとともに、必要な体制を整備しておくものとする。

なお、県〔危機管理部、健康衛生総室、警察本部〕は、重点地域以外の地域の住民の安全確保のため、重点地域以外の地域に対しても、以下の事務または業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備し、マニュアル等に定める。

(1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供〔危機管理部、警察本部〕
(2) 事故影響の有無を確認のための放射線モニタリングの実施〔危機管理部〕
(3) 県民等に対する健康相談等の実施〔健康衛生総室〕
(4) その他必要な事項

第３　避難収容活動体制の整備

１　市における避難計画の作成

市は、原災法第 15 条の緊急事態において、住民避難、屋内退避等の指示、または独自の判断に基づき、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難計画を策定するものとする。なお、避難計画の策定にあたっては、避難の長期化や県外も含めた市町村間を越えた広域避難についても考慮する。

(1) 避難等に関する指標
(2) 避難等の指示の伝達方法
(3) 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
(4) 避難所及びコンクリート建物の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
(5) 他の市町村への避難の方法、他市町村からの避難の受け入れの体制
(6) 一時集合場所及び避難所への経路及び誘導方法
(7) 避難状況の確認体制
(8) 住民輸送に関する事項
(9) 要配慮者に対する救援措置に関する事項

市は、要配慮者を適切に誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域団体等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導、移送体制を整備するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(10)避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

２ 避難者等の受入れ

(1) 市は、県が策定した福島県原子力災害広域避難計画に基づく避難元市町村（南相馬市、川俣町）からの避難者の受入要請を踏まえ、避難所の設置、避難者の受入、避難車両の誘導、避難所の運営等を行う。

なお、県及び前述の避難元市町村以外の重点区域内の市町村等からの受け入れ要請についても可能な限り受け入れるものとする。

(2) 市は、避難車両の避難所までの誘導について協力する。

(3) 市は、あらかじめ関係市町村と応援協定の締結について検討する。

(4) 市は、「原子力災害時における日立市民の県外広域避難に関する協定」に基づき、茨城県日立市からの避難者の受け入れ要請について、可能な限り受け入れるものとする。

第４ 情報伝達体制

１ 社会福祉施設における情報伝達

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達にあたっては、入所者に対して、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

２ 在宅者に対する情報伝達

市は、防災行政無線等を活用するとともに、民生・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、要配慮者及びその家族に対して避難等の情報伝達を行う。

３ 病院等における情報伝達

病院等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行う。

なお、情報伝達に当たっては、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

４ 外国人に対する情報伝達

市は、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じ「やさしい日本語」を含む多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

第５ 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

市は、国、県及び事業者と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

また、県は、関係市町村が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し、必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。

(2) 原子力発電所の概要に関すること。

(3) 原子力災害とその特殊性に関すること。

(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

(5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。

(6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。

(7) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。

(8) 屋内退避施設、避難所に関する事項に関すること。

(9) その他必要と認める事項

第３章　原子力災害応急対策計画

第１ 住民等に対する指示の伝達と広報

１ 地域に対する指示の伝達と広報

(1) 県〔災害対策本部〕は、県内全市町村に対し、県総合情報通信ネットワークや電子メール等を利用して、災害情報の伝達を行うものとし、重要な指示等については、電話等でその着信を確認するものとする。

ただし、伝達する情報の内容については、近接する市町村、さらにそれ以外の市町村に対するものとに分類し、指示内容、頻度等の相違に配慮するものとする。

(2) 県〔災害対策本部〕は、地域の住民等に対し、テレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めるものとする。

２ 問い合わせ窓口の設置

市は、国、県、事業者と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制を確立するものとする。

なお、窓口を設置した時は、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

第２ 緊急時モニタリング

１ 緊急時モニタリング体制

(1) 緊急時モニタリング体制

ア　初期対応段階の緊急時モニタリングの実施

県〔危機管理総室〕は、発電所の原子力防災管理者から警戒事象発生の通報を受けた場合、緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。

イ　緊急時モニタリングセンターの活動

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、特定事象の通報を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部に連絡するものとされている。また、緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施するものとされている。

(2) 関係機関の協力

ア　情報の提供

発電所の原子力防災管理者、福島地方気象台長及び関係市町村長は、緊急時モニタリングの実施に当たり、必要な情報を提供するものとする。

イ　緊急時モニタリング活動に対する協力要請

緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、関係機関相互の連絡を取り、緊急時モニタリングの実施調整を図るものとする。

２ 県内各地における空間放射線量率等の測定

(1) 緊急時モニタリングセンター〔原子力規制委員会〕は、重点区域外の県民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間放射線量率等の測定を行うものとする。

測定結果については、危機管理総室又は災害対策本部設置後は災害対策本部が、総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付するものとする。

(2) 市は、市内の全地域の空間放射線量率等の測定を行い、住民に情報を迅速に提供するものとする。

第３ 避難及び屋内退避

１ 速やかな住民避難のための準備

県及び市は、原災法第 15 条の緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施に移せる体制をとるため、原災法第 10 条の通報受信後、直ちに住民の屋内退

避または避難のための準備として、緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受入の調整の検討を開始するとともに、避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

２ 避難及び屋内退避の決定、実施

市長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの避難及び屋内退避等を要する区域（以下「防護対策区域」という。）についての指示に従い、または独自の判断により、防護対策地区における避難及び屋内退避等の実施を決定し、住民等に対し屋内退避または避難のための立ち退きの指示を行うものとする。

知事は、市長に対し、内閣総理大臣の指示に従い、または独自の判断により、住民等に対する避難または屋内退避の指示の連絡、確認等の必要な緊急事態応急対策を実施するよう指示するとともに、市に協力して住民の避難状況等の確認を行うものとする。

県〔災害対策本部〕は、住民等の避難誘導にあたっては、市に協力し、避難所の所在、災害の概要、その他の避難のための情報の提供に努めるものとする。

３ 避難所の設置

避難所の設置は、原則として市が実施するものとする。市で措置不可能な場合は、国、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を求めて実施するものとする。

大規模災害などで市町村間を越える広域避難が必要となり、被災市町村で開設する避難所だけでは避難者を収容できない場合、被災市町村は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。県が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

４ 避難及び屋内退避の実施

(1) 避難

ア 市は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示するものとする。

イ 県〔災害対策本部〕は、市が避難を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて対象地区の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。

また、県は、避難者の輸送及び誘導等について、市への協力体制を整えるものとし、警察、及び周辺輸送機関等に対して協力を要請するものとする。

(2) 屋内退避

ア 市は、屋内退避を決定したときは、あらかじめ定める避難計画に基づき、屋内退避地区住民に対して、屋内退避を指示するものとする。

イ 県〔災害対策本部〕は、市が屋内退避を決定したときは、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等を通じて屋内退避地区内の住民に周知するとともに、原子力災害に係る情報を提供し、住民の安全確保に努めるものとする。

５ 広域的な避難

(1) 県の要請

県〔災害対策本部〕は、大規模災害により市域を越えた避難が必要であると認めるとき、または、市から他市町村への避難の要請を受けたときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で住民の避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村に対し避難の受入及び避難所の設置を要請するものとする。

また、必要に応じて職員を派遣し、避難収容等の支援にあたらせるものとする。

(2) 要請を受けた市町村の措置

県から要請を受けた市は、避難所の中から、受入に必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。

(3) 避難市町村の措置

市は、県から他市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、受入市町村の避難所に職員を派遣し、受入市町村との連絡及び避難者の状況把握、受入市町村と協力して避難所の運営にあたらせるものとする。

(4) 避難者の輸送

県は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関に対し、避難者の輸送についての協力を要請し、輸送のための車両を確保するものとする。

なお、これによっても車両が不足するときは、合同対策協議会において、支援を依頼するものとする。

また、市は、避難を要する住民を指定する集合場所へ集合させ、乳幼児、妊婦、高齢者等の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

(5) 県外避難

県は、災害の状況等により県外への避難が必要と認めるときは、道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定の枠組みによる連携を図るなど、受入先となる都道府県との調整を進めるとともに、被災者が避難を行うための輸送手段の調達等を支援する。

(6) 災害時相互応援協定等による避難

市は、災害の状況により市外への避難が必要と認めるときは、災害時相互応援協定等に基づき、協定締結先市町村と避難者の受入等について、連携を図るものとする。

６ 要配慮者への配慮等

市は、要配慮者に向けた情報の提供、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者(児)、難病患者及び外国人等のいわゆる「要配慮者」に十分配慮するものとする。

特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

第４ 飲食物の摂取制限等

１ 防護対策区域の住民に対する飲食物の摂取制限

(1) 県〔災害対策本部〕は、市が屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民に対し、当面屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう、市に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等による広報を行うものとする。

(2) 市は、県からの指示に基づき、防護対策区域の住民に対し、飲食物の摂取制限を指示するとともに、飲食物の供給活動を実施するものとする。

２ 飲食物摂取制限に関する指標

平成 24 年 4 月 1 日から施行された新基準値は、次の表のとおりである。

【放射性セシウムの新基準値 】

食 品 群	基準値（単位：ベクレル/kg）
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

３ 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限

県〔災害対策本部〕及び市は、国の指示または緊急時モニタリングにより２に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、当該試料が採取された地区の住民に対し、１と同一の措置を講ずるものとする。

また、飲料水の水源についても、国の指示または２に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置等を決定し、当該水道利用者全てに対し必要な措置を講ずるよう市等に指示するものとする。

４ 農畜水産物の採取及び出荷制限

(1) 県〔災害対策本部〕は、国の指示または緊急時モニタリング等により２に定める指標濃度を超える試料が検出された場合にあっては、住民、農畜水産物の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区の農畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等必要な措置を講じるよう、市に指示するとともに、テレビ・ラジオ、新聞及びインターネット等により広報するものとする。

(2) 市は、住民、生産者及び生産流通関係機関・団体に対し、農畜水産物の出荷を禁止するよ

う指示するものとする。

第５ 内部・外部被ばく線量の測定及び農産物等の検査

市は、住民のホールボディカウンター（ＷＢＣ）による内部被ばく線量の測定を継続的に実施するとともに、自家消費用農産物や飲料水の放射性物質検査を長期的に行うことにより基準値を超える飲食物の摂取を防ぐ対策を講じるとともに、影響を受けやすい子供等の外部被ばく量測定を実施する。

第６ 原子力災害医療活動

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や除染を行う。

また、身体汚染検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害拠点病院（主に原子力発電所立地道県で指定）又は高度被ばく医療支援センター（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等）に移送すべく対処する。

第７ 放射性物質による汚染の除去

県〔災害対策本部〕は、国の指示または指導・助言をもとに、市、事業者及びその他関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第４章　災害復旧計画

第１ 緊急事態解除宣言後の対応

市は、市域を含む地域の原子力緊急事態解除宣言が発出された場合においても、原子力被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

なお、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの市内一時滞在者に対しても、避難元市町村と連携した生活支援に努める。

第２ 原子力災害後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、市域を含む地域の原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、国及び県と協議のうえ、状況に応じた避難区域の見直しを行い、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第３ 放射性物質による環境汚染への対応

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を実施し、放射性物質による環境汚染に対処する。

市は、原子力緊急事態宣言解除後も、関係機関及び事業者と協力して、環境放射線モニタリングを行い、速やかに結果を公表する。

第４ 各種制限措置の解除

１ 各種指示の解除

市は、県が放射線による影響を受ける恐れがなくなったと認め、原子力災害応急対策として指示された、屋内退避又は避難について解除の指示がされた場合、屋内退避又は避難している住民に対し、解除を伝達する。

２ 各種制限措置の解除

市は、１と同様に県が放射線による影響を受ける恐れがなくなったと認め、原子力災害応急対策として指示された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除が指示された場合、住民及び関係団体等に伝達する。

第５ 災害地域住民に係る記録等の作成

１ 避難及び屋内退避住民の記録

市は、市域を含む地域の原子力緊急事態宣言が発出され、避難及び屋内退避の措置を伝達した住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等における措置について様式を定め記録する。

２ 災害応急対策の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

３ 住民健康調査の記録

(1) 市は、県が行う原子力災害時に防護対策を講じた地区住民に対する健康調査に協力する。

(2) 市は、ホールボディカウンターによる市民の健康実態を検査し、記録する。

(3) 市は、放射性物質及び放射線による心身の健康に与える影響について、県と連携し、相談窓口を開設する。

第６ 被災者等の生活再建等の支援

生活再建等の支援

市は国・県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給や貸付の迅速な処理のための仕組みの構築に努める。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復に努めるとともに、原子力災害対策指針に基づき心身の健康管理体制を整備し、生活全般にわたるきめ細かな支援に努める。

第７ 広報及び相談体制の整備

市は国･県と連携し、被災者の自立に対する援助及び助成措置に関し、被災者に広報する。

また、広域避難で市外に避難した被災者及び原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域を含む市町村からの市内一時滞在者に対して、避難先市町村又は避難元市町村と協力し必要な情報や支援・サービスの提供に努める。

第８ 災害復旧基金等の検討

市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的・弾力的に進めるために、特に必要がある場合は、災害復興基金の設置等の手法を検討する。

第９ 被災中小企業等に対する支援

市は国・県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金及び運転資金の貸し付けを行う。

また、支援措置を広く広報するとともに、被災中小企業の相談を受付ける。

第 10 風評被害等の影響の軽減

市は国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、農林業及び地場産業の商品等の適正な流通の促進のために、広報活動を行う。

第 11　損害賠償の請求等に必要な書類の記録

損害調査への協力

市は、県が行う、将来の医療措置及び損害賠償の請求に資するため、次に掲げる事項に起因した損害調査に協力する。

① 屋内退避、避難の措置
② 飲食物の摂取制限及び農畜水産物に対する出荷制限措置
③ 立入制限措置
④ 農耕制限措置
⑤ 狩猟・漁獲制限措置
⑥ 市が指示した措置